

高松市次期ごみ処理施設整備に係る
環境影響評価準備書
要約書

令和8年2月

高松市

目 次

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
第 2 章 対象事業の目的及び内容	3
第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	43
第 4 章 方法書についての意見と事業者の見解	53
第 5 章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び 評価の手法	57
第 6 章 環境影響評価の結果の概要	143
第 7 章 環境保全措置	195
第 8 章 事後調査の計画	211
第 9 章 環境影響の総合的な評価	217
第 10 章 環境影響評価の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地	219

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1 事業者の名称

名称：高松市

1.2 代表者の氏名

代表者の氏名：高松市長 大西 秀人

1.3 主たる事務所の所在地

主たる事務所の所在地：香川県高松市番町一丁目 8 番 15 号

第2章 対象事業の目的及び内容

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

高松市では、保有するごみ処理施設のうち、西部クリーンセンターの焼却施設（昭和 63 年 4 月稼働）及び破碎施設（平成 9 年 4 月稼働）は、基幹的設備改良工事を実施しているが、稼働から長期間が経過しているため、令和 14 年度に稼働を終了する。

また、南部クリーンセンターの焼却施設（平成 16 年 3 月稼働）、破碎施設及び資源化施設（平成 15 年 8 月稼働）は、西部クリーンセンターの稼働終了時には稼働後約 30 年が経過することから、施設の更新時期が迫っている。

これらのことから、本市では「高松市次期ごみ処理施設整備基本構想」（令和 4 年 4 月）及び「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」（令和 5 年 5 月）^注）を策定し、令和 15 年度以降のごみ処理体制として、焼却施設は西部クリーンセンターと南部クリーンセンターを集約化して次期ごみ処理施設（以下「新施設」という。）を整備し、破碎施設は新施設に隣接する位置に新設、資源化施設は南部クリーンセンターの現有施設を改造・延命化する方針とした。また、新施設の建設場所については、市内一円から抽出した複数の候補地を様々な観点から評価し、焼却施設、破碎施設及び資源化施設との連携性を踏まえ、南部クリーンセンターに隣接する位置が最も建設に適していることから選定した。

以上の経緯から、本事業は、南部クリーンセンターに隣接する位置において、新たな焼却施設を整備するものである。

なお、破碎施設の新設事業及び資源化施設の延命化事業についても、新施設と隣接する位置関係にあり、おおむね同様の時期に工事と施設稼働が見込まれることから、本事業に係る環境影響評価にあたっては、関連事業として整理する。

注）令和 5 年 5 月に策定した「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、検討を進める中で、様々な課題が明らかとなったため、令和 6 年 12 月に計画の一部見直しを行った。

2.2 対象事業の名称

高松市次期ごみ処理施設整備事業

2.3 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置

（香川県環境影響評価条例（平成 11 年条例第 2 号）別表第 6 号に掲げる事業）

2.4 事業計画の主な変更点（環境影響評価方法書との比較）

令和5年5月に策定した「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、検討を進める中で、様々な課題が明らかとなったため、令和6年12月に計画の一部見直しを行った。また、プラントメーカーへの入札参加意向調査を実施し、ごみ処理方式を選定した。

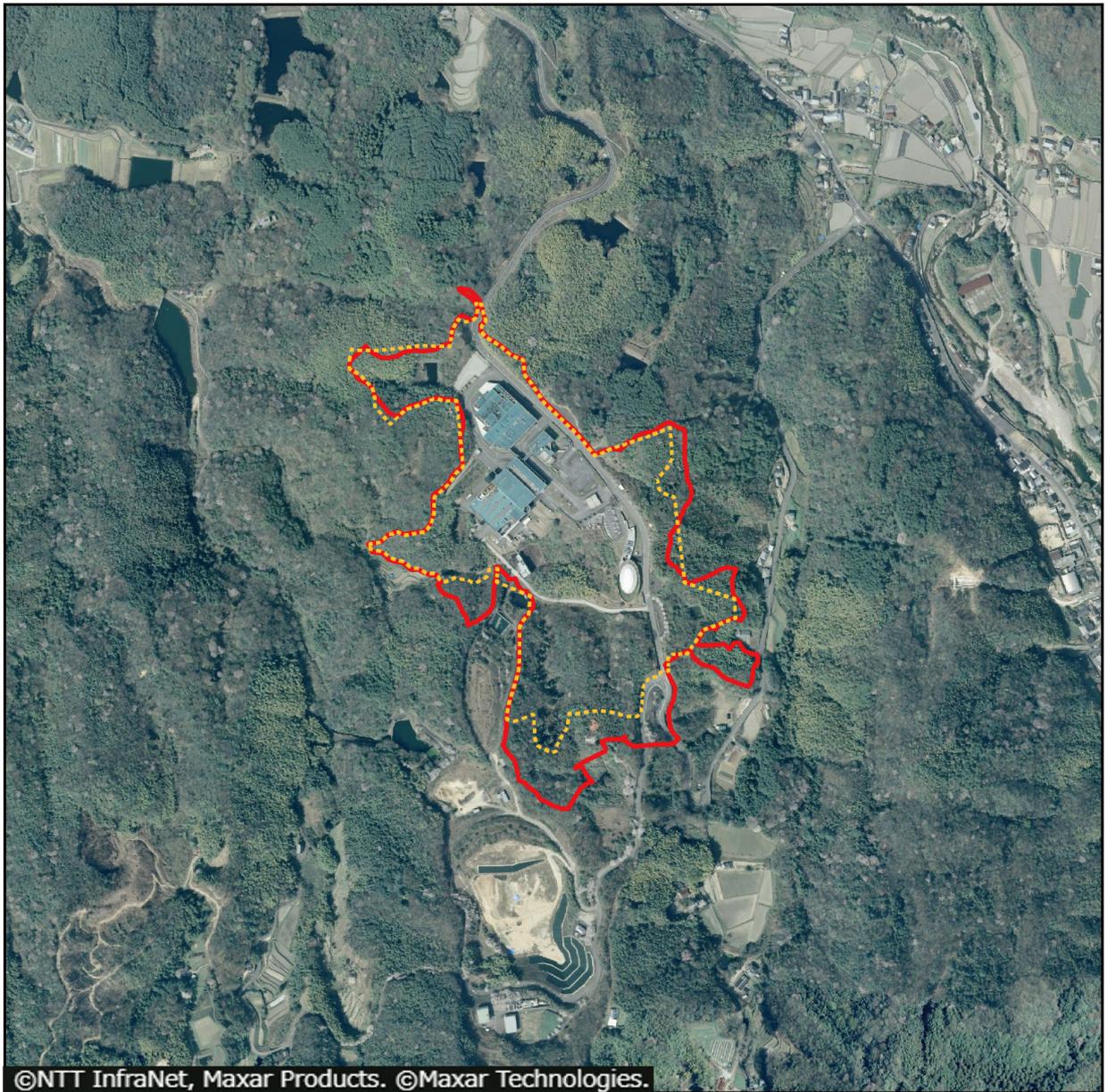
環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）からの事業計画の主な変更点を表2-1に示す。

表 2-1 方法書からの事業計画の主な変更点^{注1)}

項目	方法書段階の事業計画	現段階の事業計画	変更理由
対象事業の規模 (処理能力)	焼却施設 : 452t/日	焼却施設 : 485t/日	令和6年度にごみ排出量(将来推計値)を見直した結果、令和15年度(計画目標年度)のごみ排出量が当初の想定よりも多かったため。
関連事業の計画	破碎・資源化施設を改造・延命化する。	破碎施設は新設し、資源化施設は当初の計画どおり延命化する。	破碎施設については、より広いプラットホームや火災リスクに対応するため、手選別ライン拡充、火災検知、消化能力増強が必要であるため。
関連事業の規模	破碎・資源化施設 : 69t/日	破碎施設 : 70.8t/日 資源化施設 : 27.0t/日	令和6年度にごみ排出量(将来推計値)を見直した結果、令和15年度(計画目標年度)のごみ排出量が当初の想定よりも多かったため。
対象事業実施区域の面積 ^{注2)}	約 158,000m ²	約 188,000m ²	残留緑地面積の確保及び事業計画の一部を変更したため。
ごみ処理方式	<焼却方式> ・ストーカ式ごみ焼却方式 ・流動床式ごみ焼却方式 <溶融方式> ・シャフト式 ガス化溶融方式 ・流動床式 ガス化溶融方式	<焼却方式> ストーカ式ごみ焼却方式	令和6~7年度に実施したプラントメーカーへの入札参加意向調査の結果、4方式のうち3方式については、参加の意向を示すプラントメーカーがなかったため。

注1) 現在の計画であり、変更となる場合がある。

注2) 方法書段階及び現段階の対象事業実施区域比較図を図2-1に示す。



©NTT InfraNet, Maxar Products. ©Maxar Technologies.

凡 例

- 対象事業実施区域（現段階）
- 対象事業実施区域（方法書段階）

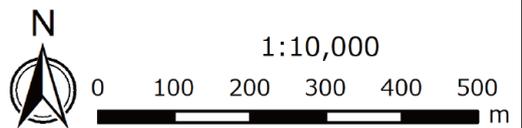


图 2-1 対象事業実施区域位置图（拡大図：航空写真）

2.5 対象事業の規模

2.5.1 対象事業の規模

対象事業の規模（処理能力）を以下に示す。

- ・ 焼却施設 485t/日^{注1,2)}

注1)「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」(令和5年5月)に基づく。なお、同計画は、令和6年12月に一部見直しを行った。

注2) 現在の計画であり、変更となる場合がある。

2.5.2 関連事業の規模

対象事業と同敷地内における関連事業として、破碎施設の新設及び資源化施設の改造・延命化を予定している。

新設後の破碎施設及び延命化後の資源化施設（以下「関連施設」という。）の規模（処理能力）を以下に示す。

- ・ 破碎施設 : 70.8t/日^{注1,2)}

- ・ 資源化施設 : 27.0t/日^{注1,2)}

注1)「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」(令和5年5月)に基づく。なお、同計画は、令和6年12月に一部見直しを行った。

注2) 現在の計画であり、変更となる場合がある。

2.6 対象事業実施区域

2.6.1 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域の位置及び面積を表 2-2 に示す。

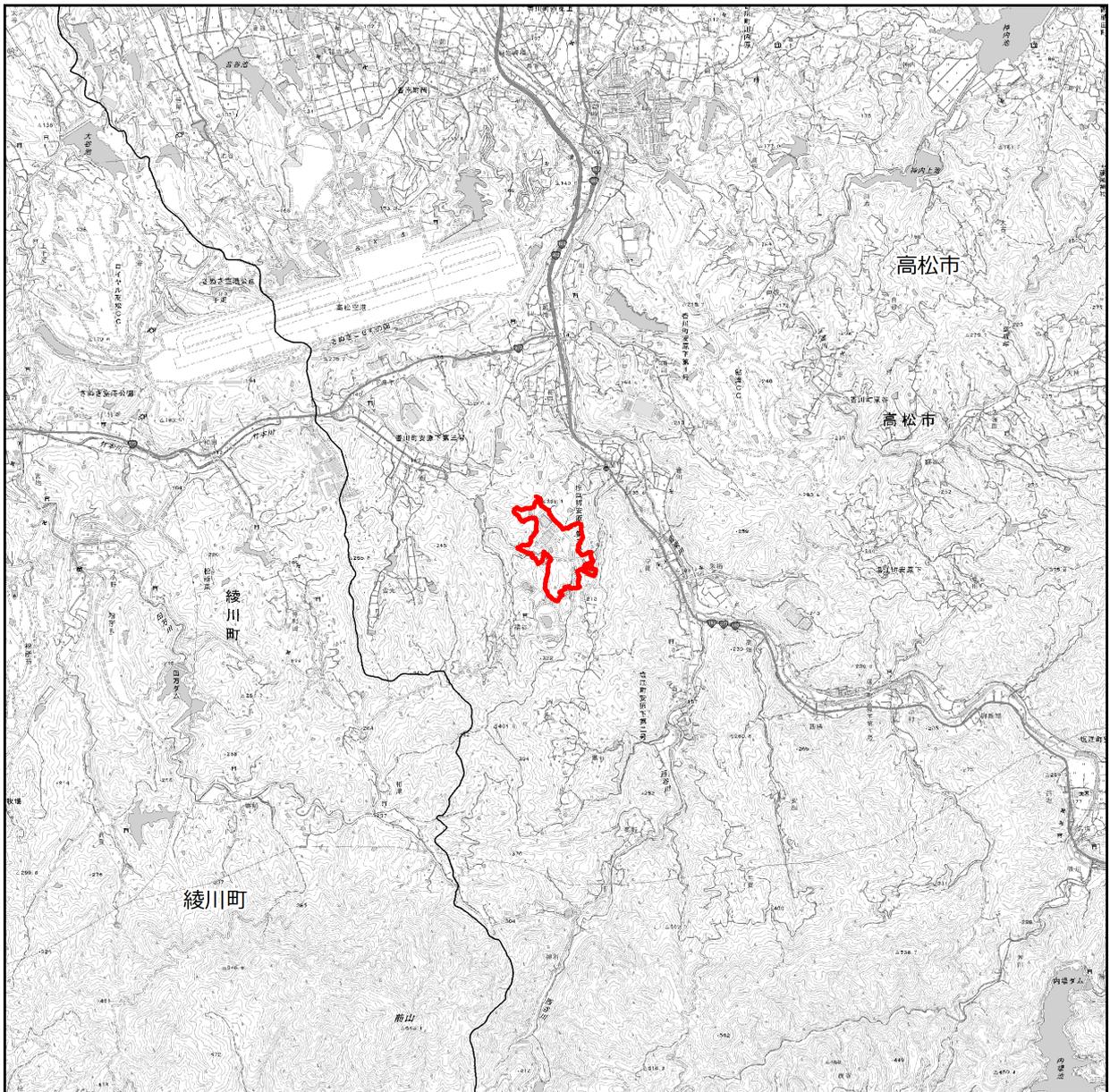
本環境影響評価では、新施設整備と併せて新設・延命化工事を予定している関連施設についても、対象事業実施区域に含めるものとする。

「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」（令和 5 年 5 月）の見直しに伴い、令和 6 年 4 月に公告・縦覧を行った方法書から対象事業実施区域の面積を拡大する形で変更した。

表 2-2 対象事業実施区域の位置及び面積

項目	内容
対象事業実施区域の位置	香川県高松市塩江町安原下第 3 号 2084 番地 1 付近 (図 2-2～図 2-4 参照)
対象事業実施区域の面積 ^{注)}	約 188,000m ²

注) 「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」（令和5年5月）の見直しに伴い、方法書から対象事業区域の範囲が変更となった。なお、同計画は、令和6年12月に一部見直しを行った。



凡 例

 対象事業実施区域

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

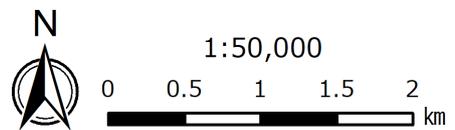
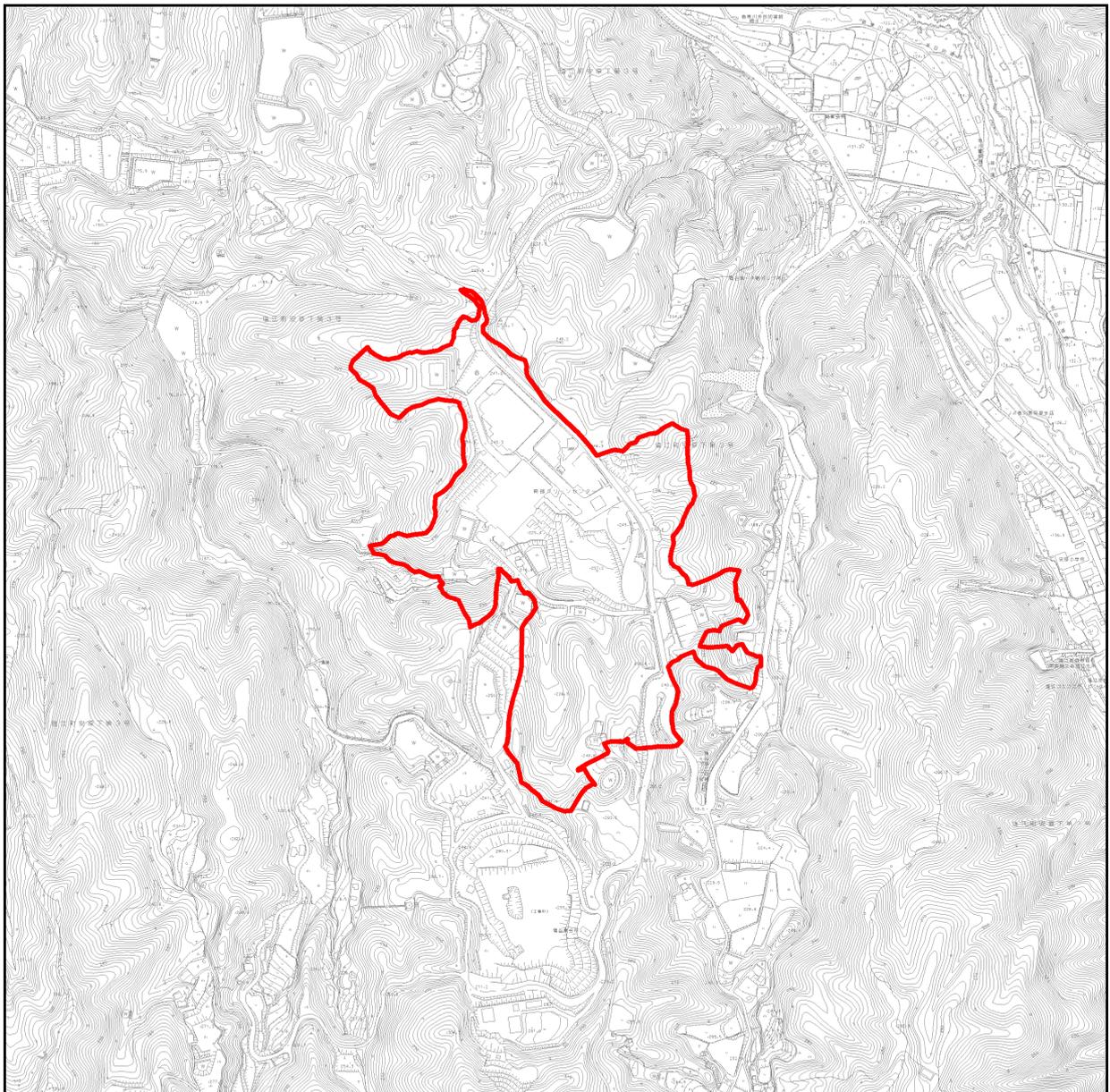


図 2-2 対象事業実施区域位置図（広域図）



凡 例

 対象事業実施区域

※この地図は、高松市発行の地形図を複製して情報を追記したものである。

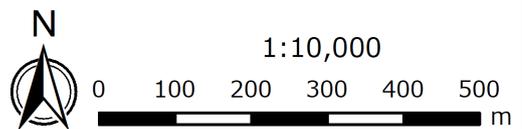


図 2-3 対象事業実施区域位置図（拡大図）



凡 例

 対象事業実施区域

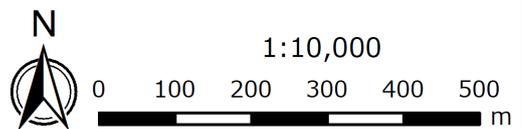


图 2-4 対象事業実施区域位置图（拡大図：航空写真）

2.6.2 施設整備に関する基本方針

(1) 施設整備の理念・基本方針

本市が新施設の整備を行ううえで定めた理念及び基本方針を以下に示す。

【理念 1】環境保全に配慮した施設

<基本方針>

- ・環境負荷の低減のため、温室効果ガスの低減を目指した処理システムを構築する。
- ・省エネルギー機器の導入及び余熱利用計画を検討し、効率的な資源回収と最終処分量の低減を図り、循環型社会の形成に寄与する施設とする。

【理念 2】安全・安心・安定した施設

<基本方針>

- ・事故がなく、市民が安心して生活できる施設とする。
- ・ごみ量、ごみ質の変動に対応し、長期間にわたり、安定稼働ができる施設にする。

【理念 3】新たな価値をもたらす施設

<基本方針>

- ・施設見学や環境学習を通じ、市民が気軽に来場できる施設にするとともに、3R 啓発のための場とするなど、広く市民に開放し、親しまれる施設にする。
- ・ごみ処理施設を核とした地域振興を目指す。

【理念 4】防災力の高い施設

<基本方針>

- ・地震や水害等の災害発生時にも施設の機能を維持できる施設とする。
- ・災害廃棄物の処理にも対応できる施設とする。
- ・地域の防災拠点となる施設を目指す。

【理念 5】経済性を考慮した施設

<基本方針>

- ・施設の計画・設計・建設から運営、維持管理・改修及び将来的な環境基準を含めたごみ処理システム全体で、経済性や効率性に配慮したライフサイクルコストの適正化を図る。
- ・国の交付金制度を活用できる施設とする。

2.6.3 対象事業実施区域の検討経緯

(1) 対象事業実施区域の検討経緯

香川県では、平成11年3月に県内におけるごみの効率的、かつ安定的な適正処理を目指し、連携を図る地域ブロックを設定するとともに、各ブロックにおける施設整備の方向性を示した広域化計画を策定している。

本市は、第1ブロックに属しており、広域化計画策定時はブロック内に7つの焼却施設があったが、平成の市町合併を経て統廃合が進み、現在は西部クリーンセンター、南部クリーンセンター、香川東部溶融クリーンセンターの3施設が稼働している。

高松市次期ごみ処理施設整備基本構想では、広域化計画を踏まえ、ブロック内広域処理と施設の集約化の可能性について検討を行った。

検討の結果、焼却施設として西部クリーンセンターと南部クリーンセンターを集約化し新施設を整備すること、破碎施設を新設すること、資源化施設は南部クリーンセンターの現有施設を改造・延命化することとし、併せて新施設の建設候補地の評価を行った。

市内の地点を様々な観点から評価し、最終的に可燃性残渣の処理、電力の利活用等、焼却施設、破碎施設及び資源化施設との連携性が最も高くなる南部クリーンセンターの隣接地を整備地として選定した。

(2) 施設規模の検討経緯

高松市人口ビジョンでは、令和12年の本市の合計特殊出生率を1.86%、純移動率は平成22年と平成27年の国勢調査人口ベースが今後も続くと仮定して将来人口を表 2-3のとおり推計しており、人口は平成27年から徐々に減少している。

表 2-3 本市の将来予測人口

単位：人

年度	実績		予測	
	H22	H27	R10	R15
人口	419,429	420,748	408,398	404,152

出典：「高松市一般廃棄物処理基本計画（令和6年12月見直し版）」（平成30年3月）

「高松市一般廃棄物処理基本計画（資料編）（令和6年12月見直し版）」（平成30年3月）

高松市一般廃棄物処理基本計画より、新施設稼働開始予定年度（令和15年度）までの将来のごみ排出量予測（施策反映後）を表 2-4に示す。

表 2-4 本市及び関係市町の将来ごみ排出量予測

単位：t/日

年度		高松市	綾川町
2028	R10	127,525	5,336
2029	R11	126,981	5,319
2030	R12	126,453	5,313
2031	R13	125,806	5,320
2032	R14	125,178	5,302
2033	R15（施設稼働開始年度）	124,563	5,297

本市及び関係市町の将来ごみ排出量（新施設稼働開始年度）及び現行の実績より算出した将来ごみ処理量を表 2-5に示す。

また、ごみ処理施設の整備に関する国の循環型社会形成推進交付金制度の交付要件として、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を設けることが求められていることから、災害廃棄物処理計画より災害廃棄物処理量を算出し、これを加算してごみ処理量を設定した。

表 2-5 想定されるごみ処理量

単位：t/日

処理するごみ	ごみ処理量 ^{注1)}
一般ごみ	109,578
災害廃棄物	20,706
焼却対象	130,284 ^{注2)}
破碎対象	12,208
資源化対象	5,755

注1) 一部のごみ処理を民間に委託するなど、諸条件の違いにより表 2-4の数値と合計が合わない。

注2) 条例対象である焼却施設の将来ごみ処理量を指す。

新施設及び関連施設の施設規模は、将来ごみ処理量（災害廃棄物を含む）を基に、以下の方法で設定する。

新施設規模：焼却処理量(t/年)÷270(日/年)^{注1)} ÷0.96^{注2)}

関連施設規模：破碎・資源化処理量(t/年)÷245(日/年)^{注3)} ×1.42^{注4)}

注1) ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）より、焼却施設の年間稼働日数は、年間日数365日から、想定される年間停止日数を差し引くことで設定した。

注2) 調整稼働率（故障ややむを得ない一時停止等のために処理能力が低下することを考慮した係数）

注3) ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）より、破碎・資源化施設等の年間稼働日数は、年間日数365日から、年間の休日104日（2日×52週）及び年末年始、その他祝日、補修整備期間の16日の合計日数（120日）を差し引くことで設定した。

注4) 計画月最大変動係数（計画年目標時における月最大変動係数のことを指す。高松市の不燃・破碎ごみの実績より、標準の1.42を引用する。）

将来ごみ処理量を基に算出した施設規模を表 2-6に示す。新施設が485t/日、関連施設が97.8t/日（破碎施設70.8t/日、資源化施設27.0t/日）となる。

表 2-6 新施設等の施設規模

単位：t/日

施設規模	新施設（焼却施設）	関連施設（破碎・資源化施設）
	485	97.8 破碎：70.8 資源化：27.0

注) 現時点の計画であり、変更となる場合がある。

2.7 対象事業の工事計画の概要

2.7.1 工事の概要

対象事業に関連する工事として、図 2-3 に示した対象事業実施区域内における山林等の造成工事、新施設の建設工事、関連施設のうち破碎施設の建設工事及び資源化施設の延命化工事を予定している。また、新施設整備予定区域は図 2-5 に示すとおり山林であるため、新施設及び関連施設（破碎施設）を建設するにあたり、造成工事を実施する必要がある。これに伴い、樹木の伐採、掘削及び整地等の土木工事を計画している。

2.7.2 工事工程

事業スケジュールを表 2-7 に、工事工程を表 2-8 に示す。工事は令和 8 年度からの開始を予定している。

環境影響評価は令和 8 年度中頃までの実施を予定している。

敷地造成工事及び施設建設工事は、土木工事、建築工事及びプラント工事に大別される。このうち、土木工事では伐採・掘削・整地（防災調整池工事を含む）等工事を予定している。また、建築工事では杭・山留工事、掘削・土工事、躯体工事、外構工事、プラント工事では機器据付工事を予定している。

なお、令和 14 年度末に稼働を停止する南部クリーンセンターの焼却施設（現有施設）の将来の利用計画は未定である。

表 2-7 想定する事業スケジュール（全体）

項目/年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
施設整備・敷地造成基本設計	■	■							
敷地造成実施設計		■							
施設整備事業者選定			■	■	■				
環境影響評価	■	■	■						
敷地造成工事・施設建設工事			■	■	■	■	■	■	■

注) 現時点の計画であり、変更となる場合がある。

表 2-8 想定する工事工程

項目/年度		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
土木工事	準備工事	■								
	伐採・掘削・整地 (防災調整池工事を含む)		■	■	■					
建築工事	仮設工事			■						
	杭・山留工事				■					
	掘削・土工事				■					
	躯体工事	新施設 破碎施設					■	■		
		資源化施設					■	■		
外構工事							■			
プラント工事	機器据付工事	新施設 破碎施設				■	■			
		資源化施設				■	■			
試運転								■		
供用									■	

注) 現時点の計画であり、変更となる場合がある。

2.7.3 各工事に使用する主な建設機械

土木工事、建築工事及びプラント工事に使用する主な建設機械を表 2-9 に示す。

表 2-9(1) 使用する主な建設機械（土木工事）

工区	項目	重機（建設機械）		
土木 工事	準備工事	ブルドーザ	10t	
	伐採・掘削・整地 (防災調整池工事を含む)	バックホウ	1m ³ 未満	
		コンクリートポンプ車（ブーム）	90-110m ³	
		ロードローラ	-	
		タイヤローラ	8-20 t	
		アスファルトフィニッシャー	2.3-6.0m	
		モータグレーダ	-	
		クローラクレーン	25t 吊未満	
		ラフタークレーン	25t 吊未満	
		クラムシェル	1.4m ³	
		バイプロハンマ	-	
		発電機	-	

注) 重機の諸元は、環境影響の予測・評価において考慮した諸元を示す。なお、「-」は予測・評価において諸元の設定を行っていないことを示す。

表 2-9(2) 使用する主な建設機械（建築工事）

工区	項目	重機（建設機械）		
建築工事	仮設工事	バックホウ	1m ³	
		ホイールクレーン（ラフター）	50t 吊	
	杭・山留工事	杭打機		-
		バックホウ	1m ³ 未満	
		クローラクレーン	50t 吊	
		バイプロハンマ		-
		発電機		-
	掘削・土工事	バックホウ	1m ³ 未満	
		クラムシェル	1.4m ³	
		クローラクレーン	50ト吊	
		発電機		-
	躯体工事 （新施設、破碎施設）	バックホウ	1m ³	
		ホイールクレーン（ラフター）	25t 吊	
		ホイールクレーン（ラフター）	50t 吊	
		クローラクレーン	150t 吊未満	
		コンクリートポンプ車（ブーム）	50m ³ 以上	
		発電機		-
	躯体工事 （資源化施設）	バックホウ	1m ³	
		ホイールクレーン（ラフター）	5t 吊	
		ホイールクレーン（ラフター）	25t 吊	
		ホイールクレーン（ラフター）	50t 吊	
		ロードローラ	12t 未満	
		タイヤローラ	8t 未満	
		アスファルトフィニッシャー	クローラ型	
	外構工事	ロードローラ	12t 未満	
		タイヤローラ	8t 未満	
アスファルトフィニッシャー			-	
モータグレーダ			-	
発電機			-	

注) 重機の諸元は、環境影響の予測・評価において考慮した諸元を示す。なお、「-」は予測・評価において諸元の設定を行っていないことを示す。

表 2-9(3) 使用する主な建設機械（プラント工事）

工区	項目	重機（建設機械）	
プラント工事	機器据付工事 （新施設、破碎施設）	ホイールクレーン（ラフター）	25t 吊
		ホイールクレーン（ラフター）	50t 吊
		オールテレーン	200t
		クローラクレーン	350t
		フォークリフト	3t 未満
		高所作業車	揚程 20m 未満
		空気圧縮機	100kW 未満
	機器据付工事 （資源化施設）	ホイールクレーン（ラフター）	25t 吊
		ホイールクレーン（ラフター）	50t 吊
		クローラクレーン	300t 吊未満
		フォークリフト	3t 未満
		高所作業車	揚程 20m 未満

注) 重機の諸元は、環境影響の予測・評価において考慮した諸元を示す。



©NTT InfraNet, Maxar Products. ©Maxar Technologies.

凡 例

- 対象事業実施区域
- 新施設整備予定区域

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

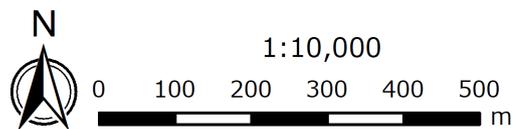


図 2-5 新施設整備予定区域

2.7.4 工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルート計画

工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルートを図 2-6 に示す。対象事業実施区域への工事用資材等の搬入車両は、本市、市街地方面から国道 193 号を經由し北側走行路を走行して搬入する。また、工事用資材等の搬出車両は、南側走行路を經由し、国道 193 号を走行して搬出する計画としている。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 新施設整備予定区域

↔ 工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルート

※この地図は、高松市発行の地形図を複製して情報を追記したものである。

注) 現時点の計画であり、変更となる場合がある。

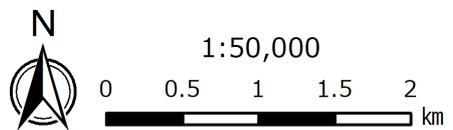


図 2-6 工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルート計画

2.8 施設計画等

2.8.1 施設の概要

(1) 対象事業の規模等

1) 新施設の規模等

対象事業である新施設の規模等の概要を表 2-10に示す。

表 2-10 新施設の施設規模

項目	内容
施設規模	485t/日 ^{注2)}
処理対象ごみ量	130,284t/年
処理対象ごみ ^{注1)}	可燃ごみ、臨時・粗大ごみ、清掃ごみ、犬・猫等の死体、破碎・選別残渣

注1) 災害発生時には災害廃棄物（可燃物）も処理対象となる。

注2) 現時点の計画であり、変更となる場合がある。

2) 新施設の計画ごみ質

新施設の計画ごみ質の設定結果を表 2-11に、新施設の元素組成を表 2-12に示す。

低位発熱量は、基準ごみが8,800kJ/kg、低質ごみが4,600kJ/kg、高質ごみが11,900kJ/kgとなった。

表 2-11 新施設の計画ごみ質

項目		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量		kJ/kg	4,600	8,800	11,900
三成分	水分	%	53.8	44.9	37.8
	灰分	%	6.3	6.4	7.0
	可燃分	%	39.9	48.7	55.2
単位容積重量		kg/m ³	310	177	87

注) 現時点の計画であり、今後変更となる場合がある。

表 2-12 新施設に係る計画ごみ質（可燃分）の元素組成

項目	炭素量	水素量	窒素量	硫黄量	塩素量	酸素量
乾ベース	24.45%	3.49%	0.40%	0.10%	1.10%	19.16%

注1) 現時点の計画であり、今後変更となる場合がある。

注2) 元素組成の割合は、三成分（水分・可燃分・灰分）のうち「可燃分」だけを対象として算出したものである。そのため、合計値は100%にはならない。

3) 関連施設の規模等

対象事業の関連施設である破砕施設の新設、資源化施設の延命化後の規模等を表 2-13に示す。

表 2-13 関連施設の施設規模

項 目		内 容
施設規模	破砕対象	70.8t/日
	資源化対象	27.0t/日
処理対象ごみ量	破砕対象	12,208t/年
	資源化対象	5,755t/年
処理対象ごみ		破砕ごみ、資源ごみ（缶・びん・ペットボトル、プラスチック容器包装、紙・布）、臨時・粗大ごみ、清掃ごみ

注1) 「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」（令和5年5月）に基づく値である。なお、同計画は、令和6年12月に一部見直しを行った。

注2) 現時点の計画であり、変更となる場合がある。

4) 既存施設と新施設等の比較

既存施設、新施設等の処理能力の比較を表 2-14に示す。新施設については、近年のごみ処理量の減少に伴い、580t/日（既存2施設の合計）を485t/日（新施設）の処理能力にする計画である。

表 2-14 既存施設と新施設等の処理能力の比較

既存施設				新施設等		
種類		処理能力		種類	処理能力 ^{注)}	
焼却施設	西部クリーンセンター	140t/日×2 炉 = 280t/日		新施設（焼却施設）	485t/日 (3 炉想定)	
	南部クリーンセンター (現有施設)	100t/日×3 炉 = 300t/日				
	合 計		580t/日			
破砕・資源化施設	西部クリーンセンター	破砕	100t/5h	関連施設 (破砕・資源化施設)	破砕	70.8t/日
	南部クリーンセンター (現有施設)	破砕	35t/5h		資源	27.0t/日
		選別	35t/5h			

注) 現時点の計画であり、今後変更となる場合がある。

(2) 施設配置計画

現有施設の配置図を図 2-7に示す。新施設及び関連施設の施設配置等の詳細は今後の設計において決定するが、プラントメーカーへのヒアリングから想定した現時点での施設配置を図 2-8に示す。

新施設の煙突は、航空法に基づく高さ制限の範囲内とし、煙突高さはT.P.262m^{注)}まで（現在計画している設置地盤面（T.P.222m^{注)}）からは、煙突高さ約40m）とする計画である。

注) Tokyo Peil（東京湾平均海面）の略で、東京湾平均海面をT.P.±0とした際の標高を示す。

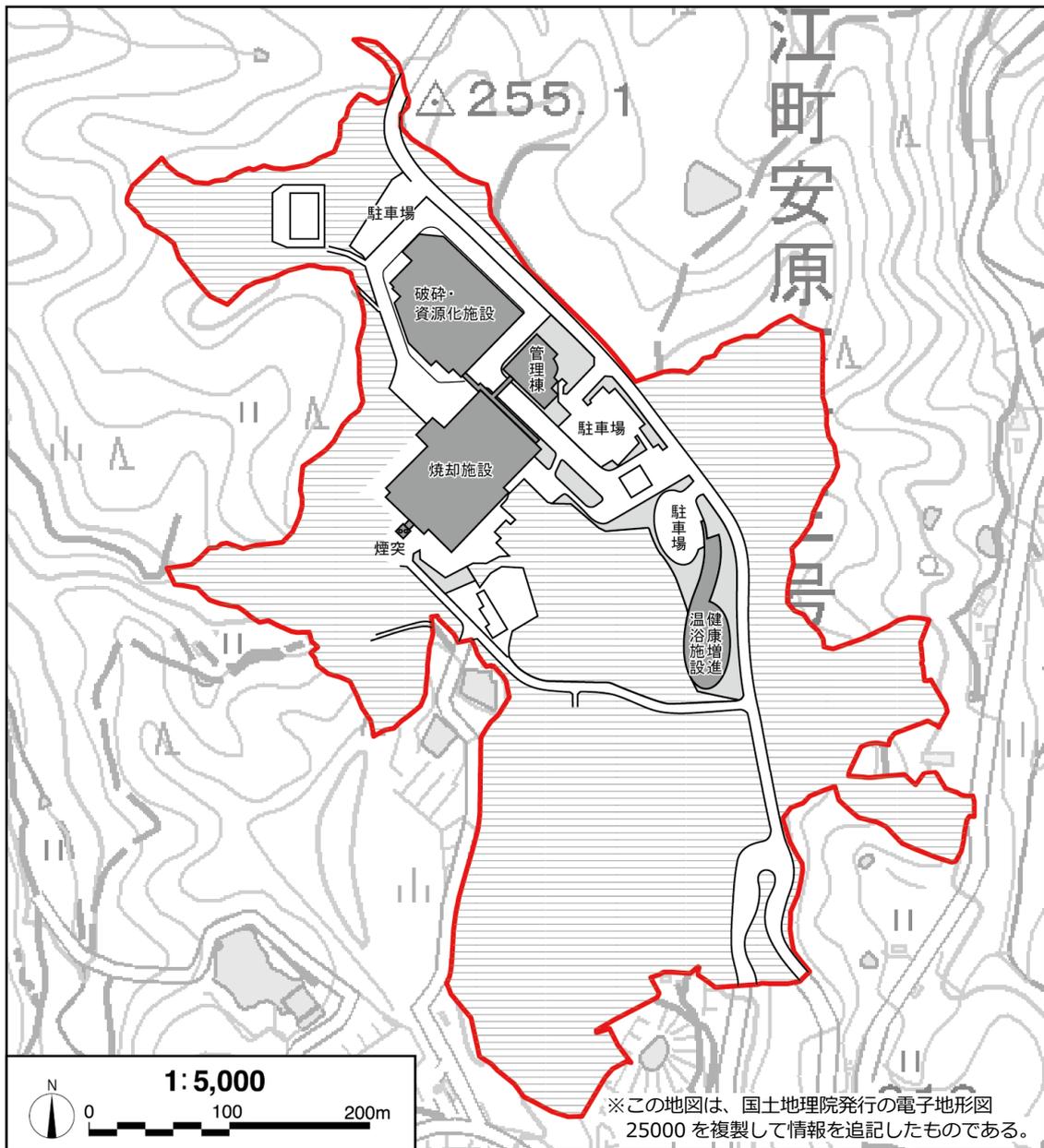
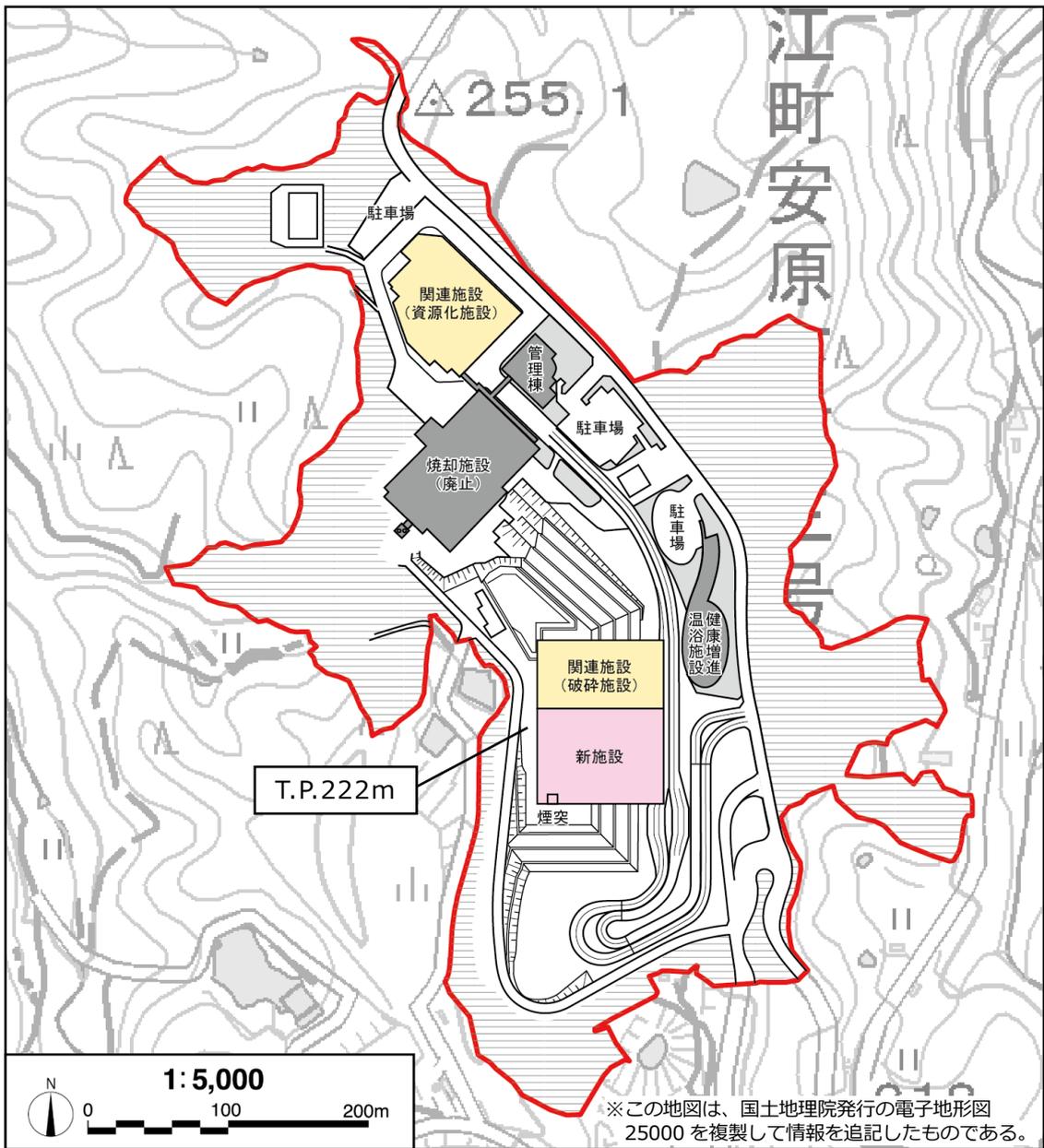


図 2-7 現有施設の配置図



注) 現時点の計画であり、変更になる可能性がある。

図 2-8 新施設及び関連施設の配置計画

(3) 建屋計画

メーカーヒアリングから想定した建屋立面図を図 2-9に示す。なお、現在想定している建屋はプラントメーカーへのヒアリングを踏まえて設定したものであり、今後変更が生じる場合がある。

建屋は、新施設及び関連施設（破碎施設）整備予定区域内に、焼却施設約85m×約90m、破碎施設約40m×約90m、建屋高約40m（最大）を計画し、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）とする。焼却施設内のごみピットは、一部を地下構造物として地上から深さ約9mを掘削するほか、灰ピット等を地階に設置する計画である。また、煙突は高さ約40mとし、焼却施設の南西側に設置する計画である。

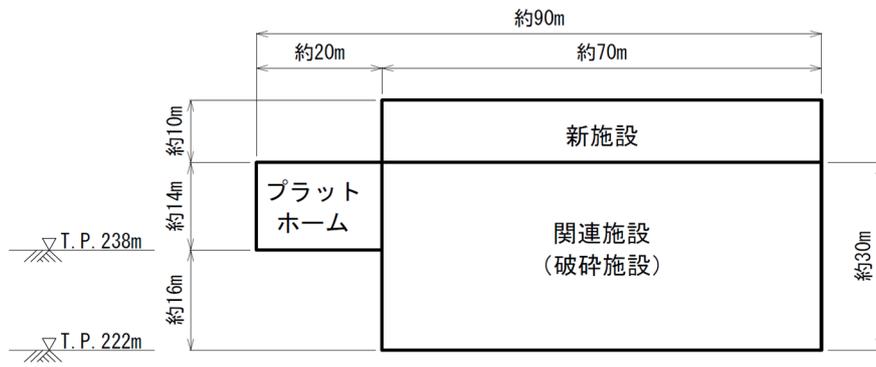


図 2-9 (1) 建屋立面図 (北側) (計画)

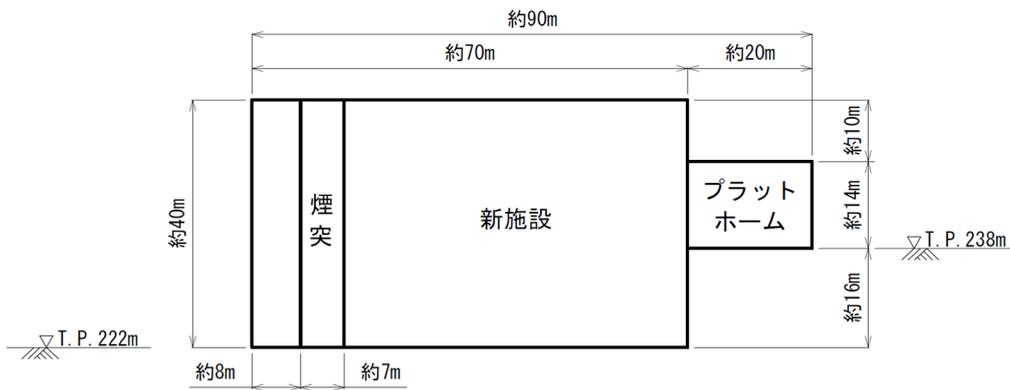


図 2-9(2) 建屋立面図 (南側) (計画)



図 2-9 (3) 建屋立面図 (東側) (計画)

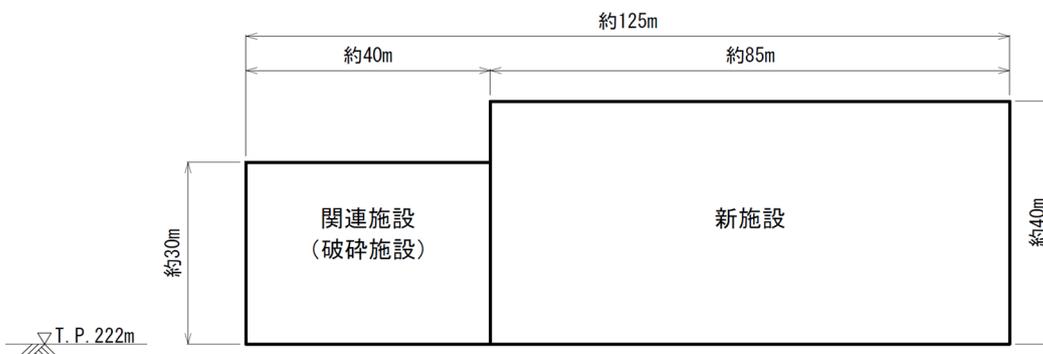


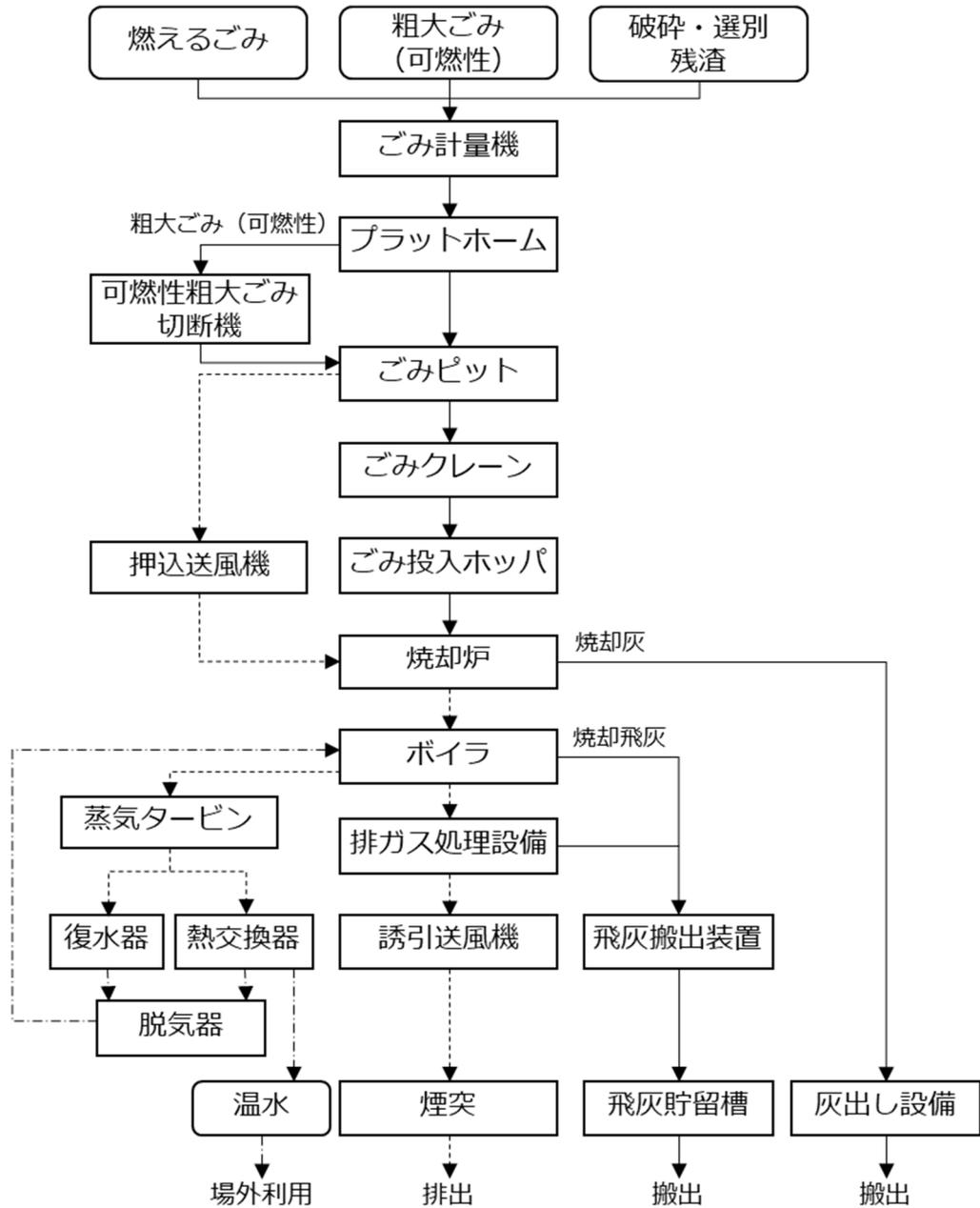
図 2-9 (4) 建屋立面図 (西側) (計画)

(4) 処理フロー

1) 新施設

新施設の処理フローを図 2-10に示す。

新施設の処理方式は、ストーカ式ごみ焼却方式とする。処理フローの概要を表 2-15に示す。



【凡例】 → ごみ、処理残渣の流れ --- 排ガス、空気、蒸気の流れ --- 復水、温水の流れ

図 2-10 新施設の処理フロー

表 2-15 処理方式の概要（ストーカ式ごみ焼却方式）

項目	内容
<p>模式図</p>	
<p>概要</p>	<p>本方式は、ストーカ段を機械的に駆動し、ごみを乾燥するための乾燥段、燃烧するための燃烧段、未燃分を完全に焼却する後燃烧段の3段階を経て、燃烧する方式である。</p> <p>燃烧後は、主灰及び飛灰が発生し、主灰は不燃物とともに、ストーカ後段より灰押出機（水中）に落下し、冷却後にコンベヤ等で排出される。燃烧ガス中に含まれる飛灰は、ガス冷却室や集じん設備で回収される。</p>
<p>処理生成物</p>	<p>焼却残渣（焼却主灰・焼却飛灰）</p>

注) 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」(平成29年5月、(公社)全国都市清掃会議)より作成

2) 関連施設

関連施設の処理フローを図 2-11～図 2-13に示す。

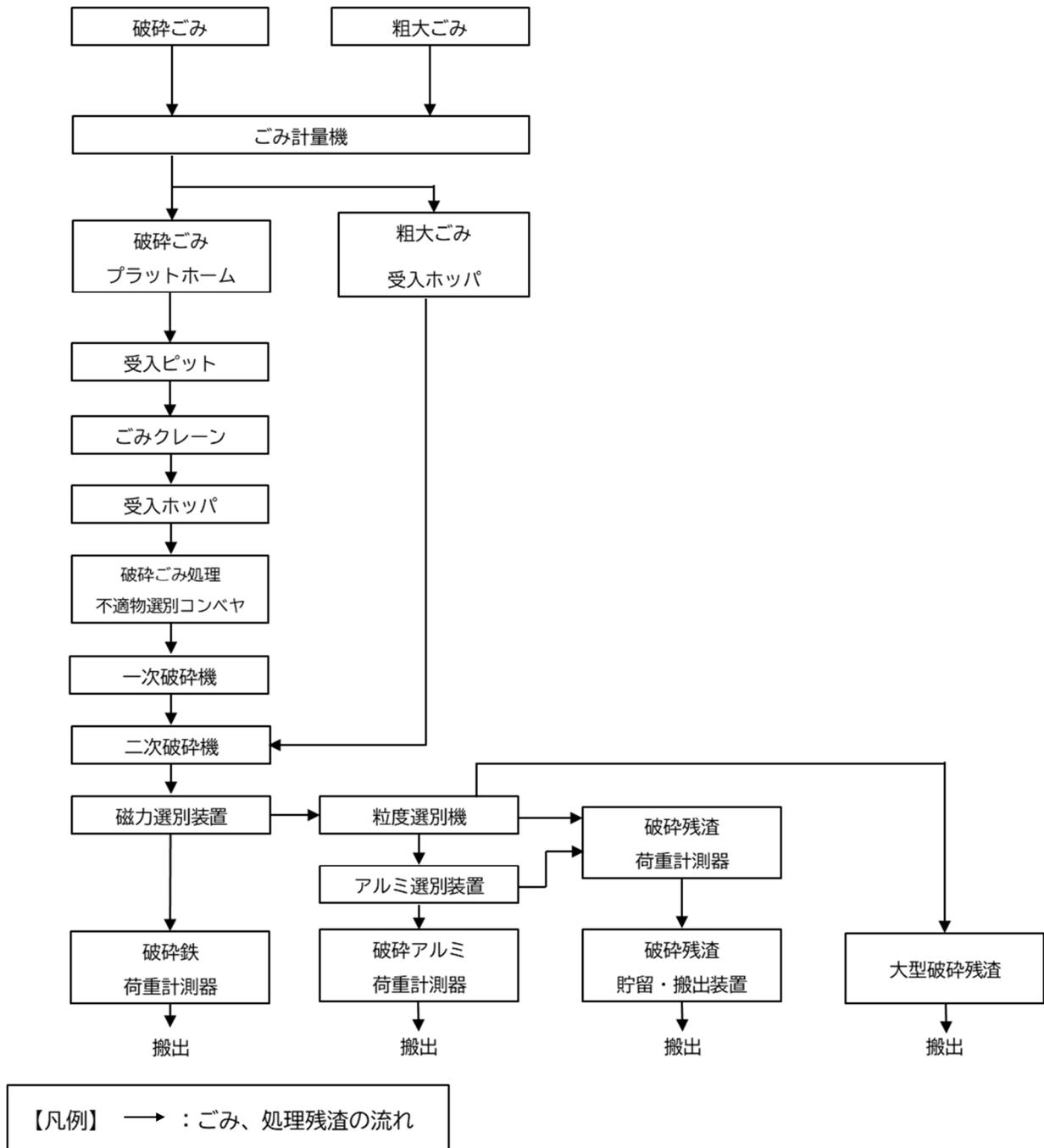


図 2-11 関連施設（破碎施設）の処理フロー（破碎ごみライン）

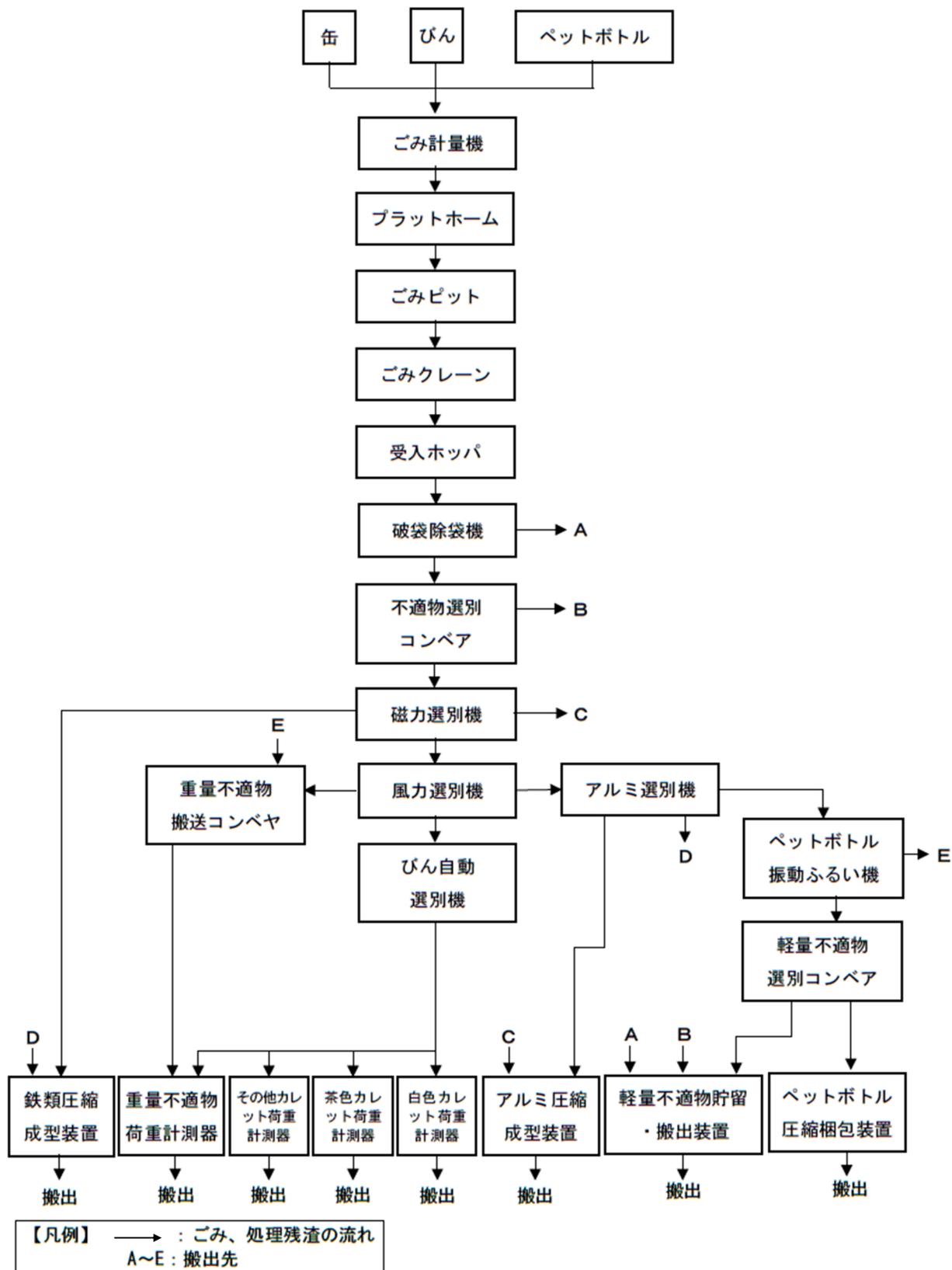
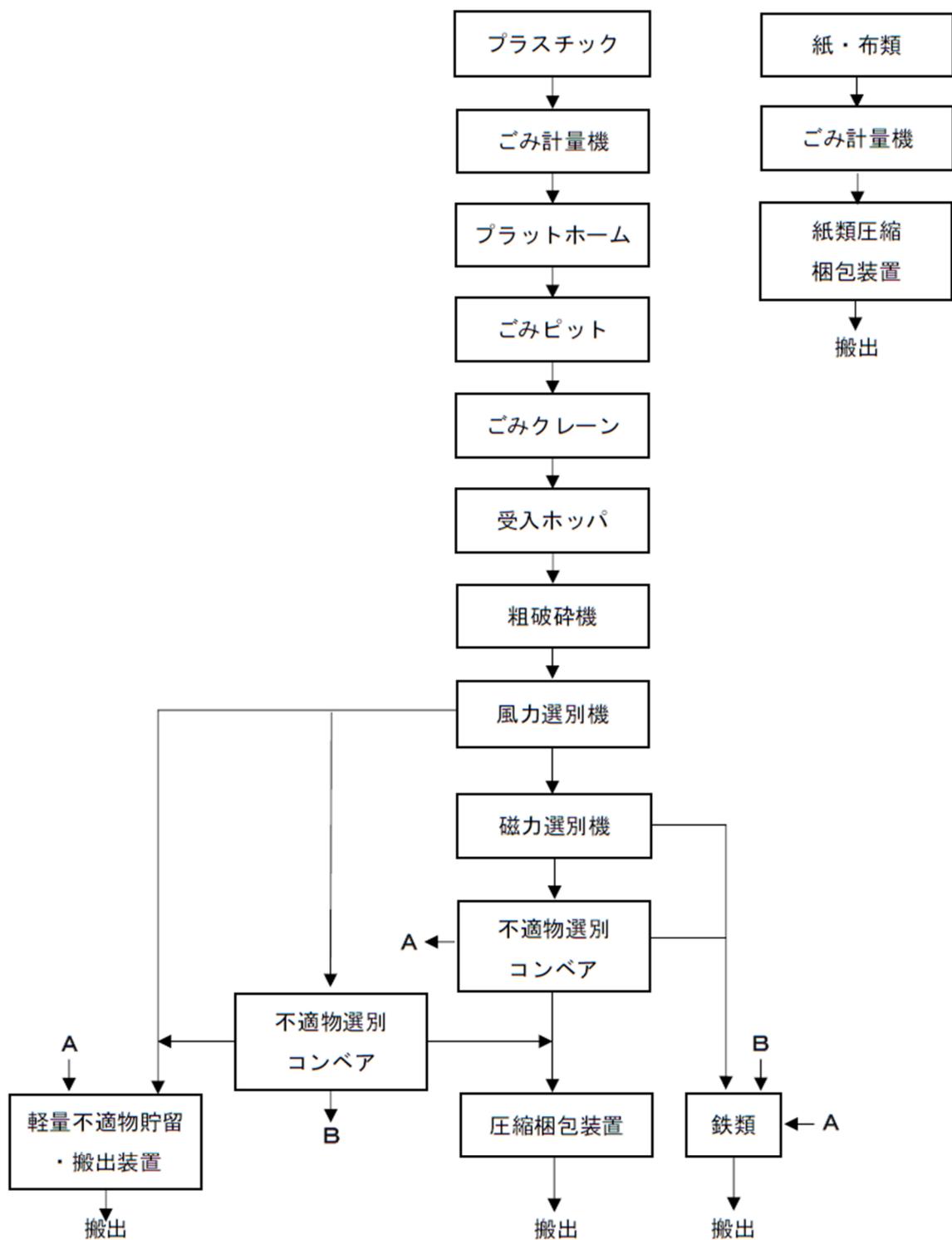


図 2-12 関連施設（資源化施設）の処理フロー（缶・びん・ペットボトルライン）



【凡例】 → : ごみ、処理残渣の流れ
A~B : 搬出先

図 2-13 関連施設（資源化施設）の処理フロー
(プラスチックごみライン及び紙・布ライン)

(5) 公害防止基準

公害防止基準（案）は、環境保全対策として自主的に設定する法規制値よりも厳しい基準であり、関係法令等の規制値、南部クリーンセンター（現有施設）の公害防止基準を参考に設定した。

1) 大気質に係る公害防止基準

環境保全のため、新施設の大気質に関する排出目標値（公害防止基準）（案）を表 2-16に示す。

表 2-16 大気質に係る法規制基準値及び新施設の公害防止基準（案）

項目	新施設（焼却施設） 公害防止基準（案） ^{注1)}	法規制基準値	【参考】南部クリーンセンター （現有施設）の公害防止基準
ばいじん	0.01g/m ³ _N 以下	0.04g/m ³ _N 以下	0.01g/m ³ _N 以下
硫酸化合物	15ppm以下	K値 11.5以下 ^{注2)}	15ppm以下
塩化水素	20ppm以下	430ppm以下	25ppm以下
窒素化合物	50ppm以下	250ppm以下	50ppm以下
ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m ³ _N 以下	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下	0.05ng-TEQ/m ³ _N 以下
水銀	30μg/m ³ _N 以下	30μg/m ³ _N 以下	—
一酸化炭素	30ppm以下	100ppm以下	30ppm以下

注1) 新施設の値は想定であり、変更となる場合がある。

注2) 現在、想定している排ガス諸元は、排ガス量（湿り）：約50,000m³_N/h/炉、排ガス量（乾き）：約40,000m³_N/h/炉、排出ガスの排出速度：約25m/s、排ガス温度：約160℃、排出口の実体高：40m、稼働時間：連続24時間稼働を想定しており、新施設が該当する法規制値：K値=11.5及びその諸元に基づいて算出した硫酸化合物濃度は約1,000ppmとなる。

2) 騒音に係る公害防止基準

対象事業実施区域は騒音規制法の規制区域外であるが、現有施設の公害防止基準値を採用し、敷地境界において、表 2-17に示す公害防止基準（案）とする。

表 2-17 騒音に係る法規制基準値（参考値）及び新施設の公害防止基準（案）

項目	単位	新施設及び関連施設 公害防止基準（案） ^{注1)}	【参考】高松市 における第3種区域 の規制基準値 ^{注2)}	【参考】南部クリーン センター（現有施設） の公害防止基準
昼間（8時～19時）	dB	55	65	55
朝（6時～8時） 夕（19時～22時）	dB	50	60	50
夜間（22時～6時）	dB	45	50	45

注1) 新施設及び関連施設の値は想定であり、変更となる場合がある。

注2) 対象事業実施区域は規制区域外であるため、参考値を示す。高松市における規制区域の区分は以下のとおりである。女木町、男木町、菅沢町、塩江町、庵治町及び香南町の地域は、除外地域であり、対象事業実施区域はいずれの区域にも該当しない。

- ・第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域が定められていない区域（都市計画区域内であって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町を除く。）並びに都市計画区域外の区域をいう。）

3) 振動に係る公害防止基準

対象事業実施区域は振動規制法の規制区域外であるが、現有施設の公害防止基準値を採用し、敷地境界において、表 2-18に示す公害防止基準（案）とする。

表 2-18 振動に係る法規制基準値（参考値）及び新施設の公害防止基準（案）

項目	単位	新施設及び関連施設 公害防止基準（案） ^{注1)}	【参考】高松市 における第2種区域 の規制基準値 ^{注2)}	【参考】南部クリーン センター（現有施設） の公害防止基準
昼間（8時～19時）	dB	60	65	60
夜間（19時～8時）	dB	55	60	55

注1) 新施設及び関連施設の値は想定であり、変更となる場合がある。

注2) 対象事業実施区域は規制区域外であるため、参考値を示す。高松市における規制区域の区分は以下のとおりである。女木町、男木町、菅沢町、塩江町、庵治町及び香南町の地域は、除外地域であり、対象事業実施区域はいずれの区域にも該当しない。

- ・第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、用途地域が定められていない区域（都市計画区域内であって用途地域が定められていない区域（瀬戸内海国立公園のうち屋島西町、屋島中町及び屋島東町を除く。）並びに都市計画区域外の区域をいう。）

4) 悪臭に係る公害防止基準

対象事業実施区域は悪臭防止法の規制区域外であるが、現有施設の公害防止基準値を採用し、敷地境界において、表 2-19に示す公害防止基準（案）とする。

表 2-19 悪臭に係る法規制基準値（参考値）及び新施設の公害防止基準（案）

物質	単位	新施設及び関連施設 公害防止基準（案） ^{注1)}	【参考】高松市 におけるA区域の 規制基準値 ^{注2)}	【参考】南部クリー ンセンター（現有施 設）の公害防止基準
アンモニア	ppm	1	1	1
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.002	0.002
硫化水素	ppm	0.02	0.02	0.02
硫化メチル	ppm	0.01	0.01	0.01
二硫化メチル	ppm	0.009	0.009	0.009
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.005	0.005
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.05	0.05
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.05	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.009	0.009
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.02	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.009	0.009	0.009
イソバレールアルデヒド	ppm	0.003	0.003	0.003
イソブタノール	ppm	0.9	0.9	0.9
酢酸エチル	ppm	3	3	3
メチルイソブチルケトン	ppm	1	1	1
トルエン	ppm	10	10	10
スチレン	ppm	0.4	0.4	0.4
キシレン	ppm	1	1	1
プロピオン酸	ppm	0.03	0.03	0.03
ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.001	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.0009	0.0009
イソ吉草酸	ppm	0.001	0.001	0.001

注1) 新施設及び関連施設の値は想定であり、変更となる場合がある。

注2) 対象事業実施区域は規制区域外であるため、参考値を示す。高松市における規制区域の区分は以下のとおりである。

- ・ A区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

2.8.2 給水計画

給水設備は、生活用水及びプラント用水を新施設等に供給する目的で、施設の運転に支障がないように設置する。

2.8.3 排水処理計画

(1) 雨水排水計画

雨水は、自然排水とする。

(2) 施設からの排水

新施設等は、排水クローズドシステム又は下水道放流とする。排水クローズドシステムの概念図を図 2-14に示す。

なお、現有施設の管理棟及び関連施設から排出される生活排水及びプラント排水も新施設等で処理する計画である。

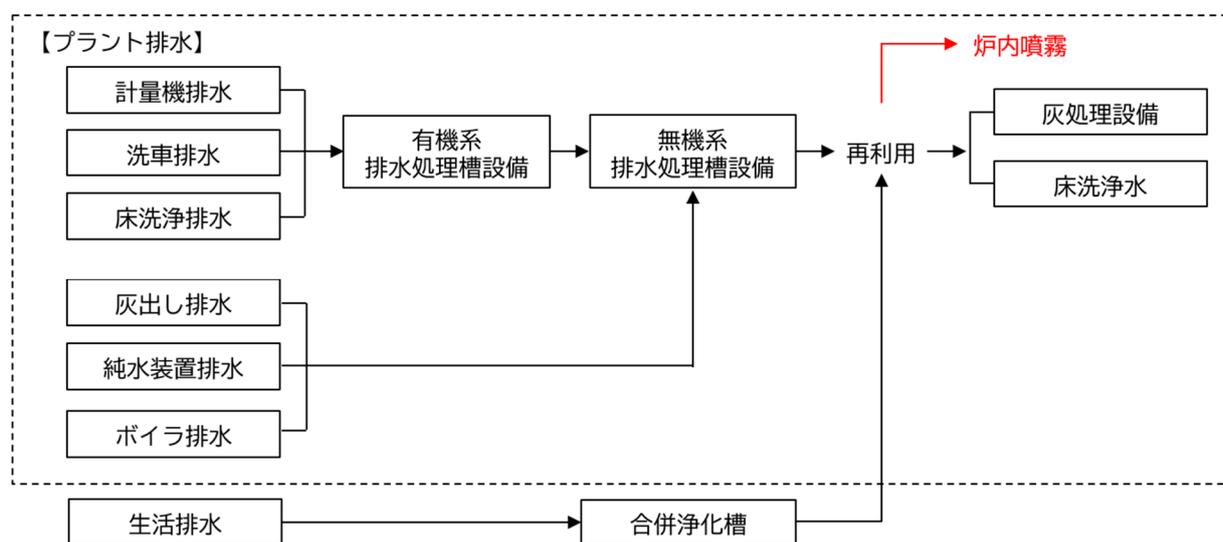


図 2-14 排水クローズドシステムの概念図

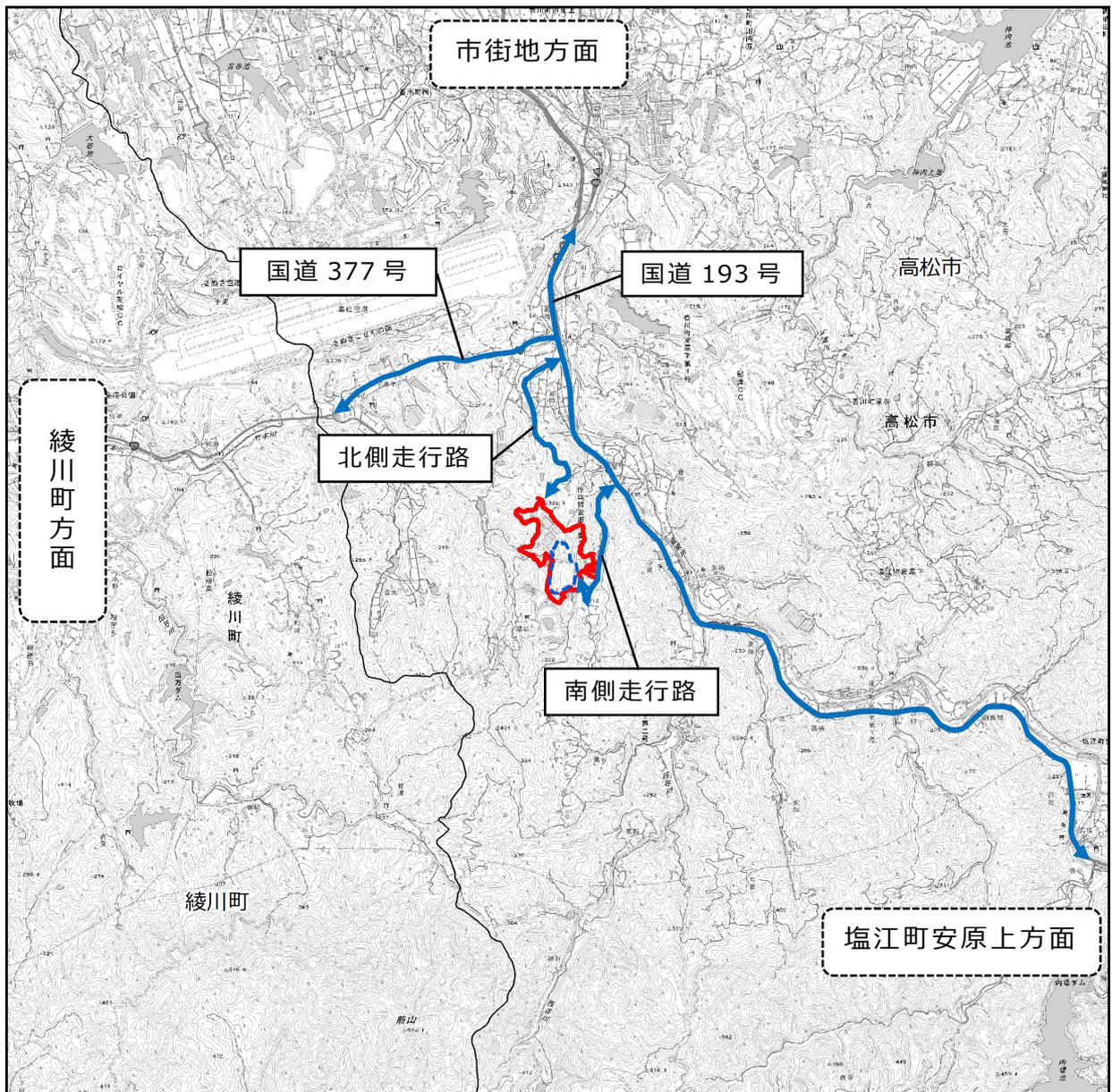
2.8.4 廃棄物の搬出及び処理計画

新施設から排出される飛灰処理物等の処理生成物の受入先については、資源化先の受入条件などを踏まえて資源化先を検討する。

2.8.5 廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルート計画

新施設及び関連施設に係る廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルートを図 2-15に示す。

主要な走行ルートは、本市、市街地方面から国道 193 号を経由するもの、綾川町方面から国道 377 号を走行し、国道 193 号を経由するもの、塩江町安原上方面から国道 193 号を経由して、廃棄物等を搬出入する計画としている。なお、新施設に係る廃棄物等の搬出入車両台数（関連施設含む）は、年間日平均台数として 300 台/日程度（片道）の想定である。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 新施設整備予定区域
- ←→ 廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルート

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

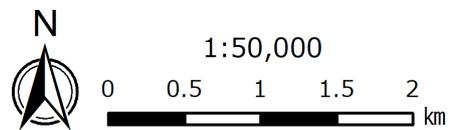


図 2-15 廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルート計画

2.8.6 緑化計画

本事業は森林法に基づく林地開発制度及びみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例に基づき、対象事業実施区域内の森林の25%以上（約54,000m²）の残地森林を確保する計画である。

2.8.7 発電計画

本事業はごみ焼却による廃熱を回収し、発電や場内給湯等の利用でエネルギー回収率23.0%以上を計画している。

2.9 その他対象事業に関する事項

対象事業及び関連事業の実施にあたっては、周辺居住地域や自然環境への影響を可能な限り低減するために、以下に示す環境配慮を検討する。

2.9.1 環境配慮の方針

(1) 工事の実施

① 大気汚染対策

- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は、減量対策を推進し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数をできる限り減らす。
- ・ 工所用資材等の搬出入車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つ。
- ・ 工所用資材等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を行う。
- ・ 工所用資材等の搬出入車両の退場時に適宜タイヤ等の洗浄を行い、タイヤ等に付着した泥土を除去する。
- ・ 建設工事に使用する建設機械は、排出ガス対策型を採用するよう努める。
- ・ 建設機械の整備・点検を徹底する。
- ・ アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、建設機械に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行う。
- ・ 強風時や乾燥時等の砂じんの発生しやすい気象条件においては、必要に応じ、適宜散水を行う。
- ・ 敷地内の車両走行ルートや重機稼働箇所を中心に、可能な限り敷鉄板を設置する。

② 騒音・振動に係る対策

- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は、減量対策を推進し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数をできる限り減らす。
- ・ 工所用資材等の搬出入車両の維持管理を徹底し、過剰な沿道騒音・沿道振動の発生を防止する。
- ・ 工所用資材等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を行う。
- ・ 建設工事に使用する建設機械は、低騒音型・低振動型の建設機械を採用するよう努める。
- ・ アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、建設機械に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行う。
- ・ 建設工事の期間中においては、必要な範囲に仮囲いを設置する。

③ 濁水対策、動物・植物・生態系に係る対策

- ・ 敷地内の雨水を仮設沈砂池に集めて沈砂後に下流河川へ放流する。
- ・ 仮設沈砂池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努める。
- ・ 造成の終わった法面等は、速やかな転圧又は養生シートでの地表面の被覆等を行う。

④ 廃棄物等に係る対策

- ・ 建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な処理及び再利用を図る。

- ・ 再利用及び再資源化が困難な建設副産物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処分を行う。
- ・ 建設副産物は、再利用しやすい材料の使用や分別を徹底し、再資源化の促進に努める。
- ・ 建設発生土は可能な限り埋戻土として対象事業実施区域内で再利用を図るとともに、再利用が困難な建設発生土については、工事間利用の促進に努める。

(2) 施設の供用

① 大気汚染対策

- ・ 最新の排ガス処理設備を採用し、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出抑制を行う。
- ・ ダウンウォッシュが発生する可能性のある強風時には、薬剤の投入量を増やすことで排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出抑制を行い、公害防止基準の約9割以下で管理する。
- ・ 焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行う。
- ・ 排ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開に努め、一般市民が新施設の運転状況を確認できるようにする。
- ・ 粉じん等を発生させるおそれのある資源化施設及び破碎施設の設備は建屋で囲い、処理過程で生じる粉じんを周辺に飛散させない。
- ・ 施設内で発生した粉じん等を集じんダクトで吸引を行い、ろ過式集じん器（バグフィルタ）により除去する。
- ・ 施設内では、必要に応じ、適宜散水を行う。
- ・ ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努める。
- ・ 廃棄物等の搬出入車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つ。
- ・ 廃棄物の搬出入車両の運行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を行う。また、車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つ。

② 騒音・振動に係る対策

- ・ 低騒音型の設備機器を採用するとともに、原則屋内に設置する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、吸音対策を施した室内に設置する。
- ・ 低振動型の設備機器を採用し、また、特に大きな振動源となる設備機器は、必要に応じ、強固な基礎や独立基礎上に設置する。
- ・ 定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行う。
- ・ ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努める。
- ・ 廃棄物等の搬出入車両の維持管理を徹底し、過剰な沿道騒音の発生を防止する。
- ・ 廃棄物等の搬出入にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を行う。

③ 悪臭に係る対策

- ・ 新施設においては、施設内を負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏れ出しを防ぐ。関連施設（破碎施設）においては、密閉化によって建屋内からの臭気の漏れ出しを防ぐとともに、必要に応じて消臭剤の散布を行う。
- ・ 新施設においては、炉休止時には脱臭装置による脱臭を行う。関連施設（資源化施設）においても、脱臭装置による脱臭を行う。

- ④ 動物・植物・生態系に係る対策
- ・ 工事施工ヤードは新施設整備予定区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、動物の生息環境、植物の生育環境の消失・縮小を最小化する。
 - ・ 土地の改変により主要な生育環境を改変される種及び付随的に確認されたその他の重要な種について、周辺の生育環境への移植及び生息環境への移殖を行う。
 - ・ 土地の改変により主要な生息環境を改変される種のうち、周辺に生息環境が確保できない種については、既存の類似環境を整備し、代償環境を確保したうえで、移殖を行う。
 - ・ 敷地内において、可能な限り植栽を施すことで、動物の生息環境を創出する。
 - ・ できる限り低騒音型の建設機械・工法を採用するよう努める。
 - ・ 工事関係者に対し、工事区域外への不要な立ち入りや動物・植物の採取等を禁止する。
- ⑤ 景観に係る対策
- ・ 建屋・煙突の形状及び配色に配慮する。
 - ・ 敷地内においても可能な限り植栽を施す。
 - ・ 上記「構造物の意匠の検討」及び「植栽の実施」においては、「高松市景観計画」との整合を図る。
- ⑥ 廃棄物等に係る対策
- ・ 施設供用後に発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に中間処理を行ったうえで、適正な処理・処分を行う。
 - ・ ごみ分別回収の徹底及びごみの減量化の取り組みを推進する。
- ⑦ 温室効果ガス削減対策
- ・ 焼却処理により発生した余熱や発電した電力を、できる限り施設の内外で利用するなど、エネルギーの回収・循環利用に努める。
 - ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギーによる発電設備を導入する。

2.9.2 既存施設及び新施設の諸元

既存施設及び新施設の諸元を表 2-20 に示す。

表 2-20 既存施設及び新施設の諸元

名 称	既存施設（焼却施設）		新施設（焼却施設） ^{注)}
	高松市西部 クリーンセンター	高松市南部 クリーンセンター （現有施設）	高松市 次期ごみ処理施設
竣工年月	昭和 63 年 3 月	平成 16 年 3 月	令和 15 年 3 月予定
所在地	高松市川部町 930 番地 1	高松市塩江町 安原下第 3 号 2084 番地 1	高松市塩江町 安原下第 3 号 2084 番地 1 付近
面 積	約 17,000m ² （破碎施設含む）	約 36,000m ² （破碎・資源化施設含む）	約 54,500m ² （現有施設を含む対象事業実施区 域は、約 188,000m ² ）
処理方式	全連続燃焼 ストーカ方式	連続式流動床炉型 ガス化溶解方式	ストーカ式 ごみ焼却方式
処理能力	280t/日 （140t/日×2 炉）	300t/日 （100t/日×3 炉）	485t/日 （3 炉想定）
煙突高さ	70m	40m	40m

注) 現時点の計画であり、変更となる場合がある。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

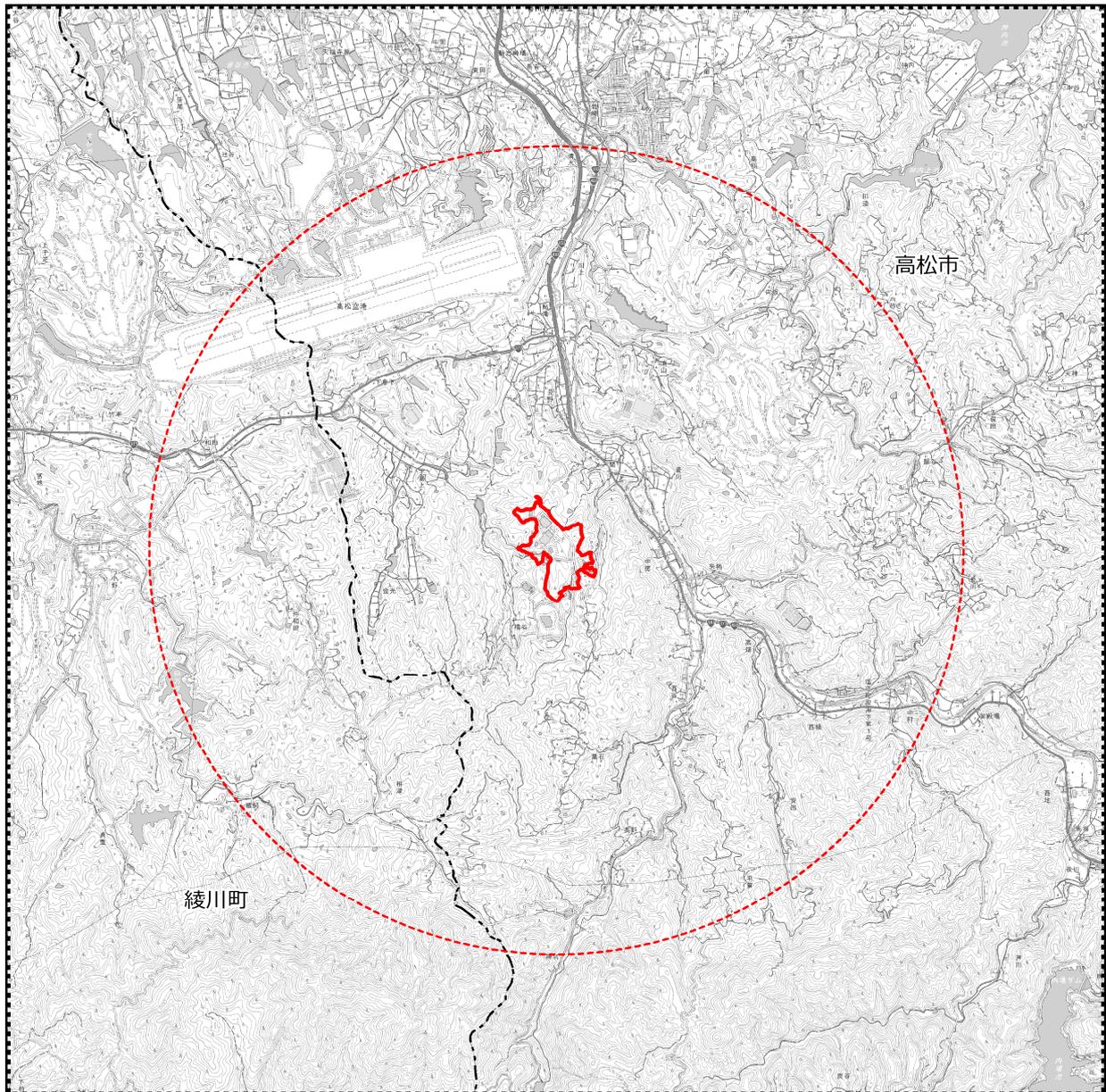
対象事業実施区域は高松市の南部に位置している。高松市は、東は三木町及びさぬき市、西は坂出市、南西は綾川町とまんのう町、南は徳島県に接し、北は瀬戸内海に接している。

対象事業実施区域周辺における自然的・社会的状況（以下「地域特性」という。）について、既存資料により把握した。図 3-1 に本事業の地域特性を把握する範囲（以下「調査区域」という。）を示す。

調査区域は、対象事業実施区域及びその端部から 3km^注の地域を含む範囲（高松市の一部及び綾川町の一部）とした。ただし、統計資料等により市町単位で地域特性の状況を述べる事項については、対象事業実施区域が位置する高松市全域及び綾川町の全域（以下「調査対象地域」という。）を対象とした。

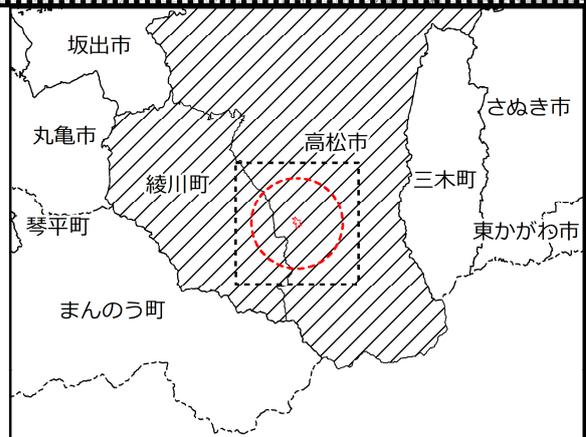
対象事業実施区域及びその周囲の概況を表 3-1、表 3-2 に示す。

注) 3kmの範囲は、特に広域的な影響が想定される環境要素である景観の影響範囲を考慮して、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省監修）を参考に設定した。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から半径 3km
- 調査区域
- 調査対象地域 (高松市、綾川町)



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

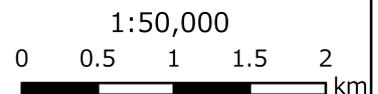


図 3-1 地域特性を把握する範囲 (調査区域・調査対象地域)

表 3-1(1) 対象事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
自然 的 状 況	<p>香南地域気象観測所における平年値は、年平均気温が 15.1℃、年間降水量が 1,353.9mm、年平均風速は 3.3m/s、年最多風向は南南東である。令和 6 年の気象概況は、年平均気温は 16.2℃、年間降水量は 1,594.5mm、平均風速は 3.1m/s で、最多風向は南東である。</p>
	<p>対象事業実施区域には、一般環境大気測定局として南消防署香川分署局が設置されている。令和 5 年度の二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、微小粒子状物質は環境基準を達成しているが、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。 また、対象事業実施区域に位置する高松市南部クリーンセンターでは、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び窒素酸化物について、いずれも環境基準を達成している。</p>
	<p>調査区域では 3 地点（主要地方道高松空港線（高松市香南町岡）、（一般国道 193 号（塩江町安原下第 2 号））及び（一般国道 377 号（塩江町安原下第 3 号））において、令和元年度及び令和 2 年度、令和 7 年度に道路交通騒音の測定を実施しており、3 地点とも環境基準を達成している。 対象事業実施区域に位置する高松市南部クリーンセンターでは、12 地点で騒音を測定している。令和 7 年度において全ての地点で公害防止基準値を満たしている。</p>
	<p>調査区域では、道路交通騒音地点と同地点において、令和元年度と令和 2 年度に道路交通振動の測定を実施しており、昼間 29～44dB、夜間 20～36dB であった。いずれも振動規制法に基づく要請限度の定めのない地域に位置している。 対象事業実施区域に位置する高松市南部クリーンセンターでは、8 地点で振動を測定している。令和 7 年度において全ての地点で公害防止基準値を満たしている。</p>
	<p>対象事業実施区域に位置する高松市南部クリーンセンターでは、7 地点で悪臭を測定している。令和 7 年度において全ての地点で公害防止基準値を満たしている。</p>
水環境 の 状 況	<p>調査区域を流れる主な河川は、香東川水系の香東川、西谷川、綾川水系の田万川、新川水系の天満川等である。ダム为代表的なものは、対象事業実施区域の南東側に内場ダム、南西側に田万ダムがある。ため池は、北東側に神内池、南西側に永富池があるほか、調査区域全域に多数が広範囲に分布している。</p>
	<p>調査区域では、香東川や田万川等の河川で 5 地点、神内池、永富池等のため池で 2 地点、内場ダム、田万ダムではダム湖周辺の 7 地点において水質調査が実施されている。 環境基準点である香東川・岩崎橋における令和 4,5 年度の測定結果は、健康項目及びダイオキシン類調査では環境基準を達成していたが、生活環境項目の大腸菌数は環境基準を達成しなかった。</p>
	<p>調査区域では、令和 4 年度に香東川の岩崎橋において水底のダイオキシン類調査が実施されている。水底のダイオキシン類調査の結果は、環境基準を達成している。</p>
	<p>調査区域では、地下水の状況について、概況調査が 1 地点（香南町）で行われている。なお、香川県では、過年度に実施された概況調査及び汚染井戸周辺地区調査により確認した汚染地域で実施される継続監視調査が 29 地点で実際されているが、調査区域には、継続監視調査地点はない。 概況調査の令和 5 年度の測定結果は、環境基準を達成している。 また、調査区域では、令和 4 年度に高松市塩江町において実施された地下水のダイオキシン類の測定が実施されており、環境基準を達成している。</p>

表 3-1(2) 対象事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
土壌 及び 地盤	調査区域の北部には、褐色森林土壌（黄褐色系）、乾性褐色森林土壌（黄褐色系）及び黄色土壌が広く分布し、調査区域北端に位置する香東川の扇状地には、粗粒灰色低地土壌が分布する。また、調査区域北東部には、細粒灰色低地土壌が点在して分布する。調査区域の中央部及び北部には、乾性褐色森林土壌（黄褐色系）が広く分布し、褐色森林土壌（黄褐色系）や褐色低地土壌が点在して分布する。
	調査区域では 2 か所で土壌のダイオキシン類調査が実施されており、令和元年度及び令和 4 年度における調査では、いずれも環境基準を達成している。
	調査区域の近年の調査では地盤沈下は認められていない。
地形 及び 地質	調査区域には、北部は砂礫台地（上位・下位）に谷底平野及び氾濫原が入り組み、複数の中小河川が分布する。また、中央部には前山丘陵と呼ばれる山麓地が広く分布し、讃岐山脈の一部である南部には中起伏山地及び小起伏山地が分布する。調査区域を北東から南に流下する香東川の周囲には谷底平野及び氾濫原が分布し、その両岸には崖が連続的に分布する。また、調査区域の北端には高松平野へ続く扇状地が形成されている。
	調査区域には活断層とされる長尾活動セグメントが分布するが、対象事業実施区域には分布しない。
	調査区域には、広範囲に花崗岩類が分布する。また、調査区域の北部には、礫、砂および粘土（高位堆積物）、砂礫および粘土（低位堆積物）等の半固結堆積物が分布し、調査区域の南端部には、泥岩および泥岩がち砂岩・泥岩互層が分布し、長尾断層が東西方向に走る。更に、香東川等の河川周辺には礫がち堆積物、泥がち堆積物等の未固結堆積物が分布する。
自然 的 状 況	調査区域には、重要な地形及び地質はない。
動植物 の生息 又は生 育、植生 及び生 態系の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査区域及びその周辺において、140 科 695 種の植物が確認された。 ・ 調査区域は香川県の中央部に位置し、全域が暖温帯ヤブツバキクラス域に属している。植生はヤブツバキクラス域代償植生であるアカマツ群落（VII）及びコナラ群落（VII）が分布し、特に南側の山地には広範囲に分布するほか、調査区域南部の丘陵地・山地を中心に、スギ・ヒノキ・サワラ植林が見られる。 香東川、綾川等の河川沿いは、水田雑草群落が多く分布し、北側に点在する社寺林を中心に、アラカシ群落、カナメモチーコジイ群集やシイ・カシ二次林等の常緑広葉樹林が分布する。 調査区域を北東から南に流れる香東川水系や綾川水系の河畔には、水辺植生として主にツルヨシ群集が分布し、調査区域の北部を中心に全域に点在するため池の周辺には、アカメヤナギ群落、低木群落、ヨシクラス植生等が分布する ・ 調査区域及びその周辺において、81 科 256 種の重要な植物が確認された。 ・ 調査区域の重要な植物群落としては、「藤尾神社社叢」、「川上神社社叢（植物）」の 2 件が分布する。 ・ 調査区域には 6 件の巨樹があり、そのうち対象事業実施区域に最も近い和田神社のコナラである。対象事業実施区域には巨木林はない。

表 3-1 (3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (地域特性)

項目	地域特性
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域及びその周辺において、哺乳類 33 種、鳥類 182 種、爬虫類 16 種、両生類 15 種淡水魚類 49 種、クモ類 12 種、昆虫類 796 種、底生動物 24 種、陸産貝類 101 種が確認された。 ・調査区域及びその周辺において、哺乳類 3 種、鳥類 77 種、爬虫類 4 種、両生類 6 種、魚類 19 種、昆虫類 146 種、底生動物 19 種、陸産貝類 44 種の重要な動物種が確認された。 ・調査区域及びその周辺における、地形及び土地利用状況、植生等の観点から、自然環境の類型化を行ったところ、調査区域においては「里地生態系」「丘陵地・山地の樹林地を中心とする生態系」が分布すると考えられた。 ・調査区域には、「鳥獣保護区」「香川県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域」「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」「生物多様性重要地域 (KBA)」などがある。
自然状況 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	<p>調査区域の主要な眺望点としては、対象事業実施区域の北西側に位置する高松空港展望台や、対象事業実施区域の北東側に位置する藤尾神社 (展望台) が挙げられる。調査区域の景観資源としては、県自然環境保全地域として選定されている藤尾山や、社叢が特定植物群落に指定されている藤尾神社、「香川県のみどり百選」に選考されている神内池等が挙げられる。</p> <p>対象事業実施区域の北西側に位置するさぬき空港公園は飛行機が見えるレクリエーションの場として、北東側に位置するドングリランドは香川県自然環境保全地域内にあり、自然と触れ合う森林公園として親しまれている。また、対象事業実施区域の北側を東西方向に通る四国自然歩道は、歩いて四国を一周することができる全長 1,647km の長距離自然歩道である。</p>
一般環境中の放射性物質の状況	<p>調査区域に最も近い原子力規制委員会が設置するモニタリングポストとしては、対象事業実施区域の北約 17.2km に位置する環境保健研究センター (高松市) があり、大気中の放射線量の連続的な監視が行われている。</p> <p>令和 6 年度の環境保健研究センター (高松市) の結果は、除染を行う基準として環境省が示す「追加被ばく線量 1mSv/年」に相当する空間線量率 0.23μSv/h を下回っている。</p>
歴史的、文化的状況	<p>調査区域の指定文化財は、県指定天然記念物の岩部八幡神社のイチヨウや市指定有形文化財の藤尾八幡神社奉納鏡等 5 件、登録文化財は市登録文化財の城所山 2 号墳が 1 件あるが、対象事業実施区域にはない。</p>

表 3-1(4) 対象事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
人口及び産業の状況	<p>調査対象地域である高松市の令和 6 年の人口・世帯数は、409,246 人、192,386 世帯、また、総面積に対する人口密度は 1,089.8 人/km² となっている。綾川町の令和 6 年の人口・世帯数は、21,788 人、8,997 世帯、また、総面積に対する人口密度は 198.5 人/km² となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査対象地域である高松市及び綾川町における令和 6 年の産業別人口の構成比は、高松市では第 1 次産業が 0.38%、第 2 次産業が 16.40%、第 3 次産業が 83.22%、綾川町では第 1 次産業が 3.25%、第 2 次産業が 32.83%、第 3 次産業が 62.92% となっており、高松市、綾川町ともに第 3 次産業が最も多くなっている。 調査対象地域である高松市の令和 2 年の農業の状況は、農業経営体数は 3,700 経営体で香川県全体の約 22%、綾川町の農業経営体数は 1,083 経営体で香川県全体の約 6.6%を占めている。 調査対象地域である高松市の令和 6 年の工業の状況は、事業所数は 799、従業者数は 17,118 人、製造品出荷額等は 47,158,686 万円で、綾川町の事業所数は 54、従業者数は 2,540 人、製造品出荷額等は 7,307,739 万円となっている。 調査対象地域である高松市及び綾川町における令和 3 年の商業の状況は、高松市で事業所数は 4,632、従業者数が 41,375 人、綾川町で事業所数は 230、従業者数が 1,986 人となっている。
社会的状況	<p>調査対象地域である高松市、綾川町ともに山林、田及び宅地が多くを占める。</p> <p>調査対象地域である高松市では 24,044ha が都市計画区域に指定され、都市計画区域のうち約 6,490ha に用途地域が設定されているが、対象事業実施区域にはない。また、綾川町では 3,847ha が都市計画区域に指定され、都市計画区域のうち約 110ha に用途地域が設定されている。</p> <p>調査区域及び対象事業実施区域には、風致地区は指定されていない。</p> <p>調査対象地域である高松市には、高松市都市計画マスタープラン（平成 20 年 12 月策定、令和 7 年 6 月改定）がある。また、綾川町は綾川町都市計画マスタープラン（令和 5 年 3 月）がある。</p>
河川、湖沼及び海域並びに地下水の利用の状況	<p>調査区域は香川県の南部に位置し、二級河川の香東川をはじめ、二級河川本津川や綾川水系の田万川等、讃岐山脈を源にした、河床勾配が急峻で流路延長が短い河川が流れている。</p> <p>調査区域には、神内池や永富池、奥谷池等のため池のほか、広範囲に多数の小規模なため池がみられる。</p> <p>香川県の用途別の地下水の利用比率（平成 18 年度）は、水道用水 20.1%、工業用水 47.5%、農業用水 7.8%となっている。</p> <p>香川用水は、吉野川水系の水資源の有効利用を目指す、吉野川総合開発計画の一環として計画されたもので、その水源として吉野川上流に建設された早明浦ダムによって新たに開発された年間水量 8 億 6,300 万 m³のうち、2 億 4,700 万 m³の水が、徳島県三好市池田町に建設された池田ダムから、讃岐山脈を貫く 8km の導水トンネルで香川県三豊市財田町に導かれ、そこから東西に延びる幹線水路によって香川県内各所へ送水され、農業用水、水道用水や工業用水として利用されている。</p> <p>調査区域及び対象事業実施区域内に漁業権の区域はない。</p>

表 3-1(5) 対象事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
社会的 状況	<p>交通の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査区域の交通網は、対象事業実施区域の東側を一般国道 193 号が南北に、北側を一般国道 377 号が東西に延びて一般国道 193 号と交わる。このほか、調査区域の西側には主要地方道（県道）国分寺中通線、東側には一般県道粉所西中徳線及び主要地方道（県道）中徳三谷高松線が延びている。 対象事業実施区域に最も近い区間は、一般国道 193 号の区間番号「10650」で、平日 24 時間の自動車交通量は 7,045 台となっている。 令和 5 年の自動車保有台数は、高松市と綾川町ともに、乗用車の軽四輪車が最も多く、高松市は 105,655 台、綾川町は 7,664 台となっている。
	<p>調査区域及び対象事業実施区域には鉄道はない。</p>
	<p>学校、病院等の施設</p> <p>対象事業実施区域の北側に川東南保育所、南東側に塩江こども園や塩江小学校等、塩江中学校がある。</p> <p>対象事業実施区域の北側に介護老人保健施設の医療法人仁泉会 鮎の里や北東側に特別養護老人ホームの社会福祉法人燦々会のさんさん荘等がある。</p> <p>なお、調査区域内には、配慮が特に必要な医療施設（病院及び病床数 1 床以上の診療所）や文化施設はない。</p> <p>調査区域では、主に一般国道 193 号や一般国道 377 号沿い等の道路周辺、及び高松空港の北側に建物が集中している。</p>
<p>上下水道の整備の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上水道の給水状況は、普及率が高松市が 99.4%となっているが、綾川町は公表データがなく不明である。。 対象事業実施区域の給水区域は、東部浄水場・綾川浄水場給水区域に位置している。 下水道の整備状況は、公共下水道普及率が高松市で 64.4%、綾川町 39.3%となっている。 <p>調査対象地域である高松市及び綾川町で発生する生活排水及びし尿は、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽及びし尿処理施設で処理しており、一部の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されている。</p>
<p>廃棄物の状況</p>	<p>調査区域には、一般廃棄物処理施設が 1 件(高松市南部クリーンセンター)、産業廃棄物処理施設が 4 件ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年度の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は、高松市では 136,117t、綾川町では 6,095t である。 香川県の平成 30 年度の産業廃棄物総排出量は 2,476 千 t となっている。 <p>建設副産物に係る関係法令等が定められており、四国地方・香川県に関するものとしては以下がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 四国地方建設リサイクル推進計画（平成 27 年 10 月 建設副産物対策四国地方連絡協議会） 香川県環境基本条例（平成 7 年 3 月 22 日香川県条例第 4 号）第 8 条第 4 項 香川県環境基本計画（令和 3 年 10 月 香川県） 香川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針

表 3-2 (1) 対象事業実施区域及び調査区域の主な法令等の区域指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業実施区域	調査区域
生活環境	大気汚染防止法	指定地域（硫黄酸化物の総量規制）	×	×
	騒音規制法	騒音について規制する地域	×	○
	振動規制法	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	×	○
	悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域	×	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法	対策地域（窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域）	×	×
	水質汚濁防止法	指定地域（総量削減）	○	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県	○	○
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼、指定地域	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域、形質変更時要届出区域	×	×
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（地下に廃棄物がある土地）	×	○
自然環境	自然公園法	国立公園、国定公園	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	香川県立自然公園条例	県立自然公園	×	×
	香川県自然環境保全条例	自然環境保全地域	×	○
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約登録湿地	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域	×	○
	森林法	保安林、地域森林計画対象民有林	○	○
みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例	緑化推進地域	×	×	

表 3-2 (2) 対象事業実施区域及び調査区域の主な法令等の区域指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業実施区域	調査区域
土地利用	国土利用計画法	都市地域	×	○
		農業地域	○	○
		森林地域	○	○
		自然公園地域	×	×
		自然保全地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	×
	砂防法	砂防指定地	×	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	○
	都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	×	×
	宅地造成規制法	宅地造成工事規制区域	※	○
		特定盛土等規制区域	※	○
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	×	○
国有林の管理経営に関する法律	国有林野	×	○	

※：区域の指定はされているが、対象事業は適用対象外である。

第4章 方法書についての意見と 事業者の見解

第4章 方法書についての意見と事業者の見解

「香川県環境影響評価条例」(平成 11 年 3 月 19 日条例第 2 号)第 7 条の規定に基づく方法書についての公告及び縦覧、説明会の開催の状況は、以下のとおりである。

4.1 方法書の公告及び縦覧

「香川県環境影響評価条例」第 7 条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 か月間縦覧に供した。

- 公告の日
令和 6 年 5 月 7 日 (火)
- 公告の方法
広報誌「広報高松」及びウェブサイトへの掲載
- 縦覧場所
高松市環境施設対策課 (高松市番町 1 丁目 8 番 15 号 高松市役所 12 階)
香川総合センター (高松市香川町川東上 1865-13)
塩江支所 (高松市塩江町安原下第 2 号 1645)
香川県庁環境政策課 (高松市番町 4 丁目 1 番 10 号)
綾川町役場住民生活課 (綾歌郡綾川町滝宮 299 番地)
- 縦覧期間
令和 6 年 5 月 7 日 (火) ~ 令和 6 年 6 月 7 日 (金)

4.2 方法書についての説明会の開催

「香川県環境影響評価条例」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会は、市民の集散を考慮して、対象事業実施区域の位置する高松市内で開催し、説明会開催の公告は、方法書の縦覧に関する公告と同時に行った。

- 開催日時
第 1 回：令和 6 年 5 月 31 日 (金) 18 時 30 分~19 時 00 分
第 2 回：令和 6 年 6 月 2 日 (日) 10 時 30 分~11 時 20 分
- 開催場所
高松市塩江コミュニティーセンター (香川県高松市塩江町安原下第 2 号 1645)
- 来場者数
第 1 回： 1 名
第 2 回：14 名

4.3 方法書についての意見の把握

「香川県環境影響評価条例」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

- 意見書の提出期間
令和 6 年 5 月 7 日（火）から令和 6 年 6 月 21 日（金）まで
※郵送による場合は、当日消印有効とした。
- 意見書の提出方法
縦覧場所に備え付けた意見箱への投函
事業者への郵送による書面提出

4.4 方法書についての意見の概要と事業者の見解

香川県環境影響評価条例（平成 11 年条例第 2 号）第 8 条第 1 項の規定における方法書についての環境の保全の見地からの意見はなかった。

4.5 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

香川県環境影響評価条例（平成 11 年条例第 2 号）第 10 条第 1 項の規定における方法書に対する香川県知事の意見及び事業者の見解を表 4.5-1 に示す。

表 4.5-1(1) 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 全体的事項	
(1) 新たなごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の具体的な処理方式や高低差のある計画地内における施設配置等が明確になっていない。環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成までに事業計画を可能な限り具体化するとともに、具体化できない諸元等については最も影響が大きくなる場合を想定し、環境影響の予測及び評価をすること。	準備書では、事業計画を可能な限り具体化し、記載しました。また、具体化できない諸元等については最も影響が大きくなる場合を想定し、環境影響の予測及び評価を行いました。
(2) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。また、その検討の経緯についても明らかにすること。	事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見やメーカーヒアリングの結果等を踏まえて、より一層の環境影響の低減について検討しました。また、その検討経緯については、「第 6 章環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」の各章に記載しました。
(3) 焼却施設と併せて近傍に破碎施設が整備予定であることを踏まえ、複合的な影響を含めた調査、予測及び評価について検討すること。	新施設と併せて破碎施設の影響も考慮することとし、複合的な影響を含めた調査、予測及び評価を行いました。
(4) 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。	方法書段階では関連施設（破碎施設）を改造・延命化する想定でしたが、新設する計画に変更しました。そのため、環境影響評価の項目の選定において見直しを行い、新施設の影響に関連施設の影響を足し合せた影響について、評価を行う項目を追加しました。
(5) 事業の実施に当たっては、地域住民や関係機関等とコミュニケーションを図り、理解を得ながら事業を進めること。	事業の実施に当たり、地域住民や関係機関等とコミュニケーションを図り、理解を得ながら事業を進めるよう努めました。
2 個別的事項	
(1) 大気環境について ・大気質の予測に当たっては、対象事業実施区域周辺の気象状況を把握するため、地上及び上層気象調査を適切に実施し、可能な限り正確な予測及び評価に努めること。	大気質の予測に当たり、対象事業実施区域周辺の気象状況の把握のため、地上及び上層気象調査を適切に実施し、可能な限り正確な予測及び評価に努めました。
・関係車両に係る大気質、騒音及び振動の調査地点については、事業負荷が高い場所だけでなく、住居や学校等の周囲の環境にも配慮し、適切に設定すること。	関係車両に係る大気質、騒音及び振動の調査地点については、事業負荷が高い場所だけでなく、対象事業実施区域から南側地域における小中学校付近の沿道においても、大気質・騒音・振動調査を追加して調査、予測及び評価を行いました。

表 4.5-1(2) 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

知事意見	事業者の見解
<p>(2) 動物、植物及び生態系について 現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて、専門家等の指導及び助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>現地調査において重要な種が確認されたため、専門家等の指導及び助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討しました。</p>
<p>(3) 史跡及び文化財について 事業地周辺に埋蔵文化財包蔵地が存在しており、工事において新たに遺跡が発見されることがあるので、慎重に工事を進めること。また、発見した場合は市の埋蔵文化財担当に連絡し、その取扱いを協議すること。</p>	<p>工事において新たに遺跡が発見されることがあるので、慎重に工事を進めます。 また、工事を進めるうえで、事業地周辺に新たに遺跡が発見された場合は、市の埋蔵文化財担当に連絡し、その取扱いを協議し、適切な対応を行います。</p>
<p>(4) 廃棄物について ・処理に伴い発生する副生成物については、できる限り最終処分量を減らし、再資源化に努めること。</p>	<p>処理に伴い発生する建設副産物は、再利用しやすい材料の使用や分別を徹底し、再資源化の促進に努める旨を環境保全措置として記載しました。</p>
<p>・工事に伴い発生する残土については、極力、対象事業実施区域内で有効利用すること。</p>	<p>工事に伴い発生する建設発生土については、可能な限り埋戻土として対象事業実施区域内で再利用する旨を環境保全措置として記載しました。</p>
<p>(5) 温室効果ガスについて 計画施設から発生するエネルギーの有効利用を積極的に行い、温室効果ガスの低減に努め、適切に予測及び評価を行うこと。その際に、選定する処理方式によって温室効果ガスの排出量が変わることから、処理方式を考慮した予測及び評価とすること。</p>	<p>計画施設から発生するエネルギーの有効利用を積極的に行い、温室効果ガスの低減に努め、適切に予測及び評価を行いました。なお、処理方式はストーカ式ごみ焼却方式として、温室効果ガスの排出量の予測及び評価を行いました。</p>
<p>3 その他事項</p>	
<p>準備書の作成に当たっては、文書や図の作成、用語の使用について工夫し、分かりやすい図書となるよう留意すること。</p>	<p>準備書の作成に当たっては、文書や図の作成、用語の使用を工夫し、地域住民にも分かりやすい図書となるよう留意しました。</p>

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

5.1 環境影響評価を行う項目の選定及び理由

5.1.1 環境影響要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る「工事の実施」及び「施設の供用」において、表 5.1-1 に示す内容が考えられる。

なお、新施設と同敷地内に関連施設である破碎施設の新設、資源化施設の改造・延命化を予定していることから、関連施設の影響についても予測・評価を行った。

表 5.1-1 環境影響の要因の抽出

環境影響の要因		想定される事業活動の内容
工事の実施	工事用資材等の搬出入	工事用の資材及び機械の搬出入に係る車両が走行し、排ガス（NO ₂ 、SPM）及び騒音、地盤振動が発生する。
	建設機械の稼働	造成工事及び施設の建設工事を実施するため、各種の建設機械が稼働し、排ガス（NO ₂ 、SPM）及び粉じん等、騒音、地盤振動が発生する。
	造成等の施工による一時的な影響	造成工事に伴う切土・盛土工事によって、土地の改変が生じる。造成工事に伴い、降雨時に下流河川へ濁水が流出するおそれがある。造成工事や施設の建設工事に際して、廃棄物及び残土が発生する。
施設の供用	施設の存在	新施設や造成法面が出現する。 関連施設のうち、新破碎施設が出現する。
	施設の稼働	新施設が稼働し、煙突より廃棄物の焼却に伴う排ガスが発生する。 新施設及び関連施設が稼働し、騒音及び地盤振動、悪臭、温室効果ガスが発生する。
	廃棄物等の搬出入	新施設及び関連施設への廃棄物等の搬出入に係る車両が走行し、排ガス（NO ₂ 、SPM）の排出及び騒音、地盤振動発生する。
	廃棄物の発生	新施設及び関連施設が稼働し、廃棄物が発生する。

5.1.2 環境影響評価の項目

(1) 環境影響評価の項目の選定

本事業に係る環境影響評価の項目の選定にあたっては、対象事業の内容並びに対象事業実施区域周囲の自然的・社会的状況を把握した上で、「香川県環境影響評価技術指針」（平成 25 年 7 月 1 日、香川県）のほか、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年、環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）（以下「調査指針」という。）、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）（以下「技術手法」という。）等を参考とした。また、「香川県環境影響評価技術指針」において、ごみ焼却施設として参考となる項目が示されていないことから、隣接県（徳島県、愛媛県）における環境影響評価技術指針も参考とした。

環境影響の要因（以下「影響要因」という。）は、本事業に係る工事の実施及び施設の供用の影響を対象とした。

抽出した影響要因及び影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素を表 5.1-2 に示す。環境要素として、「大気質」、「騒音・超低周波音」、「振動」、「悪臭」、「水質」、「植物」、「動物」、「生態系」、「景観」、「廃棄物等」及び「温室効果ガス」の 11 項目を選定した。新施設とほぼ同時期に関連施設の新設・改造・延命化工事及び施設稼働が計画されていることから、新施設とともに関連施設も考慮して、環境影響を検討した。

表 5.1-2 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分			工事の実施			施設の供用				
			工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働	廃 棄 物 等 の 搬 出 入	廃 棄 物 の 発 生	
環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物					○		
			窒素酸化物	◎	◎			○	◎	
			浮遊粒子状物質	◎	◎			○	◎	
			粉じん等			◎		●		
			塩化水素					○		
			ダイオキシン類					○		
			水銀					○		
	騒音・超 低周波音	騒音	騒音	◎	◎			◎	◎	
			超低周波音					○		
		振動	◎	◎			◎	◎		
	悪臭					○●				
	水環境	水質	浮遊物質量			◎				
			水温							
有害物質等										
底質										
地下水質										
水象										
土壌環境・ その他の環境	地形・地質									
	地盤									
	土壌									
植物				◎						
動物				◎						
生態系				◎						
景観					◎					
人と自然との触れ合いの活動の場										
廃棄物等				◎				○●		
水資源										
温室効果ガス						○●				

注1) □ は隣接県（徳島県、愛媛県）における環境影響評価条例における技術指針において、ごみ焼却施設に係る参考項目として記載されている項目である。

□ は調査指針において検討項目として記載されている項目である。

注2) 「○」は新施設の影響として選定する項目である。

「●」は新施設の影響ではなく、関連施設の影響を予測・評価する項目である。

「◎」は新施設の影響とともに関連施設の影響についても予測・評価する項目であり、新施設の影響に関連施設の影響を足し合せた影響について予測・評価を行った。

「○●」は新施設の影響とともに関連施設の影響についても予測・評価する項目であり、新施設と関連施設の影響について、それぞれ予測・評価を行った。

(2) 環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由

抽出した影響要因及び影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素として、表 5.1-2 においてごみ焼却施設に係る参考・検討項目とされている項目又は参考・検討項目とされていないが、追加した項目並びに特に環境要素として、参考・検討項目として掲げられていない項目について、環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由を表 5.1-3(1)～(2)に記載した。

表 5.1-3(1) 環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由

環境影響評価の項目		選定結果	環境影響評価項目の選定理由及び非選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	工事の実施	工事用資材等の搬出入	○	主要な工事用資材等の搬出入ルート上に集落等が存在し、工事用資材等の搬出入の車両走行に伴い大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の影響が想定されることから選定した。粉じん等（降下ばいじん）については、工事用資材等の搬出入車両の入退場時にタイヤ等を洗浄すること、主要な工事用資材等の搬出入ルートは舗装されていることより粉じん等（降下ばいじん）の発生は極めて小さいことから、選定しない。なお、粒子状物質については、浮遊粒子状物質として項目選定した。
			建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺に集落等が存在し、建設機械の稼働及び造成等の施工に伴い大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等（降下ばいじん））の影響が想定されることから選定した。
		施設の供用	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺に集落等が存在し、施設の稼働（煙突排ガスの排出、廃棄物の破碎・選別）に伴い大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等（浮遊粉じん）、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）の影響が想定されることから選定した。
			廃棄物等の搬出入	○	主要な廃棄物等の搬出入ルート上に集落等が存在し、廃棄物等の搬出入による車両走行に伴い大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の影響が想定されることから選定した。
	騒音・超低周波音	工事の実施	工事用資材等の搬出入	○	主要な工事用資材等の搬出入ルート上に集落等が存在し、工事用資材等の搬出入に伴い騒音の影響が想定されることから選定した。
			建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺に集落等が存在し、建設機械の稼働に伴い騒音の影響が想定されることから選定した。
		施設の供用	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺に集落等が存在し、施設の稼働に伴い騒音・超低周波音の影響が想定されることから選定した。
			廃棄物等の搬出入	○	主要な廃棄物等の搬出入ルート上に集落等が存在し、廃棄物等の搬出入による車両走行に伴い騒音の影響が想定されることから選定した。
	振動	工事の実施	工事用資材等の搬出入	○	主要な工事用資材等の搬出入ルート上に集落等が存在し、工事用資材等の搬出入に伴い地盤振動の影響が想定されることから選定した。
			建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺に集落等が存在し、建設機械の稼働に伴い地盤振動の影響が想定されることから選定した。
		施設の供用	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺に集落等が存在し、施設の稼働に伴い地盤振動の影響が想定されることから選定した。
			廃棄物等の搬出入	○	主要な廃棄物等の搬出入ルート上に集落等が存在し、廃棄物等の搬出入による車両走行に伴い地盤振動の影響が想定されることから選定した。
悪臭	施設の供用	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺に集落等が存在し、施設の稼働に伴い悪臭の発生が想定されることから選定した。	
水環境	水質	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	○	造成等の施工の際、降雨時に濁水が発生するおそれがある。発生する濁水については、適切に処理をして対象事業実施区域下流の河川（沢）へ放流する計画であるが、主な汚濁要因となる水質（水の濁り）については、その影響の程度を確認するため選定した。
		施設の供用	施設の稼働	×	施設から発生する施設排水は施設内で処理又は公共下水道へ放流する。公共用水域の水質に与える影響はないことから選定しない。
	底質	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	×	造成等の施工の際、降雨時に濁水が発生するおそれがあるが、発生する濁水については、適切に処理をして対象事業実施区域下流の河川（沢）へ放流する計画であり、公共用水域の底質に与える影響はないことから選定しない。
		施設の供用	施設の稼働	×	施設から発生する施設排水は施設内で処理又は公共下水道へ放流する。公共用水域の底質に与える影響はないことから選定しない。
	地下水質	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	×	造成等の施工の際、降雨時に濁水が発生するおそれがあるが、発生する濁水については、適切に処理をして対象事業実施区域下流の河川（沢）へ放流する計画であり、地下水質への影響は想定されないため選定しない。
		施設の供用	施設の稼働	×	施設の供用において、施設排水は施設内で処理又は公共下水道へ処理する計画であり、地下水質への影響は想定されないため選定しない。
	水象	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	×	工事の実施において、下流河川の流況変化を伴うような流域改変は実施しないことから選定しない。
		施設の供用	施設の稼働	×	施設の供用において、施設排水は施設内で処理又は公共下水道へ処理する計画であり、河川放流は行わないことから選定しない。
土壌環境・その他の環境	地形・地質	施設の供用	施設の存在	×	対象事業実施区域に国、県、市指定の文化財や日本の地形レッドデータ等に記載されている配慮すべき地形及び地質は存在しないことから選定しない。
	地盤	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	×	工事の実施及び施設の供用において、地下水の揚水利用は計画しておらず、地盤沈下を発生させる工法も採用しないことから選定しない。
		施設の供用	施設の稼働	×	
土壌	施設の供用	施設の稼働	×	施設の供用において、施設排水は施設内で処理又は公共下水道へ放流とすること、ごみピットは止水性のある強固な構造とし、搬入されたごみから発生する汚水が周辺へ流出することはないことから選定しない。	
植物	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域及びその周辺を含む地域特性を把握する範囲において、文献資料によると重要な植物種の生育の可能性があるため、造成等の施工に伴う土地の改変及び施設の存在による一部の植生の消失等による植物への影響が想定されることから選定した。	
	施設の供用	施設の存在			
動物	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域及びその周辺を含む地域特性を把握する範囲において、文献資料によると重要な動物種の生息の可能性があるため、造成等の施工に伴う土地の改変及び施設の存在、濁水処理水の放流等による動物への影響が想定されることから選定した。	
	施設の供用	施設の存在			

注1) 「○」は選定した項目を、「×」は選定しなかった項目を示す。

注2) 底質、水象及び地盤は、表 5.1-2に参考とされる項目に該当がないことから、新施設等の事業特性を勘案し、造成等の施工による一時的な影響及び施設の稼働について、影響のおそれの有無を検討した。

表 5.1-3(2) 環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由

環境影響評価の項目			選定結果	環境影響評価項目の選定理由及び非選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
生態系	工事の 実施	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域及びその周辺を含む地域特性を把握する範囲において、文献資料によると重要な生態系が存在する可能性があるため、造成等の施工に伴う土地の改変及び施設の存在による一部の植生の消失、濁水処理水の放流等による生態系への影響が想定されることから選定した。
	施設の 供用	施設の存在	○	
景観	施設の 供用	施設の存在	○	施設の存在に伴い対象事業実施区域の周囲に存在する主要展望地点及び景観資源並びに主要な眺望景観に影響を及ぼす可能性があることから選定した。
人と自然との 触れ合いの活動の場	施設の 供用	施設の存在	×	対象事業実施区域は、文献資料調査で確認された主要な人と自然との触れ合いの活動の場から十分（500m以上 ^{注2)} 離れていることから選定しない。
廃棄物等	工事の 実施	造成等の施工による一時的な影響	○	造成等の施工の際、廃棄物等（廃棄物及び残土）の発生が想定されることから選定した。
	施設の 供用	廃棄物の発生	○	施設の稼働に伴い施設から廃棄物（焼却残渣等）の発生が想定され、その影響を予測及び評価するため選定した。
水資源	工事の 実施	造成等の施工による一時的な影響	×	工事の実施及び施設の供用において、地下水の揚水利用は計画していないことから選定しない。
	施設の 供用	施設の稼働	×	
温室効果ガス	施設の 供用	施設の稼働	○	施設の稼働に伴い温室効果ガスの発生が考えられ、その影響を予測及び評価するため選定した。

注1) 「○」は選定した項目を、「×」は選定しなかった項目を示す。

注2) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年建設省都市局都市計画課監修）に基づく。

注3) 水資源は、表 5.1-2に参考とされる項目に該当がないことから、新施設等の事業特性を勘案し、造成等の施工による一時的な影響及び施設の稼働について、影響のおそれの有無を検討した。

5.2 調査、予測及び評価手法の選定

5.2.1 大気質

大気質に係る事業特性及び地域特性、調査、予測及び評価手法等を表 5.2-1～表 5.2-16 に示す。

**表 5.2-1 事業特性及び地域特性（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）：
工用資材等の搬出入）**

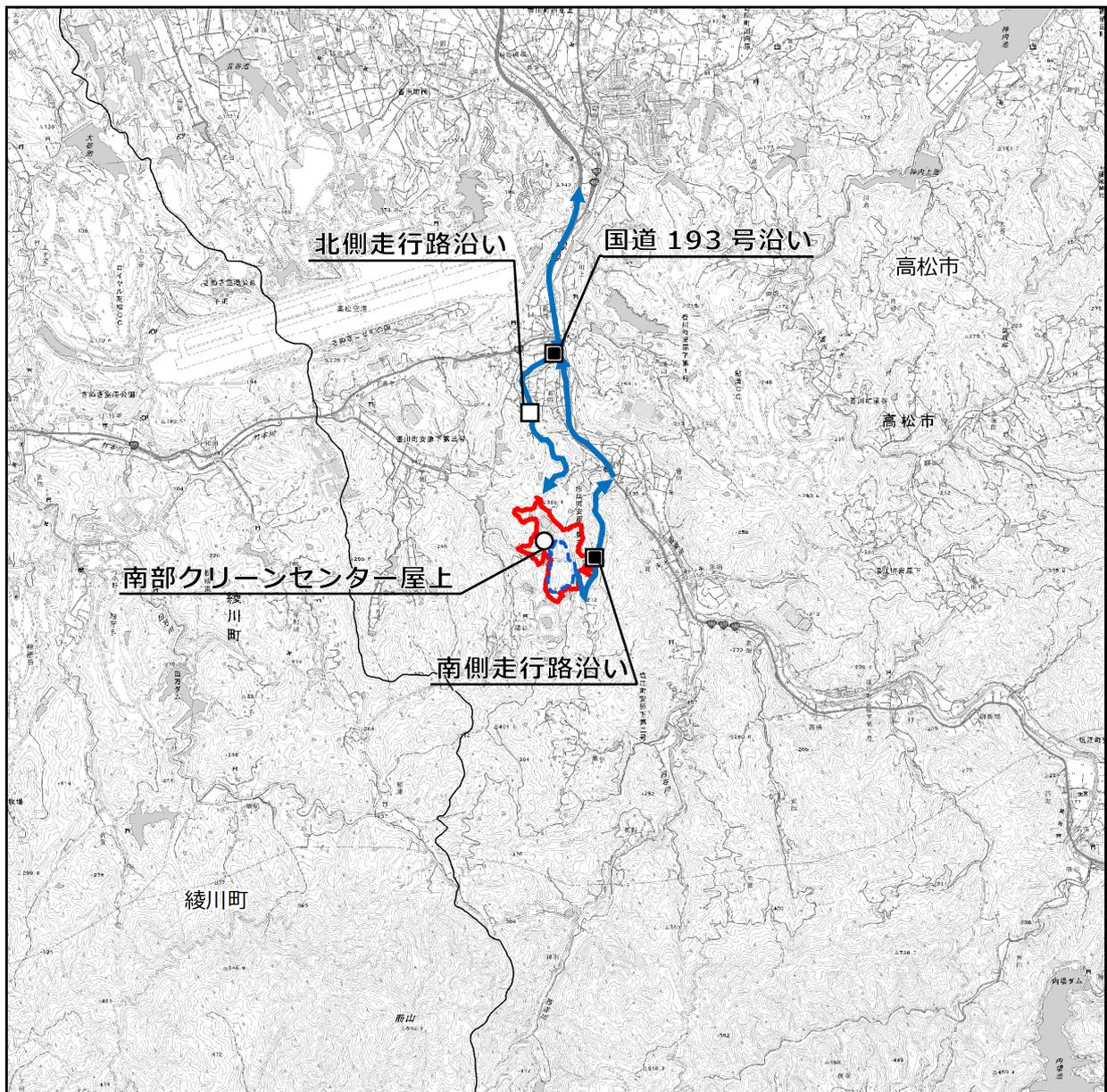
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破砕施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・主要な走行ルートに沿道において、工用資材等の搬出入車両が走行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に現有施設が存在し、現有施設から廃棄物等の搬出入車両が走行している。 ・対象事業実施区域周辺は山地が広がっており、工用資材等の搬出入車両の主要な走行ルート沿道に住居等が点在する。

表 5.2-2(1) 調査手法（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）：工用資材等の搬出入）

調査すべき情報	1)大気質濃度の状況 2)気象の状況 3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査の基本的な手法	既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	1)大気質濃度の状況 [現地調査] 環境基準に基づく方法として、以下の方法で調査した。 ・窒素酸化物：オゾンを用いる化学発光法とし、試料採取高さは地上から 1.5m とした。 ・浮遊粒子状物質：ベータ線吸収法とし、試料採取高さは地上から 3.0m とした。
	2)気象の状況 [既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：気象庁データ等の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 「地上気象観測指針」等に準じた方法として、以下の方法で調査した。 ・地上気象（風向・風速）：風車型風向風速計を用いる手法とし、現有施設の屋上に設置した。（気象観測高さ（地上から）は 40m 程度）
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 [既存資料調査] 「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量及び平均走行速度を計測する方法とした。
調査地域	対象事業の実施により、大気質への影響が想定される範囲を含む地域とした。

表 5.2-2 (2) 調査手法 (大気質 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質) : 工用資材等の搬出入)

調査地点	調査地域における大気質濃度等の状況を適切に把握し得る地点とした。
	1)大気質濃度の状況
	[現地調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：工用資材等の搬出入車両の主要な走行ルートにおける影響が大きいと想定される代表的な道路沿道とし、図 5.2-1 に示す 3 地点とした。
	2)気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象 (風向・風速)：対象事業実施区域最寄の地域気象観測所 1 地点「香南 (高松空港)」とした。
	[現地調査] ・地上気象 (風向・風速)：対象事業実施区域内とし、図 5.2-1 に示す 1 地点とした。
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺の「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果 (集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表)」等の既存資料の交通量調査地点とした。 [現地調査] 工用資材等の搬出入車両の主要な走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 5.2-1 に示す 2 地点とした。
調査対象 期間等	調査地域における年間を通じた大気質濃度等の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。
	1)大気質濃度の状況
	[現地調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：1 週間×4 季 (春、夏、秋、冬) とした。
	2)気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象 (風向・風速)：至近の情報とした。ただし、異常年検定に用いる情報については、至近の 10 年間とした。
	[現地調査] ・地上気象 (風向・風速)：1 年間 (1 時間値を連続測定) とした。
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。 [現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とした。(24 時間)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 新施設整備予定区域
- ↔ 工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルート
- 地上気象（風向・風速）調査地点
- 交通量等調査地点
- 道路沿道大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）調査地点

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

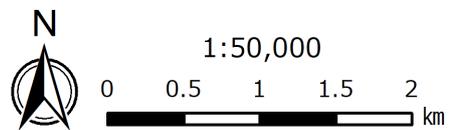


図 5.2-1 大気質現地調査地点位置図（工事用資材等の搬出入）

表 5.2-3 予測手法（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）：工事用資材等の搬出入）

予測内容	大気質濃度の変化の程度を予測した。
予測方法	ブルーム式及びパフ式による計算を基本とした方法により年平均値を予測した。 なお、予測では関連施設に係る工事用資材等の搬出入車両の走行台数も考慮した。
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における大気質濃度等の変化の程度を適切に把握し得る地点とし、調査地点と同様の地点とした。
予測対象時期	工事用資材等の搬出入車両の走行による影響が最大となる時期とした。

表 5.2-4 評価手法（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）：工事用資材等の搬出入）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により工事用資材等の搬出入車両の走行に伴って発生する物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）に係る環境影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	工事用資材等の搬出入車両の走行に伴って発生する物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）に関する基準又は目標として、「大気の汚染に係る環境基準」が存在する。現地調査結果を勘案しつつ、環境基準との整合が図られているか否かについて評価した。 なお、新施設の影響に関連施設の影響を足し合せた影響について評価を行った。

表 5.2-5 事業特性及び地域特性（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）：建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響）

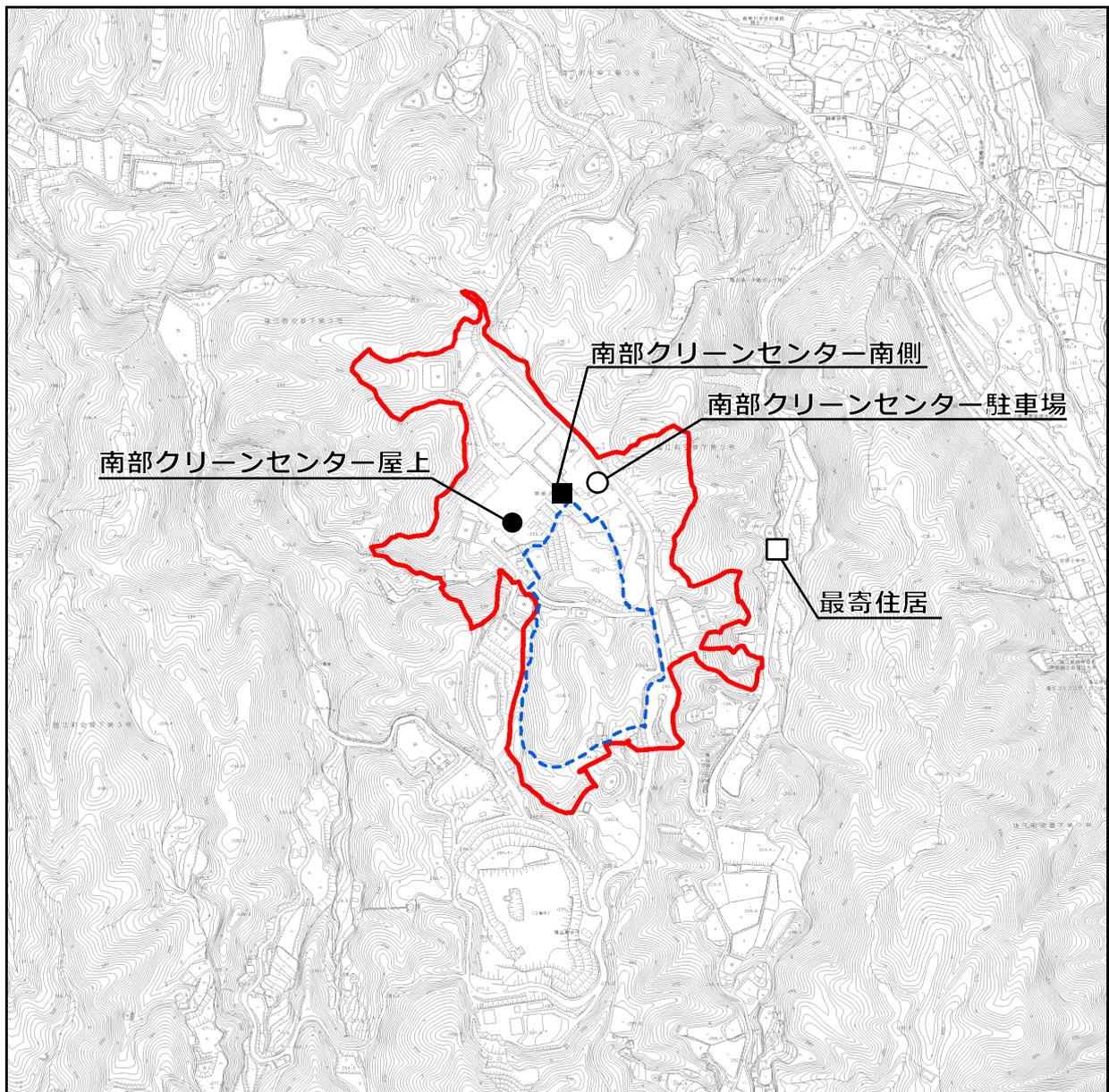
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響により、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等（降下ばいじん）の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺は山地が広がっている。 ・最寄住居は対象事業実施区域の東南東約 200m に位置する。 ・窒素酸化物及び浮遊粒子状物質については、対象事業実施区域最寄の一般局において環境基準を下回っている。

表 5.2-6(1) 調査手法（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）：建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響）

調査すべき情報	1)大気質濃度の状況 2)気象の状況 3)主要発生源の状況
調査の基本的な手法	既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	1)大気質濃度の状況 [既存資料調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：香川県の大気常時監視測定局の測定結果の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 環境基準等に基づく方法として、以下の方法で調査した。 ・窒素酸化物：オゾンを用いる化学発光法とし、試料採取高さは地上から 1.5m とした。 ・浮遊粒子状物質：ベータ線吸収法とし、試料採取高さは地上から 3.0m とした。 ・降下ばいじん：ダストジャーによる捕集法とし、試料採取高さは地上から 2～3m とした。
	2)気象の状況 [既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：気象庁データ等の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 「地上気象観測指針」等に準じた方法として、以下の方法で調査した。 ◆地上気象 ・風向・風速：風車型風向風速計を用いる手法とし、現有施設の屋上に設置した。（気象観測高さは地上から 40m 程度） ・日射量：熱電堆式全天日射計を用いる手法とし、観測高さは地上から 1.5m とした。 ・放射収支量：熱電堆式放射収支計を用いる手法とし、観測高さは地上から 1.5m とした。
	3)主要発生源の状況 [既存資料調査] 地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	調査地域 対象事業の実施により、大気質への影響が想定される範囲を含む地域とした。

**表 5.2-6(2) 調査手法（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）：
建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響）**

調査地点	調査地域における大気質濃度等の状況を適切に把握し得る地点とした。
	1)大気質濃度の状況
	[既存資料調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：対象事業実施区域最寄の一般局 1 地点（南消防署香川分署）とした。
	[現地調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：図 5.2-2 に示す、対象事業実施区域 1 地点とした。 ・降下ばいじん：対象事業実施区域内の 1 地点及び最寄住居付近 1 地点とし、図 5.2-2 に示す計 2 地点とした。
	2)気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：対象事業実施区域最寄の地域気象観測所 1 地点「香南（高松空港）」とした。
	[現地調査] ・地上気象（風向・風速）：対象事業実施区域内とし、図 5.2-2 に示す 1 地点とした。 ・地上気象（日射量・放射収支量）：対象事業実施区域内とし、図 5.2-2 に示す 1 地点とした。
	3)主要発生源の状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺とし、図 5.2-2 に示す範囲とした。
	調査対象 期間等
1)大気質濃度の状況	
[既存資料調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：至近の 5 年間とした。	
[現地調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：1 週間×4 季（春、夏、秋、冬）とした。 ・降下ばいじん量：1 ヶ月間×4 季（春、夏、秋、冬）とした。	
2)気象の状況	
[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：至近の情報とした。ただし、異常年検定に用いる情報については、至近の 10 年間とした。	
[現地調査] ・地上気象（風向・風速、日射量・放射収支量）：1 年間（1 時間値を連続測定）とした。	
3)主要発生源の状況	
[既存資料調査] 至近の情報とした。	



凡 例

- ▭ 対象事業実施区域
- - - 新施設整備予定区域
- 環境大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、降下ばいじん）調査地点
- 地上気象（風向・風速）調査地点
- 地上気象（日射量・放射収支量）調査地点
- 環境大気質（降下ばいじん）調査地点

※この地図は、高松市発行の地形図を複製して情報を追記したものである。

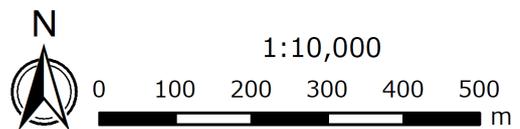


図 5.2-2 大気質現地調査地点位置図（建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響）

**表 5.2-7 予測手法（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）：
建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響）**

予測内容	大気質濃度の変化の程度を予測した。
予測方法	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：ブルーム式及びパフ式による計算を基本とした方法により年平均値を予測した。なお、予測では関連施設に係る建設機械の稼働台数についても考慮した。 ・降下ばいじん量：技術手法に基づき、降下ばいじんの発生及び拡散に係る既存データの事例の引用又は解析により、季節別降下ばいじん量を計算する方法とした。
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における大気質濃度等の変化の程度を適切に把握し得る地点とし、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質については、対象事業実施区域の敷地境界上の地点及び最寄住居付近、降下ばいじん量については最寄住居付近とした。
予測対象時期	建設工事の実施による影響が最大となる時期とした。

**表 5.2-8 評価手法（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）：
建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響）**

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により建設機械の稼働及び造成等の施工に伴って発生する物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、降下ばいじん）に係る環境影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	<p>建設機械の稼働及び造成等の施工に伴って発生する物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、降下ばいじん）に関する基準又は目標として、「大気の汚染に係る環境基準」及び「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値」等が存在する。現地調査結果を勘案しつつ、これらの基準又は指標との整合が図られているか否かについて評価した。</p> <p>なお、新施設の影響に関連施設の影響を足し合せた影響についても評価を行った。</p>

表 5.2-9 事業特性及び地域特性（大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・施設の稼働により、ごみの焼却に伴う煙突排ガスが排出される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺は山地が広がっている。 ・対象事業実施区域の主に北側から東側にかけて集落が位置している。 ・対象事業実施区域内においては、現有施設より煙突排ガスが排出されている。 ・硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等については、対象事業実施区域最寄の一般局において環境基準を下回っている。

表 5.2-10(1) 調査手法（大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）：施設の稼働）

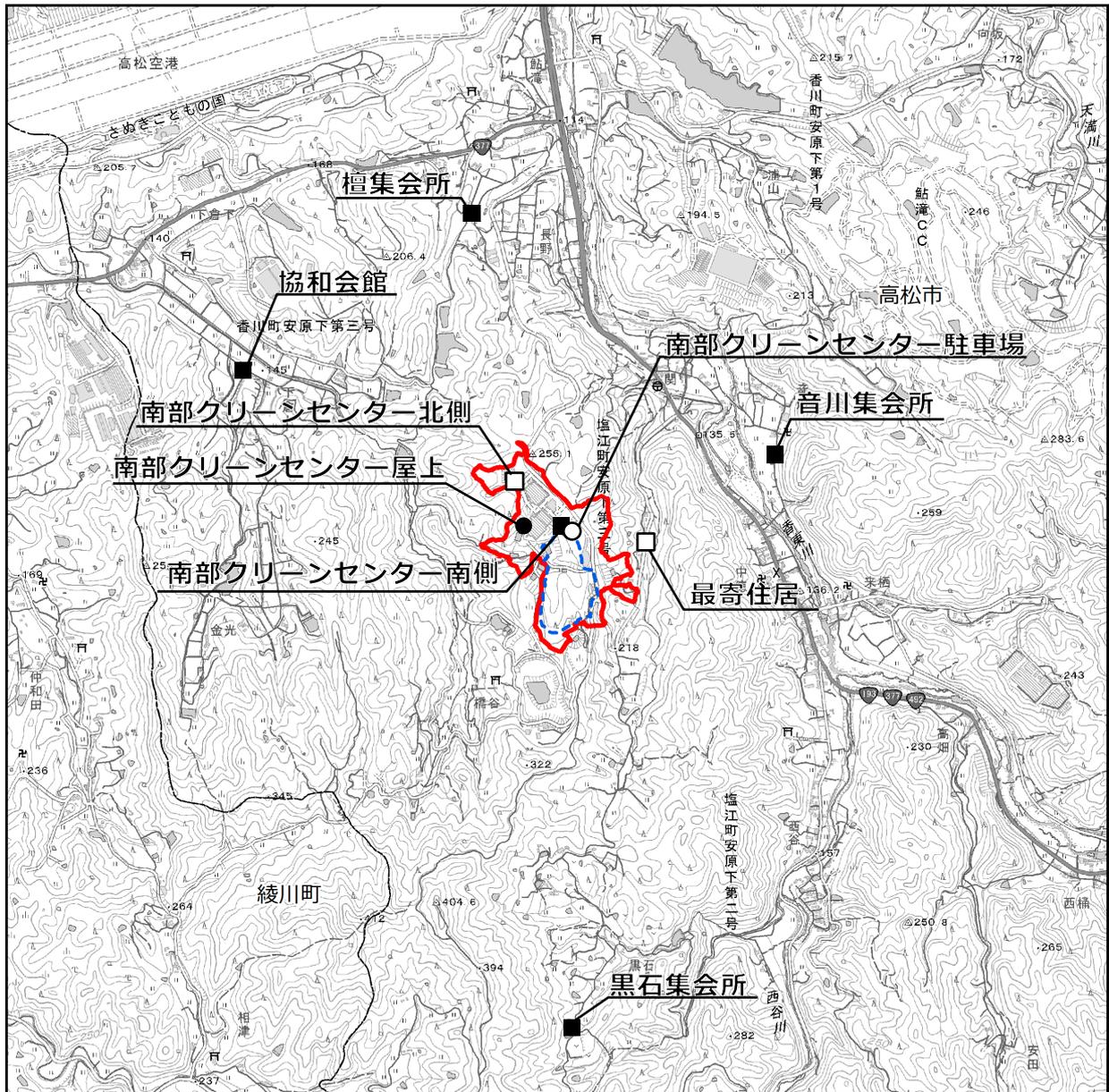
調査すべき情報	1)大気質濃度の状況 2)気象の状況 3)地形・地物の状況 4)主要発生源の状況
調査の基本的な手法	既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	1)大気質濃度の状況 [既存資料調査] ・硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等：香川県の大気常時監視測定局の測定結果の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 環境基準等に基づく方法として、以下の方法で調査した。 <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄：紫外線蛍光法とした。 ・窒素酸化物：オゾンを用いる化学発光法とし、試料採取高さは地上から 1.5m とした。 ・浮遊粒子状物質：ベータ線吸収法とし、試料採取高さは地上から 3.0m とした。 ・塩化水素：イオンクロマトグラフ法とし、試料採取高さは地上から 1.5m とした。 ・水銀：金アマルガム捕集加熱気化冷原子吸光法とし、試料採取高さは地上から 1.5m とした。 ・ダイオキシン類：ハイボリュームエアサンプラー捕集法とし、試料採取高さは地上から 1.2m とした。 ・浮遊粉じん：ロウボリュームエアサンプラー捕集法とし、試料採取高さは地上から 1.2m とした。

表 5.2-10(2) 調査手法（大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）：施設の稼働）

調査の基本的な手法 (続き)	2)気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：気象庁データ等の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 「地上気象観測指針」「高層気象観測指針」等に準じた方法として、以下の方法で調査した。 ◆地上気象 ・風向・風速：風車型風向風速計を用いる手法とし、現有施設の屋上に設置した。（気象観測高さ（地上から）は40m程度） ・気温：白金抵抗型温度計を用いる手法とし、観測高さは地上から1.5mとした。 ・湿度：静電容量型湿度計を用いる手法とし、観測高さは地上から1.5mとした。 ・日射量：熱電堆式全天日射計を用いる手法とし、観測高さは地上から1.5mとした。 ・放射収支量：熱電堆式放射収支系を用いる手法とし、観測高さは地上から1.5mとした。 ◆上層気象（気温、風向・風速）：ラジオゾンデ観測による手法とした。（観測高度：地上より50m間隔、上空1500m程度まで）
	3)地形・地物の状況、4)主要発生源の状況
	[既存資料調査] 地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
調査地域	対象事業の実施により、大気質への影響が想定される範囲を含む地域とした。
調査地点	調査地域における大気質濃度等の状況を適切に把握し得る地点とした。
	1)大気質濃度の状況
	[既存資料調査] ・硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等：対象事業実施区域最寄の一般局1地点（南消防署香川分署）とした。
	[現地調査] ・硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀：図5.2-3に示す、対象事業実施区域及び周辺4地点の計5地点とした。 ・浮遊粉じん：対象事業実施区域内の1地点及び最寄住居付近1地点とし、図5.2-3に示す、計2地点とした。
	2)気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：対象事業実施区域最寄の地域気象観測所1地点「香南（高松空港）」とした。
	[現地調査] ・地上気象（気温・湿度、日射量・放射収支量）：対象事業実施区域内とし、図5.2-3に示す1地点とした。 ・地上気象（風向・風速）、上層気象：対象事業実施区域内とし、図5.2-3に示す1地点とした。
	3)地形・地物の状況、4)主要発生源の状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺とし、図5.2-3に示す範囲とした。

表 5.2-10(3) 調査手法（大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）：施設の稼働）

調査対象 期間等	調査地域における年間を通じた大気質濃度等の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。
	1)大気質濃度の状況
	[既存資料調査] ・硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質：至近の5年間とした。
	[現地調査] ・硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類、浮遊粉じん：1週間×4季（春、夏、秋、冬）とした。（塩化水素・水銀は24時間値、ダイオキシン類、浮遊粉じんは7日間値を測定した。）
	2)気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：至近の情報とした。ただし、異常年検定に用いる情報については、至近の10年間とした。
	[現地調査] ・地上気象：1年間（1時間値を連続測定）とした。 ・上層気象：7日間（8回/日）×4季（春、夏、秋、冬）とした。
	3)地形・地物の状況、4)主要発生源の状況
[既存資料調査] 至近の情報とした。	



凡 例

- ▭ 対象事業実施区域
- - - 新施設整備予定区域
- 環境大気質（硫黄酸化物等（浮遊粉じん以外））調査地点
- 環境大気質（浮遊粉じん）調査地点
- 地上気象（風向・風速）調査地点
- 地上気象（気温・湿度・日射量・放射収支量）、上層気象調査地点

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

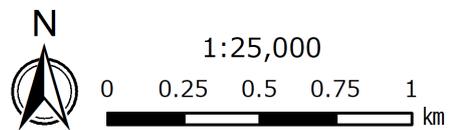


図 5.2-3 大気質現地調査地点位置図（施設の稼働）

表 5.2-11 予測手法（大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）：施設の稼働）

予測内容	大気質濃度の変化の程度を予測した。
予測方法	ブルーム式及びパフ式による計算を基本とした方法により年平均値を予測した。予測にあたっては、周辺地形の起伏を考慮するものとした。また、1時間値（短期濃度）については、一般的な気象条件時（大気安定度不安定時）のほかに、短期的に高濃度が生じる可能性がある上層逆転層発生時や逆転層崩壊時（フミゲーション）、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時の予測を行った。 なお、浮遊粉じんは関連施設の影響を対象に、類似施設の現地調査結果及び環境保全対策等を勘案して、定性的に予測を行った。
予測地域	調査地域に準じる地域とし、対象事業実施区域及びその周辺 2km 程度を包含する範囲とした。
予測地点	予測地域における大気質濃度等の変化の程度を適切に把握し得る地点とし、影響が最大となる地点及び調査地点と同様の地点とした。
予測対象時期	施設の稼働が定常となる時期とした。

表 5.2-12 評価手法（大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）：施設の稼働）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する物質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、浮遊粉じん、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）に係る環境影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	施設の稼働に伴って発生する物質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）に関する基準又は目標として、「大気の汚染に係る環境基準」等が存在する。現地調査結果を勘案しつつ、これらの基準又は目標との整合が図られているか否かについて評価した。 なお、浮遊粉じんについては、関連施設の影響について評価を行うが、定性的な予測を実施することから、評価の際は現地調査結果及び環境保全対策等を勘案した定性的に評価した。

**表 5.2-13 事業特性及び地域特性（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）：
廃棄物等の搬出入）**

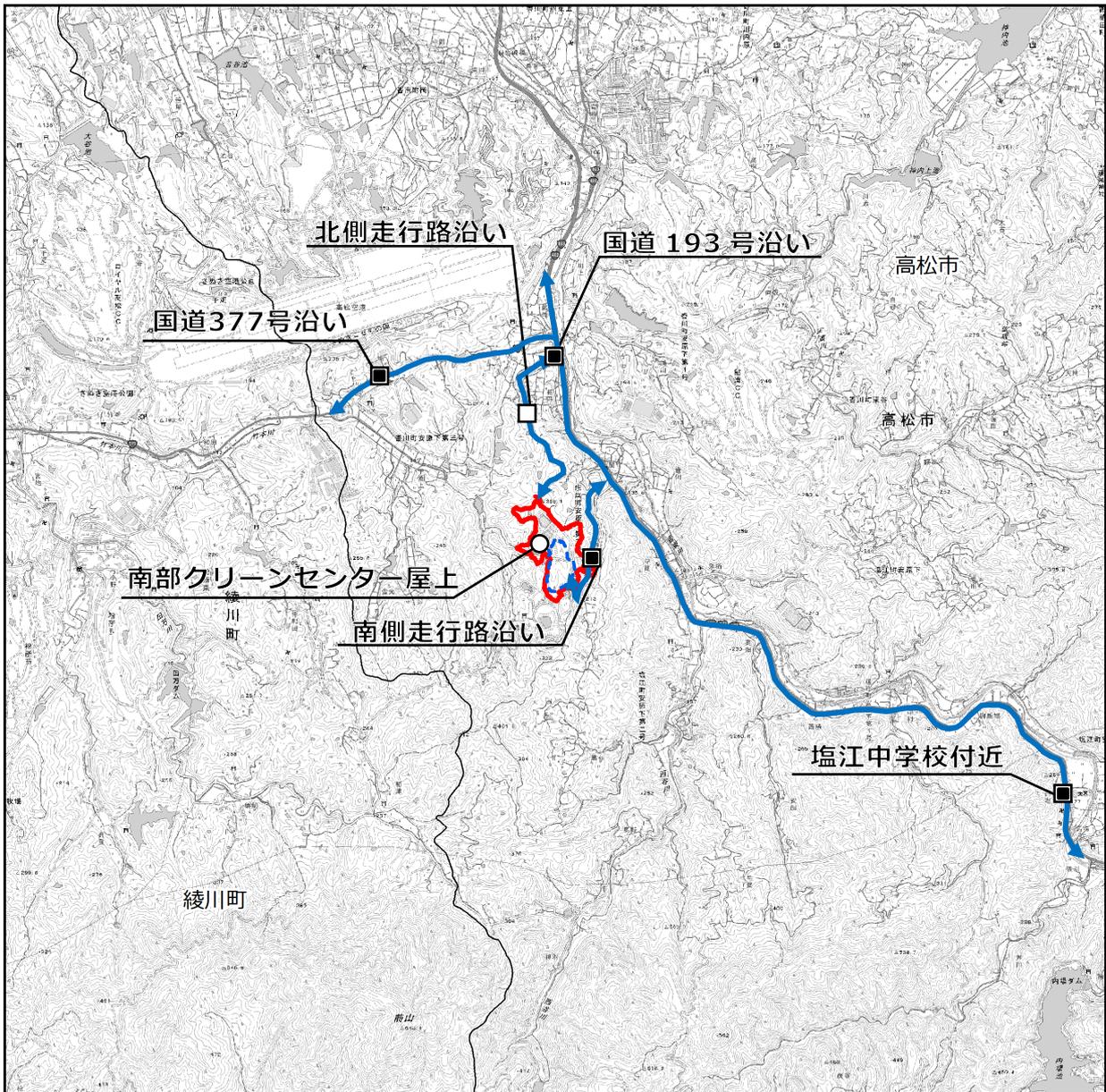
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、资源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・主要な走行ルートに沿道において、廃棄物等の搬出入車両が走行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に現有施設が存在し、現有施設から廃棄物等の搬出入車両が走行している。 ・対象事業実施区域周辺においては、山地が広がっており、廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルート沿道に住居等が点在する。

**表 5.2-14(1) 調査手法等（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）：
廃棄物等の搬出入）**

調査すべき情報	1)大気質濃度の状況 2)気象の状況（地上気象） 3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査の基本的な手法	既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	1)大気質濃度の状況 [現地調査] 環境基準に基づく方法として、以下の方法で調査した。 ・窒素酸化物：オゾンを用いる化学発光法とし、試料採取高さは地上から 1.5m とした。 ・浮遊粒子状物質：ベータ線吸収法とし、試料採取高さは地上から 3.0m とした。
	2)気象の状況 [既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：気象庁データ等の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 「地上気象観測指針」等に準じた方法として、以下の方法で調査した。 ・地上気象（風向・風速）：風車型風向風速計を用いる手法とし、現有施設の屋上に設置した。（気象観測高さは地上から 40m 程度）
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 [既存資料調査] 「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量及び平均走行速度を計測する方法とした。
	調査地域
調査地点	調査地域における大気質濃度等の状況を適切に把握し得る地点とした。

表 5.2-14(2) 調査手法等（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）：廃棄物等の搬出入）

調査地点	調査地域における大気質濃度等の状況を適切に把握し得る地点とした。
	1)大気質濃度の状況
	[現地調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 5.2-4 に示す 5 地点とした。
	2)気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：対象事業実施区域最寄の地域気象観測所 1 地点「香南（高松空港）」とした。
	[現地調査] ・地上気象（風向・風速）：対象事業実施区域内とし、図 5.2-4 に示す 1 地点とした。
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査対象 期間等	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺の「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料の交通量調査地点とした。
	[現地調査] 廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 5.2-4 に示す 4 地点とした。
	調査地域における年間を通じた大気質濃度等の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。
	1)大気質濃度の状況
	[既存資料調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：至近の 5 年間とした。
	[現地調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：1 週間×4 季（春、夏、秋、冬）とした。
	2)気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：至近の情報とした。ただし、異常年検定に用いる情報については、至近の 10 年間とした。
	[現地調査] ・地上気象（風向・風速）：1 年間（1 時間値を連続測定）とした。
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
[既存資料調査] 至近の情報とした。	
[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とした。（24 時間）	



凡 例

- 対象事業実施区域
- 新施設整備予定区域
- ↔ 廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルート
- 地上気象（風向・風速）調査地点
- 交通量等調査地点
- 道路沿道大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）調査地点

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

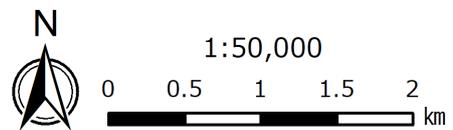


図 5.2-4 大気質現地調査地点位置図（廃棄物等の搬出入）

表 5.2-15 予測手法（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）：廃棄物等の搬出入）

予測内容	大気質濃度の変化の程度を予測した。
予測方法	ブルーム式及びパフ式による計算を基本とした方法により年平均値を予測した。 なお、予測では関連施設に係る廃棄物等の搬出入車両の走行台数についても考慮した。
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における大気質濃度等の変化の程度を適切に把握し得る地点とし、調査地点と同様の地点とした。
予測対象時期	施設の稼働が定常となる時期とした。

表 5.2-16 評価手法（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）：廃棄物等の搬出入）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により廃棄物等の搬出入車両の走行に伴って発生する物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）に係る環境影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	廃棄物等の搬出入車両の走行に伴って発生する物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）に関する基準又は目標として、「大気の汚染に係る環境基準」が存在する。現地調査結果を勘案しつつ、環境基準との整合が図られているか否かについて評価した。 なお、新施設の影響に関連施設の影響を足し合せた影響について評価を行った。

5.2.2 騒音・超低周波音

騒音・超低周波音に係る事業特性及び地域特性、調査及び予測、評価手法等を表 5.2-17～表 5.2-32 に示す。

表 5.2-17 事業特性及び地域特性（騒音：工所用資材等の搬出入）

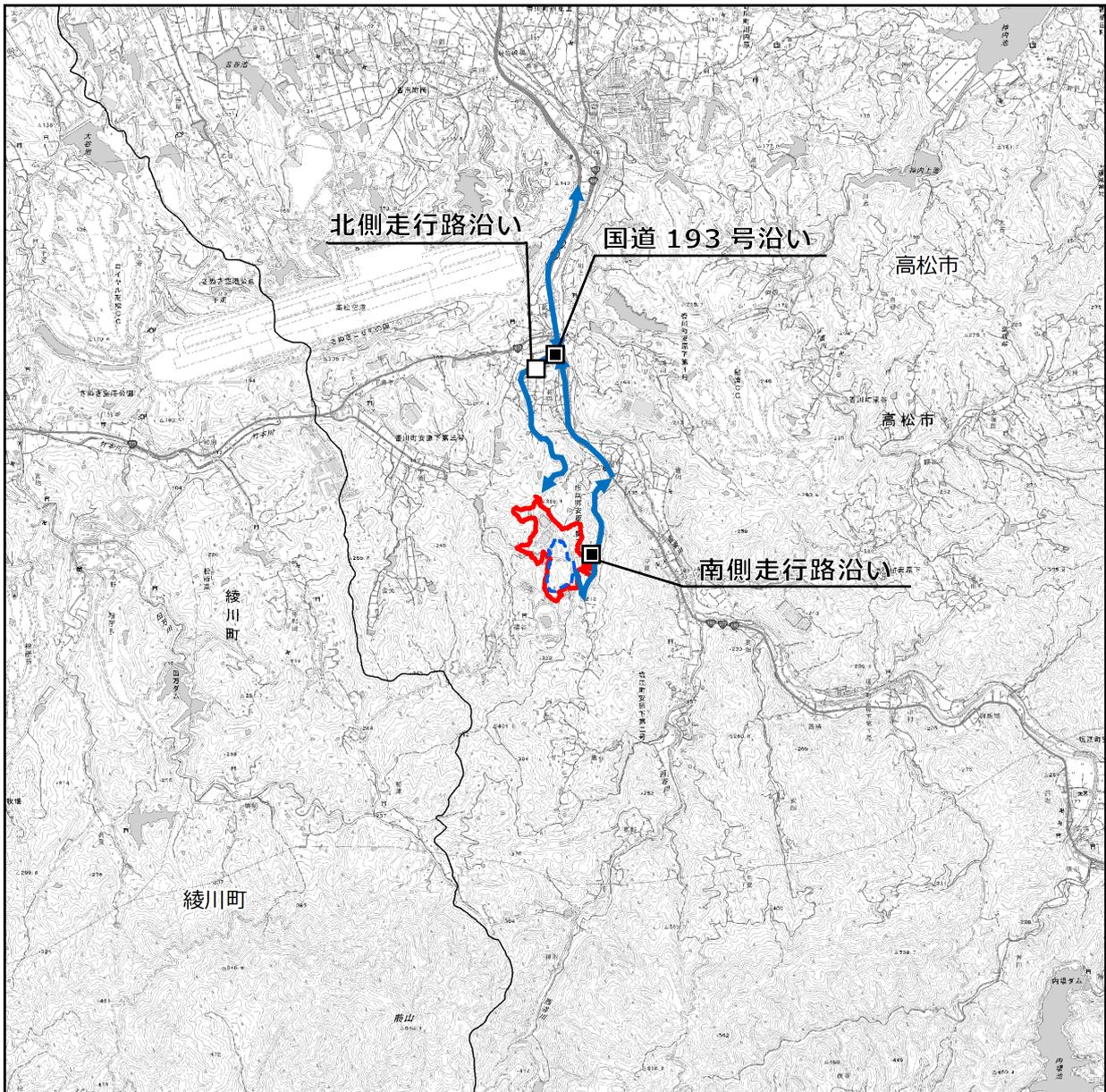
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・主要な走行ルートに沿道において、工所用資材等の搬出入車両が走行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に現有施設が存在し、現有施設から廃棄物等の搬出入車両が走行している。 ・対象事業実施区域周辺は山地が広がっている。 ・工所用資材等の搬出入車両の主要な走行ルート沿道に住居等が点在する。 ・騒音規制法に基づく区域区分として、対象事業実施区域には規制区域はない。 ・高松市資料においては、本市内において、いずれの調査地点も騒音環境基準以下となっている。

表 5.2-18(1) 調査手法（騒音：工所用資材等の搬出入）

調査すべき情報	1)騒音の状況 2)沿道の状況 3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査の基本的な手法	既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	1)騒音の状況 [既存資料調査] 「高松市資料」（令和6年2月）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 環境基準において定められた騒音についての測定の方法とし、測定高さは地上高さ 1.2m とした。
	2)沿道の状況 [既存資料調査] 地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 [既存資料調査] 「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とした。

表 5.2-18(2) 調査手法（騒音：工事用資材等の搬出入）

調査地域	対象事業の実施により、騒音による影響が想定される範囲を含む地域とした。
調査地点	調査地域における騒音の状況を適切に把握し得る地点とした。
	1)騒音の状況
	[既存資料調査] 「高松市資料」に記載されている地点とした。
	[現地調査] 工事用の資材等の搬出入車両の主要な走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 5.2-5 に示す 3 地点とした。
	2)沿道の状況
	[既存資料調査] 騒音の状況と同様とした。
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺の「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料の交通量調査地点とした。 [現地調査] 工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 5.2-5 に示す 2 地点とした。
調査対象 期間等	調査地域における騒音の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。
	1)騒音の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。
	[現地調査] 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各1回とした。(24時間)
	2)沿道の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。 [現地調査] 騒音の状況と同様の日とした。 なお、「5.2.1 大気質」における交通量調査と兼ねる。



凡 例

- ▭ 対象事業実施区域
- ▭ 新施設整備予定区域
- ↔ 工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルート
- 交通量等調査地点
- 道路沿道騒音調査地点

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

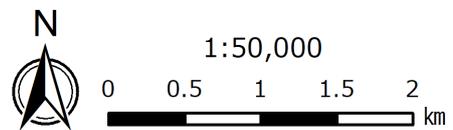


図 5.2-5 騒音現地調査地点位置図（工事用資材等の搬出入）

表 5.2-19 予測手法（騒音：工事用資材等の搬出入）

予測内容	騒音レベルの変化の程度を予測した。
予測方法	音の伝搬理論に基づく一般的な予測式（日本音響学会 道路交通騒音予測計算法に基づく予測式）により計算する方法としつつ、「道路環境影響評価の技術手法」に基づく方法とした。 なお、予測では関連施設に係る工事用資材等の搬出入車両の走行台数も考慮した。
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における騒音レベルの変化の程度を適切に把握し得る地点とし、調査地点と同様の地点とした。
予測対象時期	工事用資材等の搬出入車両の走行による影響が最大となる時期とした。

表 5.2-20 評価手法（騒音：工事用資材等の搬出入）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により工事用資材等の搬出入車両の走行に伴って発生する騒音の影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	工事用資材等の搬出入車両の走行に係る騒音に関する基準又は目標として「騒音に係る環境基準」が存在する。現地調査結果を勘案しつつ、環境基準との整合が図られているか否かについて評価した。 なお、新施設の影響に関連施設の影響を足し合せた影響について評価を行った。

表 5.2-21 事業特性及び地域特性（騒音：建設機械の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・建設機械の稼働により、騒音の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺は山地が広がっている。 ・最寄住居は対象事業実施区域の東南東約 200m に位置する。 ・対象事業実施区域内においては、現有施設が稼働しており、現有施設敷地内における騒音の測定の結果、現有施設の公害防止基準を下回る結果となっている。 ・対象事業実施区域は、特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制区域に含まれていない。 ・騒音規制法に基づく区域区分として、対象事業実施区域には規制区域はない。

表 5.2-22(1) 調査手法（騒音：建設機械の稼働）

調査すべき情報	1)騒音の状況 2)地表面の状況 3)地形・地物の状況 4)主要発生源の状況
調査の基本的な手法	既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	1)騒音の状況
	[既存資料調査] 既存調査資料の収集・整理による。(文献調査：現有施設における令和 5～7 年の調査結果)
	[現地調査] 環境基準において定められた騒音についての測定の方法とし、測定高さは地上高さ 1.2m とした。
	2)地表面の状況
	[既存資料調査] 地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	3)地形・地物の状況、4)主要発生源の状況
	[既存資料調査] 地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
調査地域	対象事業の実施により、騒音による影響が想定される範囲を含む地域とした。

表 5.2-22(2) 調査手法（騒音：建設機械の稼働）

調査地点	調査地域における騒音の状況を適切に把握し得る地点とした。
	1)騒音の状況
	[既存資料調査] 現有施設内とした。
	[現地調査] 対象事業実施区域内（現有施設付近）2 地点、対象事業実施区域敷地境界付近 1 地点、最寄 住居付近 1 地点とし、図 5.2-6 に示す計 4 地点とした。
	2)地表面の状況
	[既存資料調査] 騒音の状況の調査地点周辺において地表面の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とし た。
	3)地形・地物の状況、4)主要発生源の状況
調査対象 期間等	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺とし、図 5.2-6 に示す範囲とした。
	調査地域における騒音の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。
	1)騒音の状況
	[既存資料調査] 至近の 3 年間とした。
	[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、現有施設稼働日・非稼働日（各 1 回）を対象に調査した。
	2)地表面の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。
3)地形・地物の状況、4)主要発生源の状況	
[既存資料調査] 至近の情報とした。	

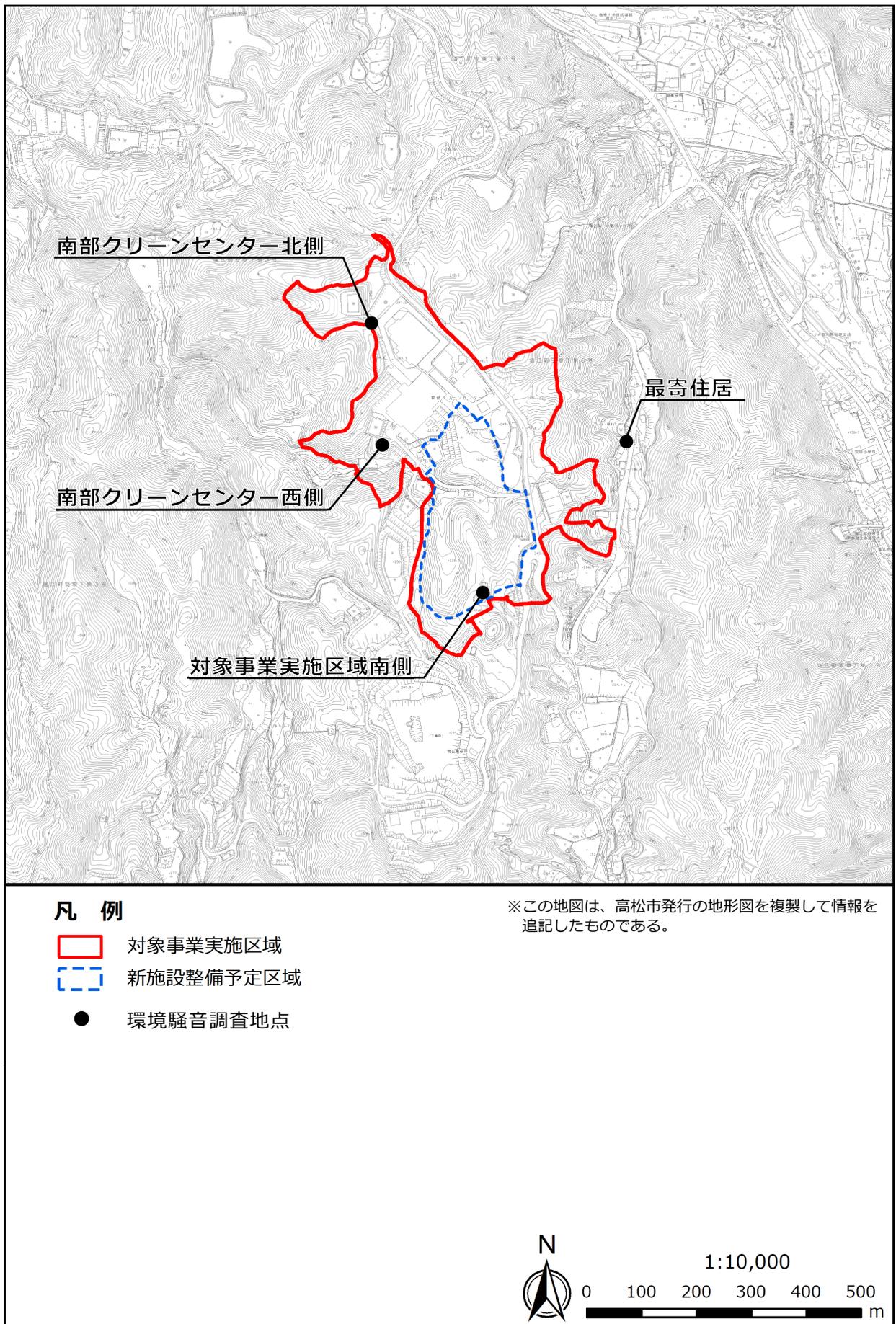


図 5.2-6 騒音現地調査地点位置図（建設機械の稼働）

表 5.2-23 予測手法（騒音：建設機械の稼働）

予測内容	騒音レベルの変化の程度を予測した。
予測方法	音の伝搬理論に基づく一般的な予測式（日本音響学会 建設工事騒音予測計算法に基づく予測式）により計算する方法とした。 なお、予測では関連施設に係る建設機械の稼働台数についても考慮した。
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における騒音レベルの変化の程度を適切に把握し得る地点とし、対象事業実施区域の敷地境界上の地点及び最寄住居付近とした。
予測対象時期	建設工事の実施による影響が最大となる時期とした。

表 5.2-24 評価手法（騒音：建設機械の稼働）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する騒音の影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に関する評価	建設機械の稼働に係る騒音に関する基準又は目標として、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「騒音に係る環境基準」が存在する。現地調査結果を勘案しつつ、これらの基準との整合が図られているか否かについて評価した。 なお、新施設の影響に関連施設の影響を足し合せた影響について評価を行った。

表 5.2-25 事業特性及び地域特性（騒音・超低周波音：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破砕施設は新施設を整備し、资源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・施設の稼働により、騒音・超低周波音の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺は山地が広がっている。 ・最寄住居は対象事業実施区域の東南東約 200m に位置する。 ・対象事業実施区域内においては、現有施設が稼働しており、現有施設敷地内における騒音の測定の結果、現有施設の公害防止基準を下回る結果となっている。 ・騒音規制法に基づく区域区分として、対象事業実施区域には規制区域はない。

表 5.2-26(1) 調査手法（騒音・超低周波音：施設の稼働）

調査すべき情報	1)騒音の状況 2)超低周波音の状況 3)主要発生源の状況
調査の基本的な手法	既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	1)騒音の状況 [既存資料調査] 既存調査資料の収集・整理による。 （文献調査：現有施設における令和 5～7 年の調査結果）
	[現地調査] 環境基準において定められた騒音についての測定の方法とし、測定高さは地上高さ 1.2m とした。
	2)超低周波音の状況 [現地調査] 超低周波音の測定に適する特性を有する測定器及び周波数分析器を用い、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 環境庁大気保全局）に定められた測定の方法とし、測定高さは地上高さ 1.2m とした。
	3)主要発生源の状況 [既存資料調査] 地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	調査地域
対象事業の実施により、騒音・超低周波音による影響が想定される範囲を含む地域とした。	
調査地点	調査地域における騒音及び超低周波音の状況を適切に把握し得る地点とした。
	1)騒音の状況 [既存資料調査] 現有施設内とした。
	[現地調査] 対象事業実施区域内（現有施設付近）2 地点、対象事業実施区域敷地境界付近 1 地点、最寄住居付近 1 地点とし、図 5.2-7 に示す計 4 地点とした。
	2)超低周波音の状況 [現地調査] 対象事業実施区域内（現有施設付近）1 地点及び最寄住居付近 1 地点とし、図 5.2-7 に示す計 2 地点とした。
	3)主要発生源の状況 [既存資料調査] 対象事業実施区域周辺とし、図 5.2-7 に示す範囲とした。

表 5.2-26(2) 調査手法（騒音・超低周波音：施設の稼働）

調査対象 期間等	調査地域における騒音の状況及超低周波音の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。
	1)騒音の状況
	[既存資料調査] 至近の3年間とした。
	[現地調査] 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、現有施設稼働日・非稼働日（各1回）を対象に調査した。
	2)超低周波音の状況
	[現地調査] 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、現有施設稼働日・非稼働日（各1回）を対象に調査した。
	3)主要発生源の状況
[既存資料調査] 至近の情報とした。	

表 5.2-27 予測手法等（騒音・超低周波音：施設の稼働）

予測内容	騒音レベル及び超低周波音騒音レベルの変化の程度を予測した。
予測方法	音の伝搬理論に基づく一般的な予測式（調査指針に基づく伝搬理論式）により計算する方法とした。 なお、予測では施設の稼働に係る騒音については、関連施設に係る設備機器の稼働についても考慮した。
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における騒音レベル及び超低周波音騒音レベルの変化の程度を適切に把握し得る地点とし、騒音レベルは対象事業実施区域の敷地境界上の地点及び最寄住居付近、超低周波音騒音レベルは最寄住居付近とした。
予測対象 時期	施設の稼働が定常となる時期とした。

表 5.2-28 評価手法等（騒音・超低周波音：施設の稼働）

環境影響の回避・ 低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する騒音・超低周波音の影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る 基準又は目標との 整合性に係る評価	施設の稼働に係る騒音に関する基準又は目標として、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」及び「騒音に係る環境基準」が存在する。現地調査結果を勘案しつつ、これらの基準又は目標との整合が図られているか否かについて評価した。 また、施設の稼働に係る超低周波音に関する基準又は目標として、「低周波音問題対応の手引書」（平成16年環境省）に示される「心身に係る苦情に関する評価指針」（G特性音波レベル L_G で92dB）等が存在する。当該値との整合が図られているか否かについて評価した。 なお、新施設の影響に関連施設の影響を足し合せた影響について評価を行った。

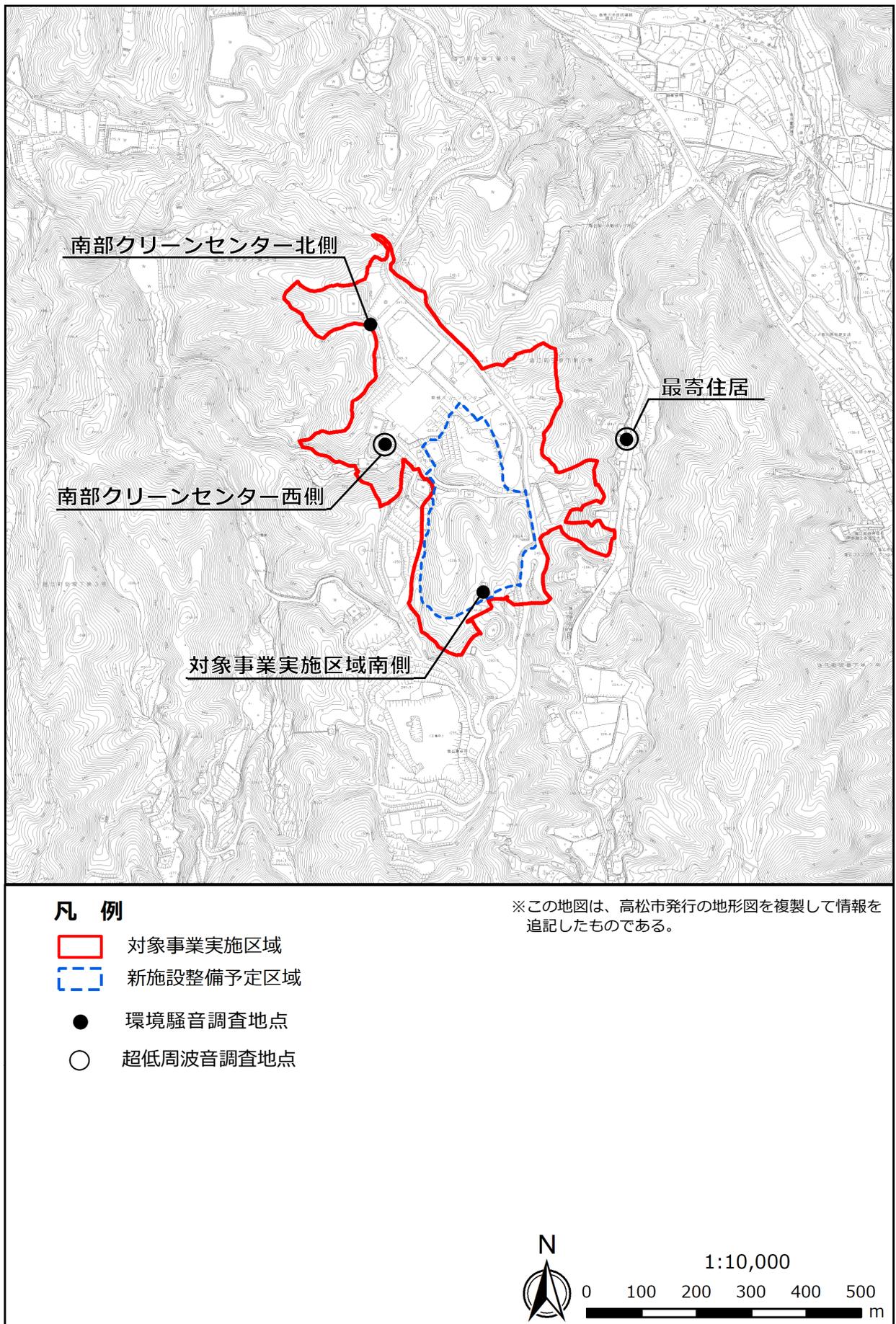


図 5.2-7 騒音・超低周波音現地調査地点位置図（施設の稼働）

表 5.2-29 事業特性及び地域特性（騒音：廃棄物等の搬出入）

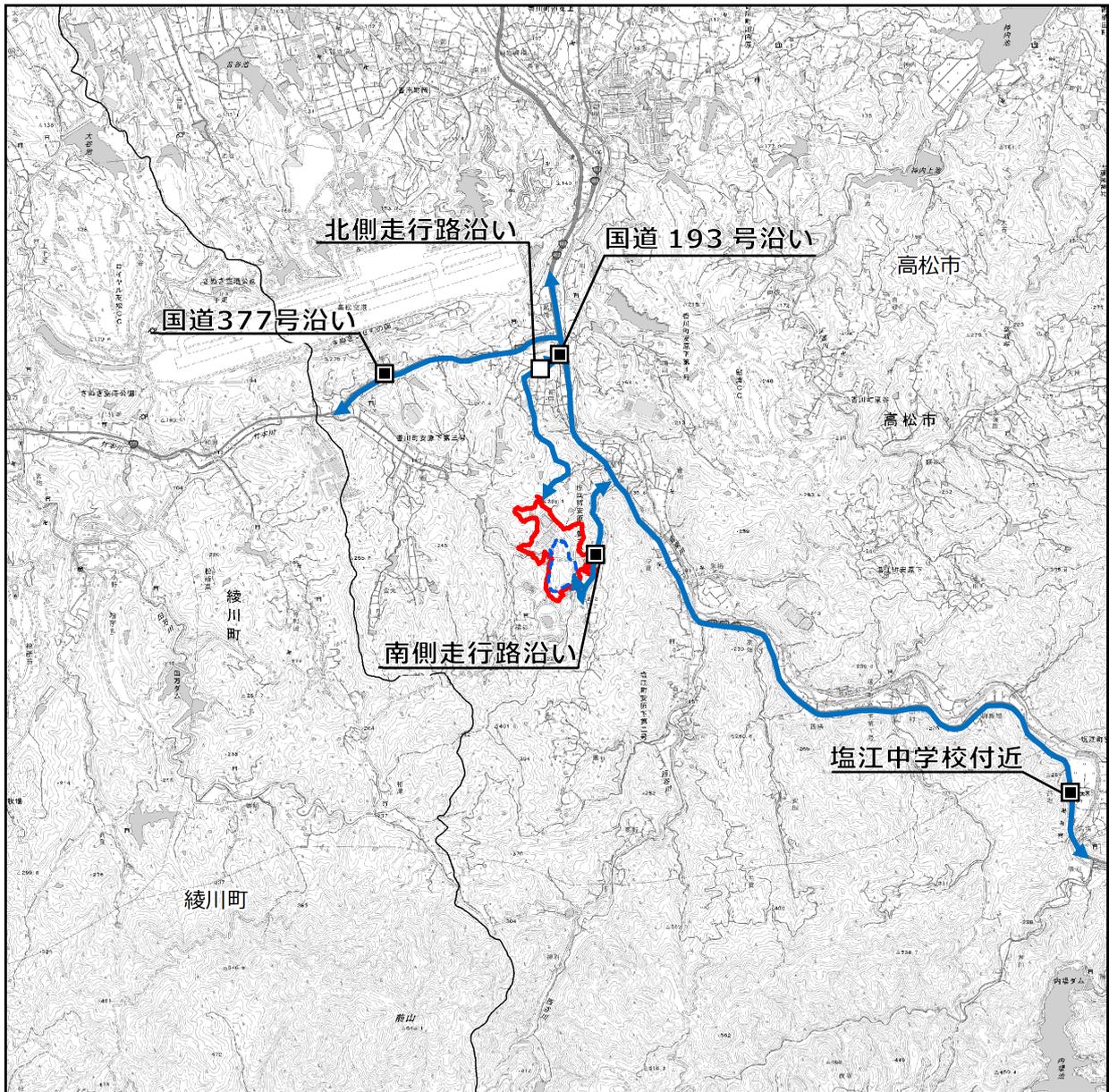
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・主要な走行ルートに沿道において、廃棄物等の搬出入車両が走行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に現有施設が存在し、現有施設から廃棄物等の搬出入車両が走行している。 ・対象事業実施区域周辺は山地が広がっている。 ・廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルート沿道に住居等が点在する。 ・騒音規制法に基づく区域区分として、対象事業実施区域には規制区域はない。 ・高松市資料においては、本市内において、いずれの調査地点も騒音環境基準以下となっている。

表 5.2-30(1) 調査手法（騒音：廃棄物等の搬出入）

調査すべき情報	1)騒音の状況 2)沿道の状況 3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査の基本的な手法	既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	1)騒音の状況
	[既存資料調査] 「高松市資料」（令和6年2月）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 環境基準において定められた騒音についての測定の方法とし、測定高さは地上高さ 1.2m とした。
	2)沿道の状況
	[既存資料調査] 地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
調査地域	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とした。
調査地域	対象事業の実施により、騒音による影響が想定される範囲を含む地域とした。

表 5.2-30(2) 調査手法（騒音：廃棄物等の搬出入）

調査地点	調査地域における騒音の状況を適切に把握し得る地点とした。
	1)騒音の状況
	[既存資料調査] 「高松市資料」に記載されている地点とした。
	[現地調査] 廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 5.2-8 に示す 5 地点とした。
	2)沿道の状況
	[既存資料調査] 騒音の状況と同様とした。
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺の「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料の交通量調査地点とした。 [現地調査] 廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 5.2-8 に示す 4 地点とした。
調査対象 期間等	調査地域における騒音の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。
	1)騒音の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。
	[現地調査] 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各1回とした。（24時間）
	2)沿道の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。 [現地調査] 騒音の状況と同様の日とした。 なお、「5.2.1 大気質」における交通量調査と兼ねる。



凡 例

- ▭ 対象事業実施区域
- ▭ 新施設整備予定区域
- ➡ 廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルート
- 交通量等調査地点
- 道路沿道騒音調査地点

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

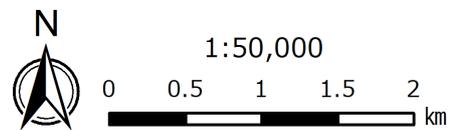


図 5.2-8 騒音現地調査地点位置図（廃棄物等の搬出入）

表 5.2-31 予測手法（騒音：廃棄物等の搬出入）

予測内容	騒音レベルの変化の程度を予測した。
予測方法	音の伝搬理論に基づく一般的な予測式（日本音響学会 道路交通騒音予測計算法に基づく予測式）により計算する方法を基本とした。 なお、予測では関連施設に係る廃棄物等の搬出入における車両の走行台数についても考慮した。
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における騒音レベルの変化の程度を適切に把握し得る地点とし、調査地点と同様の地点とした。
予測対象時期	施設の稼働が定常となる時期とした。

表 5.2-32 評価手法（騒音：廃棄物等の搬出入）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により廃棄物等の搬出入における車両の走行に伴って発生する騒音の影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	廃棄物等の搬出入における車両の走行に係る騒音に関する基準又は目標として、「騒音に係る環境基準」が存在する。現地調査結果を勘案しつつ、環境基準との整合が図られているか否かについて評価した。なお、新施設の影響に関連施設の影響を足し合せた影響について評価を行った。

5.2.3 振動

振動に係る事業特性及び地域特性、調査及び予測、評価手法等を表 5.2-33～表 5.2-48 に示す。

表 5.2-33 事業特性及び地域特性（振動：工用資材等の搬出入）

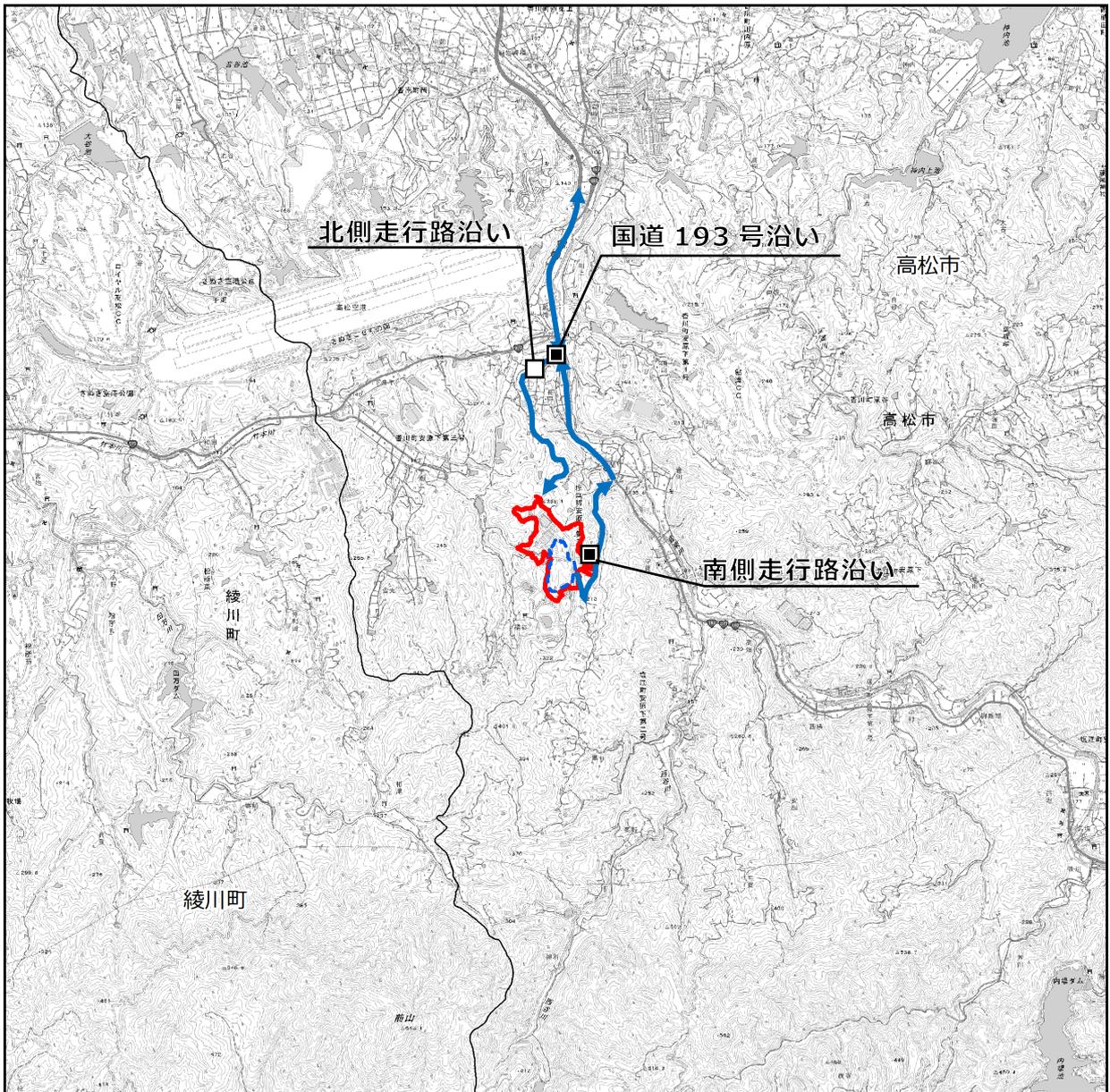
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・主要な走行ルートに沿道において、工用資材等の搬出入車両が走行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に現有施設が存在し、現有施設から廃棄物等の搬出入車両が走行している。 ・対象事業実施区域周辺は山地が広がっている。 ・工用資材等の搬出入車両の主要な走行ルート沿道に住居等が点在する。 ・振動規制法に基づく区域区分として、対象事業実施区域には規制区域はない。 ・高松市資料においては、本市内において、いずれの調査地点も振動環境基準以下となっている。

表 5.2-34(1) 調査手法（振動：工用資材等の搬出入）

調査すべき情報	1)地盤振動の状況 2)地盤の状況 3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査の基本的な手法	既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	1)地盤振動の状況
	[既存資料調査] 「高松市資料」（令和 6 年 2 月）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 4 及び 7 の規定による振動についての測定の方法とし、測定高さは地表面とした。
	2)地盤の状況
	[既存資料調査] 既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 地盤卓越振動数の測定、整理及び解析による方法とし、測定高さは地表面とした。
調査地域	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とした。
調査地域	対象事業の実施により、地盤振動による影響が想定される範囲を含む地域とした。

表 5.2-34(2) 調査手法等（振動：工事用資材等の搬出入）

調査地点	調査地域における地盤振動の状況を適切に把握し得る地点とした。
	1)地盤振動の状況
	[既存資料調査] 「高松市資料」に記載されている地点とした。
	[現地調査] 工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 5.2-9 に示す 3 地点とした。
	2)地盤の状況
	[既存資料調査] 地盤の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とした。
	[現地調査] 工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 5.2-9 に示す 3 地点とした。
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺の「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料の交通量調査地点とした。 [現地調査] 工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 5.2-9 に示す 2 地点とした。
調査対象 期間等	調査地域における地盤振動の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。
	1)地盤振動の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。
	[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とした。（24 時間）
	2)地盤の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。
	[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とした。
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。 [現地調査] 地盤振動の状況と同様の日とした。 なお、「5.2.1 大気質」における交通量調査と兼ねる。



凡 例

- ▭ 対象事業実施区域
- ▭ 新施設整備予定区域
- ↔ 工事用資材等の搬出入車両の主要な走行ルート
- 交通量等調査地点
- 道路沿道振動調査地点

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

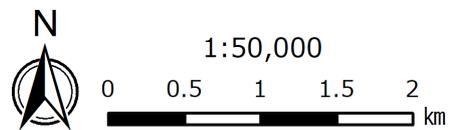


図 5.2-9 振動現地調査地点位置図（工事用資材等の搬出入）

表 5.2-35 予測手法（振動：工事用資材等の搬出入）

予測内容	振動レベルの変化の程度を予測した。
予測方法	地盤振動の振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算又は事例の引用若しくは解析による方法を基本とした。 なお、予測では関連施設に係る工事用資材等の搬出入における車両の走行台数も考慮した。
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における振動レベルの変化の程度を適切に把握し得る地点とし、調査地点と同様の地点とした。
予測対象時期	工事用資材等の搬出入車両の走行による影響が最大となる時期とした。

表 5.2-36 評価手法（振動：工事用資材等の搬出入）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により工事用資材等の搬出入車両の走行に伴って発生する振動の影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	工事用資材等の搬出入車両の走行に係る振動に関する基準又は目標として「振動に係る環境基準」が存在する。現地調査結果を勘案しつつ、環境基準との整合が図られているか否かについて評価した。 工事用資材等の搬出入車両の走行に係る振動に関する基準又は目標として、「振動規制法施行規則に規定される道路交通振動の限度」が存在する。現地調査結果を勘案しつつ、「振動規制法施行規則に規定される道路交通振動の限度」との整合が図られているか否かについて評価した。 なお、新施設の影響に関連施設の影響を足し合せた影響について評価を行った。

表 5.2-37 事業特性及び地域特性（振動：建設機械の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・建設機械の稼働により、振動の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺は山地が広がっている。 ・最寄住居は対象事業実施区域の東南東約 200m に位置する。 ・対象事業実施区域内においては、現有施設が稼働しており、現有施設敷地内における振動の測定の結果、現有施設の公害防止基準を下回る結果となっている。 ・特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制区分として、対象事業実施区域には規制区域はない。 ・振動規制法に基づく区域区分として、対象事業実施区域には規制区域はない。

表 5.2-38(1) 調査手法（振動：建設機械の稼働）

調査すべき情報	1)地盤振動の状況 2)地盤の状況 3)主要発生源の状況
調査の基本的な手法	既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	1)地盤振動の状況
	[既存資料調査] 既存調査資料の収集・整理による。(文献調査：現有施設における令和 5～7 年の調査結果)
	[現地調査] 振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 4 及び 7 の規定による振動についての測定の方法とし、測定高さは地表面とした。
	2)地盤の状況
	[既存資料調査] 既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	3)主要発生源の状況
[既存資料調査] 地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。	
調査地域	対象事業の実施により、地盤振動による影響が想定される範囲を含む地域とした。

表 5.2-38(2) 調査手法（振動：建設機械の稼働）

調査地点	調査地域における地盤振動の状況を適切に把握し得る地点とした。
	1)地盤振動の状況
	[既存資料調査] 現有施設内とした。
	[現地調査] 対象事業実施区域内（現有施設付近）2 地点、対象事業実施区域敷地境界付近 1 地点、最寄 住居付近 1 地点とし、図 5.2-10 に示す計 4 地点とした。
	2)地盤の状況
	[既存資料調査] 地盤の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とした。
	3)主要発生源の状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺とし、図 5.2-10 に示す範囲とした。
調査対象 期間等	調査地域における地盤振動の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。
	1)地盤振動の状況
	[既存資料調査] 至近の3年間とした。
	[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、現有施設稼働日・非稼働日（各 1 回）を対象に調査した。
	2)地盤の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。
	3)主要発生源の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。

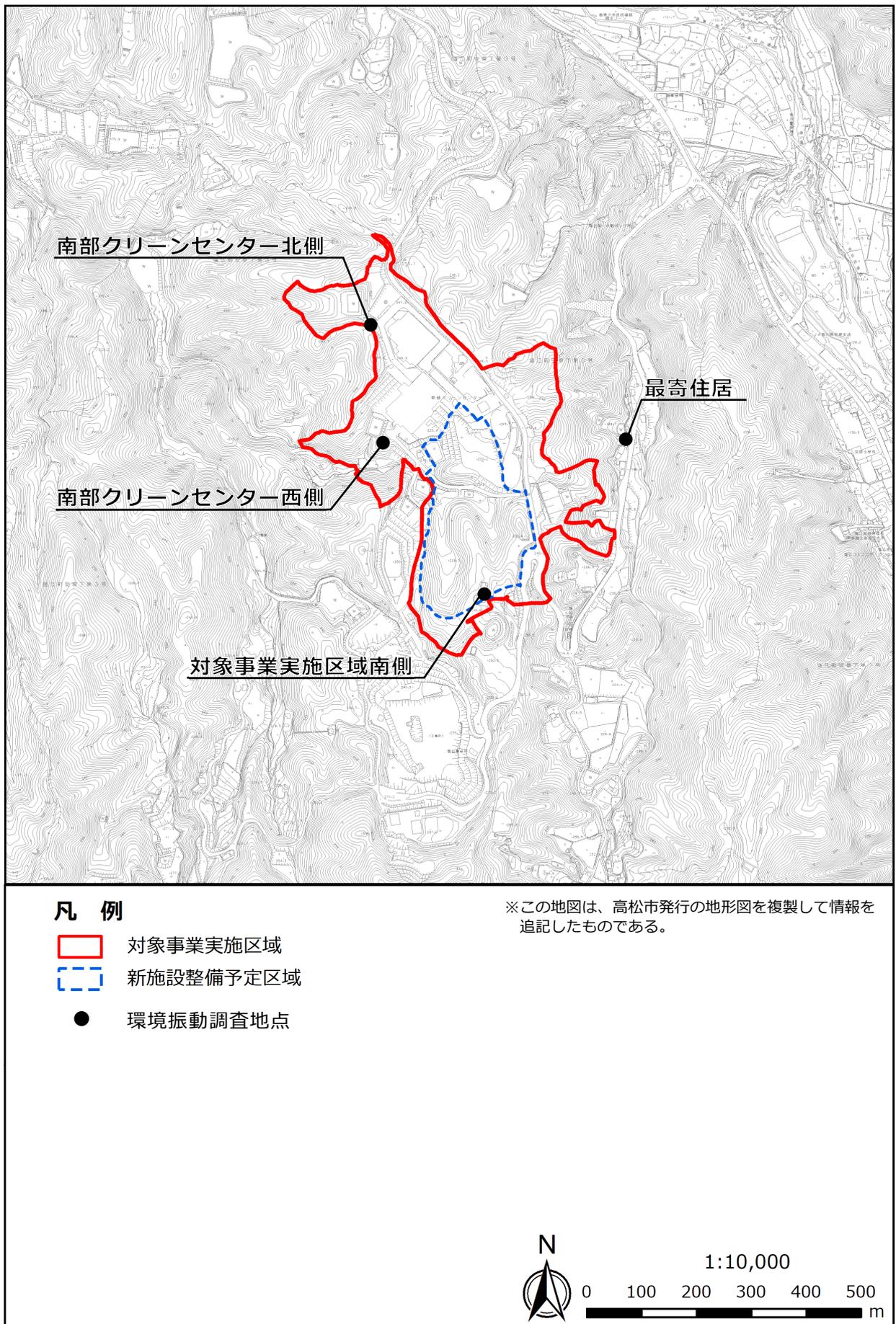


図 5.2-10 振動現地調査地点位置図（建設機械の稼働）

表 5.2-39 予測手法（振動：建設機械の稼働）

予測内容	振動レベルの変化の程度を予測した。
予測方法	地盤振動の振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算又は事例の引用若しくは解析による方法とした。 なお、予測では関連施設に係る建設機械の稼働台数についても考慮した。
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における振動レベルの変化の程度を適切に把握し得る地点とし、対象事業実施区域の敷地境界上の地点及び最寄住居付近とした。
予測対象時期	建設工事の実施による影響が最大となる時期とした。

表 5.2-40 評価手法（振動：建設機械の稼働）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により建設機械の稼働に伴って発生する振動の影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	建設機械の稼働に係る振動に関する基準又は目標として、「振動規制法施行規則に規定される特定建設作業の規制に関する基準」が存在する。現地調査結果を勘案しつつ、「振動規制法施行規則に規定される特定建設作業の規制に関する基準」との整合が図られているか否かについて評価した。 なお、新施設の影響に関連施設の影響を足し合せた影響について評価を行った。

表 5.2-41 事業特性及び地域特性（振動：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・施設の稼働により、振動の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺は山地が広がっている。 ・最寄住居は対象事業実施区域の東南東約 200m に位置する。 ・対象事業実施区域内においては、現有施設が稼働しており、現有施設敷地内における振動の測定の結果、現有施設の公害防止基準を下回る結果となっている。 ・振動規制法に基づく区域区分として、対象事業実施区域には規制区域はない。

表 5.2-42(1) 調査手法（振動：施設の稼働）

調査すべき情報	1)地盤振動の状況 2)地盤の状況 3)主要発生源の状況	
調査の基本的な手法	既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。	
	1)地盤振動の状況 [既存資料調査] 既存調査資料の収集・整理による。 （文献調査：現有施設における令和 5～7 年の調査結果）	
	[現地調査] 振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 4 及び 7 の規定による振動についての測定の方法とし、測定高さは地表面とした。	
	2)地盤の状況 [既存資料調査] 既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。	
	3)主要発生源の状況 [既存資料調査] 地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。	
	調査地域	調査地域は、対象事業の実施により、地盤振動による影響が想定される範囲を含む地域とした。
	調査地点	調査地点は、調査地域における地盤振動の状況を適切に把握し得る地点とした。
1)地盤振動の状況 [既存資料調査] 現有施設内とした。		
[現地調査] 対象事業実施区域内（現有施設付近）2 地点、対象事業実施区域敷地境界付近 1 地点、最寄住居付近 1 地点とし、図 5.2-11 に示す計 4 地点とした。		
2)地盤の状況 [既存資料調査] 地盤の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とした。		
3)主要発生源の状況 [既存資料調査] 対象事業実施区域周辺とし、図 5.2-11 に示す範囲とした。		

表 5.2-42(2) 調査手法（振動：施設の稼働）

調査対象 期間等	調査地域における地盤振動の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。
	1)地盤振動の状況
	[既存資料調査] 至近の3年間とした。
	[現地調査] 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、現有施設稼働日・非稼働日（各1回）を対象に調査した。
	2)地盤の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。
	3)主要発生源の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。

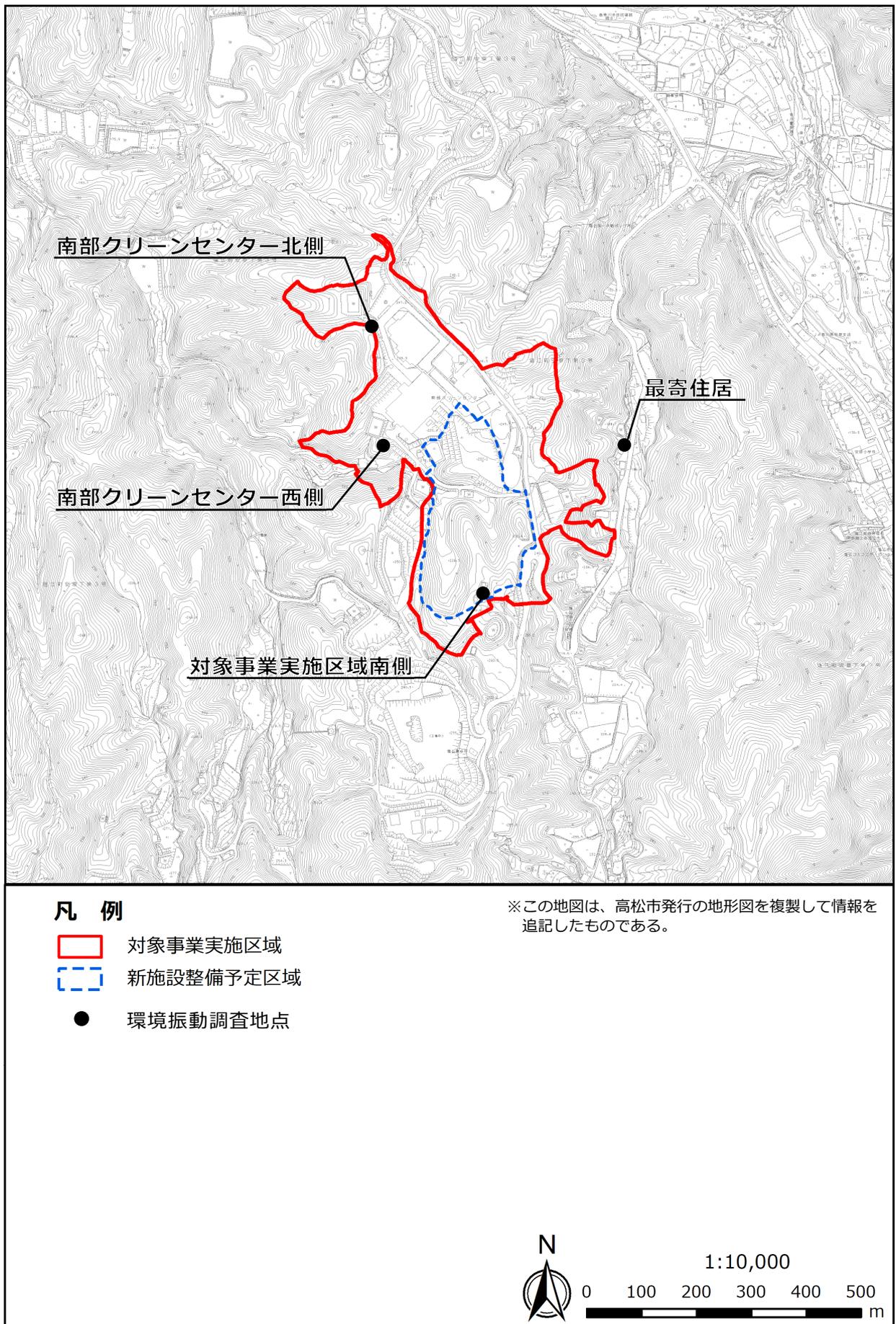


図 5.2-11 振動現地調査地点位置図 (施設の稼働)

表 5.2-43 予測手法（振動：施設の稼働）

予測内容	振動レベルの変化の程度を予測した。
予測方法	地盤振動の伝搬理論に基づく一般的な予測式（調査指針に基づく距離減衰式）により計算する方法とした。 なお、予測では関連施設に係る設備機器の稼働についても考慮した。
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における振動レベルの変化の程度を適切に把握し得る地点とし、対象事業実施区域の敷地境界上の地点及び最寄住居付近とした。
予測対象時期	施設の稼働が定常となる時期とした。

表 5.2-44 評価手法（振動：施設の稼働）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する振動の影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	施設の稼働に係る振動に関する基準又は目標として、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」及び感覚閾値が存在する。現地調査結果を勘案しつつ、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」及び感覚閾値の基準又は目標との整合が図られているか否かについて評価した。 なお、新施設の影響に関連施設の影響を足し合せた影響について評価を行った。

表 5.2-45 事業特性及び地域特性（振動：廃棄物等の搬出入）

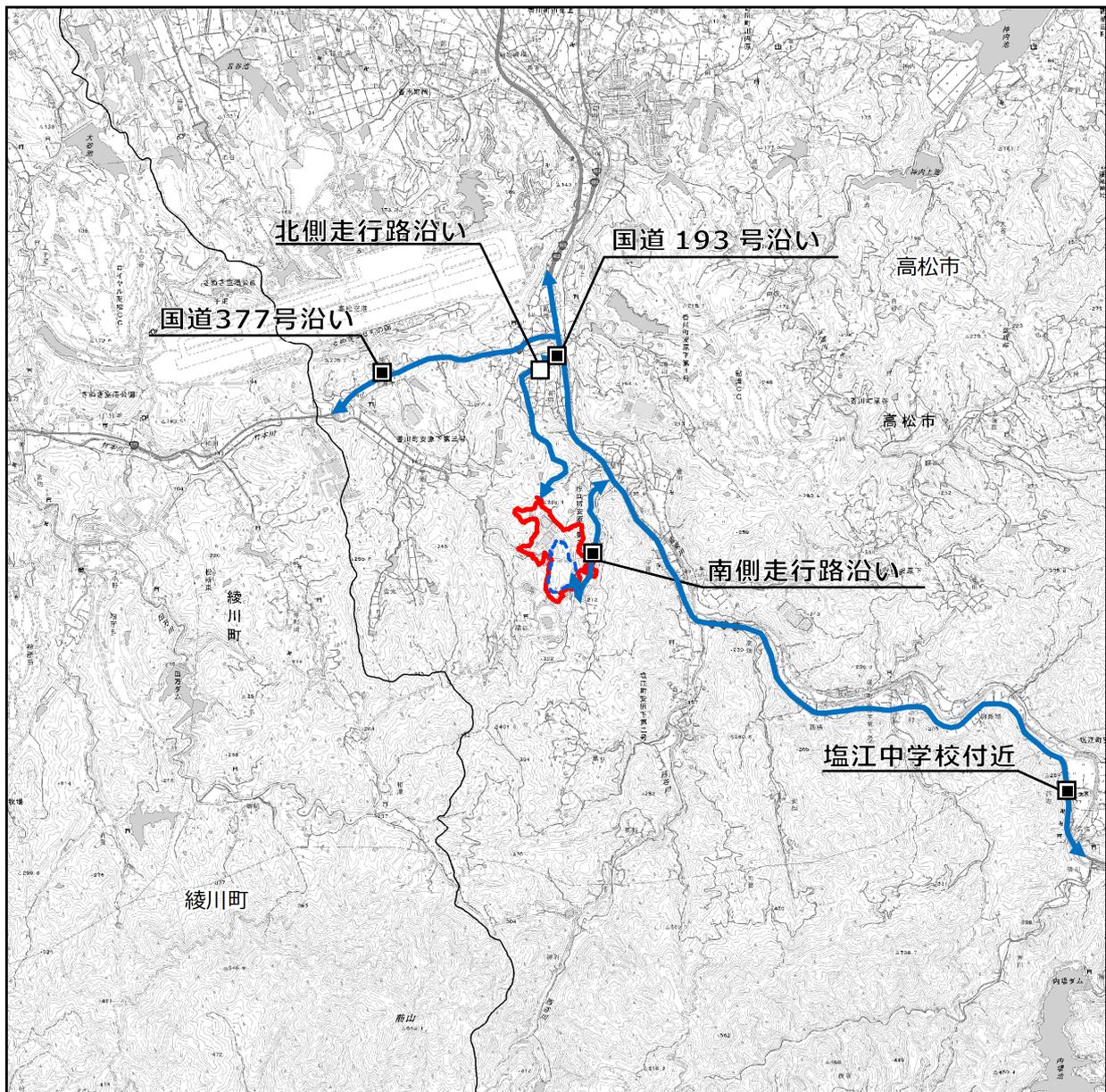
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破砕施設は新施設を整備し、资源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・主要な走行ルートに沿道において、廃棄物等の搬出入車両が走行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域に現有施設が存在し、現有施設から廃棄物等の搬出入車両が走行している。 ・対象事業実施区域周辺は山地が広がっている。 ・廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルート沿道に住居等が点在する。 ・道路交通振動に係る要請限度の区分として、対象事業実施区域周辺には規制区域はない。なお、綾川町には地域の指定はない。 ・高松市資料においては、本市内において、いずれの調査地点も振動環境基準以下となっている。

表 5.2-46(1) 調査手法（振動：廃棄物等の搬出入）

調査すべき情報	1)地盤振動の状況 2)地盤の状況 3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査の基本的な手法	既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	1)地盤振動の状況
	[既存資料調査] 「高松市資料」（令和6年2月）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考4及び7の規定による振動についての測定の方法とし、測定高さは地表面とした。
	2)地盤の状況
	[既存資料調査] 既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	[現地調査] 地盤卓越振動数の測定、整理及び解析による方法とし、測定高さは地表面とした。
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
[既存資料調査] 「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。	
[現地調査] 大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とした。	
調査地域	対象事業の実施により、地盤振動による影響が想定される範囲を含む地域とした。

表 5.2-46(2) 調査手法（振動：廃棄物等の搬出入）

調査地点	調査地域における地盤振動の状況を適切に把握し得る地点とした。
	1)地盤振動の状況
	[既存資料調査] 「高松市資料」に記載されている地点とした。
	[現地調査] 廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルートにおける本事業による影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 5.2-12 に示す 5 地点とした。
	2)地盤の状況
	[既存資料調査] 地盤の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とした。
	[現地調査] 廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルートにおける本事業による影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 5.2-12 に示す 5 地点とした。
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺の「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料の交通量調査地点とした。 [現地調査] 廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 5.2-12 に示す 4 地点とした。
調査対象 期間等	調査地域における地盤振動の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。
	1)地盤振動の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。
	[現地調査] 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各1回とした。（24時間）
	2)地盤の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。
	[現地調査] 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とした。
	3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 至近の情報とした。 [現地調査] 地盤振動の状況と同様の日とした。 なお、「5.2.1 大気質」における交通量調査と兼ねる。



凡 例

- ▭ 対象事業実施区域
- ▭ 新施設整備予定区域
- ↔ 廃棄物等の搬出入車両の主要な走行ルート
- 交通量等調査地点
- 道路沿道振動調査地点

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

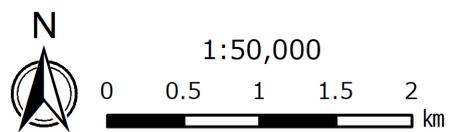


図 5.2-12 振動現地調査地点位置図（廃棄物等の搬出入）

表 5.2-47 予測手法（振動：廃棄物等の搬出入）

予測内容	振動レベルの変化の程度を予測した。
予測方法	地盤振動の振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算又は事例の引用若しくは解析による方法を基本とした。 なお、関連施設に係る廃棄物等の搬出入における車両の走行台数についても考慮して、予測した。
予測地域	調査地域のうち、地盤振動の伝搬の特性を踏まえ、地盤振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
予測地点	地盤振動の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における地盤振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地点と同様の地点とした。
予測対象時期	施設の稼働が定常となる時期とした。

表 5.2-48 評価手法（振動：廃棄物等の搬出入）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により廃棄物等の搬出入における車両の走行に伴って発生する振動の影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	廃棄物等の搬出入における車両の走行に係る振動に関する基準又は目標として、「振動規制法施行規則に規定される道路交通振動の限度」が存在する。現地調査結果を勘案しつつ、「振動規制法施行規則に規定される道路交通振動の限度」との整合性が図られているか否かについて評価した。 なお、新施設の影響に関連施設の影響を足し合せた影響について評価を行った。

5.2.4 悪臭

悪臭に係る事業特性及び地域特性、調査及び予測、評価手法等を表 5.2-49～表 5.2-52 に示す。

表 5.2-49 事業特性及び地域特性（悪臭：施設の稼働）

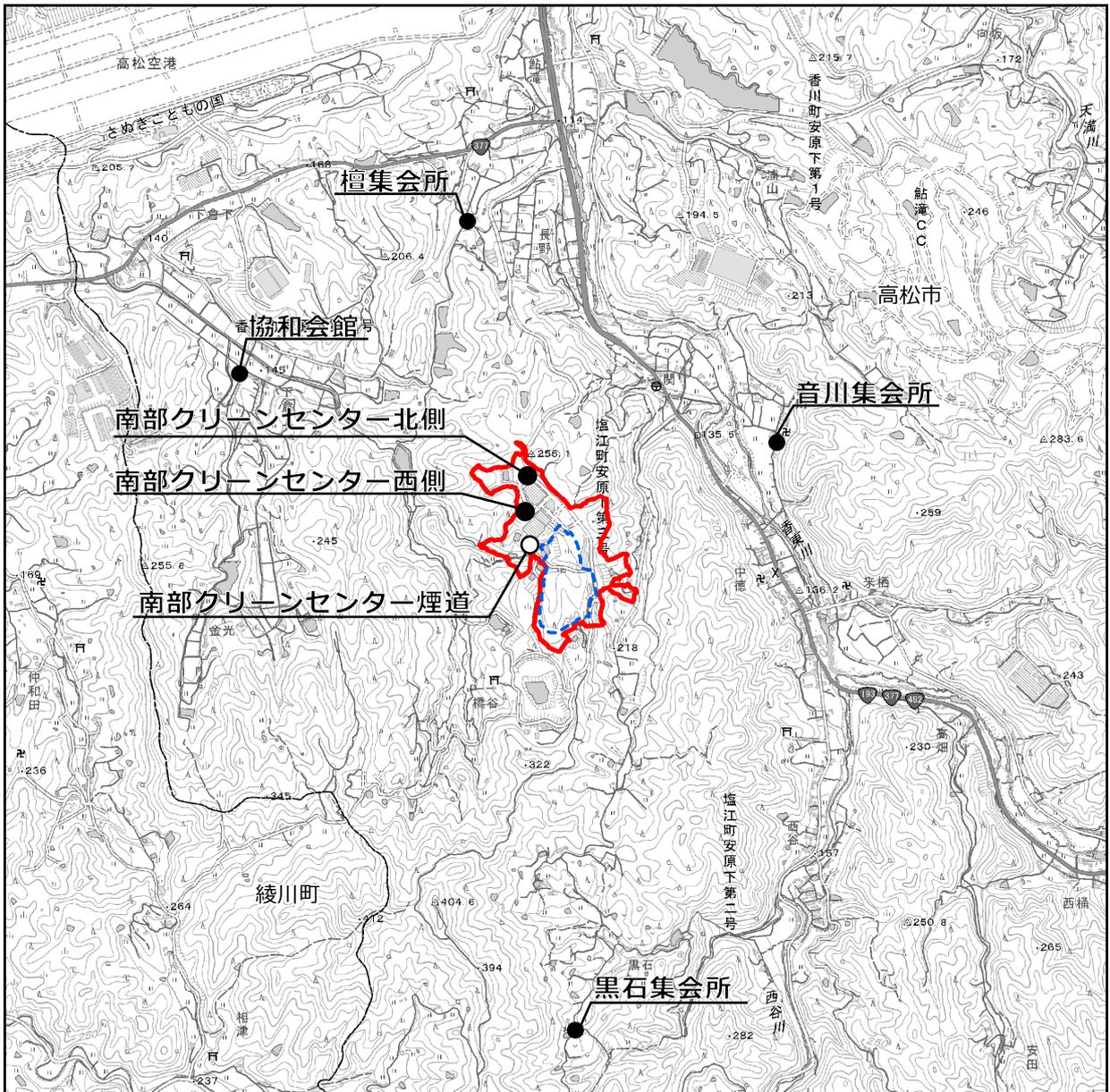
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・施設の稼働により、煙突排ガスや施設設備等による悪臭の影響が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺は山地が広がっている。 ・対象事業実施区域内においては、現有施設より煙突排ガスが排出されている。 ・対象事業実施区域の北側、東側にかけて集落が位置しており、最寄住居は、対象事業実施区域の東南東約 200m に位置する。 ・対象事業実施区域内においては、現有施設が稼働しており、現有施設敷地内における悪臭の測定の結果、現有施設の公害防止基準を下回る結果となっている。

表 5.2-50(1) 調査手法（悪臭：施設の稼働）

調査すべき情報	1)悪臭の状況 2)気象の状況 3)主要発生源の状況
調査の基本的な手法	現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
	1)悪臭の状況
	[既存資料調査] 既存調査資料の収集・整理による。(文献調査：現有施設における令和 5～7 年の調査結果)
	[現地調査] 悪臭防止法施行規則に基づく方法として、以下の方法で調査した。試料採取高さは地上から 2m 以内とした。 <ul style="list-style-type: none"> ・臭気指数：「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年環境庁告示第 63 号)に定める方法とし、三点比較式臭袋法とした。 ・特定悪臭物質濃度：「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年 環境庁告示第 9 号)に定める方法とした。
	2)気象の状況
	[現地調査] 「地上気象観測指針」(気象庁)に定める方法に準拠し、簡易的に風向・風速を把握する方法とした。
	3)主要発生源の状況
	[既存資料調査] 地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。
調査地域	対象事業の実施により、悪臭による影響が想定される範囲を含む地域とした。

表 5.2-50(2) 調査手法（悪臭：施設の稼働）

調査地点	調査地点は、調査地域における悪臭濃度等を適切に把握し得る地点とした。
	1)悪臭の状況
	[既存資料調査] 現有施設内とした。
	[現地調査] ・臭気指数、特定悪臭物質濃度：対象事業実施区域内（現有施設）3 地点（うち、1 地点は煙道）及び対象事業実施区域周辺の 4 地点とし、図 5.2-13 に示す計 7 地点とした。
	2)気象の状況
	[現地調査] 悪臭の状況と同様とした。
	3)主要発生源の状況
調査対象 期間等	[既存資料調査] 対象事業実施区域及びその周辺とし、図 5.2-13 に示す範囲とした。
	調査地域における年間を通じた悪臭濃度等の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。
	1)悪臭の状況
	[既存資料調査] 至近の 3 年間とした。
	[現地調査] ・臭気指数、特定悪臭物質濃度 ^{注)} ：1 回（夏）とした。 注) 煙道は臭気指数のみ。
	2)気象の状況
	[現地調査] 悪臭の状況と同様とした。
3)主要発生源の状況	
[既存資料調査] 至近の情報とした。	



凡 例

▭ 対象事業実施区域

- - - 新施設整備予定区域

○ 悪臭（臭気指数）調査地点

● 悪臭（臭気指数、特定悪臭物質濃度）調査地点

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図
25000 を複製して情報を追記したものである。

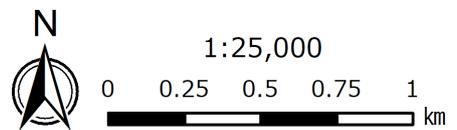


図 5.2-13 悪臭現地調査地点位置図（施設の稼働）

表 5.2-51 予測手法（悪臭：施設の稼働）

予測内容	悪臭濃度等の変化の程度を予測した。
予測方法	煙突排ガスによる悪臭については、大気の拡散式（ブルーム式、パフ式その他の理論式）を用いた計算による方法とし、新施設の影響を対象とした。 敷地境界における施設から漏えいする悪臭については、類似事例の引用若しくは解析、環境保全対策を勘案した定性的な予測とし、関連施設の影響も考慮して予測した。
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における悪臭濃度等の変化を適切に把握し得る地点とし、影響が最大となる地点及び調査地点と同様の地点とした。
予測対象時期	施設の稼働が定常となる時期とした。

表 5.2-52 評価手法（悪臭：施設の稼働）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する悪臭の影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	施設の稼働に係る悪臭に関する基準又は目標として、「悪臭防止法に基づく規制基準」が存在する。現地調査結果を勘案しつつ、「悪臭防止法に基づく規制基準」との整合性が図られているかどうかを評価した。 なお、新施設と関連施設のそれぞれの影響について、評価を行った。

5.2.5 水質

水質に係る事業特性及び地域特性、調査及び予測、評価手法等を表 5.2-53～表 5.2-56 に示す。

**表 5.2-53 事業特性及び地域特性（水質（浮遊物質））：
造成等の施工による一時的な影響**

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・造成等の施工による一時的な影響より、濁水の発生等が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域からの雨水排水は、現有施設より沢を經由して竹本川へ自然排水されている。竹本川は、綾川を経て瀬戸内海に流入する。 ・対象事業実施区域下流では、香東川や田万川等の河川で 5 地点、神内池、永富池等のため池で 2 地点、内場ダム、田万ダムではダム湖周辺の 7 地点において水質調査が実施されている。浮遊物質については、いずれの地点においても環境基準を下回っている。

表 5.2-54(1) 調査手法（水質（浮遊物質））：造成等の施工による一時的な影響

調査すべき情報	1)浮遊物質の状況 2)水象の状況 3)気象の状況 4)土質の状況	
調査の基本的な手法	既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1)浮遊物質の状況 [既存資料調査] ・浮遊物質：「公共用水域水質測定結果（令和 5 年度）」等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 [現地調査] ・浮遊物質：1 回の降雨期間中に 3 検体サンプリングのうえ濁度を計測し、濁度がピークとなった 1 検体を対象に、浮遊物質を分析した。測定手法は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定める方法とした。	
	2)水象の状況 [現地調査] 試料採取時の流量を測定し、整理する方法とした。流速は「国土交通省河川砂防技術基準」に定める方法とし、可搬式電磁流速計測法とした。	
	3)気象の状況 [既存資料調査] 気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。	
	4)土質の状況 [現地調査] 「土の粒度試験方法（JIS A 1204）」に基づく土砂等の粒度組成の分析、「選炭廃水試験方法（JIS M 0201）」に基づく沈降速度の測定により当該情報の整理及び解析による方法とした。	
	調査地域	対象事業の実施により、造成等の施工が見込まれる範囲を含む地域とした。

表 5.2-54(2) 調査手法（水質（浮遊物質）：造成等の施工による一時的な影響）

調査地点	調査地点は、調査地域における水質濃度等の状況を適切に把握し得る地点とした。
	1)浮遊物質の状況
	[既存調査] ・浮遊物質：「公共用水域水質測定結果（令和5年度）」に記載されている地点とした。
	[現地調査] ・浮遊物質：新施設整備予定区域の下流河川とし、図 5.2-14 に示す計 2 地点とした。
	2)水象の状況
	[現地調査] 濁度又は浮遊物質の状況の調査地点と同様の地点とし、図 5.2-14 に示す計 2 地点とした。
	3)気象の状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺の気象観測所の位置とした。
	4)土質の状況
	[現地調査] 新施設整備予定区域の代表 2 地点とした。
調査対象 期間等	調査地域における年間を通じた水質濃度等の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。
	1)浮遊物質の状況
	[既存資料調査] 至近の 5 年間とした。
	[現地調査] 3 回（降雨時）とした。
	2)水象の状況
	[現地調査] 3 回（降雨時）とした。
	3)気象の状況
	[既存資料調査] 至近の 10 年間とした。
	4)土質の状況
	[現地調査] 1 回（任意の時期）とした。

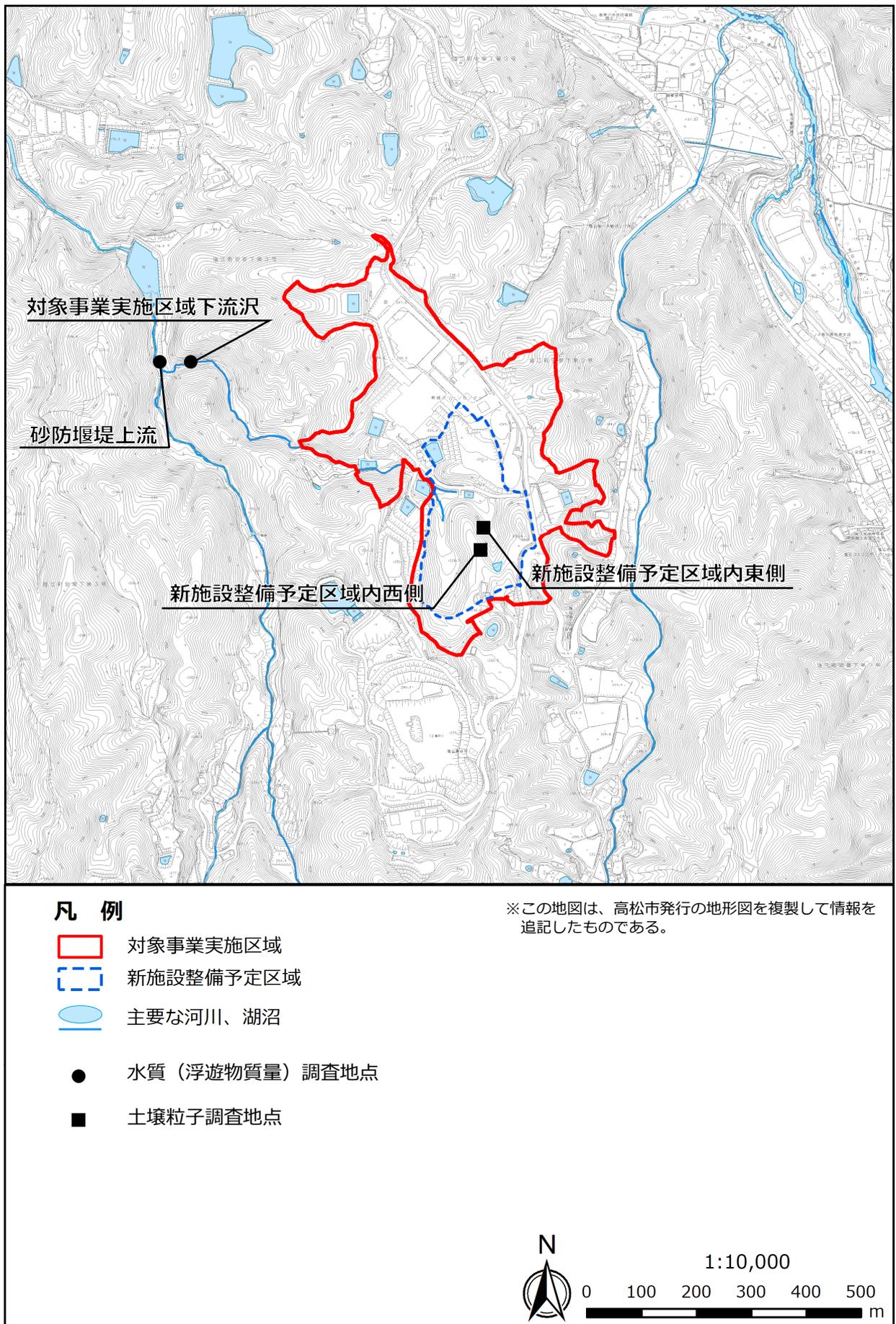


図 5.2-14 水質現地調査地点位置図

表 5.2-55 予測手法（水質（浮遊物質）：造成等の施工による一時的な影響）

予測内容	選定した項目に係る水質濃度等の変化の程度を予測した。
予測方法	浮遊物質の物質の収支に関する計算式（単純混合式その他の理論式）を用いた計算又は事例の引用若しくは解析とした。
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における水質濃度等の変化の程度を適切に把握し得る地点とし、調査地点と同様の地点とした。
予測対象時期	造成等の施工期間中において造成工事の範囲が最大となる時期における降雨時（時間 3mm 程度の降雨を対象）とした。

表 5.2-56 評価手法（水質（浮遊物質）：造成等の施工による一時的な影響）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により造成等の施工による一時的な水質（浮遊物質）への影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	造成等による一時的な影響に係る水質に関する基準又は目標として、現況の水質又は「水質汚濁に係る環境基準」等を参考値として、予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価した。

5.2.6 植物

植物に係る事業特性及び地域特性、調査及び予測、評価手法等を表 5.2-57～表 5.2-60 に示す。調査すべき情報は、「香川県環境影響評価技術指針」、「香川県レッドデータブック 2021」の選定対象分類群及び近県の類似事業の環境影響評価事例等を参考に設定した。

表 5.2-57 事業特性及び地域特性（植物：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・造成等の施工による一時的な影響及び施設の存在に際して、対象事業実施区域周辺に生育する植物及びその群落に影響を及ぼす可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然環境保全基礎調査植生図（第 6 回・第 7 回）」（平成 11 年～24 年）によると、対象事業実施区域周辺は山地及び丘陵地が大半を占め、植生はアカマツ群落、コナラ群落及びスギ・ヒノキ・サワラ植林が分布し、対象事業実施区域は造成地が多くを占めているが、調査から 20 年以上を経過しており、現在は植生遷移が進んでいる。 ・対象事業実施区域からの雨水排水は、現有施設より沢を經由して竹本川へ自然排水されている。竹本川は、綾川を経て瀬戸内海に流入する。 ・文献資料調査では、調査区域には重要な植物群落が 2 件、巨樹・巨木林が 6 件確認されたが、いずれも 1.5 km以上離れている。 ・対象事業実施区域の周辺地域において実施された現有施設のアセス時の現地調査（平成 10 年）では、ヤシャゼンマイ、クロモジ、ヒルムシロ等 10 種の重要な植物種が確認されている。

表 5.2-58(1) 調査手法（植物：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

調査すべき情報	1)種子植物、シダ植物の生育種 2)群落の生育・分布状況及び群落組成 3)重要な種及び群落の生育・分布状況及び生育環境の状況 4)緑地の分布状況
調査の基本的な手法	既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1) 種子植物、シダ植物の生育種 任意観察法とし、対象地域を踏査して生育する高等植物（種子植物及びシダ植物）の種名を記録した。現地で種名がわからない種については、標本を持ち帰り室内分析により同定を行った。 2) 群落の生育・分布状況及び群落組成 航空写真判読により調査範囲内の植物群落のまとまりを読み取り植生判読素図を作成した。作成した植生判読素図について、現地を踏査し適宜修正し植生区分図を作成した。また、各植物群落から代表地点を 2 か所程度のコードラートを抽出し、植物社会学的手法（ブラウン・ブランケ法）による群落組成調査を実施した。コードラート内に存在するすべての植物種を（高木層、亜高木層、低木層、草本層）等の階層毎に抽出するとともに、種ごとの被度（優占度）及び群度を記録した。また、各群落の立地環境を把握するために、地形（斜面型、斜面方位、傾斜角度）、環境（風当たり、日当たり、土湿）、標高、調査面積等を併せて記録した。 3)重要な種及び群落の生育・分布状況及び生育環境の状況 上記 1) 及び 2) に示す現地調査で確認された重要な種・重要な群落について、以下の①～③について可能な限り把握した。 ①分布位置・分布範囲 ②生育の状況（株数・開花結実状況・健全度等） ③生育環境の状況（面積・植生・水深・日当り等）

表 5.2-58(2) 調査手法（植物：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

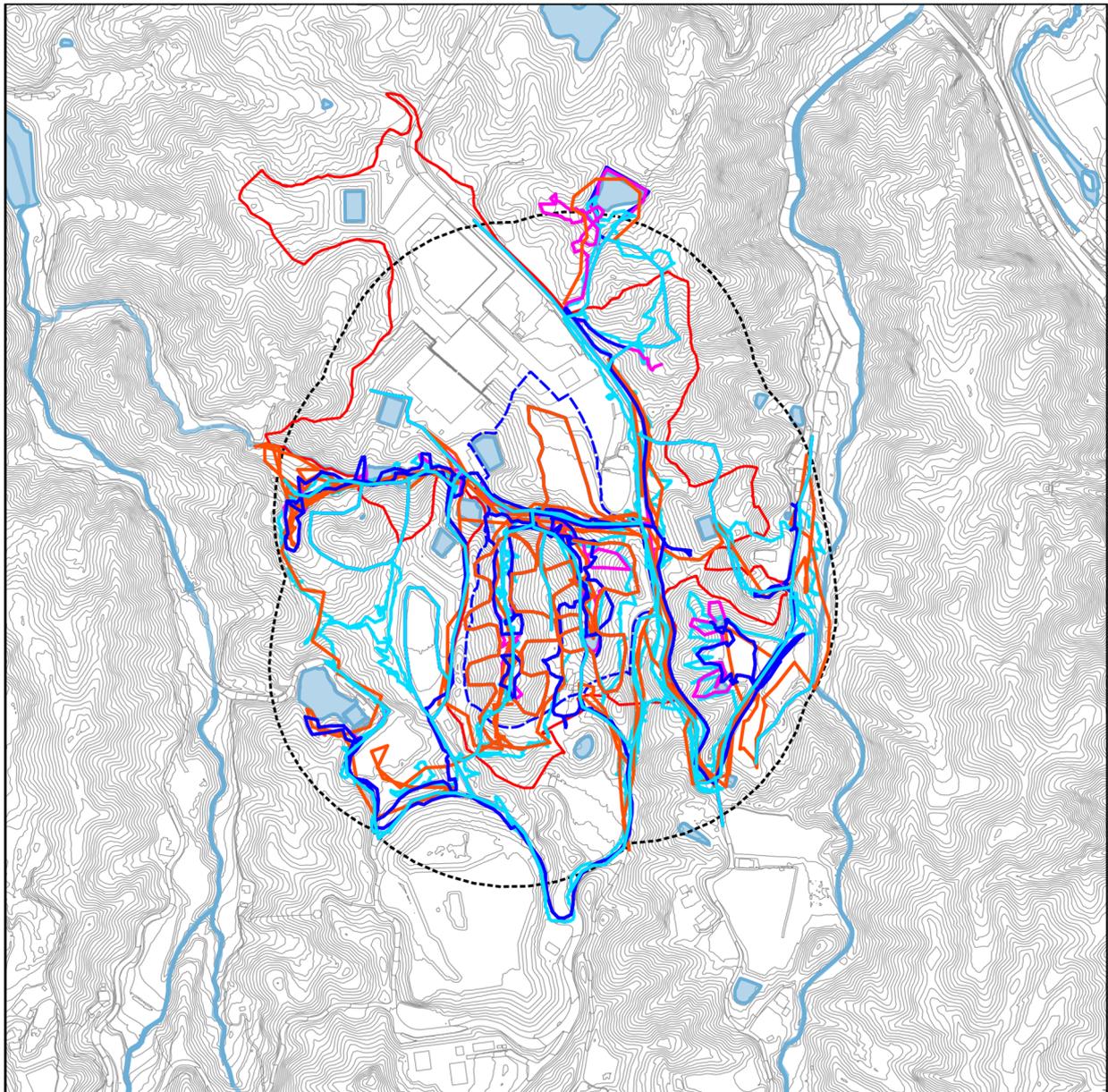
調査の基本的な手法	<p>4) 緑地の分布状況</p> <p>上記 2) の調査において、以下に定義する緑地の範囲を抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市緑地法」において定義される「緑地」の範囲 ・「森林法」に基づく「林地開発許可申請」手続きにおいて、「残置森林」として認められる森林機能が十分発揮される森林（林齢 16 年以上）と判断される森林の範囲
調査地域等	<p>調査地域は、対象事業の実施により、植物への影響が想定される範囲を含む地域とした。</p> <p>調査地点は、調査地域における植物の生育状況を適切に把握し得る地点とした。</p> <p>1) 種子植物、シダ植物の生育種</p> <p>調査地域は、新施設整備予定区域及びその周辺 200m^{注1)} の図 5.2-15(1)に示す範囲とした。</p> <p>踏査ルートは、調査地域において、確認が予想される植物の生態や周辺地形及び植生等の条件を考慮したルートを、調査季節ごとに任意で検討・設定した。</p> <p>2) 群落の生育・分布状況及び群落組成</p> <p>調査地域は、新施設整備予定区域及びその周辺 1.5 km^{注2)} の図 5.2-15(2)に示す範囲とした。</p> <p>調査地点は、調査地域において、植生区分図に区分した各植物群落より代表的なコドラートを 2 か所程度抽出した。コドラートの抽出に当たっては、植生が典型的に発達している群落の中のできるだけ均質な場所を選定した。</p>
調査対象期間等	<p>調査地域における植物の生育状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。</p> <p>1) 植物相</p> <p>4回（秋、早春、春、夏）^{注3)} とした。</p> <p>2) 植生</p> <p>航空写真判読に使用する航空写真は、入手可能な範囲で最新のものとした。</p> <p>現地調査は、秋の1回^{注4)} とした。</p>

注1) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局都市計画課監修、平成11年）では、対象事業実施区域から200m程度が目安とされている。

注2) 植生は生態系の基盤となることから、生態系の調査地域と同様に設定。

注3) 生息が想定される植物種の花期や結実期等の同定が容易な時期を考慮して、「平成28年度版 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔河川版〕（参考資料全体調査計画策定の手引き）」（平成28年1月改訂、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）参考に設定。

注4) 植物の色調に変化が出やすい時期を考慮して、「平成28年度版 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔河川版〕（参考資料全体調査計画策定の手引き）」（平成28年1月改訂、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）参考に設定。



凡 例

※この地図は、国土地理院の基盤地図情報（数値標高モデル、基本項目）を加工して作成したものである。

- 対象事業実施区域
- 新施設整備予定区域
- 【調査範囲】
- 主な調査範囲

植物踏査ルート

- 任意調査ルート（秋季）
- 任意調査ルート（早春季）
- 任意調査ルート（春季）
- 任意調査ルート（夏季）

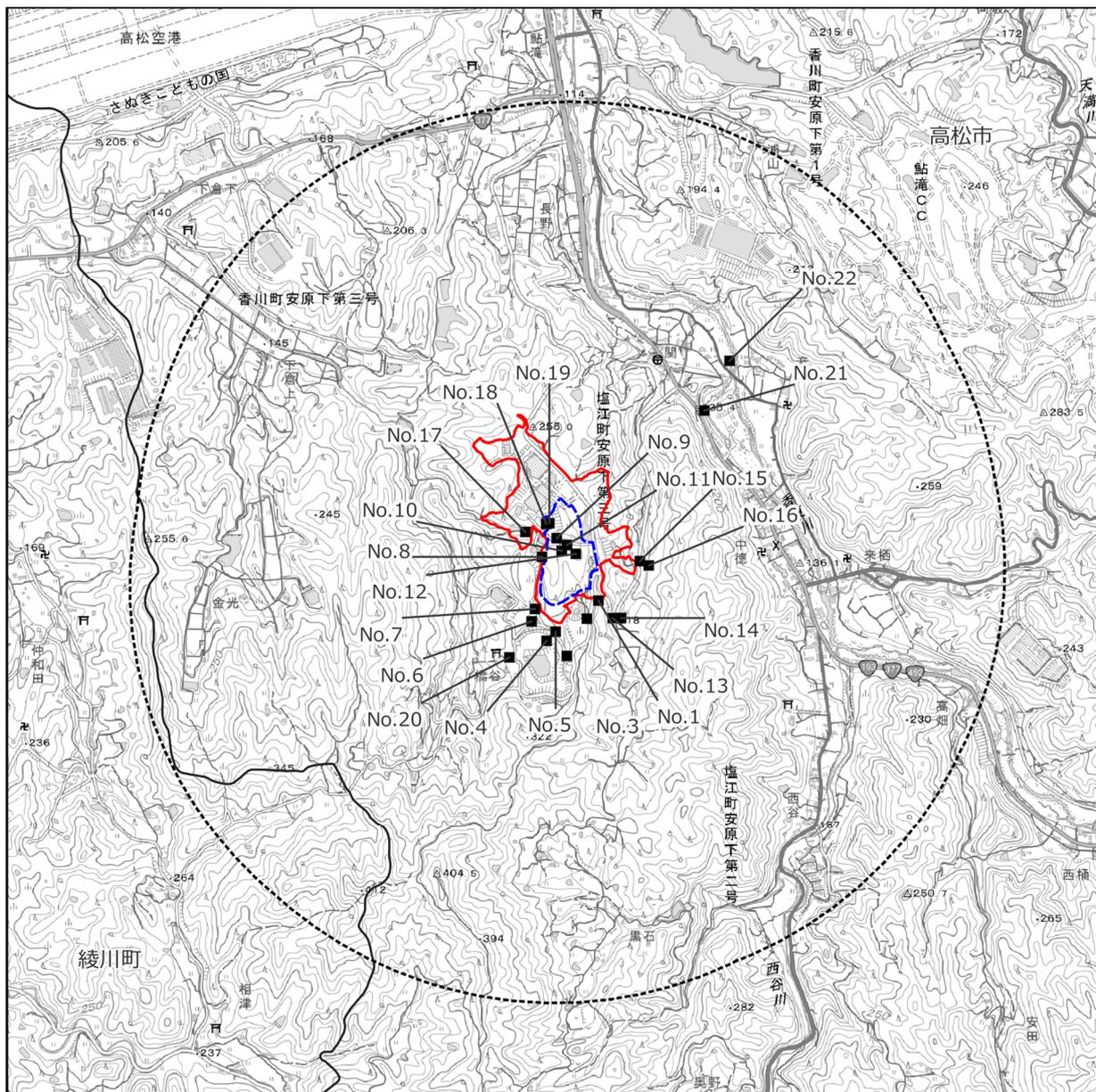


1:7,500

0 100 200 300 m



図 5.2-15(1) 植物（植物相）現地調査範囲位置図



凡例

- ▭ 対象事業実施区域
- - - 新施設整備予定区域
- 調査範囲
- 植生調査地点
(コドラート位置)

No.	群落名	No.	群落名
1	コナラ群落	12	ハンノキ群落
2	アカメガシワ・カラスザンショウ群落	13	ネザサーススキ群集
3	竹林	14	ネザサーススキ群集
4	路傍雑草群落	15	シイ・カシ二次林
5	アカメガシワ・カラスザンショウ群落	16	スギ・ヒノキ・サワラ植林
6	路傍雑草群落	17	スギ・ヒノキ・サワラ植林
7	アカマツ群落	18	放棄水田雑草群落
8	アカマツ群落	19	放棄水田雑草群落
9	竹林	20	シイ・カシ二次林
10	コナラ群落	21	ツルヨシ群集
11	ハンノキ群落	22	ツルヨシ群集



1:25,000

0 0.25 0.5 0.75 1 km



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

図 5.2-15(2) 植物(植生)現地調査範囲位置図

表 5.2-59 予測手法（植物：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

予測内容	植物に係る次の事項について予測した。 1)植生の消滅の有無並びに改変の程度及び内容 2)重要な種及び群落の生育環境の変化による影響の程度及び内容
予測方法	次に掲げる予測手法とした。 1)工事施工計画を基にした重ね合わせ法 2)生育環境の変化を把握して予測する方法 3)既存事例の引用又は解析
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における植物の生育状況の変化を適切に把握し得る地点とした。
予測対象時期	対象事業に係る工事の実施時及び工事の完了時において、その影響が最大となる時期とした。

表 5.2-60 評価手法（植物：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により造成等による一時的な影響、施設の存在に伴って発生する植物への影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	造成等の施工、施設の存在に係る植物に関する基準又は目標として「香川県環境配慮指針」において、「山地・丘陵地域」のゾーン区分の「良好な自然環境が多く残る地域、自然度の高い地域や良好な景観を呈する地域を中心にその保全に努める。また、これらの地域は野生生物の貴重な生息・生育地でもあり、そのつながりや連続性にも配慮する。」と示されている環境保全の目標や、「事業別環境配慮事項」の「廃棄物処理施設の設置」での「自然環境」に対する環境配慮事項として示されているチェック項目との関わりを、予測結果と比較することにより、整合性が図られているか否かについて評価した。

5.2.7 動物

動物に係る事業特性及び地域特性、調査及び予測、評価手法等を表 5.2-61～表 5.2-64 に示す。調査すべき情報は、「香川県環境影響評価技術指針」、「香川県レッドデータブック 2021」の選定対象分類群及び近県の類似事業の環境影響評価事例等を参考に設定した。

表 5.2-61 事業特性及び地域特性（動物：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・造成等の施工による一時的な影響及び施設の存在に際して、対象事業実施区域周囲に生育する動物及びその生息地に影響を及ぼす可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然環境保全基礎調査植生図（第 6 回・第 7 回）」（平成 11 年～24 年）によると、対象事業実施区域周辺は山地及び丘陵地が大半を占め、植生はアカマツ群落、コナラ群落及びスギ・ヒノキ・サワラ植林が分布し、対象事業実施区域は造成地が多くを占めているが、調査から 20 年以上を経過しており、現在は植生遷移が進んでいる。 ・対象事業実施区域からの雨水排水は現有施設より沢を經由して竹本川へ自然排水されている。竹本川は、綾川を経て瀬戸内海に流入する。 ・対象事業実施区域の周辺地域において実施された現有施設のアセス時の現地調査（平成 10 年）では、鳥類はミサゴやオオタカ等 7 種、爬虫類はニホントカゲの 1 種、両生類はトノサマガエル の 1 種、昆虫類はカトリヤンマやオオムラサキ、トゲアリ等 13 種の重要な動物種が確認された。

表 5.2-62(1) 調査手法（動物：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

調査すべき情報	1) 哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類、陸産貝類、魚類、底生動物の生息種、生息状況 2) 重要な種及び個体群の生息・分布状況及び生息環境の状況
調査の基本的な手法	現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。 1) ①哺乳類の生息種、生息状況 [任意確認法] 周辺地形及び植生等の条件を勘案して、各環境を網羅するように踏査し、個体の目撃及び鳴き声や糞、足跡、巣等のフィールドサインの確認により生息している哺乳類を確認した。 秋季・春季・夏季にはバットディテクターを用いてコウモリ類の夜間調査を行った。 [トラップ法] 生け捕り罠（シャーマントラップ）を用いた捕獲調査を行った。トラップは谷戸、雑木林及び耕作地の各環境にそれぞれ 20 個設置し、1 晩置いたのち回収した。捕獲個体した個体は同定・計測の上、放逐した。 [自動撮影法] 赤外線センサー付き自動撮影カメラを設置し、カメラの前を通過した哺乳類の撮影を行った。カメラは谷戸、雑木林及び耕作地の各環境にそれぞれ 2 個設置し、各季節 7 日程度置いたのち撮影データを分析した。

表 5.2-62(2) 調査手法（動物：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

調査の基本的な手法	1) ②鳥類（一般鳥類）の生息種、生息状況
	[任意観察法] 現地を任意に踏査し、ルートセンサス法及び定点調査法で確認されなかった種の記録、重要種の生息状況の詳細把握を行った。冬季・春季・初夏には、夜間にフクロウ類等の夜行性鳥類の生息状況の補足調査を行った。
	[定点観察法] 整備予定区域及び耕作地、人工改変地の各環境に設定した調査定点より 30 分間観察し、出現した鳥類を記録した。調査時間帯は鳥類の活動が盛んな早朝の時間帯に行った。
	[ラインセンサス法] 周辺地形及び植生等の条件を勘案して、各環境を網羅するように、あらかじめ設定したルートを一定速度（時速 2 km程度）で歩きながら一定範囲（25m）内に出現した鳥類を記録した。調査時間帯は鳥類の活動が盛んな早朝の時間帯に行った。
	1) ③鳥類（猛禽類）の生息種、生息状況
	[定点観察法] 調査対象範囲を広域に見渡す調査定点（3 地点程度）より望遠鏡を用いて観察し、出現する猛禽類（タカ目、ハヤブサ目）の生息種及び繁殖状況を把握した。猛禽類の飛翔が確認された場合は、種名や成熟度、性別等を可能な限り把握し、個体識別に努める。ディスプレイフライトや巣材や餌の運搬等繁殖の兆候となる行動を記録するとともに、消失位置から営巣位置の特定につながる情報を収集した。 調査員どうしは無線機で通信し複数の調査員で確認することにより、可能な限り個体を追跡した。調査定点は猛禽類の確認位置や日照方向に応じて適宜移動させる。 調査は猛禽類の繁殖期に毎月 3 日間、各日 8 時間程度実施した。
	[営巣林踏査] 調査範囲において猛禽類の繁殖可能性があるかと判断された場合には、必要に応じて、林内踏査により営巣地の特定に努める。営巣地が確認された場合は、位置情報を GPS で取得するとともに、営巣樹種・周辺植生・営巣木樹高・営巣高・雛の数や生育状況等の情報について可能な限り確認した。
	1) ④両生類・爬虫類の生息種、生息状況
	周辺地形及び植生等の条件を勘案して、各環境を網羅するように踏査し、出現する両生類・爬虫類を確認した。特に水域で繁殖する両生類については、可能な限り繁殖期に調査を実施し、繁殖水域の把握に努める。 早春季・春季・初夏には、夜間に鳴き声による確認を行った。
	1) ⑤昆虫類の生息種、生息状況
[任意採集法] 周辺地形及び植生等の条件を勘案して、各環境を網羅するように踏査し、飛翔昆虫の目視、鳴き声、石起こし、草地でのスーピング、樹林でのビーティング、訪花昆虫の観察、生息する昆虫類を把握した。採集した昆虫は、標本を持ち帰り室内分析により同定した。	
[ライトトラップ法] 光源（紫外線ランプ及び昼光色蛍光灯）、集まった昆虫を捕獲するボックス及びボックスに昆虫を落とす「ろうと」からなるボックスライトトラップにより、夜間に光に集まる昆虫類を捕獲した。トラップは谷戸、雑木林及び耕作地の各環境にそれぞれ 2 個設置し、各季節 1 晩置いたのち回収した。採集した昆虫は、標本を持ち帰り室内分析により同定した。	
[ベイトトラップ法] 昆虫が好む餌（肉系及び発酵飲料系）を入れたプラスチックカップを入口が地面と同じ高さになる様に埋め、餌に誘引される昆虫類を捕獲した。トラップは谷戸、雑木林及び耕作地の各環境にそれぞれ 20 個設置し、各季節 1 晩置いたのち回収した。採集した昆虫は、標本を持ち帰り室内分析により同定した。	

表 5.2-62(3) 調査手法（動物：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

調査の基本的な手法	1) ⑥昆虫類（ゲンジボタル）の生息種、生息状況
	ゲンジボタルの繁殖期に、新施設整備予定区域からの濁水が流入する可能性のある沢及び流入先の河川（竹本川）沿いを夜間に踏査し、発光するゲンジボタルの成虫の確認地点及び個体数を記録した。
	1) ⑦陸産貝類の生息種、生息状況
	樹林環境、耕作地及び休耕田、河川敷の各環境を網羅するように踏査し、石下や植物の陰に潜む大型の陸産貝類（カタツムリ、ナメクジ等）を捕獲した。微小種については、標本を持ち帰り室内分析により同定を行った。
	1) ⑧魚類の生息種、生息状況
	タモ網、かご罟等を用いた捕獲調査及び目視観察により生息している魚類を把握した。
	1) ⑨底生動物の生息種、生息状況
タモ網を用いた捕獲調査（定性調査）により生息している底生動物を把握した。採集した底生動物は、標本を持ち帰り室内分析により同定した。	
2)重要な種及び個体群の生息・分布状況及び生息環境の状況	
上記 1) に示す現地調査で確認された重要な種について、以下の①～③について可能な限り把握した。	
①分布位置・分布範囲	
②個体数・確認地点の利用状況（繁殖・餌場・一時通過等）	
③生息環境の状況（面積・植生・水深・日当り等）	
調査地域等	対象事業の実施により、動物への影響が想定される範囲を含む地域とした。
	哺乳類
	調査地域は、新施設整備予定区域及びその周辺 200m ^{注1)} の図 5.2-16(1)に示す範囲とした。トラップ調査地点は、図 5.2-16(1)に示す谷戸、雑木林及び耕作地の各環境とした。任意確認ルートは、確認が予想される哺乳類の生態や周辺地形及び植生等の条件を考慮したルートを、調査季節ごとに任意で検討・設定した。
	②鳥類（一般鳥類）
	調査地域は、新施設整備予定区域及びその周辺 200m ^{注1)} の図 5.2-16(2)に示す範囲とした。定点観察地点は、整備予定区域及び耕作地、人工改変地の各環境に設定した図 5.2-16(2)に示す地点とした。
	ライン調査ルートは、周辺地形及び植生等の条件を勘案して、各環境を網羅するように、あらかじめ設定した図 5.2-16(2)に示すルートとした。
	任意観察ルートは、確認が予想される鳥類の生態や周辺地形及び植生等の条件を考慮したルートを、調査季節ごとに任意で検討・設定した。
	鳥類（猛禽類）
調査地域は、新施設整備予定区域周辺 1.5 km ^{注2)} の図 5.2-16(3)に示す範囲とした。調査地点は、調査範囲を広く観察できる地点とし、図 5.2-16(3)に示す地点から調査日ごとに3地点程度を選択した。	
④両生類・爬虫類	
調査地域は、新施設整備予定区域及びその周辺 200m ^{注1)} の図 5.2-16(4)に示す範囲とした。任意確認ルートは、確認が予想される両生類・爬虫類の生態や周辺地形及び植生等の条件を考慮したルートを、調査季節ごとに任意で検討・設定した。	

注1) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局都市計画課監修、平成11年）では、対象事業実施区域から200m程度が目安とされている。

注2) 「道路環境影響評価の技術手法「13. 動物、植物、生態系」における環境保全のための取り組みに関する事例集（平成27年度版）」（平成28年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所）では、オオタカの高利用域は巣から1.0～1.5kmの範囲とされている。

表 5.2-62(4) 調査手法（動物：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

調査地域等	⑤昆虫類	調査地域は、新施設整備予定区域及びその周辺 200m ^{注1)} の図 5.2-16(5)に示す範囲とした。トランプ調査地点は、図 5.2-16(5)に示す谷戸、雑木林及び耕作地の各環境とした。任意採集ルートは、確認が予想される昆虫類の生態や周辺地形及び植生等の条件を考慮したルートを、調査季節ごとに任意で検討・設定した。
	⑥昆虫類（ゲンジボタル）	調査地域及び調査ルートは、新施設整備予定区域からの濁水が影響を受ける可能性のある範囲及び濁水の影響が生じない対象地域とし、図 5.2-16(5)に示す新施設整備予定区域下流の沢及び流入先の河川（竹本川）沿いとした。
	⑦陸産貝類	調査地域は、新施設整備予定区域及びその周辺 200m ^{注1)} の図 5.2-16(6)に示す範囲とした。任意採集ルートは、確認が予想される陸産貝類の生態や周辺地形及び植生等の条件を考慮したルートを、調査季節ごとに任意で検討・設定した。
	⑧魚類	調査地域は、新施設整備予定区域及びその周辺 200m ^{注1)} 及び新施設整備予定区域からの濁水が影響を受ける可能性のある範囲とし、図 5.2-16(7)に示す範囲とした。調査地点は、直接改変が想定される池の 2 地点、新施設整備予定区域の周辺 200m の範囲において、濁水が流入する可能性のある池の 2 地点、直接改変が想定される池に環境が類似する池の 1 地点及び新施設整備予定区域下流側の濁水が流入する可能性のある沢の 2 区分とした。
	⑨底生動物	調査地域は、新施設整備予定区域及びその周辺 200m ^{注1)} 及び新施設整備予定区域からの濁水が影響を受ける可能性のある範囲とし、図 5.2-16(7)に示す範囲とした。調査地点は、直接改変が想定される池の 2 地点、新施設整備予定区域の周辺 200m の範囲において、濁水が流入する可能性のある池の 2 地点、直接改変が想定される池に環境が類似する池の 1 地点及び新施設整備予定区域下流側の濁水が流入する可能性のある沢の 2 区分とした。
	調査対象期間等	
①哺乳類		3回（秋、春、夏）とした ^{注2)} 。
②鳥類（一般鳥類）		4回（秋、冬、春、初夏）とした ^{注3)} 。
③鳥類（猛禽類）		7回（2月～8月、3日間/月）とした ^{注4)} 。
④両生類・爬虫類		4回（秋、早春、春、初夏） ^{注5)} とした。

注1) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省都市局都市計画課監修、平成11年）では、対象事業実施区域から200m程度が目安とされている。

注2) 気温が高く哺乳類の活性が高い時期や繁殖のために哺乳類の移動が活発な時期を考慮して、「平成28年度版 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル [河川版]（参考資料全体調査計画策定の手引き）」（平成28年1月改訂、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）参考に設定。

注3) 鳥類の渡りの特性を考慮して、繁殖期及び越冬期、春と秋の渡り期にそれぞれ設定。

注4) 里山に生息する猛禽類のうち留鳥であるオオタカの営巣期（求愛期～巣外育雛期）を考慮して設定。

注5) 生息が想定される両生類の繁殖時期や爬虫類の幼体を確認しやすい時期を考慮して、「平成28年度版 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル [河川版]（参考資料全体調査計画策定の手引き）」（平成28年1月改訂、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）参考に設定。

表 5.2-62(5) 調査手法（動物：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

調査対象 期間等	⑤昆虫類
	3回（秋、春、夏） ^{注1)} とした。
調査対象 期間等	⑥昆虫類（ゲンジボタル）
	1回（初夏） ^{注2)} とした。
調査対象 期間等	⑦陸産貝類
	2回（秋、初夏） ^{注3)} とした。
調査対象 期間等	⑧魚類
	4回（秋、冬、春、夏） ^{注4)} とした。
調査対象 期間等	⑨底生動物
	4回（秋、冬、春、夏） ^{注5)} とした。

注1) 昆虫類の同定が容易な成虫発生時期を考慮して冬季以外の時期とし、「平成28年度版 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔河川版〕（参考資料全体調査計画策定の手引き）」（平成28年1月改訂、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）参考に設定。

注2) ゲンジボタルの成虫発生時期。

注3) 陸産貝類の確認が容易な多雨の時期。

注4) 水温が高く魚類の活性が高い夏季や当年生まれの稚魚の同定が容易になる秋季を含む時期とし、底生動物調査と同時にを行うことを想定した時期。

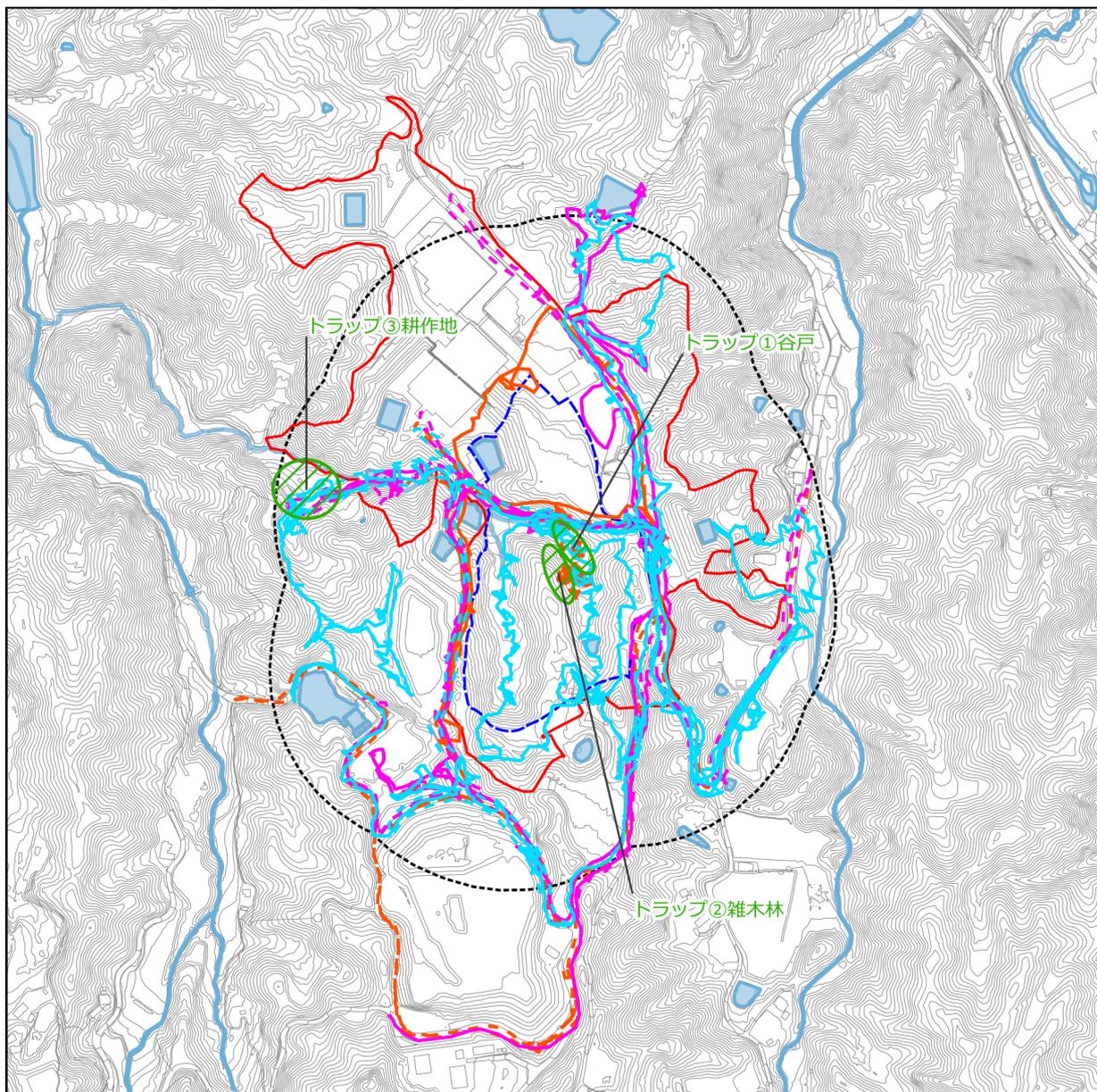
注5) 水温が高く底生動物の活性が高い夏季や底生動物の主要な構成要素であるカゲロウ類やカワゲラ類の幼虫が容易な冬季を含む時期とし、魚類調査と同時にを行うことを想定した時期。

表 5.2-63 予測手法（動物：造成等の施工による一時的な影響・施設の存在）

予測内容	動物に係る次の事項について予測した。 1)生息地の消滅の有無並びに改変の程度及び内容 2)重要な種及び個体群の生息環境の変化による影響の程度及び内容
予測方法	次に掲げる予測手法とした。 1)工事施工計画を基にした重ね合わせ法 2)生息環境の変化の程度を把握して予測する方法 3)既存事例の引用又は解析
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における動物の生息状況の変化を適切に把握し得る地点とした。
予測対象 時期	対象事業に係る工事の実施時及び工事の完了時において、その影響が最大となる時期とした。

表 5.2-64 評価手法（動物：造成等の施工による一時的な影響・施設の存在）

環境影響の回避・ 低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により造成等による一時的な影響、施設の存在に伴って発生する動物への影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているか否かについて評価した。
環境保全施策に係 る基準又は目標と の整合性に係る評 価	造成等の施工、施設の存在に係る動物に関する基準又は目標として、「香川県環境配慮指針」において、「山地・丘陵地域」のゾーン区分の「良好な自然環境が多く残る地域、自然度の高い地域や良好な景観を呈する地域を中心にその保全に努める。また、これらの地域は野生生物の貴重な生息・生育地でもあり、そのつながりや連続性にも配慮する。」と示されている環境保全の目標や、「事業特性格環境配慮事項」の「廃棄物処理施設の設置」での「自然環境」に対する環境配慮事項として示されているチェック項目との関わりを、予測結果と比較することにより、整合性が図られているか否かについて評価した。



凡 例

- | | | | |
|---|-----------|---|--------------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 任意調査ルート (秋季) |
|  | 新施設整備予定区域 |  | 任意調査ルート (春季) |
|  | 主な調査範囲 |  | 任意調査ルート (夏季) |
|  | トラップ設置範囲 |  | 夜間調査ルート (秋季) |
| | |  | 夜間調査ルート (春季) |
| | |  | 夜間調査ルート (夏季) |

※この地図は、国土地理院の基盤地図情報（数値標高モデル、基本項目）を加工して作成したものである。

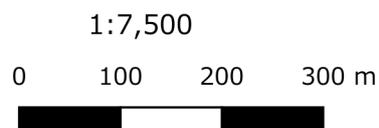
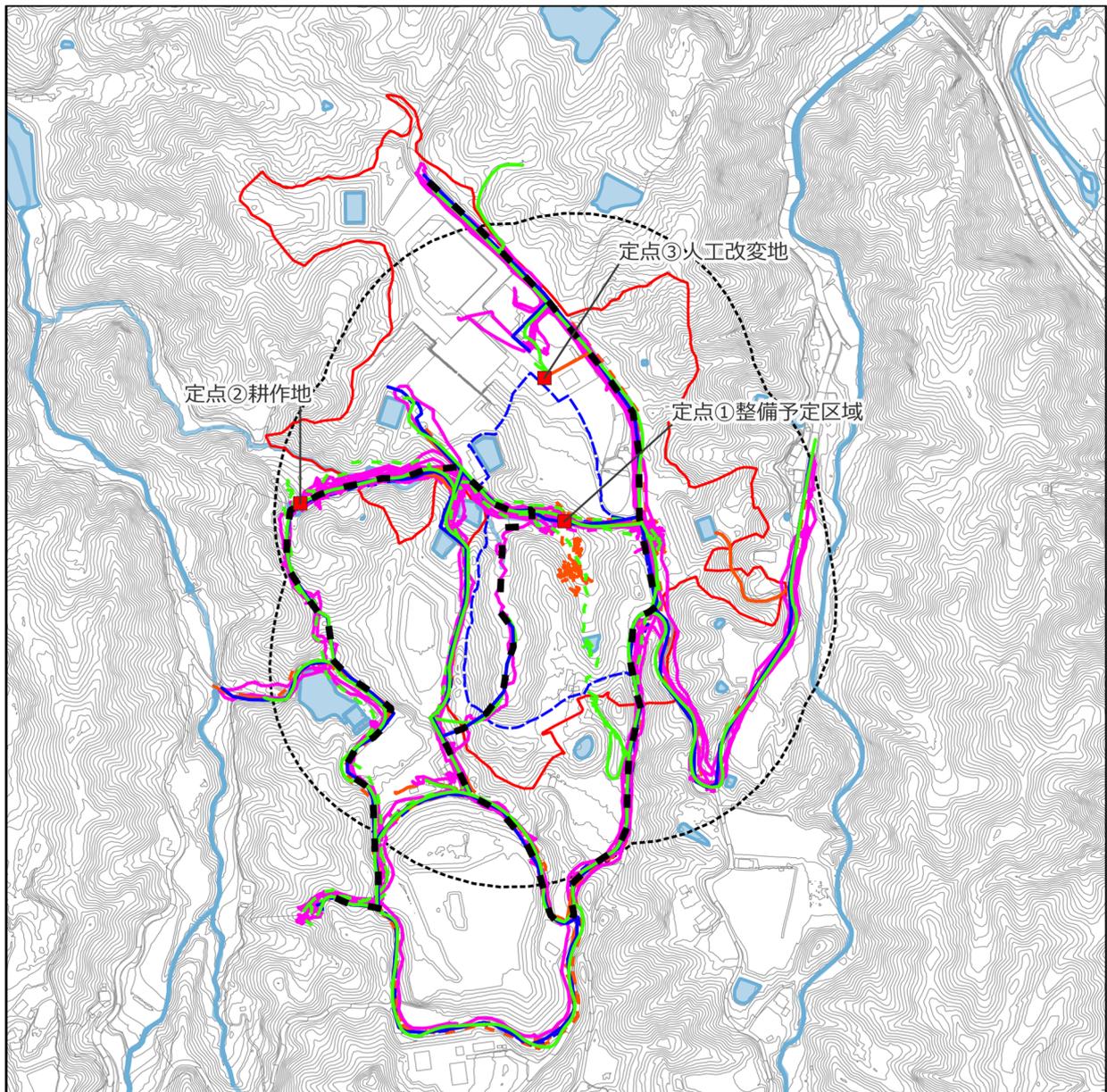


図 5.2-16(1) 動物（哺乳類）現地調査範囲位置図



凡例

- | | | | |
|--|------------|--|--------------|
| | 対象事業実施区域 | | 任意調査ルート (秋季) |
| | 新施設整備予定区域 | | 任意調査ルート (冬季) |
| | 主な調査範囲 | | 任意調査ルート (春季) |
| | ラインセンサスルート | | 任意調査ルート (初夏) |
| | 定点調査地点 | | 夜間調査ルート (秋季) |
| | | | 夜間調査ルート (冬季) |
| | | | 夜間調査ルート (春季) |
| | | | 夜間調査ルート (初夏) |

1:7,500

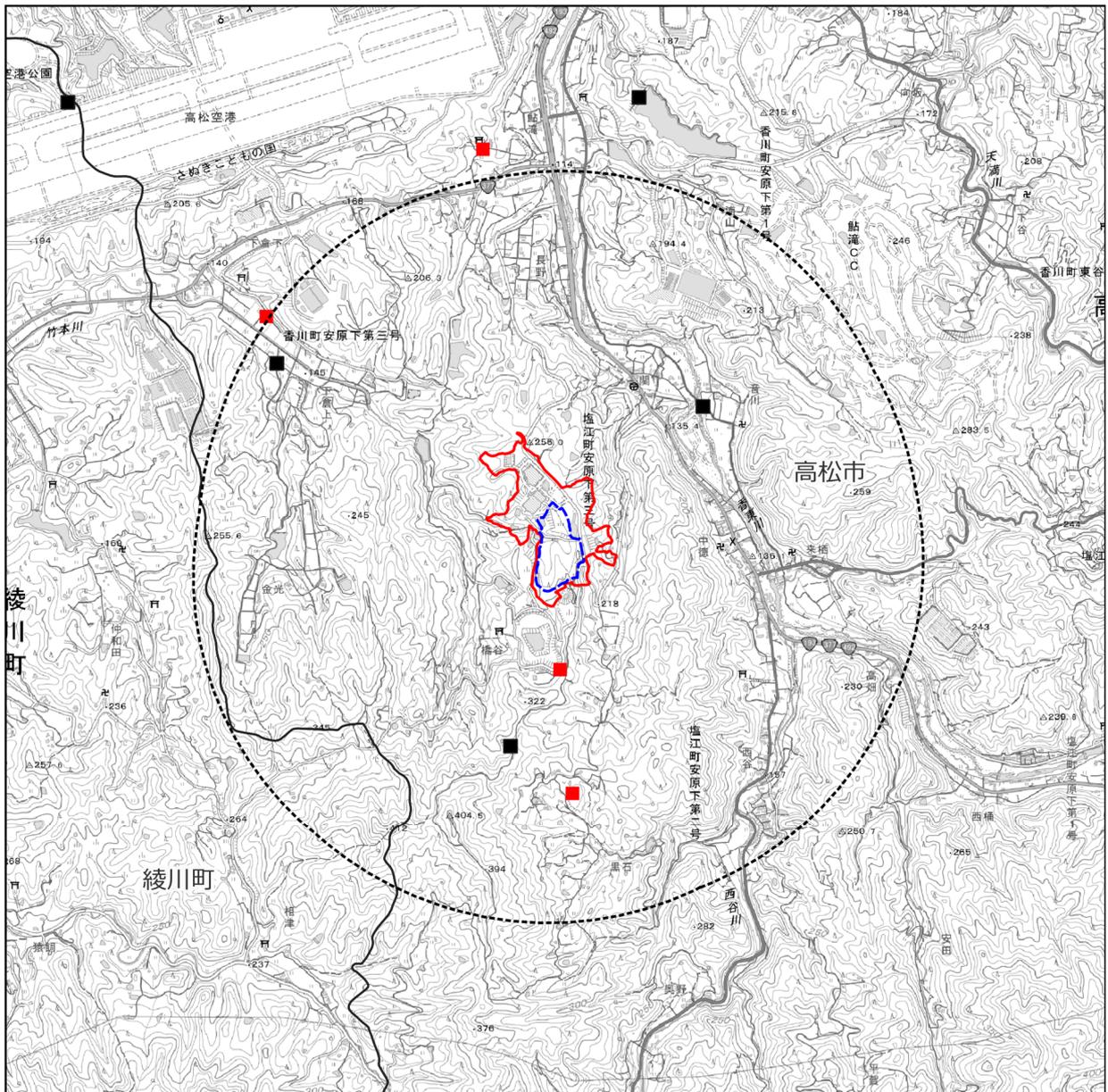


0 100 200 300 m



※この地図は、国土地理院の基盤地図情報（数値標高モデル、基本項目）を加工して作成したものである。

図 5.2-16(2) 動物（一般鳥類）現地調査範囲位置図



凡 例

- 対象事業実施区域
- 新施設整備予定区域
- 猛禽類調査範囲

- 調査定点 (主要地点)
 - 調査定点 (補足地点)
- } これらの定点より 3 地点を選択

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

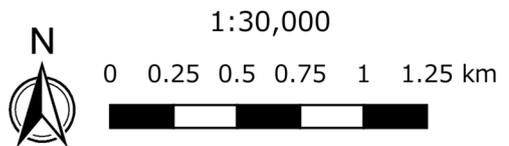
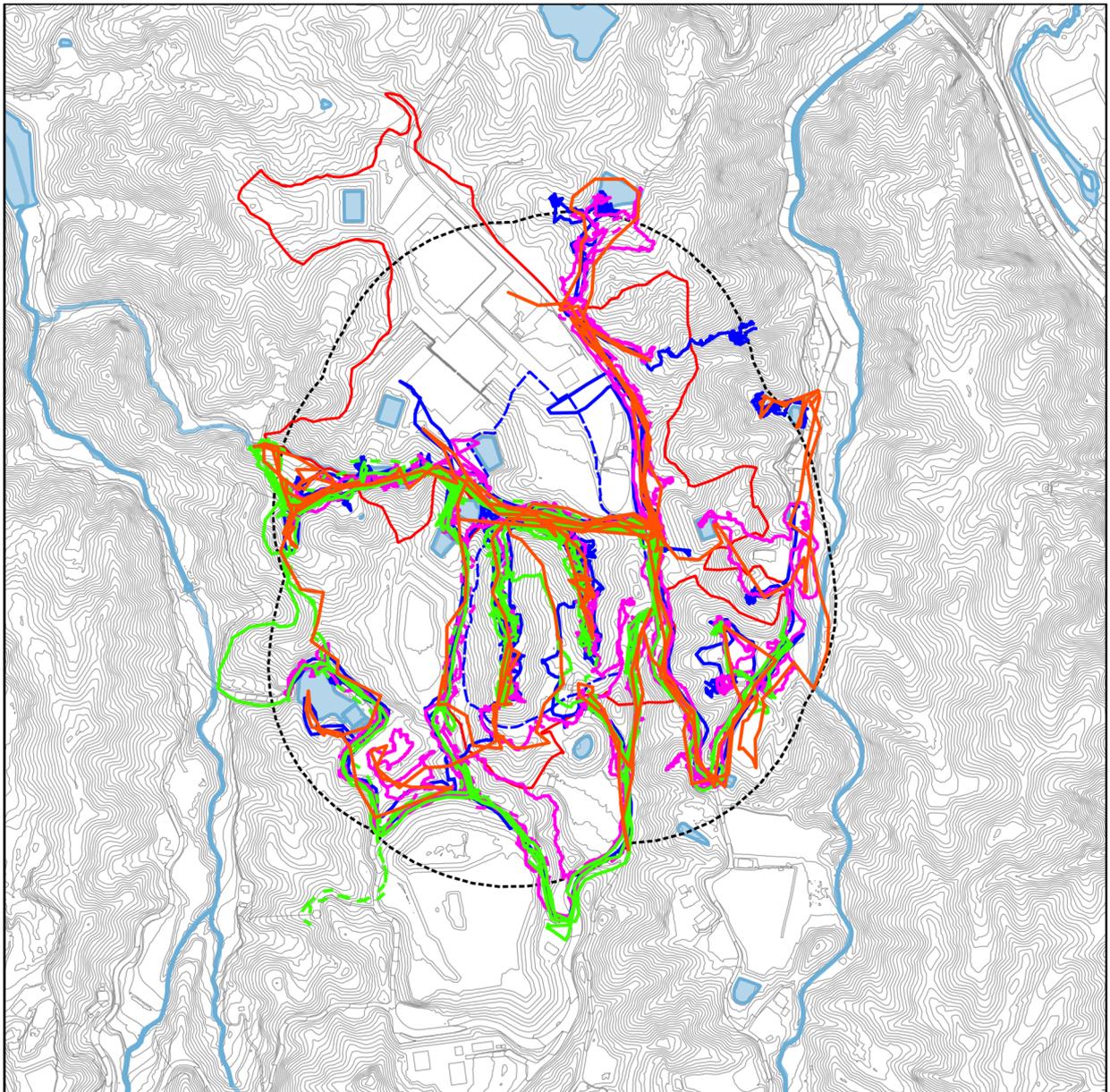


図 5.2-16(3) 動物 (猛禽類) 現地調査範囲位置図



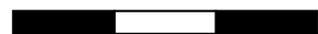
凡 例

- | | | | |
|--|-----------|--|---------------|
| | 対象事業実施区域 | | 任意調査ルート (秋季) |
| | 新施設整備予定区域 | | 任意調査ルート (早春季) |
| | 主な調査範囲 | | 任意調査ルート (春季) |
| | | | 任意調査ルート (初夏) |
| | | | 夜間調査ルート (秋季) |
| | | | 夜間調査ルート (早春季) |
| | | | 夜間調査ルート (春季) |
| | | | 夜間調査ルート (初夏) |

1:7,500

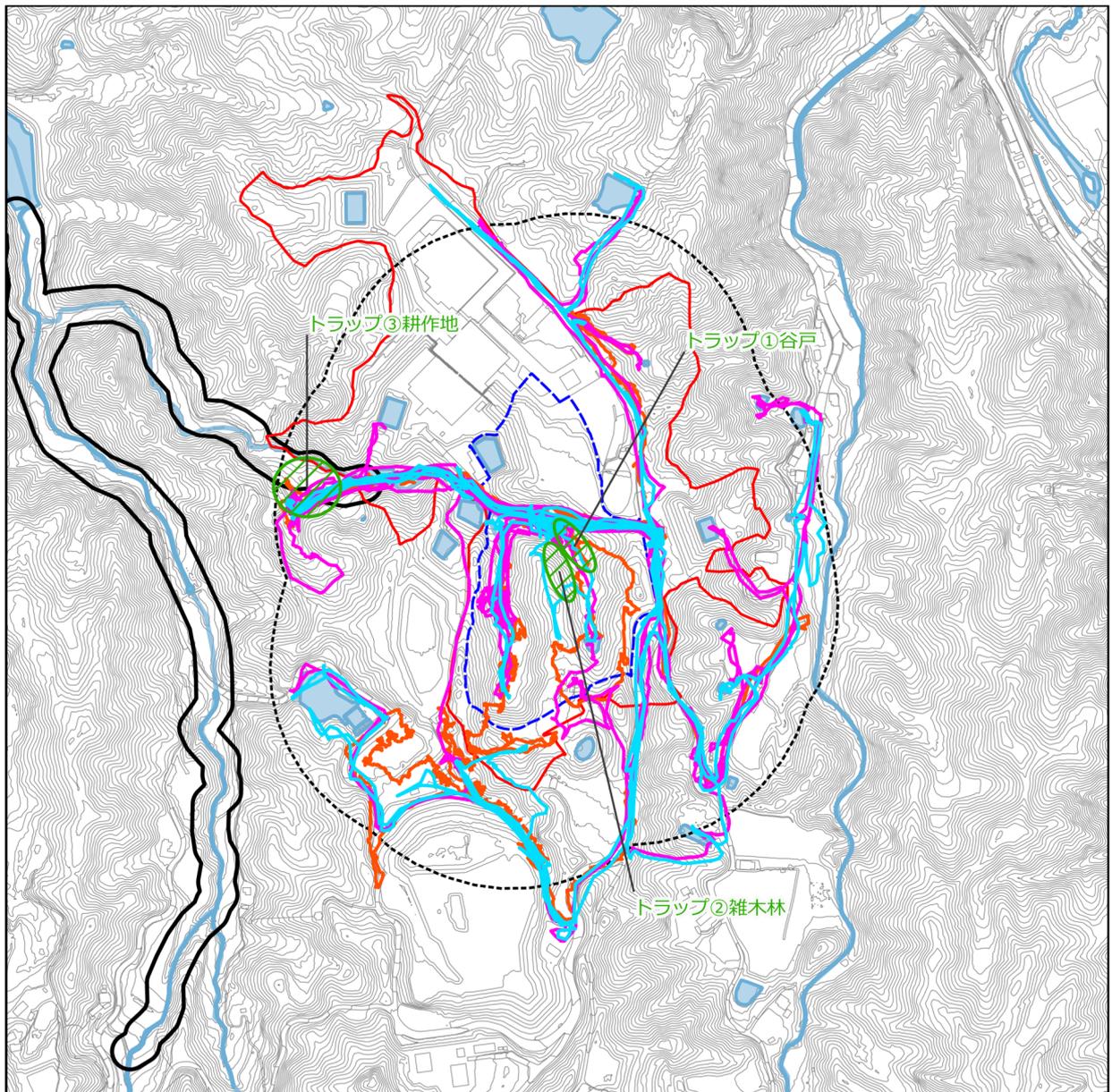


0 100 200 300 m



※この地図は、国土地理院の基盤地図情報（数値標高モデル、基本項目）を加工して作成したものである。

図 5.2-16(4) 動物（両生類・爬虫類）現地調査範囲位置図



凡 例

- | | | | |
|--|------------|--|-------------|
| | 対象事業実施区域 | | 任意調査ルート（秋季） |
| | 新施設整備予定区域 | | 任意調査ルート（春季） |
| | 主な調査範囲 | | 任意調査ルート（夏季） |
| | ゲンジボタル調査範囲 | | |
| | トラップ設置範囲 | | |

※この地図は、国土地理院の基盤地図情報（数値標高モデル、基本項目）を加工して作成したものである。



1:7,500

0 100 200 300 m

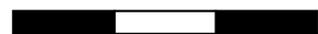
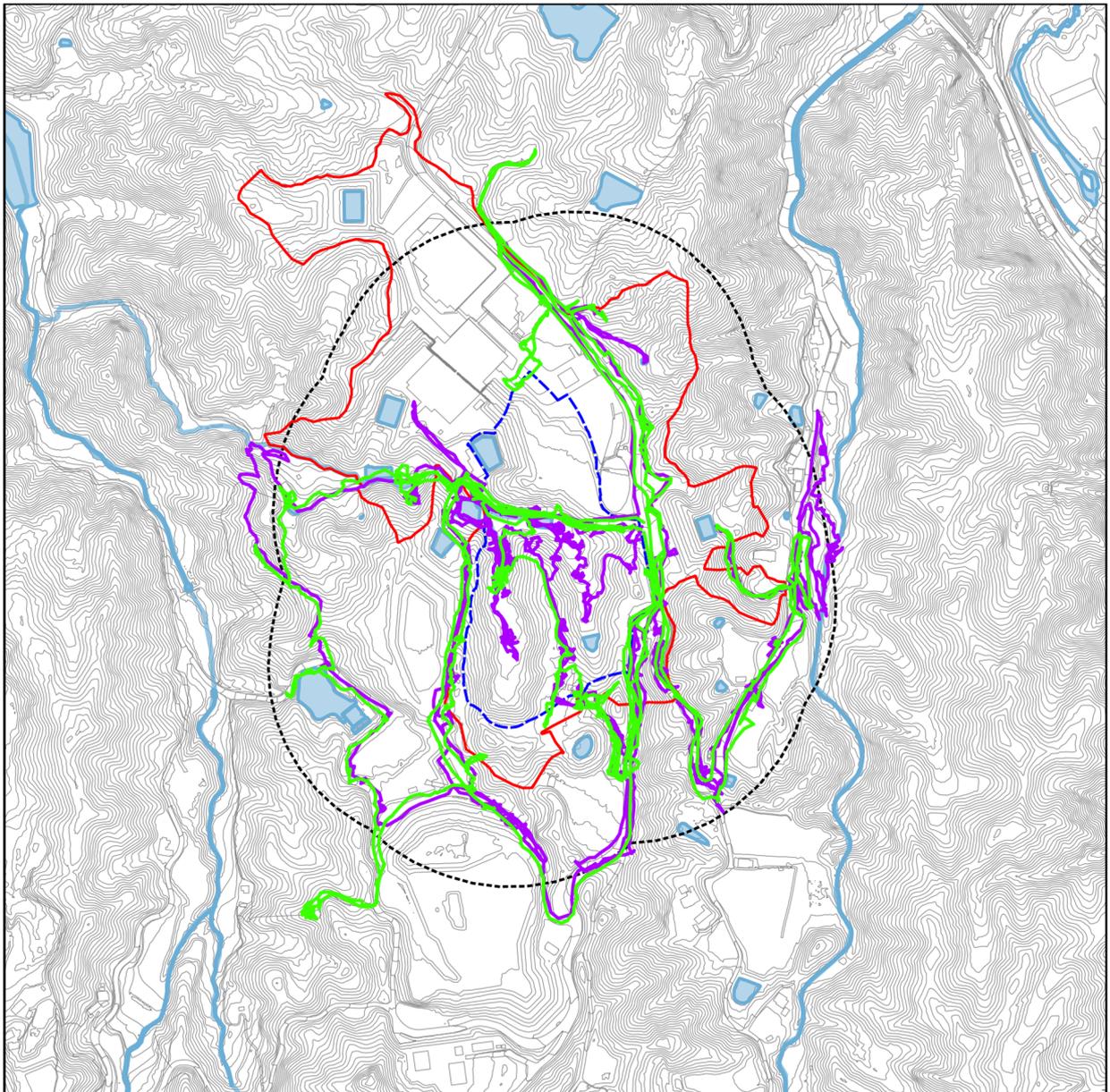


図 5.2-16(5) 動物（昆虫類）現地調査範囲位置図



凡 例

- ▭ 対象事業実施区域
- ▭ 新施設整備予定区域
- 主な調査範囲
- 任意調査ルート（秋季）
- 任意調査ルート（初夏季）

※この地図は、国土地理院の基盤地図情報（数値標高モデル、基本項目）を加工して作成したものである。



1:7,500

0 100 200 300 m

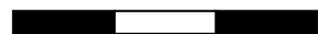
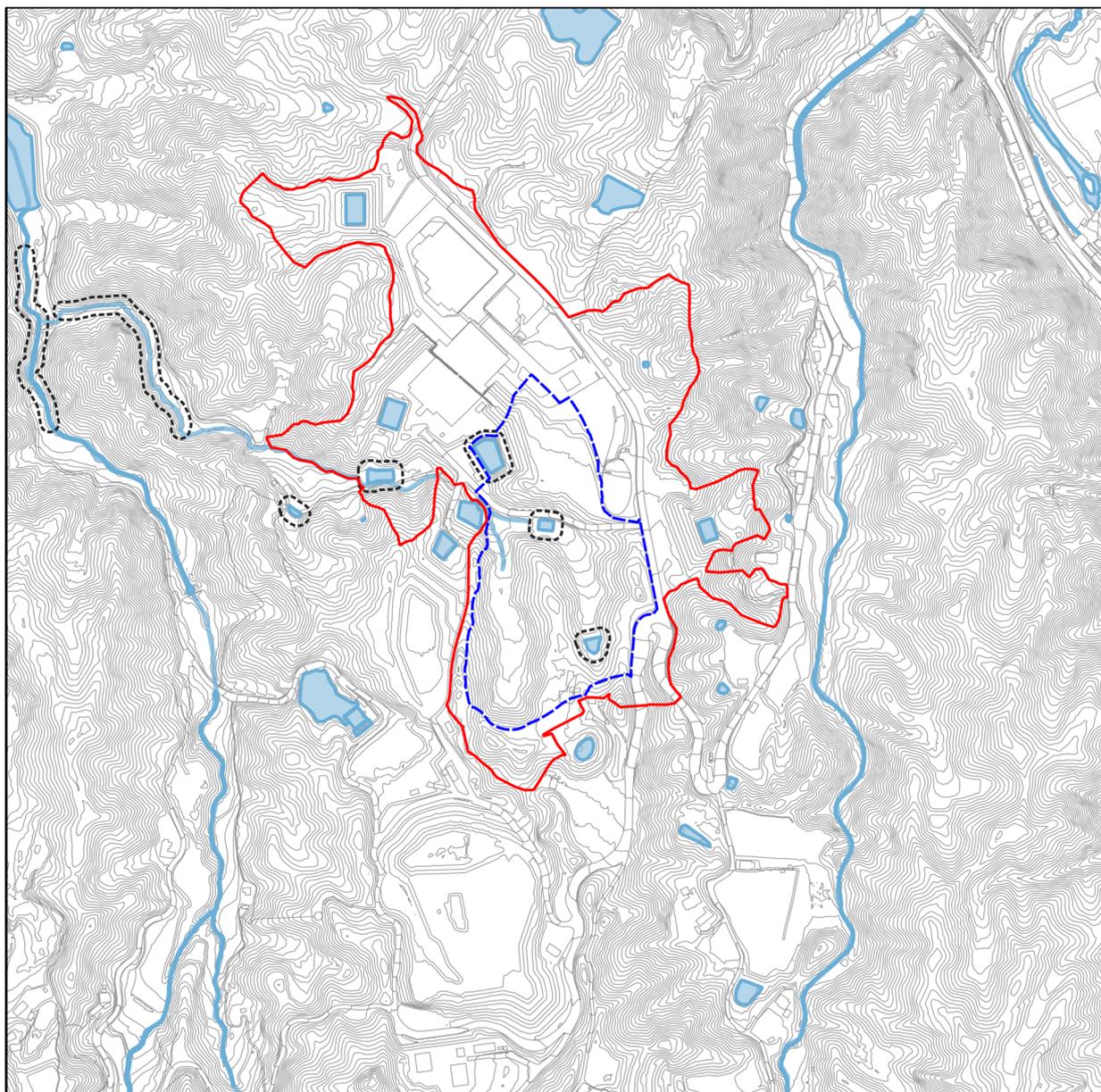
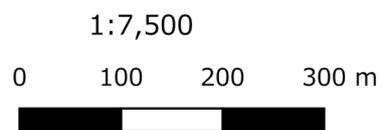


図 5.2-16(6) 動物（陸産貝類）現地調査範囲位置図



凡 例

- 対象事業実施区域
- 新施設整備予定区域
- 調査範囲



※この地図は、国土地理院の基盤地図情報（数値標高モデル、基本項目）を加工して作成したものである。

図 5.2-16(7) 動物（魚類・底生動物）現地調査範囲位置図

5.2.8 生態系

生態系に係る事業特性及び地域特性、調査及び予測、評価手法等を表 5.2-65～表 5.2-68 に示す。

表 5.2-65 事業特性及び地域特性（生態系：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・造成等の施工による一時的な影響及び施設の存在に際して、対象事業実施区域周囲に成立する地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然環境保全基礎調査植生図（第 6 回・第 7 回）」（平成 11 年～24 年）によると、対象事業実施区域周辺は山地及び丘陵地が大半を占め、植生はアカマツ群落、コナラ群落及びスギ・ヒノキ・サワラ植林が分布し、対象事業実施区域は造成地が多くを占めているが、調査から 20 年以上を経過しており、現在は植生遷移が進んでいる。 ・対象事業実施区域からの雨水排水は、現有施設より沢を經由して竹本川へ自然排水されている。竹本川は、綾川を経て瀬戸内海に流入する。 ・対象事業実施区域の周辺地域において実施された現有施設のアセス時の現地調査（平成 10 年）では、ヤシヤゼンマイ、クロモジ、ヒルムシロ等 10 種の重要な植物種が確認され、鳥類はミサゴやオオタカ等 7 種、爬虫類は二ホントカゲの 1 種、両生類はトノサマガエルの 1 種、昆虫類はカトリヤンマやオオムラサキ、トゲアリ等 13 種の重要な動物種確認された。

表 5.2-66 調査手法（生態系：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

調査すべき情報	1)当該生態系の特性 2)複数の注目種等の生態、他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況
調査の基本的な手法	「植物」及び「動物」の調査結果等により概括的に把握される生態系の特性に応じて、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性又は特殊な環境等を指標するという特殊性の視点から、注目される生物種等を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境の状態について、現地調査を行い、その結果を整理・解析することとした。
調査地域	調査地域は、対象事業の実施により、生態系への影響が想定される範囲を含む地域とした。 「動物」「植物」と同様とした。
調査地点	調査地域における生態系の状況を適切に把握し得る地点とした。 「動物」「植物」と同様とした。（図 5.2-15(1)～(2)、図 5.2-16(1)～(7)参照）
調査対象期間等	調査地域における生態系の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。 「動物」「植物」と同様とした。

表 5.2-67 予測手法（生態系：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

予測内容	地域を特徴づける生態系の状況の変化を予測した。
予測方法	次に掲げる予測手法とした。 1)注目種等の生態、他の生物種との関係及び生息・生育環境の状態の変化の程度を把握して予測する方法 2)既存事例の引用又は解析
予測地域	調査地域に準じる地域とした。
予測地点	予測地域における生態系の状況の変化を適切に把握し得る地点とした。
予測対象時期	対象事業に係る工事の実施時及び工事の完了時において、その影響が最大となる時期とした。

表 5.2-68 評価手法（生態系：造成等の施工による一時的な影響、施設の存在）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により造成等による一時的な影響、施設の存在に伴って発生する生態系への影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	造成等の施工、施設の存在に係る生態系に関する基準又は目標として、「香川県環境配慮指針」において、「山地・丘陵地域」のゾーン区分の「良好な自然環境が多く残る地域、自然度の高い地域や良好な景観を呈する地域を中心にその保全に努める。また、これらの地域は野生生物の貴重な生息・生育地でもあり、そのつながりや連続性にも配慮する。」と示されている環境保全の目標や、「事業別環境配慮事項」の「廃棄物処理施設の設置」での「自然環境」に対する環境配慮事項として示されているチェック項目との関わりを、予測結果と比較することにより、整合性が図られているか否かについて評価した。

5.2.9 景観

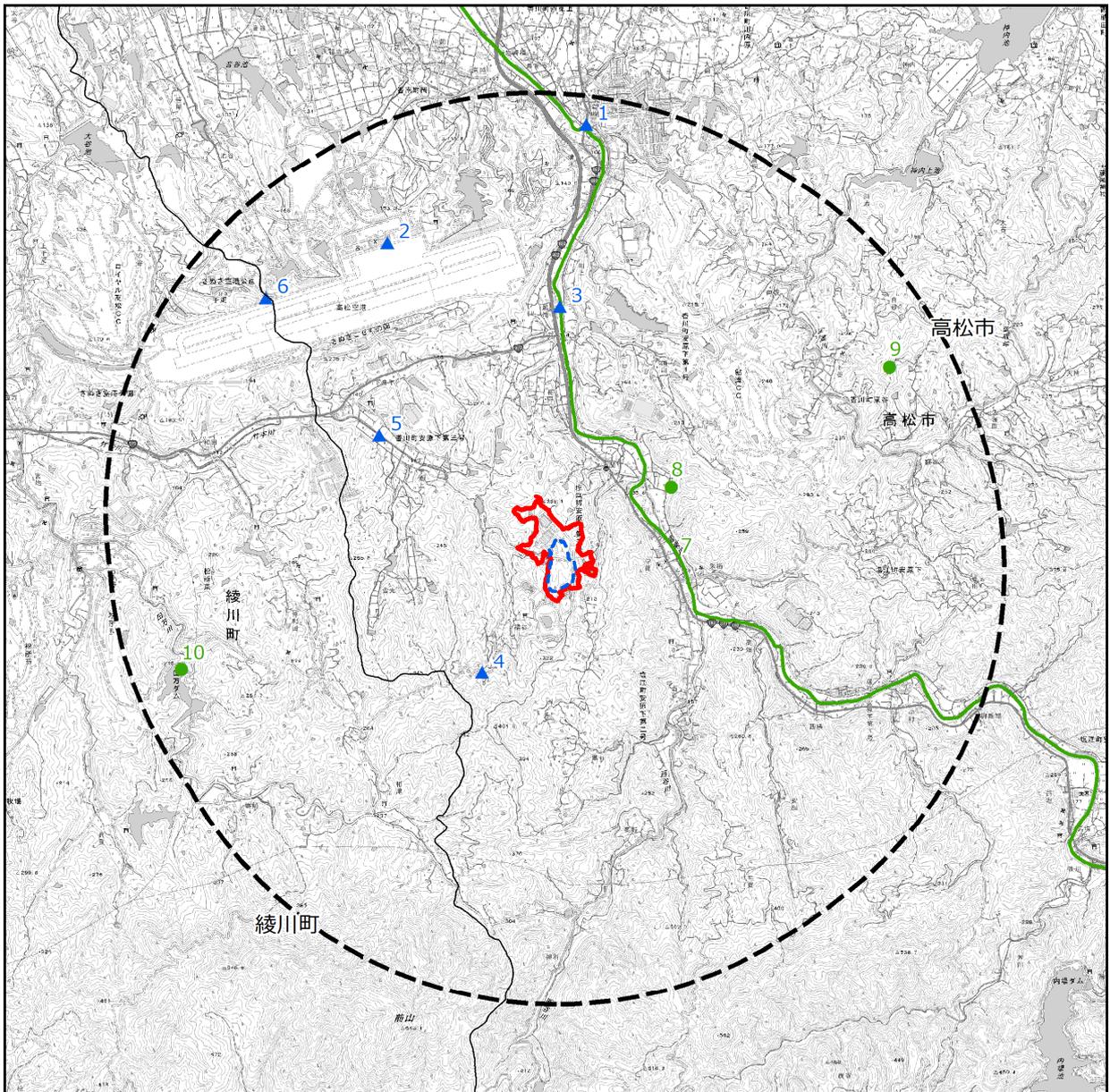
景観に係る事業特性及び地域特性、調査及び予測、評価手法等を表 5.2-69～表 5.2-72 に示す。

表 5.2-69 事業特性及び地域特性（景観：施設の存在）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・施設の存在に際して、焼却施設の建屋及び煙突が出現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺は山地及び丘陵地が広がっている。 ・「高松市景観計画」において、対象事業実施区域及びその周辺は山地・丘陵地景観ゾーンに分類されている。なお、対象事業実施区域及びその周囲は、景観形成重点地区に指定されていない。 ・対象事業実施区域周辺の主要な眺望点としては、対象事業実施区域の北西に位置するさぬき空港公園、北に位置する鮎滝橋等が存在する。 ・対象事業実施区域周辺の主要な景観資源としては、対象事業実施区域の東側を南北に流れる香東川、県自然環境保全地域に指定されている藤尾山、寺社・仏閣、ダム湖等が存在する。

表 5.2-70 調査手法（景観：施設の存在）

調査すべき情報	1)地域景観の特性 2)重要な景観の状況 3)主要展望地点及び眺望の特徴																												
調査の基本的な手法	<p>既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。</p> <p>[既存資料調査] 「第 3 回自然環境保全基礎調査」等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。</p> <p>[現地調査] 現地踏査及び景観写真撮影等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とした。</p>																												
調査地域	対象事業の実施により、景観への影響が想定される範囲を含む地域とした。																												
調査地点	<p>調査地域における景観の状況を適切に把握し得る地点とした。</p> <p>[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺とし、図 5.2-17 に示す範囲とした。</p> <p>[現地調査] 図 5.2-17 に示す、影響が想定される半径約 3.0km 以内を対象とし、右表に示す 6 地点の眺望点及び 4 地点の景観資源とした。</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>眺望点名称</th> <th>No.</th> <th>眺望点名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>岩崎橋北詰交差点</td> <td>7</td> <td>香東川</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高松空港展望台</td> <td>8</td> <td>祇園山</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>鮎滝橋</td> <td>9</td> <td>最明寺</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>塩江町橋谷付近</td> <td>10</td> <td>田万ダム</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>香川町下倉付近</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>さぬき空港公園</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	眺望点名称	No.	眺望点名称	1	岩崎橋北詰交差点	7	香東川	2	高松空港展望台	8	祇園山	3	鮎滝橋	9	最明寺	4	塩江町橋谷付近	10	田万ダム	5	香川町下倉付近			6	さぬき空港公園		
No.	眺望点名称	No.	眺望点名称																										
1	岩崎橋北詰交差点	7	香東川																										
2	高松空港展望台	8	祇園山																										
3	鮎滝橋	9	最明寺																										
4	塩江町橋谷付近	10	田万ダム																										
5	香川町下倉付近																												
6	さぬき空港公園																												
調査対象期間等	<p>調査地域における年間を通じた景観の状況を適切に把握し得る期間、時期及び頻度とした。</p> <p>1)地域景観の特性、2)重要な景観の状況</p> <p>[既存資料調査] 至近の情報とした。</p> <p>3)主要展望地点及び眺望の特徴</p> <p>[既存資料調査] 至近の情報とした。</p> <p>[現地調査] 夏季とした。</p>																												



凡例

- 対象事業実施区域
- 新施設整備予定区域
- ▲ 眺望点
- 景観資源
- 調査範囲

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

注) 図中の番号を表 5.2-70 に示す。



1:50,000

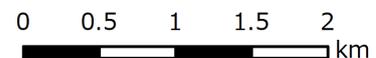


図 5.2-17 景観現地調査地点位置図

表 5.2-71 予測手法（景観：施設の存在）

予測内容	<p>景観に係る次の事項について予測した。</p> <p>1)対象事業の実施が地域景観の特性に与える影響</p> <p>2)対象事業の実施が当該事業の実施地域及び周辺地域の重要な景観に与える影響</p> <p>3)対象事業の実施が主要展望地点からの眺望に与える影響</p>
予測方法	<p>フォトモンタージュ法又はその他視覚的な表現方法により予測する方法とした。</p>
予測地域	<p>調査地域に準じる地域とした。</p>
予測地点	<p>予測地域における景観の状況の変化を適切に把握し得る地点とし、調査地点と同様の地点とした。</p>
予測対象時期	<p>工事完了後とし、緑化等が安定した時期とした。</p>

表 5.2-72 評価手法（景観：施設の存在）

環境影響の回避・低減に係る評価	<p>調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により施設の存在に伴って発生する景観への影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。</p>
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	<p>施設の存在に係る景観に関する基準又は目標として、「高松市景観計画」で定められた「良好な景観形成のための行為の制限」等が存在する。また、「香川県環境配慮指針」における「事業別環境配慮指針」の「廃棄物処理施設の設置」に係る配慮事項のうち、本事業の内容を踏まえ、「良好な景観の形成に努める」等と予測結果を比較することにより、環境の保全に関する施策との整合性が図られているか否かについて評価した。</p>

5.2.10 廃棄物等

廃棄物等に係る事業特性及び地域特性、予測及び評価手法を表 5.2-73～表 5.2-78 に示す。

表 5.2-73 事業特性及び地域特性（廃棄物等：造成等の施工による一時的な影響）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・新施設整備予定区域における造成工事により、残土及び廃棄物が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では「高松市一般廃棄物処理計画」を策定している。本市が目指す循環型社会の形成を実現するために、一般廃棄物及び産業廃棄物の2R（発生抑制・再使用）の推進等を挙げている。

表 5.2-74 予測手法（廃棄物等：造成等の施工による一時的な影響）

予測内容	対象事業の実施による廃棄物等の発生量及び最終処分量並びにそれらの削減の程度を予測した。
予測方法	廃棄物等の種類ごとの性状、発生形態を把握して予測する方法とした。
予測地域	対象事業実施区域とした。
予測対象時期	工事期間とした。

表 5.2-75 評価手法（廃棄物等：造成等の施工による一時的な影響）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により造成等の施工による一時的な影響に伴って発生する廃棄物等の影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価	造成等の施工による一時的な影響に伴って発生する廃棄物等に関する基準又は目標として、「建設リサイクル推進計画 2020」（国土交通省、令和 2 年 9 月）等の基準又は目標との整合が図られているか否かについて評価した。

表 5.2-76 事業特性及び地域特性（廃棄物等：廃棄物の発生）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・施設の稼働に際して、焼却処理後の焼却残さ等が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では「高松市一般廃棄物処理計画」を策定している。本市が目指す循環型社会の形成を実現するために、一般廃棄物及び産業廃棄物の2R（発生抑制・再使用）の推進等を挙げている。

表 5.2-77 予測手法（廃棄物等：廃棄物の発生）

予測内容	対象事業の実施による廃棄物（焼却残さ等）の発生量及び最終処分量並びそれらの削減の程度を予測した。
予測方法	廃棄物（焼却残さ等）の種類ごとの性状、発生形態を把握して予測する方法とした。
予測地域	対象事業実施区域とした。
予測対象時期	施設の稼働が定常となる時期とした。

表 5.2-78 評価手法（廃棄物等：廃棄物の発生）

環境影響の回避・低減に係る評価	調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により発生する廃棄物等の影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。
-----------------	--

5.2.11 温室効果ガス

温室効果ガスに係る事業特性及び地域特性、予測及び評価手法を表 5.2-79～表 5.2-81 に示す。

表 5.2-79 事業特性及び地域特性（温室効果ガス：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設及び破碎施設は新施設を整備し、資源化施設は現有施設を改造・延命化する。 ・施設の稼働により、温室効果ガスの発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、「高松市環境基本計画」を策定している。計画の柱の1つとして低炭素社会の実現を挙げており、施策の方向性として温室効果ガスの排出削減と吸収源対策を挙げている。

表 5.2-80 予測手法（温室効果ガス：施設の稼働）

予測内容	対象事業の実施による温室効果ガスの排出量及びその削減の程度を予測した。
予測方法	<p>施設計画に基づく温室効果ガスの排出量について、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省、経済産業省）等に基づき算出する方法を基本とした。予測の際、関連施設の稼働も考慮して、温室効果ガスの排出量を算出した。</p> <p>なお、施設の稼働に伴う温室効果ガスについては、排出量のほか発電に伴う温室効果ガスの削減量（控除量）についても算出するものとした。</p>
予測地域	対象事業実施区域とした。
予測対象時期	施設の稼働が定常となる時期とした。

表 5.2-81 評価手法（温室効果ガス：施設の稼働）

環境影響の回避・低減に係る評価	<p>調査及び予測結果並びに環境保全対策を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する温室効果ガスの影響が、実行可能な範囲で最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価した。</p> <p>なお、関連施設の影響についても考慮して、評価を行った。</p>
-----------------	---

第6章 環境影響評価の調査の結果の概要 並びに予測及び評価の結果

第6章 環境影響評価結果の概要

各環境影響評価項目についての調査、予測・評価の結果、環境保全措置及び事後調査の概要を表 6.1-1～表 6.11-1 に示す。

6.1 大気質

表 6.1-1(1) 環境影響評価の一覧
(大気質：工用資材等の搬出入に伴う大気質への影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	大気質 工用資材等の搬出入	<p>■ 調査結果の概要</p> <p><大気質濃度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般環境 調査期間中の季節別の各地点における年平均値は、二酸化窒素が 0.001～0.003ppm、浮遊粒子状物質が 0.011～0.016mg/m³であり、全ての項目・期間・地点において環境基準以下であった。 ・沿道環境 調査期間中の季節別の各地点における年平均値は、二酸化窒素が 0.002～0.006ppm、浮遊粒子状物質が 0.014～0.027mg/m³であり、全ての項目・期間・地点において環境基準以下であった。 <p><気象の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上気象 通年における最多風向は東南東の風、風速の期間平均は 2.5m/s、日平均値の最高値は 6.3m/s、静穏率は 0.6%、日射量の期間平均値は 14.3MJ/m²、放射収支量の期間平均は 0.23MJ/m²、気温の期間平均は 15.8℃、湿度の期間平均は 75%であった。風向は、冬季は西の風、春季は西南西の風、夏季及び秋季は東南東の風が卓越していた。 ・上層気象 通年では、高度 50m～1,500m にかけて西南西から西北西の風が多く観測された。最多風向の出現率は 15.2%～23.7%となり、高度 750m で最も大きくなった。 <p>■ 予測結果の概要</p> <p>工用資材等の搬出入車両の走行に係る寄与濃度の年平均値は、二酸化窒素が 0.000639～0.001961ppm、浮遊粒子状物質が 0.0000016～0.0000131mg/m³となった。また、バックグラウンド濃度と寄与濃度を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.004ppm、浮遊粒子状物質が 0.011～0.015mg/m³となった。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工用資材等の搬出入車両台数の低減：土地の改変に伴う発生土砂は、減量対策を推進し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数をできる限り減らすことにより、沿道の大気質への影響を軽減できる。 ・工用資材等の搬出入車両の維持管理：工用資材等の搬出入車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つことにより、沿道大気質への影響を抑制できる。 ・工用資材等の搬出入車両のタイヤ等の洗浄を行うことにより、周辺環境への泥土等の飛散を抑制できる。 ・運転手の教育・指導：工用資材等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道大気質への影響を抑制できる。

表 6.1-1(2) 環境影響評価の一覧
(大気質：工事用資材等の搬出入に伴う大気質への影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																																																																		
大気環境	大気質	<p align="center">工事用資材等の搬出入</p> <p>■ 事後調査の概要</p> <p>予測の結果、影響は軽微であるものの、一部の道路沿道において車両の走行台数の増加に伴う沿道環境の変化が比較的大きいことから、本事業による影響の程度を確認するため、事後調査を実施する。</p> <p>具体的には、造成工事中に工事車両台数が最大となる時期（1週間×4季）に、予測・評価を実施した道路沿道の3地点において、窒素酸化物と浮遊粒子状物質を調査する。</p> <p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価></p> <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事用資材等の搬出入車両の走行に伴う大気質への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、工事用資材等の搬出入車両の走行に伴う大気質への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性></p> <p>工事用資材等の搬出入に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の評価結果は以下に示すとおりであり、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p align="center">【工事用資材等の搬出入に伴う二酸化窒素の評価結果】</p> <p align="right">単位：ppm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="3">寄与濃度</th> <th rowspan="2">バックグラウンド濃度</th> <th rowspan="2">予測結果(年平均値)</th> <th rowspan="2">日平均値の年間98%値</th> <th rowspan="2">環境保全目標値</th> </tr> <tr> <th>現況交通量</th> <th>工事用資材等の搬出入車両</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道193号沿い</td> <td>0.001893</td> <td>0.000068</td> <td>0.001961</td> <td>0.002</td> <td>0.004</td> <td>0.011</td> <td rowspan="3">0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>北側走行路沿い</td> <td>0.001506</td> <td>0.000245</td> <td>0.001751</td> <td>0.002</td> <td>0.004</td> <td>0.011</td> </tr> <tr> <td>南側走行路沿い</td> <td>0.000496</td> <td>0.000143</td> <td>0.000639</td> <td>0.003</td> <td>0.004</td> <td>0.013</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center">【工事用資材等の搬出入に伴う浮遊粒子状物質の評価結果】</p> <p align="right">単位：mg/m³</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="3">寄与濃度</th> <th rowspan="2">バックグラウンド濃度</th> <th rowspan="2">予測結果(年平均値)</th> <th rowspan="2">日平均値の年間2%除外値</th> <th rowspan="2">環境保全目標値</th> </tr> <tr> <th>現況交通量</th> <th>工事用資材等の搬出入車両</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道193号沿い</td> <td>0.0000126</td> <td>0.0000005</td> <td>0.0000131</td> <td>0.015</td> <td>0.015</td> <td>0.039</td> <td rowspan="3">0.10以下</td> </tr> <tr> <td>北側走行路沿い</td> <td>0.0000085</td> <td>0.0000013</td> <td>0.0000098</td> <td>0.015</td> <td>0.015</td> <td>0.039</td> </tr> <tr> <td>南側走行路沿い</td> <td>0.0000012</td> <td>0.0000004</td> <td>0.0000016</td> <td>0.011</td> <td>0.011</td> <td>0.031</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	寄与濃度			バックグラウンド濃度	予測結果(年平均値)	日平均値の年間98%値	環境保全目標値	現況交通量	工事用資材等の搬出入車両	合計	国道193号沿い	0.001893	0.000068	0.001961	0.002	0.004	0.011	0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下	北側走行路沿い	0.001506	0.000245	0.001751	0.002	0.004	0.011	南側走行路沿い	0.000496	0.000143	0.000639	0.003	0.004	0.013	予測地点	寄与濃度			バックグラウンド濃度	予測結果(年平均値)	日平均値の年間2%除外値	環境保全目標値	現況交通量	工事用資材等の搬出入車両	合計	国道193号沿い	0.0000126	0.0000005	0.0000131	0.015	0.015	0.039	0.10以下	北側走行路沿い	0.0000085	0.0000013	0.0000098	0.015	0.015	0.039	南側走行路沿い	0.0000012	0.0000004	0.0000016	0.011	0.011	0.031
				予測地点	寄与濃度						バックグラウンド濃度	予測結果(年平均値)	日平均値の年間98%値	環境保全目標値																																																						
現況交通量	工事用資材等の搬出入車両	合計																																																																		
国道193号沿い	0.001893	0.000068	0.001961	0.002	0.004	0.011	0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下																																																													
北側走行路沿い	0.001506	0.000245	0.001751	0.002	0.004	0.011																																																														
南側走行路沿い	0.000496	0.000143	0.000639	0.003	0.004	0.013																																																														
予測地点	寄与濃度			バックグラウンド濃度	予測結果(年平均値)	日平均値の年間2%除外値	環境保全目標値																																																													
	現況交通量	工事用資材等の搬出入車両	合計																																																																	
国道193号沿い	0.0000126	0.0000005	0.0000131	0.015	0.015	0.039	0.10以下																																																													
北側走行路沿い	0.0000085	0.0000013	0.0000098	0.015	0.015	0.039																																																														
南側走行路沿い	0.0000012	0.0000004	0.0000016	0.011	0.011	0.031																																																														

表 6.1-2(1) 環境影響評価の一覧
(大気質：建設機械の稼働に伴う大気質への影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	大気質 建設機械の稼働	<p>■ 調査結果の概要</p> <p><大気質濃度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般環境 調査期間中の季節別の各地点における年平均値は、二酸化窒素が 0.001～0.003ppm、浮遊粒子状物質が 0.011～0.016mg/m³であり、全ての項目・期間・地点において環境基準以下であった。 <p><気象の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上気象 通年における最多風向は東南東の風、風速の期間平均は 2.5m/s、日平均値の最高値は 6.3m/s、静穏率は 0.6%、日射量の期間平均値は 14.3MJ/m²、放射収支量の期間平均は 0.23MJ/m²、気温の期間平均は 15.8℃、湿度の期間平均は 75%であった。風向は、冬季は西の風、春季は西南西の風、夏季及び秋季は東南東の風が卓越していた。 ・上層気象 通年では、高度 50m～1,500m にかけて西南西から西北西の風が多く観測された。最多風向の出現率は 15.2%～23.7%となり、高度 750m で最も大きくなった。 <p>■ 予測結果の概要</p> <p>二酸化窒素の寄与濃度の年平均値は、最寄住居で 0.005ppm、最大着地濃度出現地点で 0.011ppm となった。バックグラウンド濃度と寄与濃度を足し合わせた二酸化窒素の予測結果は、最寄住居で 0.008ppm、最大着地濃度地点で 0.014ppm となった。</p> <p>浮遊粒子状物質の寄与濃度の年平均値は、最寄住居で 0.00039mg/m³、最大着地濃度地点で 0.00089mg/m³となった。バックグラウンド濃度と寄与濃度を足し合わせた浮遊粒子状物質の予測結果は、各予測地点で 0.011mg/m³、最大着地濃度地点で 0.012mg/m³となった。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械の採用：建設工事に使用する建設機械は、排出ガス対策型を採用することにより、周囲への大気質の影響を低減できる。 ・建設機械の整備・点検：建設機械の整備・点検を徹底することにより、整備不良による大気汚染物質の発生を抑制できる。 ・教育指導の実施：アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、建設機械に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、大気汚染物質の排出量を抑制できる。

**表 6.1-2(2) 環境影響評価の一覧
(大気質：建設機械の稼働に伴う大気質への影響)**

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																																
大気環境	大気質	建設機械の稼働																																
		<p>■ 事後調査の概要</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価></p> <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気質への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価></p> <p>建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、いずれも環境保全目標値を下回ることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p align="center">【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の評価結果（日平均値）】</p> <p align="right">単位:ppm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点名</th> <th>寄与濃度 (A)</th> <th>バックグラウンド濃度 (B)</th> <th>予測結果 (A+B)</th> <th>日平均値の年間98%値</th> <th>環境保全目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最寄住居</td> <td>0.005</td> <td>0.003</td> <td>0.008</td> <td>0.020</td> <td rowspan="2">0.04~0.06 のゾーン内 又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>0.011</td> <td>0.003</td> <td>0.014</td> <td>0.035</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center">【建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価結果（日平均値）】</p> <p align="right">単位: mg/m³</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点名</th> <th>寄与濃度 (A)</th> <th>バックグラウンド濃度 (B)</th> <th>予測結果 (A+B)</th> <th>日平均値の年間2%除外値</th> <th>環境保全目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最寄住居</td> <td>0.00039</td> <td>0.011</td> <td>0.011</td> <td>0.027</td> <td rowspan="2">0.10 以下</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>0.00089</td> <td>0.011</td> <td>0.012</td> <td>0.030</td> </tr> </tbody> </table>	地点名	寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A+B)	日平均値の年間98%値	環境保全目標値	最寄住居	0.005	0.003	0.008	0.020	0.04~0.06 のゾーン内 又はそれ以下	最大着地濃度出現地点	0.011	0.003	0.014	0.035	地点名	寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A+B)	日平均値の年間2%除外値	環境保全目標値	最寄住居	0.00039	0.011	0.011	0.027	0.10 以下	最大着地濃度出現地点	0.00089	0.011
地点名	寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A+B)	日平均値の年間98%値	環境保全目標値																													
最寄住居	0.005	0.003	0.008	0.020	0.04~0.06 のゾーン内 又はそれ以下																													
最大着地濃度出現地点	0.011	0.003	0.014	0.035																														
地点名	寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A+B)	日平均値の年間2%除外値	環境保全目標値																													
最寄住居	0.00039	0.011	0.011	0.027	0.10 以下																													
最大着地濃度出現地点	0.00089	0.011	0.012	0.030																														

表 6.1-3(1) 環境影響評価の一覧
(大気質：建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響に伴う粉じん等の影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	大気質 建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響に伴う粉じん等の影響	<p>■ 調査結果の概要</p> <p><大気質濃度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般環境 各季節での調査の結果、調査期間中の各地点における降下ばいじん量は 4.8～5.5t/km²/月であり、指標値以下であった。 <p><気象の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上気象 通年における最多風向は東南東の風、風速の期間平均は 2.5m/s、日平均値の最高値は 6.3m/s、静穏率は 0.6%、日射量の期間平均値は 14.3MJ/m²、放射収支量の期間平均は 0.23MJ/m²、気温の期間平均は 15.8℃、湿度の期間平均は 75%であった。風向は、冬季は西の風、春季は西南西の風、夏季及び秋季は東南東の風が卓越していた。 ・上層気象 通年では、高度 50m～1,500m にかけて西南西から西北西の風が多く観測された。最多風向の出現率は 15.2%～23.7%となり、高度 750m で最も大きくなった。 <p>■ 予測結果の概要</p> <p>建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響に伴う粉じん等の予測結果は、粉じん等の寄与分の値で 1.8～5.9/km²/月となった。また、バックグラウンドと寄与分を足し合わせた粉じん等の予測結果の値は 5.6～13.5t/km²/月となった。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散水の実施：強風時や乾燥時等の砂じんの発生しやすい気象条件においては、必要に応じ、適宜散水を行うことにより、粉じん等の発生を抑制できる。 ・敷鉄板の設置：敷地内の車両走行ルートや重機稼働箇所を中心に、可能な限り敷鉄板を設置することにより、粉じん等の発生を抑制できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p>

表 6.1-3(2) 環境影響評価の一覧
(大気質：建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響
に伴う粉じん等の影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																								
大気環境	大気質 建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響に伴う粉じん等の影響	<p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価> 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響に伴う粉じん等の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより回避又は低減が期待できるものと考えられる。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価> 建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響に伴う粉じん等の評価結果は以下に示すとおりであり、いずれも環境保全目標値以下であることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p align="center">【建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響に伴う粉じん等の評価結果（降下ばいじん量）】</p> <p align="right">単位:t/km²/月</p> <table border="1" data-bbox="414 974 1396 1153"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時期</th> <th>寄与分</th> <th>バックグラウンド</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">最寄住居</td> <td>冬季</td> <td>5.3</td> <td>2.2</td> <td>7.5</td> <td rowspan="4">20 以下</td> </tr> <tr> <td>春季</td> <td>1.8</td> <td>3.8</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>3.5</td> <td>5.7</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>秋季</td> <td>5.9</td> <td>7.6</td> <td>13.5</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	時期	寄与分	バックグラウンド	予測結果	環境保全目標値	最寄住居	冬季	5.3	2.2	7.5	20 以下	春季	1.8	3.8	5.6	夏季	3.5	5.7	9.2	秋季	5.9	7.6	13.5
予測地点	時期	寄与分	バックグラウンド	予測結果	環境保全目標値																					
最寄住居	冬季	5.3	2.2	7.5	20 以下																					
	春季	1.8	3.8	5.6																						
	夏季	3.5	5.7	9.2																						
	秋季	5.9	7.6	13.5																						

表 6.1-4(1) 環境影響評価の一覧（大気質：施設の稼働に伴う大気質への影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	大気質 施設の稼働に伴う大気質への影響	<p>■ 調査結果の概要</p> <p><大気質濃度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般環境 調査期間中の季節別の各地点における年平均値は、二酸化硫黄が 0.001～0.002ppm、二酸化窒素が 0.001～0.003ppm、浮遊粒子状物質が 0.011～0.016mg/m³、塩化水素が 0.0001ppm、水銀が 0.0015μg/m³、ダイオキシン類が 0.0053～0.014pg-TEQ/m³であり、全ての項目・期間・地点において環境基準、指針値及び目標環境濃度以下であった。 <p><気象の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上気象 通年における最多風向は東南東の風、風速の期間平均は 2.5m/s、日平均値の最高値は 6.3m/s、静穏率は 0.6%、日射量の期間平均値は 14.3MJ/m²、放射収支量の期間平均は 0.23MJ/m²、気温の期間平均は 15.8℃、湿度の期間平均は 75%であった。風向は、冬季は西の風、春季は西南西の風、夏季及び秋季は東南東の風が卓越していた。 ・上層気象 通年では、高度 50m～1,500m にかけて西南西から西北西の風が多く観測された。最多風向の出現率は 15.2%～23.7%となり、高度 750m で最も大きくなった。 <p>■ 予測結果の概要</p> <p><長期平均濃度></p> <p>予測の結果、各地点における年平均値は、二酸化硫黄が 0.001～0.002ppm、二酸化窒素が 0.001～0.004ppm、浮遊粒子状物質が 0.011～0.016mg/m³、塩化水素が 0.0001～0.0005ppm、ダイオキシン類が 0.006～0.015pg-TEQ/m³、水銀が 0.0015～0.0021μg/m³、年平均値の最大着地濃度地点は対象事業実施区域南南西側約 440m の位置に出現すると予測された。</p> <p><短期平均濃度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な気象条件時 一般的な気象条件時の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 550m の位置に出現し、二酸化硫黄が 0.011ppm、二酸化窒素が 0.028ppm、浮遊粒子状物質が 0.128mg/m³、ダイオキシン類が 0.021pg-TEQ/m³、塩化水素が 0.005ppm、水銀及びその化合物が 0.011μg/m³と予測された。 ・上層逆転層発生時 上層逆転層発生時の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 730m の位置に出現し、二酸化硫黄が 0.012ppm、二酸化窒素が 0.031ppm、浮遊粒子状物質が 0.129mg/m³、ダイオキシン類が 0.050pg-TEQ/m³、塩化水素が 0.007ppm、水銀が 0.014μg/m³と予測された。

表 6.1-4(2) 環境影響評価の一覧（大気質：施設の稼働に伴う大気質への影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	大気質	<p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う大気質への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダウンウォッシュ発生時 ダウンウォッシュ発生時の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下の建物直下に出現する。バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は、二酸化硫黄が 0.024ppm、二酸化窒素が 0.052ppm、浮遊粒子状物質が 0.136mg/m³、ダイオキシン類が 0.063pg-TEQ/m³、塩化水素が 0.022ppm、水銀が 0.036μg/m³と予測された。なお、ダウンウォッシュが発生する気象条件（風速 16.7m/s 以上）は、対象事業実施区域内における地上気象観測期間中（令和 6 年 10 月 11 日 0 時～令和 7 年 10 月 10 日）では確認されていない。 ・ダウンドラフト発生時 ダウンドラフト発生時の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 430m の位置に出現し、二酸化硫黄が 0.014ppm、二酸化窒素が 0.033ppm、浮遊粒子状物質が 0.129mg/m³、ダイオキシン類が 0.030pg-TEQ/m³、塩化水素が 0.009ppm、水銀が 0.016μg/m³と予測された。 ・フュミゲーション発生時 フュミゲーション発生時の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 2km の位置に出現し、二酸化硫黄が 0.020ppm、二酸化窒素が 0.045ppm、浮遊粒子状物質が 0.133mg/m³、ダイオキシン類が 0.050pg-TEQ/m³、塩化水素が 0.017ppm、水銀が 0.028μg/m³と予測された。 <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガス処理設備：最新の排ガス処理設備を採用し、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出抑制を行うことにより、煙突から排出される大気汚染物質による大気質への影響を低減できる。 ・運転管理の徹底：焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行うことにより、煙突から排出される大気汚染物質による大気質への影響を抑制できる。 ・排ガス濃度等の情報公開：排ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開に努め、一般市民が本施設の運転状況を確認できるようにすることで、大気質への不信感の抑制と市民の安心感が得られる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p>

表 6.1-4(3) 環境影響評価の一覧（大気質：施設の稼働に伴う大気質への影響）

環境要素		影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	大気質	施設の稼働に伴う大気質への影響	<p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価> 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う大気質への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。 以上のことから、施設の稼働に伴う大気質への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価> 施設の稼働に伴う大気質の評価結果は次に示すとおりであり、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>

表 6.1-4(4) 環境影響評価の一覧（大気質：施設の稼働に伴う大気質への影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要							
大気環境	大気質	施設の稼働に伴う大気質への影響	【施設の稼働に伴う大気質の評価結果（長期評価）】						
			項目	予測地点	年平均値			日平均値 ^{注)}	環境保全目標値
					寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A)+(B)		
			二酸化硫黄 (ppm)	南部クリーンセンター南側	0.0000148	0.001	0.001	0.003	0.04 以下
				檀集会所	0.0000068	0.002	0.002	0.005	
				音川集会所	0.0000623	0.002	0.002	0.005	
				協和会館	0.0000129	0.002	0.002	0.005	
				黒石集会所	0.0000277	0.001	0.001	0.003	
				最大着地濃度地点	0.0003034	0.002	0.002	0.005	
			二酸化窒素 (ppm)	南部クリーンセンター南側	0.000039	0.003	0.003	0.010	0.04 ~ 0.06 までのゾーン内又はそれ以下
				檀集会所	0.000020	0.002	0.002	0.008	
				音川集会所	0.000181	0.002	0.002	0.008	
				協和会館	0.000036	0.002	0.002	0.008	
				黒石集会所	0.000081	0.001	0.001	0.006	
				最大着地濃度地点	0.000793	0.003	0.004	0.011	
			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	南部クリーンセンター南側	0.0000099	0.011	0.011	0.029	0.10 以下
				檀集会所	0.0000045	0.015	0.015	0.037	
				音川集会所	0.0000415	0.016	0.016	0.039	
				協和会館	0.0000086	0.016	0.016	0.039	
				黒石集会所	0.0000184	0.016	0.016	0.039	
				最大着地濃度地点	0.0002022	0.016	0.016	0.040	
			塩化水素 (ppm)	南部クリーンセンター南側	0.0000200	0.0001	0.0001	-	0.02 以下
				檀集会所	0.0000090	0.0001	0.0001	-	
				音川集会所	0.0000830	0.0001	0.0002	-	
				協和会館	0.0000170	0.0001	0.0001	-	
				黒石集会所	0.0000370	0.0001	0.0001	-	
				最大着地濃度地点	0.0004040	0.0001	0.0005	-	
			ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	南部クリーンセンター南側	0.000049	0.014	0.014	-	0.6 以下
				檀集会所	0.000023	0.006	0.006	-	
				音川集会所	0.000208	0.006	0.006	-	
				協和会館	0.000043	0.008	0.008	-	
				黒石集会所	0.000092	0.011	0.011	-	
				最大着地濃度地点	0.001011	0.014	0.015	-	
			水銀及びその化合物 (µg/m ³)	南部クリーンセンター南側	0.000030	0.0015	0.0015	-	0.04 以下
				檀集会所	0.000014	0.0015	0.0015	-	
				音川集会所	0.000125	0.0015	0.0016	-	
協和会館	0.000026	0.0015		0.0015	-				
黒石集会所	0.000055	0.0015		0.0016	-				
最大着地濃度地点	0.000607	0.0015		0.0021	-				

注) 二酸化窒素は日平均値の年間 98%値を、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は日平均値の年間 2%除外値を示す。

表 6.1-4(5) 環境影響評価の一覧（大気質：施設の稼働に伴う大気質への影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																																							
大気環境	大気質	施設の稼働に伴う大気質への影響	【短期濃度の評価結果（一般的な気象条件時）】																																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">1時間値</th> <th rowspan="2">環境保全目標値</th> </tr> <tr> <th>寄与濃度 (A)</th> <th>バックグラウンド濃度 (B)</th> <th>予測結果 (A+B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.004</td> <td>0.007</td> <td>0.011</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.011</td> <td>0.017</td> <td>0.028</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.003</td> <td>0.125</td> <td>0.128</td> <td>0.20 以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.013</td> <td>0.008</td> <td>0.021</td> <td>0.6 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.005</td> <td>0.0003</td> <td>0.005</td> <td>0.02 以下</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物 (μg/m³)</td> <td>0.008</td> <td>0.0033</td> <td>0.011</td> <td>0.04 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	1時間値			環境保全目標値	寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A+B)	二酸化硫黄 (ppm)	0.004	0.007	0.011	0.1 以下	二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.017	0.028	0.1 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.003	0.125	0.128	0.20 以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.013	0.008	0.021	0.6 以下	塩化水素 (ppm)	0.005	0.0003	0.005	0.02 以下	水銀及びその化合物 (μg/m ³)	0.008	0.0033	0.011	0.04 以下
			項目		1時間値				環境保全目標値																																
				寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A+B)																																			
			二酸化硫黄 (ppm)	0.004	0.007	0.011	0.1 以下																																		
			二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.017	0.028	0.1 以下																																		
			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.003	0.125	0.128	0.20 以下																																		
			ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.013	0.008	0.021	0.6 以下																																		
			塩化水素 (ppm)	0.005	0.0003	0.005	0.02 以下																																		
			水銀及びその化合物 (μg/m ³)	0.008	0.0033	0.011	0.04 以下																																		
			【短期濃度の評価結果（上層逆転層発生時）】																																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">1時間値</th> <th rowspan="2">環境保全目標値</th> </tr> <tr> <th>寄与濃度 (A)</th> <th>バックグラウンド濃度 (B)</th> <th>予測結果 (A+B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.005</td> <td>0.007</td> <td>0.012</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.014</td> <td>0.017</td> <td>0.031</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.004</td> <td>0.125</td> <td>0.129</td> <td>0.20 以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.042</td> <td>0.008</td> <td>0.050</td> <td>0.6 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.007</td> <td>0.0003</td> <td>0.007</td> <td>0.02 以下</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物 (μg/m³)</td> <td>0.011</td> <td>0.0033</td> <td>0.014</td> <td>0.04 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	1時間値			環境保全目標値	寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A+B)	二酸化硫黄 (ppm)	0.005	0.007	0.012	0.1 以下	二酸化窒素 (ppm)	0.014	0.017	0.031	0.1 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.004	0.125	0.129	0.20 以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.042	0.008	0.050	0.6 以下	塩化水素 (ppm)	0.007	0.0003	0.007	0.02 以下	水銀及びその化合物 (μg/m ³)	0.011	0.0033	0.014	0.04 以下
			項目		1時間値				環境保全目標値																																
				寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A+B)																																			
			二酸化硫黄 (ppm)	0.005	0.007	0.012	0.1 以下																																		
			二酸化窒素 (ppm)	0.014	0.017	0.031	0.1 以下																																		
			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.004	0.125	0.129	0.20 以下																																		
			ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.042	0.008	0.050	0.6 以下																																		
			塩化水素 (ppm)	0.007	0.0003	0.007	0.02 以下																																		
			水銀及びその化合物 (μg/m ³)	0.011	0.0033	0.014	0.04 以下																																		
			【短期濃度の評価結果（ダウンウォッシュ発生時）】																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">1時間値</th> <th rowspan="2">環境保全目標値</th> </tr> <tr> <th>寄与濃度 (A)</th> <th>バックグラウンド濃度 (B)</th> <th>予測結果 (A+B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.017 (0.013)</td> <td>0.007</td> <td>0.024 (0.020)</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.035 (0.029)</td> <td>0.017</td> <td>0.052 (0.046)</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.011 (0.009)</td> <td>0.125</td> <td>0.136 (0.134)</td> <td>0.20 以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.055 (0.043)</td> <td>0.008</td> <td>0.063 (0.051)</td> <td>0.6 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.022 (0.017)</td> <td>0.0003</td> <td>0.022 (0.017)</td> <td>0.02 以下</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物 (μg/m³)</td> <td>0.033 (0.026)</td> <td>0.0033</td> <td>0.036 (0.029)</td> <td>0.04 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	1時間値			環境保全目標値	寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A+B)	二酸化硫黄 (ppm)	0.017 (0.013)	0.007	0.024 (0.020)	0.1 以下	二酸化窒素 (ppm)	0.035 (0.029)	0.017	0.052 (0.046)	0.1 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.011 (0.009)	0.125	0.136 (0.134)	0.20 以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.055 (0.043)	0.008	0.063 (0.051)	0.6 以下	塩化水素 (ppm)	0.022 (0.017)	0.0003	0.022 (0.017)	0.02 以下	水銀及びその化合物 (μg/m ³)	0.033 (0.026)	0.0033	0.036 (0.029)	0.04 以下			
項目		1時間値				環境保全目標値																																			
	寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A+B)																																						
二酸化硫黄 (ppm)	0.017 (0.013)	0.007	0.024 (0.020)	0.1 以下																																					
二酸化窒素 (ppm)	0.035 (0.029)	0.017	0.052 (0.046)	0.1 以下																																					
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.011 (0.009)	0.125	0.136 (0.134)	0.20 以下																																					
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.055 (0.043)	0.008	0.063 (0.051)	0.6 以下																																					
塩化水素 (ppm)	0.022 (0.017)	0.0003	0.022 (0.017)	0.02 以下																																					
水銀及びその化合物 (μg/m ³)	0.033 (0.026)	0.0033	0.036 (0.029)	0.04 以下																																					
<p>注) カッコ () 内の数値は、煙突から排出された物質が、煙突と対象事業実施区域の敷地境界までの最短距離である約 130m 地点に着地した場合の濃度を示している。したがって、対象事業実施区域外では、この数値より低い濃度になると想定される。</p>																																									

表 6.1-4(6) 環境影響評価の一覧（大気質：施設の稼働に伴う大気質への影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要					
大気環境	大気質	施設の稼働に伴う大気質への影響	【短期濃度の評価結果（ダウンドラフト発生時）】				
			項目	1時間値			環境保全目標値
				寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A+B)	
			二酸化硫黄 (ppm)	0.007	0.007	0.014	0.1 以下
			二酸化窒素 (ppm)	0.016	0.017	0.033	0.1 以下
			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.004	0.125	0.129	0.20 以下
			ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.022	0.008	0.030	0.6 以下
			塩化水素 (ppm)	0.009	0.0003	0.009	0.02 以下
			水銀及びその化合物 (μg/m ³)	0.013	0.0033	0.016	0.04 以下
			【短期濃度の評価結果（フュミゲーション発生時）】				
			項目	1時間値			環境保全目標値
				寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A+B)	
			二酸化硫黄 (ppm)	0.013	0.007	0.020	0.1 以下
			二酸化窒素 (ppm)	0.028	0.017	0.045	0.1 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.008	0.125	0.133	0.20 以下			
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.042	0.008	0.050	0.6 以下			
塩化水素 (ppm)	0.017	0.0003	0.017	0.02 以下			
水銀及びその化合物 (μg/m ³)	0.025	0.0033	0.028	0.04 以下			

表 6.1-5(1) 環境影響評価の一覧（大気質：施設の稼働に伴う粉じん等の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	大気質 施設の稼働に伴う粉じん等の影響	<p>■ 調査結果の概要</p> <p><大気質濃度の状況> 各季節での調査の結果、調査期間中の各地点における浮遊粉じん量の平均値は0.006~0.009mg/m³の範囲で推移していた。各地点の日測定の最高値は0.013~0.020mg/m³であった。</p> <p>■ 予測結果の概要</p> <p>現有施設近傍の調査地点「南部クリーンセンター北側」及び最寄住居における浮遊粉じんの調査結果によると、調査期間平均値は、「南部クリーンセンター北側」で約0.009mg/m³、「最寄住居」で約0.006mg/m³とおおむね同様であり、対象施設における現有施設からの影響は小さいと考える。</p> <p>また、関連施設は、現有施設と同様に建屋で囲われた構造となっており、処理過程で生じる粉じん等が直接周辺に飛散することはない。さらに、施設内で発生した粉じん等は集じんダクトで吸引を行い、ろ過式集じん器（バグフィルタ）により除去したうえで、施設外へ排出する。</p> <p>以上より、現有施設と同様に適切に粉じん等処理することで、関連施設が周辺に及ぼす粉じん等の影響は極めて小さいものと予測された。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を建屋で囲う：粉じん等を発生させるおそれのある資源化施設及び破碎施設の設備は建屋で囲い、処理過程で生じる粉じん等を周辺に飛散させず、粉じん等の飛散を抑制できる。 ・除じん設備の設置：施設内で発生した粉じん等を集じんダクトで吸引を行い、ろ過式集じん器（バグフィルタ）により除去することにより、粉じん等の発生を抑制できる。 ・散水の実施：施設内で適宜散水を行うことにより、粉じん等の発生を抑制できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>予測にあたっては、現有施設付近で測定された粉じん等の調査結果を用いており、不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>■ 評価結果の概要</p> <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、リサイクル施設の稼働に伴う粉じん等の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより回避又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、関連施設の稼働に伴う粉じん等の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>

表 6.1-6(1) 環境影響評価の一覧
(大気質：廃棄物等の搬出入に伴う大気質への影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	大気質 廃棄物等の搬出入に伴う大気質への影響	<p>■ 調査結果の概要</p> <p><大気質濃度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般環境 調査期間中の季節別の各地点における平均値は、二酸化窒素が 0.001～0.003ppm、浮遊粒子状物質が 0.011～0.016mg/m³であり、全ての項目・期間・地点において環境基準値以下であった。 ・沿道環境 調査期間中の季節別の各地点における平均値は、二酸化窒素が 0.002～0.006ppm、浮遊粒子状物質が 0.014～0.027mg/m³であり、全ての項目・期間・地点において環境基準値以下であった。 <p><気象の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上気象 通年における最多風向は東南東の風、風速の期間平均は 2.5m/s、日平均値の最高値は 6.3m/s、静穏率は 0.6%、日射量の期間平均値は 14.3MJ/m²、放射収支量の期間平均は 0.23MJ/m²、気温の期間平均は 15.8℃、湿度の期間平均は 75%であった。風向は、冬季は西の風、春季は西南西の風、夏季及び秋季は東南東の風が卓越していた。 ・上層気象 通年では、高度 50m～1,500m にかけて西南西から西北西の風が多く観測された。最多風向の出現率は 15.2%～23.7%となり、高度 750m で最も大きくなった。 <p>■ 予測結果の概要</p> <p>廃棄物等の搬出入車両の走行に係る寄与濃度の年平均値は、二酸化窒素が 0.000819～0.002245 ppm、浮遊粒子状物質が 0.0000037～0.0000189 mg/m³となった。また、バックグラウンド濃度と寄与濃度を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.004ppm、浮遊粒子状物質が 0.011～0.016mg/m³となった。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の搬出入車両台数の低減：ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努めることにより、沿道大気質への影響を低減できる。 ・車両の維持管理：廃棄物等の搬出入車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つことにより、沿道大気質への影響を抑制できる。 ・運転手の教育・指導：廃棄物等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道大気質への影響を抑制できる。

表 6.1-6(2) 環境影響評価の一覧
(大気質：廃棄物等の搬出入に伴う大気質への影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																																																																																																														
大気環境	大気質	廃棄物等の搬出入に伴う大気質への影響																																																																																																														
		<p>■ 事後調査の概要</p> <p>予測の結果、影響は軽微であるものの、一部の道路沿道において車両の走行台数の増加に伴う沿道環境の変化が比較的大きいことから、本事業による影響の程度を確認するため、事後調査を実施する。</p> <p>具体的には、施設の稼働が定常となる時期に、予測・評価を実施した道路沿道の5地点において、1週間×4季で窒素酸化物と浮遊粒子状物質を調査する。</p> <p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価></p> <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、廃棄物等の搬出入車両の走行に伴う大気質への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、廃棄物等の搬出入車両の走行に伴う大気質への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性></p> <p>廃棄物等の搬出入に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の評価結果は以下に示すとおりであり、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p align="center">【廃棄物等の搬出入に伴う二酸化窒素の評価結果】</p> <p align="right">単位：ppm</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">予測地点</th> <th colspan="4">寄与濃度</th> <th rowspan="3">バックグラウンド濃度</th> <th rowspan="3">予測結果 (年平均値)</th> <th rowspan="3">日平均値の 年間98%値</th> <th rowspan="3">環境 保全 目標値</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">基礎 交通量</th> <th colspan="2">廃棄物等の 搬出入車両</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>関連 車両</th> <th>新施設 車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道193号沿い</td> <td>0.001573</td> <td>0.000137</td> <td>0.000303</td> <td>0.002013</td> <td>0.002</td> <td>0.004</td> <td>0.011</td> <td rowspan="5">0.04~ 0.06 のゾー ン内又 はそれ 以下</td> </tr> <tr> <td>北側走行路沿い</td> <td>0.000412</td> <td>0.000429</td> <td>0.001046</td> <td>0.001887</td> <td>0.002</td> <td>0.004</td> <td>0.012</td> </tr> <tr> <td>南側走行路沿い</td> <td>0.000334</td> <td>0.000185</td> <td>0.000300</td> <td>0.000819</td> <td>0.003</td> <td>0.004</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>国道377号沿い</td> <td>0.002211</td> <td>0.000014</td> <td>0.000020</td> <td>0.002245</td> <td>0.002</td> <td>0.004</td> <td>0.011</td> </tr> <tr> <td>塩江中学校付近</td> <td>0.002053</td> <td>0.000003</td> <td>0.000003</td> <td>0.002059</td> <td>0.002</td> <td>0.004</td> <td>0.011</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center">【廃棄物等の搬出入に伴う浮遊粒子状物質の評価結果】</p> <p align="right">単位：mg/m³</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">予測地点</th> <th colspan="4">寄与濃度</th> <th rowspan="3">バックグラウンド濃度</th> <th rowspan="3">予測結果 (年平均値)</th> <th rowspan="3">日平均値の 2%除 外値</th> <th rowspan="3">環境 保全 目標値</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">基礎 交通量</th> <th colspan="2">廃棄物等の搬出入車両</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>関連 車両</th> <th>新施設 車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道193号沿い</td> <td>0.0000115</td> <td>0.0000012</td> <td>0.0000027</td> <td>0.0000154</td> <td>0.015</td> <td>0.015</td> <td>0.039</td> <td rowspan="5">0.10 以下</td> </tr> <tr> <td>北側走行路沿い</td> <td>0.0000030</td> <td>0.0000026</td> <td>0.0000067</td> <td>0.0000123</td> <td>0.015</td> <td>0.015</td> <td>0.039</td> </tr> <tr> <td>南側走行路沿い</td> <td>0.0000011</td> <td>0.0000010</td> <td>0.0000016</td> <td>0.0000037</td> <td>0.011</td> <td>0.011</td> <td>0.031</td> </tr> <tr> <td>国道377号沿い</td> <td>0.0000186</td> <td>0.0000001</td> <td>0.0000002</td> <td>0.0000189</td> <td>0.016</td> <td>0.016</td> <td>0.041</td> </tr> <tr> <td>塩江中学校付近</td> <td>0.0000156</td> <td>0.0000000</td> <td>0.0000001</td> <td>0.0000157</td> <td>0.016</td> <td>0.016</td> <td>0.041</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	寄与濃度				バックグラウンド濃度	予測結果 (年平均値)	日平均値の 年間98%値	環境 保全 目標値	基礎 交通量	廃棄物等の 搬出入車両		合計	関連 車両	新施設 車両	国道193号沿い	0.001573	0.000137	0.000303	0.002013	0.002	0.004	0.011	0.04~ 0.06 のゾー ン内又 はそれ 以下	北側走行路沿い	0.000412	0.000429	0.001046	0.001887	0.002	0.004	0.012	南側走行路沿い	0.000334	0.000185	0.000300	0.000819	0.003	0.004	0.013	国道377号沿い	0.002211	0.000014	0.000020	0.002245	0.002	0.004	0.011	塩江中学校付近	0.002053	0.000003	0.000003	0.002059	0.002	0.004	0.011	予測地点	寄与濃度				バックグラウンド濃度	予測結果 (年平均値)	日平均値の 2%除 外値	環境 保全 目標値	基礎 交通量	廃棄物等の搬出入車両		合計	関連 車両	新施設 車両	国道193号沿い	0.0000115	0.0000012	0.0000027	0.0000154	0.015	0.015	0.039	0.10 以下	北側走行路沿い	0.0000030	0.0000026	0.0000067	0.0000123	0.015	0.015	0.039	南側走行路沿い	0.0000011	0.0000010	0.0000016	0.0000037	0.011	0.011	0.031	国道377号沿い	0.0000186	0.0000001	0.0000002	0.0000189	0.016	0.016	0.041	塩江中学校付近	0.0000156	0.0000000	0.0000001	0.0000157	0.016
予測地点	寄与濃度				バックグラウンド濃度	予測結果 (年平均値)	日平均値の 年間98%値						環境 保全 目標値																																																																																																			
	基礎 交通量	廃棄物等の 搬出入車両		合計																																																																																																												
		関連 車両	新施設 車両																																																																																																													
国道193号沿い	0.001573	0.000137	0.000303	0.002013	0.002	0.004	0.011	0.04~ 0.06 のゾー ン内又 はそれ 以下																																																																																																								
北側走行路沿い	0.000412	0.000429	0.001046	0.001887	0.002	0.004	0.012																																																																																																									
南側走行路沿い	0.000334	0.000185	0.000300	0.000819	0.003	0.004	0.013																																																																																																									
国道377号沿い	0.002211	0.000014	0.000020	0.002245	0.002	0.004	0.011																																																																																																									
塩江中学校付近	0.002053	0.000003	0.000003	0.002059	0.002	0.004	0.011																																																																																																									
予測地点	寄与濃度				バックグラウンド濃度	予測結果 (年平均値)	日平均値の 2%除 外値	環境 保全 目標値																																																																																																								
	基礎 交通量	廃棄物等の搬出入車両		合計																																																																																																												
		関連 車両	新施設 車両																																																																																																													
国道193号沿い	0.0000115	0.0000012	0.0000027	0.0000154	0.015	0.015	0.039	0.10 以下																																																																																																								
北側走行路沿い	0.0000030	0.0000026	0.0000067	0.0000123	0.015	0.015	0.039																																																																																																									
南側走行路沿い	0.0000011	0.0000010	0.0000016	0.0000037	0.011	0.011	0.031																																																																																																									
国道377号沿い	0.0000186	0.0000001	0.0000002	0.0000189	0.016	0.016	0.041																																																																																																									
塩江中学校付近	0.0000156	0.0000000	0.0000001	0.0000157	0.016	0.016	0.041																																																																																																									

6.2 騒音

表 6.2-1(1) 環境影響評価の一覧
(騒音：工所用資材等の搬出入に伴う騒音の影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	騒音 工所用資材等の搬出入に伴う騒音の影響	<p>■ 調査結果の概要</p> <p><騒音の状況></p> <p>国道 193 号沿いでは、等価騒音レベル (L_{Aeq}) は平日昼間が 66dB、平日夜間が 58dB、休日昼間が 65dB、休日夜間が 58dB であり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p>北側走行路沿いでは、等価騒音レベル (L_{Aeq}) は平日昼間が 60dB、平日夜間が 43dB、休日昼間が 54dB、休日夜間が 44dB であり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p>南側走行路沿いでは、等価騒音レベル (L_{Aeq}) は平日昼間が 51dB、平日夜間が 41dB、休日昼間が 53dB、休日夜間が 46dB であり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p>■ 予測結果の概要</p> <p>工所用資材等の搬出入車両台数を付加した騒音レベルは 56~66dB となった。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工所用資材等の搬出入車両台数の低減：土地の改変に伴う発生土砂は、減量対策を推進し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数をできる限り減らすことにより、沿道騒音への影響を軽減できる。 ・工所用資材等の搬出入車両の維持管理：工所用資材等の搬出入車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止することにより、沿道騒音の影響を抑制できる。 ・運転手の教育・指導：工所用資材等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道騒音の発生を抑制できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。ただし、予測の結果、影響は軽微であるものの、一部の道路沿道において車両の走行台数の増加に伴う沿道環境の変化が比較的大きいことから、本事業による影響の程度を確認するため、事後調査を実施する。</p> <p>具体的には、造成工事中における工所用資材等の搬出入車両台数が最大となる月（平日 1 日×24 時間連続）に、予測・評価を実施した道路沿道とし、現地調査を実施した 3 地点で、道路交通騒音、道路交通の状況（交通量）を調査する。</p>

表 6.2-1(2) 環境影響評価の一覧
(騒音：工事用資材等の搬出入に伴う騒音の影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																				
大気環境	騒音	<p align="center">■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価> 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事用資材の搬出入に伴う騒音の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。 以上のことから、工事用資材等の搬出入に伴う騒音の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価> 全ての地点において環境保全目標値以下であることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p align="center">【工事用資材等の搬出入に伴う道路交通騒音 (L_{Aeq}) の評価結果】</p> <p align="right">単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>現況騒音レベル</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全目標値^{注)}</th> <th>工事用資材等の搬出入車両による増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道193号沿い</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>70</td> <td>0 (1未満)</td> </tr> <tr> <td>北側走行路沿い</td> <td>60</td> <td>61</td> <td>65</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>南側走行路沿い</td> <td>51</td> <td>56</td> <td>65</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「国道193号沿い」は「騒音に係る環境基準」の幹線交通を担う道路に近接する空間の昼間の基準を適用し、「北側走行路沿い」及び「南側走行路沿い」環境基準に係る類型指定がされていない地域であることから、「騒音に係る環境基準」のC地域の昼間(6:00~22:00)の基準を準用した。</p>	予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境保全目標値 ^{注)}	工事用資材等の搬出入車両による増加分	国道193号沿い	66	66	70	0 (1未満)	北側走行路沿い	60	61	65	1	南側走行路沿い	51	56	65	5
予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境保全目標値 ^{注)}	工事用資材等の搬出入車両による増加分																		
国道193号沿い	66	66	70	0 (1未満)																		
北側走行路沿い	60	61	65	1																		
南側走行路沿い	51	56	65	5																		

表 6.2-2(1) 環境影響評価の一覧（騒音：建設機械の稼働に伴う騒音の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	騒音	<p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う騒音の影響</p> <p>■ 調査結果の概要</p> <p><騒音の状況> 最寄住居では、等価騒音レベル(L_{Aeq})は、施設稼働日の昼間が 44dB、夜間が 38dB、施設非稼働日の昼間が 43dB、夜間が 39dB であり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p>■ 予測結果の概要</p> <p>敷地境界における予測結果は L_{A5}（時間率騒音レベルの 90 パーセントレンジ上端値）を示すが、予測地点（最寄住居）については、現況の等価騒音レベル (L_{Aeq}) として、対象事業実施区域近傍で調査した一般環境地点の測定結果と合成して比較するため、技術手法を参考に L_{A5} から補正值 ΔL (3dB) を引いて評価量 (L_{Aeff}) を計算した。</p> <p>予測結果は、敷地境界で 78dB (L_{A5})、最寄住居で 60dB (L_{Aeq}) と予測された。</p> <p>なお、騒音レベルは、最寄住居及び対象事業実施区域の間には斜面が存在することから、回折減衰等により、さらに予測結果より低減すると考えられる。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音型建設機械の採用：建設工事に使用する建設機械は、低騒音型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業騒音を低減できる。 ・教育指導の実施：アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、建設機械に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、騒音の発生を抑制できる。 ・仮囲いの設置：建設工事の期間中においては、必要な範囲に仮囲いを設置することにより、周辺への騒音伝搬の減衰が期待できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p>

表 6.2-2(2) 環境影響評価の一覧（騒音：建設機械の稼働に伴う騒音の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																		
大気環境 騒音	建設機械の稼働に伴う騒音の影響	<p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価> 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価> 建設機械の稼働に伴う騒音の評価結果は、いずれも環境保全目標値以下であることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p style="text-align: center;">【建設機械の稼働に伴う騒音の影響（敷地境界）】</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="416 846 1401 954"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>最大となる地点</th> <th>騒音レベル (L_{AS})</th> <th>環境保全目標値^{注2)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界 (最大騒音出現地点)</td> <td>敷地境界西側</td> <td>78</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 時間区分は、昼間 (6:00~22:00) を示す。 注2) 「騒音規制法」に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」を準用した。</p> <p style="text-align: center;">【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の評価結果（最寄住居）】</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="416 1128 1401 1263"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与分 (実効騒音レベル) (L_{Aeff}) ①</th> <th>現況値^{注2)} (L_{Aeq}) ②</th> <th>予測結果 (L_{Aeq}) (①・②)</th> <th>環境保全目標値^{注3)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最寄住居</td> <td>60</td> <td>43</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 時間区分は、昼間 (6:00~22:00) を示す。 注2) 現況値は、対象事業実施区域近傍における現地調査結果 (L_{Aeq}) を用いた。 注3) 環境基準に係る類型指定がされていない地域であることから、「騒音に係る環境基準」のC類型の昼間 (6:00~22:00) の基準を準用した。</p>	予測地点	最大となる地点	騒音レベル (L _{AS})	環境保全目標値 ^{注2)}	敷地境界 (最大騒音出現地点)	敷地境界西側	78	85	予測地点	寄与分 (実効騒音レベル) (L _{Aeff}) ①	現況値 ^{注2)} (L _{Aeq}) ②	予測結果 (L _{Aeq}) (①・②)	環境保全目標値 ^{注3)}	最寄住居	60	43	60	60
		予測地点	最大となる地点	騒音レベル (L _{AS})	環境保全目標値 ^{注2)}															
敷地境界 (最大騒音出現地点)	敷地境界西側	78	85																	
予測地点	寄与分 (実効騒音レベル) (L _{Aeff}) ①	現況値 ^{注2)} (L _{Aeq}) ②	予測結果 (L _{Aeq}) (①・②)	環境保全目標値 ^{注3)}																
最寄住居	60	43	60	60																

表 6.2-3(1) 環境影響評価の一覧
(騒音：施設の稼働に伴う騒音・超低周波音の影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	騒音	<p align="center">施設の稼働に伴う騒音・超低周波音の影響</p> <p>■ 調査結果の概要</p> <p><騒音の状況> 最寄住居における等価騒音レベル (L_{Aeq}) は、施設稼働日の昼間が 44dB、夜間が 38dB、施設非稼働日の昼間が 43dB、夜間が 39dB であり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p><超低周波音の状況> G 特性音圧レベル(L_{Geq})は、南部クリーンセンター西側で施設稼働時の昼間が 78～79dB、夜間が 78～79dB、施設非稼働時の昼間が 53～78dB、夜間が 66dB であった。最寄住居では施設稼働時の昼間が 59～63dB、夜間が 59～63dB、施設非稼働時の昼間が 47～60dB、夜間が 57～58dB であり、いずれも参照値以下であった。</p> <p>G 特性 5%時間率音圧レベル(L_{G5})は、南部クリーンセンター西側で施設稼働時の昼間が 80dB、夜間が 80dB、施設非稼働時の昼間が 56～79dB、夜間が 68dB であった。最寄住居では施設稼働時の昼間が 60～64dB、夜間が 60～61dB、施設非稼働時の昼間が 52～63dB、夜間が 60～61dB であり、いずれも参照値以下であった。</p> <p>1～80Hz の 50%時間率音圧レベル(L_{50})は、南部クリーンセンター西側で施設稼働時の昼間が 74～76dB、夜間が 74dB、施設非稼働時の昼間が 57～73dB、夜間が 63～64dB であった。最寄住居では施設稼働時の昼間が 58～63dB、夜間が 58～59dB、施設非稼働時の昼間が 54～60dB、夜間が 58dB であり、いずれも参照値以下であった。</p> <p>■ 予測結果の概要</p> <p><騒音> 予測結果のうち、敷地境界（最大騒音出現地点）については L_{A5}（時間率騒音レベルの 90 パーセントレンジ上端値）、最寄住居については、L_{Aeq}（等価騒音レベル）を予測結果とした。最寄住居の予測については、施設からの寄与 (L_{A5}) を安全側で等価騒音レベル (L_{Aeq}) として扱い、対象事業実施区域近傍で調査した一般環境地点の現況値 (L_{Aeq}) との合成を行い予測結果とした。</p> <p>予測結果は、敷地境界（最大騒音出現地点）で朝・夕・夜間 38dB (L_{A5}) 昼間 45dB (L_{A5})、最寄住居で 38～44dB (L_{Aeq}) と予測された。</p> <p><超低周波音> 現有施設から約 20m 地点の調査地点「南部クリーンセンター西側」において、G 特性音圧レベル (L_{Geq}) が 53～79dB、G 特性 5%時間率音圧レベル (L_{G5}) が 56～80dB であった。</p> <p>類似施設における施設稼働時の超低周波音レベル (L_{Geq}) の測定結果を見ると、建物と測定地点までの距離が約 5～25m の測定で、超低周波音レベル (L_{Geq}) は 74～75dB となっており、現有施設の超低周波音レベル (L_{Geq}) と同程度であった。</p> <p>最寄住居における超低周波音レベルは、最寄住居までの距離が約 200m 以上ある点、現有施設及び類似施設の超低周波音レベルを考慮すると、最寄住居において G 特性音圧レベル (L_{Geq}) は 79dB 以内、G 特性 5%時間率音圧レベル (L_{A5}) は 80dB 以内になると予測された。</p> <p>なお、新施設では、超低周波音の発生する可能性がある機器として、誘引通風機、空気圧縮機及び真空ポンプ等があげられるが、類似施設と同様に設備機器の整備、点検を徹底することにより超低周波音の発生を防止する計画である。</p>

表 6.2-3(2) 環境影響評価の一覧
(騒音：施設の稼働に伴う騒音・超低周波音の影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																																												
大気環境 騒音	施設の稼働に伴う騒音・超低周波音の影響	<p> ■ 環境保全措置の概要 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。 ・低騒音型設備機器の採用と配置：低騒音型の設備機器を採用するとともに、原則屋内に設置する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、吸音対策を施した室内に設置することにより、外部へ伝搬する騒音を低減できる。 ・設備機器の維持管理：定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、騒音の発生を抑制できる。 </p> <p> ■ 事後調査の概要 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。 </p> <p> ■ 評価結果の概要 <環境影響の回避・低減に係る評価> 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う騒音の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。 以上のことから、施設の稼働に伴う騒音の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 </p> <p> <環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価> いずれも環境保全目標値を下回ることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。 </p> <p align="center"> 【施設の稼働に伴う騒音レベルの評価結果（敷地境界）】 </p> <p align="right">単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>最大となる地点</th> <th>時間区分^{注1)}</th> <th>予測結果 (L_{A5})</th> <th>環境保全目標値 (L_{A5})</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">敷地境界 (最大騒音出現地点)</td> <td rowspan="4">敷地境界西側</td> <td>朝</td> <td>38</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td>45</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>38</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>38</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 時間区分は、朝：6時～8時、昼間：8時～19時、夕：19時～22時、夜間：22時～翌6時を示す。</p> <p align="center"> 【施設の稼働に伴う騒音レベルの評価結果（最寄住居）】 </p> <p align="right">単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分^{注1)}</th> <th>寄与分^{注2)} (L_{A5})</th> <th>現況値^{注3)} (L_{Aeq})</th> <th>予測結果^{注4)} (L_{Aeq})</th> <th>環境保全目標値^{注5)} (L_{Aeq})</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">最寄住居</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>昼間</td> <td>23</td> <td>44</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>19</td> <td>38</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休日</td> <td>昼間</td> <td>23</td> <td>43</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>19</td> <td>39</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 時間区分は、昼間：6時～22時、夜間：22時～翌6時を示す。 注2) 施設からの寄与レベルを示す。 注3) 現況値は、対象事業実施区域近傍における現地調査結果 (L_{Aeq}) を用いた。 注4) 予測結果は、施設からの寄与 (L_{A5}) を安全側で等価騒音レベル (L_{Aeq}) として扱い、現況調査結果 (L_{Aeq}) と合成した値である。 注5) 環境基準に係る類型指定がされていない地域であることから、「騒音に係る環境基準」のC類型の昼間 (6:00～22:00) の基準を準用した。</p>	予測地点	最大となる地点	時間区分 ^{注1)}	予測結果 (L _{A5})	環境保全目標値 (L _{A5})	敷地境界 (最大騒音出現地点)	敷地境界西側	朝	38	50	昼間	45	55	夕	38	50	夜間	38	45	予測地点	時間区分 ^{注1)}	寄与分 ^{注2)} (L _{A5})	現況値 ^{注3)} (L _{Aeq})	予測結果 ^{注4)} (L _{Aeq})	環境保全目標値 ^{注5)} (L _{Aeq})	最寄住居	平日	昼間	23	44	60	夜間	19	38	50	休日	昼間	23	43	60	夜間	19	39	50
		予測地点	最大となる地点	時間区分 ^{注1)}	予測結果 (L _{A5})	環境保全目標値 (L _{A5})																																								
敷地境界 (最大騒音出現地点)	敷地境界西側	朝	38	50																																										
		昼間	45	55																																										
		夕	38	50																																										
		夜間	38	45																																										
予測地点	時間区分 ^{注1)}	寄与分 ^{注2)} (L _{A5})	現況値 ^{注3)} (L _{Aeq})	予測結果 ^{注4)} (L _{Aeq})	環境保全目標値 ^{注5)} (L _{Aeq})																																									
最寄住居	平日	昼間	23	44	60																																									
		夜間	19	38	50																																									
	休日	昼間	23	43	60																																									
		夜間	19	39	50																																									

表 6.2-4(1) 環境影響評価の一覧（騒音：廃棄物等の搬出入に伴う騒音の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	騒音	<p style="text-align: center;">廃棄物等の搬出入に伴う騒音の影響</p> <p>■ 調査結果の概要</p> <p><騒音の状況></p> <p>国道 193 号沿いでは、等価騒音レベル (L_{Aeq}) は平日昼間が 66dB、平日夜間が 58dB、休日昼間が 65dB、休日夜間が 58dB であり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p>北側走行路沿いでは、等価騒音レベル (L_{Aeq}) は平日昼間が 60dB、平日夜間が 43dB、休日昼間が 54dB、休日夜間が 44dB であり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p>南側走行路沿いでは、等価騒音レベル (L_{Aeq}) は平日昼間が 51dB、平日夜間が 41dB、休日昼間が 53dB、休日夜間が 46dB であり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p>国道 377 号沿いでは、等価騒音レベル (L_{Aeq}) は平日昼間が 68dB、平日夜間が 60dB、休日昼間が 66dB、休日夜間が 58dB であり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p>塩江中学校付近では、等価騒音レベル (L_{Aeq}) は平日昼間が 69dB、平日夜間が 63dB、休日昼間が 67dB、休日夜間が 61dB であり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p>■ 予測結果の概要</p> <p>廃棄物等の搬出入車両台数を付加した騒音レベルは 60～69dB となった。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の搬出入車両台数の低減：ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努めることにより、沿道騒音への影響を低減できる。 ・廃棄物等の搬出入車両の維持管理：廃棄物等の搬出入車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止することにより、沿道騒音の影響を抑制できる。 ・運転手の教育・指導：廃棄物等の搬出入にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道騒音の発生を抑制できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。ただし、予測の結果、影響は軽微であるものの、一部の道路沿道において車両の走行台数の増加に伴う沿道環境の変化が比較的大きいことから、本事業による影響の程度を確認するため、事後調査を実施する。</p> <p>具体的には、施設の稼働が定常状態となる時期（平日 1 日×24 時間連続）に、予測・評価を実施した道路沿道とし、現地調査を実施した 5 地点で道路交通騒音、道路交通の状況（交通量）を調査する。</p>

表 6.2-4(2) 環境影響評価の一覧（騒音：廃棄物等の搬出入に伴う騒音の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																														
大気環境	騒音	<p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価> 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、廃棄物等の搬出入に伴う騒音の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、廃棄物等の搬出入に伴う騒音の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価> 全ての地点において環境保全目標値以下であることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p style="text-align: center;">【廃棄物等の搬出入に伴う道路交通騒音（L_{Aeq}）の評価結果】</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="416 842 1401 1081"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>現況騒音レベル</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全目標値^{注)}</th> <th>廃棄物等の搬出入車両による増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道 193 号沿い</td> <td>66</td> <td>67</td> <td>70</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>北側走行路沿い</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>65</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> <tr> <td>南側走行路沿い</td> <td>51</td> <td>60</td> <td>65</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>国道 377 号沿い</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>70</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> <tr> <td>塩江中学校付近</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「国道193号沿い」、「国道377号沿い」及び「塩江中学校付近」は「騒音に係る環境基準」の幹線交通を担う道路に近接する空間の昼間の基準を適用し、「北側走行路沿い」及び「南側走行路沿い」は環境基準に係る類型指定がされていない地域であることから、「騒音に係る環境基準」のC地域の昼間(6:00~22:00)の基準を準用した。</p>	予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境保全目標値 ^{注)}	廃棄物等の搬出入車両による増加分	国道 193 号沿い	66	67	70	1	北側走行路沿い	60	60	65	0 (1 未満)	南側走行路沿い	51	60	65	9	国道 377 号沿い	68	68	70	0 (1 未満)	塩江中学校付近	69	69	70	0 (1 未満)
予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境保全目標値 ^{注)}	廃棄物等の搬出入車両による増加分																												
国道 193 号沿い	66	67	70	1																												
北側走行路沿い	60	60	65	0 (1 未満)																												
南側走行路沿い	51	60	65	9																												
国道 377 号沿い	68	68	70	0 (1 未満)																												
塩江中学校付近	69	69	70	0 (1 未満)																												

6.3 振動

表 6.3-1(1) 環境影響評価の一覧
(振動：工所用資材等の搬出入に伴う振動の影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	振動	<p style="text-align: center;">工所用資材等の搬出入に伴う振動の影響</p> <p>■ 調査結果の概要</p> <p><地盤振動の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通振動 <p>国道 193 号沿いでは、振動レベル (L_{10}) は平日昼間・夜間が 25dB 未満、休日昼間・休日も 25dB 未満であり、いずれも要請限度以下であった。</p> <p>北側走行路沿いでは、振動レベル (L_{10}) は平日昼間・夜間が 25dB 未満、休日昼間・休日も 25dB 未満であり、いずれも要請限度以下であった。</p> <p>南側走行路沿いでは、振動レベル (L_{10}) は平日昼間・夜間が 25dB 未満、休日昼間・休日も 25dB 未満であり、いずれも要請限度以下であった。</p> <p>■ 予測結果の概要</p> <p>工所用資材等の搬出入車両を付加した振動レベルは 25 未満～27dB となった。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工所用資材等の搬出入車両台数の低減：土地の改変に伴う発生土砂は、減量対策を推進し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数をできる限り減らすことにより、沿道振動への影響を軽減できる。 ・ 工所用資材等の搬出入車両の維持管理：工所用資材等の搬出入車両の維持管理を徹底し、過剰な振動の発生を防止することにより、沿道振動の影響を抑制できる。 ・ 運転手の教育・指導：工所用資材等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道振動の発生を抑制できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。ただし、予測の結果、影響は軽微であるものの、一部の道路沿道において車両の走行台数の増加に伴う沿道環境の変化が比較的大きいことから、本事業による影響の程度を確認するため、事後調査を実施する。</p> <p>具体的には、造成工事中における工所用資材等の搬出入車両台数が最大となる月（平日 1 日×24 時間連続）に予測・評価を実施した道路沿道とし、現地調査を実施した 3 地点で道路交通振動、道路交通の状況（交通量）を調査する。</p>

**表 6.3-1(2) 環境影響評価の一覧
(振動：工事用資材等の搬出入に伴う振動の影響)**

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																																							
大気環境	振動	<p align="center">■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価> 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事用資材等の搬出入に伴う振動の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。 以上のことから、工事用資材等の搬出入に伴う振動の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価> いずれも環境保全目標値以下であることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p align="center">【工事用資材等の搬出入に伴う道路交通振動（L₁₀）の評価結果】</p> <p align="right">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="416 882 1401 1182"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分^{注1)}</th> <th>現況振動レベル^{注2)}</th> <th>予測結果^{注3)}</th> <th>環境保全目標値^{注4)}</th> <th>工事用資材等の搬出入車両による増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国道 193 号沿い</td> <td>昼間</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>65</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>25 未満</td> <td>25 未満</td> <td>60</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北側走行路沿い</td> <td>昼間</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>65</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>25 未満</td> <td>25 未満</td> <td>60</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南側走行路沿い</td> <td>昼間</td> <td>25 未満</td> <td>25 未満</td> <td>65</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>25 未満</td> <td>25 未満</td> <td>60</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 時間区分は、昼間：8時から19時、夜間：19時から翌8時を示す。 注2) 現況振動レベルは、施設関連車両が走行する時間帯の中で予測結果が最大となる時間帯の振動レベルの実測値を示す。 注3) 現況振動レベル及び予測結果が定量下限値を下回った場合、工事用資材等の搬出入車両による増加分は「-」を示した。また、南側走行路については、現地調査時の全時間帯の等価交通量が前述した予測式の適用範囲外（等価交通量10台以下）のため、将来計算値をそのまま予測結果とした。 注4) 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度の定めのない地域であるが、「道路交通振動の要請限度」の第1種地域の値を準用した。</p>	予測地点	時間区分 ^{注1)}	現況振動レベル ^{注2)}	予測結果 ^{注3)}	環境保全目標値 ^{注4)}	工事用資材等の搬出入車両による増加分	国道 193 号沿い	昼間	25	26	65	1	夜間	25 未満	25 未満	60	-	北側走行路沿い	昼間	26	27	65	1	夜間	25 未満	25 未満	60	-	南側走行路沿い	昼間	25 未満	25 未満	65	-	夜間	25 未満	25 未満	60	-
		予測地点	時間区分 ^{注1)}	現況振動レベル ^{注2)}	予測結果 ^{注3)}	環境保全目標値 ^{注4)}	工事用資材等の搬出入車両による増加分																																		
国道 193 号沿い	昼間	25	26	65	1																																				
	夜間	25 未満	25 未満	60	-																																				
北側走行路沿い	昼間	26	27	65	1																																				
	夜間	25 未満	25 未満	60	-																																				
南側走行路沿い	昼間	25 未満	25 未満	65	-																																				
	夜間	25 未満	25 未満	60	-																																				

表 6.3-2(1) 環境影響評価の一覧（振動：建設機械の稼働に伴う振動の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	振動	<p>建設機械の稼働に伴う振動の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 調査結果の概要 <p><地盤振動の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境振動 <p>最寄住居では、振動レベル (L_{10}) は、施設稼働日の昼間・夜間が 25dB 未満、施設非稼働日の昼間・夜間も 25dB 未満であり、いずれも規制基準以下であった。</p> ■ 予測結果の概要 <p>予測結果は、敷地境界で 67dB、南側最寄住居で 42dB となった。</p> ■ 環境保全措置の概要 <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低振動型建設機械の採用：建設工事に使用する建設機械は、低振動型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業振動を低減できる。 ・教育指導の実施：アイドルングストップの徹底や空ぶかしの禁止、建設機械に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、振動の発生を抑制できる。 ■ 事後調査の概要 <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p>

表 6.3-2(2) 環境影響評価の一覧（振動：建設機械の稼働に伴う振動の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																		
大気環境	振動	<p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価> 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価> いずれも環境保全目標値以下であることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動の評価結果（敷地境界）】</p> <p style="text-align: right;">単位:dB</p> <table border="1" data-bbox="416 842 1401 947"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>最大となる地点</th> <th>振動レベル (L₁₀)</th> <th>環境保全目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界 (最大振動出現地点)</td> <td>敷地境界西側</td> <td>67</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「振動規制法」に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」を適用した。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動の評価結果（最寄住居）】</p> <p style="text-align: right;">単位 : dB</p> <table border="1" data-bbox="416 1095 1401 1227"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与分 (L₁₀) ①</th> <th>現況値^{注1)} (L₁₀) ②</th> <th>予測結果^{注2)} (L₁₀) (①・②)</th> <th>環境保全目標値^{注3)} (L₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最寄住居</td> <td>42</td> <td>25 未満</td> <td>42</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 現況値は、対象事業実施区域近傍の値とし、振動計の測定下限値である25dB未満であった。 注2) 重機からの寄与分 (L₁₀) と現況値 (L₁₀) を合成した値である。建設機械からの寄与レベル及び現況値は25dB未満であるが、本予測においてはいずれも25dBとして合成値を計算した。 注3) 周辺環境の保全の観点から評価を行うべく、「振動感覚閾値」を適用した。</p>	予測地点	最大となる地点	振動レベル (L ₁₀)	環境保全目標値	敷地境界 (最大振動出現地点)	敷地境界西側	67	75	予測地点	寄与分 (L ₁₀) ①	現況値 ^{注1)} (L ₁₀) ②	予測結果 ^{注2)} (L ₁₀) (①・②)	環境保全目標値 ^{注3)} (L ₁₀)	最寄住居	42	25 未満	42	55
予測地点	最大となる地点	振動レベル (L ₁₀)	環境保全目標値																	
敷地境界 (最大振動出現地点)	敷地境界西側	67	75																	
予測地点	寄与分 (L ₁₀) ①	現況値 ^{注1)} (L ₁₀) ②	予測結果 ^{注2)} (L ₁₀) (①・②)	環境保全目標値 ^{注3)} (L ₁₀)																
最寄住居	42	25 未満	42	55																

表 6.3-3(1) 環境影響評価の一覧（振動：施設の稼働に伴う振動の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	振動	<p>施設の稼働に伴う振動の影響</p> <p>■ 調査結果の概要</p> <p><地盤振動の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境振動 <p>最寄住居では、振動レベル (L_{10}) は、施設稼働日の昼間・夜間が 25dB 未満、施設非稼働日の昼間・夜間も 25dB 未満であり、いずれも規制基準以下であった。</p> <p>■ 予測結果の概要</p> <p>予測結果は、敷地境界（最大振動出現地点）で昼間 58dB (L_{10})、夜間 55dB (L_{10}) であり、最寄住居で昼間 29dB (L_{10})、夜間 28dB (L_{10}) と予測された。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 振動発生機器の配慮：低振動型の設備機器を採用し、また、特に大きな振動源となる設備機器は、必要に応じ、強固な基礎や独立基礎上に設置することにより、外部へ伝搬する振動を低減できる。 設備機器の維持管理：定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、振動の発生を抑制できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p>

表 6.3-3(2) 環境影響評価の一覧（振動：施設の稼働に伴う振動の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																														
大気環境	振動	<p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う振動の影響</p> <p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価> 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う振動の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。 以上のことから、施設の稼働に伴う振動の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価> いずれも環境保全目標値を下回ることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p style="text-align: center;">【施設の稼働に伴う振動レベルの評価結果（敷地境界）】</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="416 846 1402 954"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>最大となる地点</th> <th>時間区分^{注1)}</th> <th>予測結果 (L₁₀)</th> <th>環境保全目標値 (L₁₀)^{注2)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">敷地境界 (最大振動出現地点)</td> <td rowspan="2">敷地境界西側</td> <td>昼間</td> <td>58</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 時間区分は、昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～翌8:00を示す。 注2) 新施設の公害防止基準値である。</p> <p style="text-align: center;">【施設の稼働に伴う振動レベルの評価結果（最寄住居）】</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="416 1144 1402 1279"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>区分^{注1)}</th> <th>寄与分^{注2)} (L₁₀)</th> <th>現況値 (L₁₀)</th> <th>予測結果^{注3)} (L₁₀)</th> <th>環境保全目標値^{注4)} (L₁₀)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">最寄住居</td> <td>昼間</td> <td>27</td> <td>25 未満</td> <td>29</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>25</td> <td>25 未満</td> <td>28</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 時間区分は、昼間：8時～19時、夜間：19時～翌8時を示す。 注2) 施設からの寄与レベルを示す。 注3) 施設からの寄与分 (L₁₀) と現況値 (L₁₀) を合成した値である。現況値は25dB未満であるが、本予測においてはいずれも25dBとして合成値を計算した。 注4) 周辺環境の保全の観点から評価を行うべく、「振動感覚閾値」を適用した。</p>	予測地点	最大となる地点	時間区分 ^{注1)}	予測結果 (L ₁₀)	環境保全目標値 (L ₁₀) ^{注2)}	敷地境界 (最大振動出現地点)	敷地境界西側	昼間	58	60	夜間	55	55	予測地点	区分 ^{注1)}	寄与分 ^{注2)} (L ₁₀)	現況値 (L ₁₀)	予測結果 ^{注3)} (L ₁₀)	環境保全目標値 ^{注4)} (L ₁₀)	最寄住居	昼間	27	25 未満	29	55	夜間	25	25 未満	28	55
予測地点	最大となる地点	時間区分 ^{注1)}	予測結果 (L ₁₀)	環境保全目標値 (L ₁₀) ^{注2)}																												
敷地境界 (最大振動出現地点)	敷地境界西側	昼間	58	60																												
		夜間	55	55																												
予測地点	区分 ^{注1)}	寄与分 ^{注2)} (L ₁₀)	現況値 (L ₁₀)	予測結果 ^{注3)} (L ₁₀)	環境保全目標値 ^{注4)} (L ₁₀)																											
最寄住居	昼間	27	25 未満	29	55																											
	夜間	25	25 未満	28	55																											

表 6.3-4(1) 環境影響評価の一覧（振動：廃棄物等の搬出入に伴う振動の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	振動	<p>廃棄物等の搬出入に伴う振動の影響</p> <p>■ 調査結果の概要</p> <p><地盤振動の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通振動 <p>国道 193 号沿いでは、振動レベル (L_{10}) は平日昼間・夜間が 25dB 未満、休日昼間・休日も 25dB 未満であり、いずれも要請限度以下であった。</p> <p>北側走行路沿いでは、振動レベル (L_{10}) は平日昼間・夜間が 25dB 未満、休日昼間・休日も 25dB 未満であり、いずれも要請限度以下であった。</p> <p>南側走行路沿いでは、振動レベル (L_{10}) は平日昼間・夜間が 25dB 未満、休日昼間・休日も 25dB 未満であり、いずれも要請限度以下であった。</p> <p>国道 377 号沿いでは、振動レベル (L_{10}) は平日昼間が 37dB、平日夜間が 25dB 未満、休日昼間が 37dB、休日夜間が 25dB 未満であり、いずれも要請限度以下であった。</p> <p>塩江中学校付近では、振動レベル (L_{10}) は平日昼間が 33dB、平日夜間が 25dB 未満、休日昼間が 32dB、休日夜間が 25dB 未満であり、いずれも要請限度以下であった。</p> <p>■ 予測結果の概要</p> <p>廃棄物等の搬出入車両台数を付加した振動レベルは 25 未満～39dB となった。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の搬出入車両台数の低減：ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努めることにより、沿道振動への影響を低減できる。 ・運転手の教育・指導：廃棄物等の搬出入にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道振動の発生を抑制できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。ただし、予測の結果、影響は軽微であるものの、一部の道路沿道において車両の走行台数の増加に伴う沿道環境の変化が比較的大きいことから、本事業による影響の程度を確認するため、事後調査を実施する。</p> <p>具体的には、施設の稼働が定常状態となる時期（平日 1 日×24 時間連続）に予測・評価を実施した道路沿道とし、現地調査を実施した 5 地点で道路交通振動、道路交通の状況（交通量）を調査する。</p>

表 6.3-4(2) 環境影響評価の一覧（振動：廃棄物等の搬出入に伴う振動の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																																																													
大気環境	振動	<p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価> 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、廃棄物等の搬出入に伴う振動の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、廃棄物等の搬出入に伴う振動の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価> いずれも、環境保全目標値を下回ることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p style="text-align: center;">【廃棄物等の搬出入に伴う道路交通振動（L₁₀）の評価結果】</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="416 846 1401 1249"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分^{注1)}</th> <th>現況振動レベル^{注2)}</th> <th>予測結果^{注3)}</th> <th>環境保全目標値^{注4)}</th> <th>廃棄物等の搬出入車両による増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国道 193 号沿い</td> <td>昼間</td> <td>25</td> <td>27</td> <td>65</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>25 未満</td> <td>25 未満</td> <td>60</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北側走行路沿い</td> <td>昼間</td> <td>25 未満</td> <td>27</td> <td>65</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>25 未満</td> <td>25 未満</td> <td>60</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南側走行路沿い</td> <td>昼間</td> <td>25 未満</td> <td>25 未満</td> <td>65</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>25 未満</td> <td>25 未満</td> <td>60</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国道 377 号沿い</td> <td>昼間</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>65</td> <td>0（1未満）</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>60</td> <td>0（1未満）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塩江中学校付近</td> <td>昼間</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>65</td> <td>0（1未満）</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>34</td> <td>34</td> <td>60</td> <td>0（1未満）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 時間区分は、昼間：8時から19時、夜間：19時から翌8時を示す。 注2) 現況振動レベルは、廃棄物等の搬出入車両が走行する時間帯の中で予測結果が最大となる時間帯の振動レベルの実測値を示す。 注3) 現況振動レベル及び予測結果が定量下限値を下回った場合、廃棄物等の搬出入車両による増加分は「-」を示した。また、南側走行路については、現地調査時の全時間帯の等価交通量が前述した予測式の適用範囲外（等価交通量10台以下）のため、将来計算値をそのまま予測結果とした。 注4) 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度の定めのない地域であるが、「道路交通振動の要請限度」の第1種地域の値を準用した。</p>	予測地点	時間区分 ^{注1)}	現況振動レベル ^{注2)}	予測結果 ^{注3)}	環境保全目標値 ^{注4)}	廃棄物等の搬出入車両による増加分	国道 193 号沿い	昼間	25	27	65	2	夜間	25 未満	25 未満	60	-	北側走行路沿い	昼間	25 未満	27	65	2	夜間	25 未満	25 未満	60	-	南側走行路沿い	昼間	25 未満	25 未満	65	-	夜間	25 未満	25 未満	60	-	国道 377 号沿い	昼間	39	39	65	0（1未満）	夜間	37	37	60	0（1未満）	塩江中学校付近	昼間	36	36	65	0（1未満）	夜間	34	34	60	0（1未満）
		予測地点	時間区分 ^{注1)}	現況振動レベル ^{注2)}	予測結果 ^{注3)}	環境保全目標値 ^{注4)}	廃棄物等の搬出入車両による増加分																																																								
国道 193 号沿い	昼間	25	27	65	2																																																										
	夜間	25 未満	25 未満	60	-																																																										
北側走行路沿い	昼間	25 未満	27	65	2																																																										
	夜間	25 未満	25 未満	60	-																																																										
南側走行路沿い	昼間	25 未満	25 未満	65	-																																																										
	夜間	25 未満	25 未満	60	-																																																										
国道 377 号沿い	昼間	39	39	65	0（1未満）																																																										
	夜間	37	37	60	0（1未満）																																																										
塩江中学校付近	昼間	36	36	65	0（1未満）																																																										
	夜間	34	34	60	0（1未満）																																																										

6.4 悪臭

表 6.4-1(1) 環境影響評価の一覧（悪臭：施設の稼働に伴う悪臭の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	悪臭 施設の稼働に伴う悪臭の影響	<p>■ 調査結果の概要</p> <p><悪臭の状況> いずれの地点・項目についても、定量下限値未満であり、参考として比較した悪臭防止法の規制基準値（A 区域）を下回っていた。また、南部クリーンセンター煙道における臭気指数は 20 であった。</p> <p><気象の状況> 通年における最多風向は東南東の風、風速の期間平均は 2.5m/s、日平均値の最高値は 6.3m/s、静穏率は 0.6%、日射量の期間平均値は 14.3MJ/m²、放射収支量の期間平均は 0.23MJ/m²、気温の期間平均は 15.8℃、湿度の期間平均は 75% であった。風向は、冬季は西の風、春季は西南西の風、夏季及び秋季は東南東の風が卓越していた。</p> <p>■ 予測結果の概要</p> <p><煙突排出ガス等に伴う悪臭></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設稼働時の煙突排出ガスに含まれる悪臭 予測の結果、最大地点及び現地調査地点とも臭気濃度は 10 未満となり、臭気指数も 10 未満と予測した。 また、臭気強度は最大地点及び現地調査地点のいずれにおいても 2.5 未満と推定される。当該結果と臭気強度と特定悪臭物質濃度の関係より、特定悪臭物質濃度は臭気強度 2.5 に対応する値未満になると予測した。 ・新施設休止時の排出口からの悪臭 予測の結果、最大地点及び現地調査地点とも臭気濃度は 10 未満となり、臭気指数も 10 未満と予測した。 また、臭気強度は最大地点及び現地調査地点のいずれにおいても 2.5 未満と推定される。当該結果と臭気強度と特定悪臭物質濃度の関係より、特定悪臭物質濃度は臭気強度 2.5 に対応する値未満になると予測した。 <p><新施設等からの漏洩に伴う悪臭> 現有施設の敷地境界上における悪臭の現地調査結果では、いずれの地点・項目についても、定量下限値未満であり、参考として比較した悪臭防止法の規制基準値（A 区域）を下回っていた。 また、新施設は現有施設と同様に強固な建築物とするほか、施設内は負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏れ出しを防ぐ等を行うこと、関連施設（破碎施設）においても、密閉化によって建屋内からの臭気の漏れ出しを防ぐ等を行うこと、関連施設（資源化施設）においても、脱臭装置による脱臭を行うといった悪臭の漏洩防止対策を講じる計画とすることにより、施設周辺に対する悪臭の影響は十分低減されると考えられる。 以上から、新施設等からの漏洩に伴う悪臭の影響は、既存施設の敷地境界上における悪臭の現地調査の結果と同等程度となると考えられる。</p>

表 6.4-1(2) 環境影響評価の一覧（悪臭：施設の稼働に伴う悪臭の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
大気環境	施設の稼働に伴う悪臭の影響	<p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <p><煙突排出ガス等に伴う悪臭></p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な燃焼管理：炉の適切な燃焼管理や監視を行い、排出ガスの伝搬による悪臭の影響を抑制することにより、悪臭による影響を低減できる。 臭気の高温分解：新施設稼働時には、施設内の空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行うことにより、悪臭による影響を低減できる。 脱臭装置の設置：炉停止時には脱臭装置による脱臭を行うことにより、悪臭による影響を低減できる。 <p><新施設等からの漏洩に伴う悪臭></p> <ul style="list-style-type: none"> 悪臭の漏洩防止：新施設においては、施設内を負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏れ出しを防ぐこと、関連施設（破碎施設）においては、密閉化によって建屋内からの臭気の漏れ出しを防ぐとともに、必要に応じて消臭剤の散布を行うことにより、悪臭による影響を低減できる。 脱臭装置の設置：新施設においては、炉休止時には脱臭装置による脱臭を行うこと、関連施設（資源化施設）においても、脱臭装置による脱臭を行うことにより、悪臭による影響を低減できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p><煙突排出ガス等に伴う悪臭></p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p><新施設等からの漏洩に伴う悪臭></p> <p>予測にあたっては類似の現有施設において測定された悪臭の現地調査結果を考慮しており、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 煙突排出ガス等に伴う悪臭 <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う悪臭（煙突排出ガス等に伴う悪臭）の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う悪臭（煙突排出ガス等に伴う悪臭）の影響については、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新施設等からの漏洩に伴う悪臭 <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、新施設等からの漏洩に伴う悪臭の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、新施設等からの漏洩に伴う悪臭の影響については、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>

表 6.4-1(3) 環境影響評価の一覧（悪臭：施設の稼働に伴う悪臭の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																																																																																																																																											
大気環境	施設の稼働に伴う悪臭の影響	<p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 煙突排出ガス等に伴う悪臭 予測の結果、いずれの項目も環境保全目標値を下回ることから、煙突排出ガス等に伴う悪臭の影響については、環境保全施策に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。 ・ 新施設等からの漏洩に伴う悪臭 既存施設の敷地境界上における悪臭の現地調査結果では、いずれの地点・項目についても、定量下限値未満であり、参考として比較した悪臭防止法の規制基準値（A区域）を下回っていた。また、新施設は既存施設と同様に強固な建築物とするほか、施設内は負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏れ出しを防ぐ等を行うこと、関連施設（破碎施設）においても、密閉化によって建屋内からの臭気の漏れ出しを防ぐ等を行うこと、関連施設（資源化施設）においても、脱臭装置による脱臭を行うといった悪臭の漏洩防止対策を講じる計画とすることにより、施設周辺に対する悪臭の影響は十分低減されると考えられる。 <p>以上から、新施設及び関連施設からの漏洩に伴う悪臭の影響は、既存施設の敷地境界上における悪臭の現地調査の結果と同等程度となると考えられることから、環境保全施策に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>																																																																																																																																											
		<p style="text-align: center;">【新施設稼働時の煙突排出ガスに含まれる悪臭の評価結果(1)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">予測結果</th> <th rowspan="2">環境保全目標値 (敷地境界線)</th> </tr> <tr> <th>最大地点</th> <th>檀集会所</th> <th>音川集会所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アンモニア</td><td>ppm</td><td>1 未満</td><td>1 未満</td><td>1 未満</td><td>1</td></tr> <tr><td>メチルメルカプタン</td><td>ppm</td><td>0.002 未満</td><td>0.002 未満</td><td>0.002 未満</td><td>0.002</td></tr> <tr><td>硫化水素</td><td>ppm</td><td>0.02 未満</td><td>0.02 未満</td><td>0.02 未満</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>硫化メチル</td><td>ppm</td><td>0.01 未満</td><td>0.01 未満</td><td>0.01 未満</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>二硫化メチル</td><td>ppm</td><td>0.009 未満</td><td>0.009 未満</td><td>0.009 未満</td><td>0.009</td></tr> <tr><td>トリメチルアミン</td><td>ppm</td><td>0.005 未満</td><td>0.005 未満</td><td>0.005 未満</td><td>0.005</td></tr> <tr><td>アセトアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.05 未満</td><td>0.05 未満</td><td>0.05 未満</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>プロピオンアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.05 未満</td><td>0.05 未満</td><td>0.05 未満</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>ノルマルブチルアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.009 未満</td><td>0.009 未満</td><td>0.009 未満</td><td>0.009</td></tr> <tr><td>イソブチルアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.02 未満</td><td>0.02 未満</td><td>0.02 未満</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>ノルマルバレールアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.009 未満</td><td>0.009 未満</td><td>0.009 未満</td><td>0.009</td></tr> <tr><td>イソバレールアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.003 未満</td><td>0.003 未満</td><td>0.003 未満</td><td>0.003</td></tr> <tr><td>イソブタノール</td><td>ppm</td><td>0.9 未満</td><td>0.9 未満</td><td>0.9 未満</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>酢酸エチル</td><td>ppm</td><td>3 未満</td><td>3 未満</td><td>3 未満</td><td>3</td></tr> <tr><td>メチルイソブチルケトン</td><td>ppm</td><td>1 未満</td><td>1 未満</td><td>1 未満</td><td>1</td></tr> <tr><td>トルエン</td><td>ppm</td><td>10 未満</td><td>10 未満</td><td>10 未満</td><td>10</td></tr> <tr><td>スチレン</td><td>ppm</td><td>0.4 未満</td><td>0.4 未満</td><td>0.4 未満</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>キシレン</td><td>ppm</td><td>1 未満</td><td>1 未満</td><td>1 未満</td><td>1</td></tr> <tr><td>プロピオン酸</td><td>ppm</td><td>0.03 未満</td><td>0.03 未満</td><td>0.03 未満</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>ノルマル酪酸</td><td>ppm</td><td>0.001 未満</td><td>0.001 未満</td><td>0.001 未満</td><td>0.001</td></tr> <tr><td>ノルマル吉草酸</td><td>ppm</td><td>0.0009 未満</td><td>0.0009 未満</td><td>0.0009 未満</td><td>0.0009</td></tr> <tr><td>イソ吉草酸</td><td>ppm</td><td>0.001 未満</td><td>0.001 未満</td><td>0.001 未満</td><td>0.001</td></tr> </tbody> </table> <p>注1) 予測対象としたすべての気象ケースについて、同様の結果であった。 注2) 最大地点の出現位置は、「6.1 大気質 6.1.2 予測・評価 (4) 施設の稼働に伴う大気質への影響 1) 予測」に示すとおりである。 一般的な気象条件時（大気安定度不安定時）：煙突の風下約550m 上層逆転層発生時：煙突の風下約730m ダウンウォッシュ発生時：煙突の風下の建物直下 ダウンドラフト発生時：煙突の風下約430m 接地逆転層崩壊時（フュミゲーション発生時）：煙突の風下約2km</p>	項目	単位	予測結果			環境保全目標値 (敷地境界線)	最大地点	檀集会所	音川集会所	アンモニア	ppm	1 未満	1 未満	1 未満	1	メチルメルカプタン	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002	硫化水素	ppm	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02	硫化メチル	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01	二硫化メチル	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009	トリメチルアミン	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005	アセトアルデヒド	ppm	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05	プロピオンアルデヒド	ppm	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02	ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009	イソバレールアルデヒド	ppm	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003	イソブタノール	ppm	0.9 未満	0.9 未満	0.9 未満	0.9	酢酸エチル	ppm	3 未満	3 未満	3 未満	3	メチルイソブチルケトン	ppm	1 未満	1 未満	1 未満	1	トルエン	ppm	10 未満	10 未満	10 未満	10	スチレン	ppm	0.4 未満	0.4 未満	0.4 未満	0.4	キシレン	ppm	1 未満	1 未満	1 未満	1	プロピオン酸	ppm	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03	ノルマル酪酸	ppm	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001	ノルマル吉草酸	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009	イソ吉草酸	ppm	0.001 未満	0.001 未満
項目	単位	予測結果			環境保全目標値 (敷地境界線)																																																																																																																																								
		最大地点	檀集会所	音川集会所																																																																																																																																									
アンモニア	ppm	1 未満	1 未満	1 未満	1																																																																																																																																								
メチルメルカプタン	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002																																																																																																																																								
硫化水素	ppm	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02																																																																																																																																								
硫化メチル	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01																																																																																																																																								
二硫化メチル	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009																																																																																																																																								
トリメチルアミン	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005																																																																																																																																								
アセトアルデヒド	ppm	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05																																																																																																																																								
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05																																																																																																																																								
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009																																																																																																																																								
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02																																																																																																																																								
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009																																																																																																																																								
イソバレールアルデヒド	ppm	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003																																																																																																																																								
イソブタノール	ppm	0.9 未満	0.9 未満	0.9 未満	0.9																																																																																																																																								
酢酸エチル	ppm	3 未満	3 未満	3 未満	3																																																																																																																																								
メチルイソブチルケトン	ppm	1 未満	1 未満	1 未満	1																																																																																																																																								
トルエン	ppm	10 未満	10 未満	10 未満	10																																																																																																																																								
スチレン	ppm	0.4 未満	0.4 未満	0.4 未満	0.4																																																																																																																																								
キシレン	ppm	1 未満	1 未満	1 未満	1																																																																																																																																								
プロピオン酸	ppm	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03																																																																																																																																								
ノルマル酪酸	ppm	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001																																																																																																																																								
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009																																																																																																																																								
イソ吉草酸	ppm	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001																																																																																																																																								

表 6.4-1(4) 環境影響評価の一覧（悪臭：施設の稼働に伴う悪臭の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要				
大気環境	悪臭 施設の稼働に伴う悪臭の影響	【新施設稼働時の煙突排出ガスに含まれる悪臭の評価結果(2)】				
		項目	単位	予測結果		環境保全目標値 (敷地境界線)
				協和会館	黒石集会所	
		アンモニア	ppm	1 未満	1 未満	1
		メチルメルカプタン	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.002
		硫化水素	ppm	0.02 未満	0.02 未満	0.02
		硫化メチル	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01
		二硫化メチル	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009
		トリメチルアミン	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.005
		アセトアルデヒド	ppm	0.05 未満	0.05 未満	0.05
		プロピオンアルデヒド	ppm	0.05 未満	0.05 未満	0.05
		ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009
		イソブチルアルデヒド	ppm	0.02 未満	0.02 未満	0.02
		ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009
		イソバレールアルデヒド	ppm	0.003 未満	0.003 未満	0.003
		イソブタノール	ppm	0.9 未満	0.9 未満	0.9
		酢酸エチル	ppm	3 未満	3 未満	3
		メチルイソブチルケトン	ppm	1 未満	1 未満	1
		トルエン	ppm	10 未満	10 未満	10
		スチレン	ppm	0.4 未満	0.4 未満	0.4
		キシレン	ppm	1 未満	1 未満	1
プロピオン酸	ppm	0.03 未満	0.03 未満	0.03		
ノルマル酪酸	ppm	0.001 未満	0.001 未満	0.001		
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009		
イソ吉草酸	ppm	0.001 未満	0.001 未満	0.001		
<p>注1) 予測対象としたすべての気象ケースについて、同様の結果であった。</p> <p>注2) 最大地点の出現位置は、「6.1 大気質 6.1.2 予測・評価 (4) 施設の稼働に伴う大気質への影響 1) 予測」に示すとおりである。</p> <p>一般的な気象条件時（大気安定度不安定時）：煙突の風下約550m 上層逆転層発生時：煙突の風下約730m ダウンウォッシュ発生時：煙突の風下の建物直下 ダウンドラフト発生時：煙突の風下約430m 接地逆転層崩壊時（フュミゲーション発生時）：煙突の風下約 2km</p>						

表 6.4-1(5) 環境影響評価の一覧（悪臭：施設の稼働に伴う悪臭の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要						
大気環境	悪臭	施設の稼働に伴う悪臭の影響	【新施設休止時の排出口からの悪臭の評価結果(1)】					
			項目	単位	予測結果			環境保全目標値 (敷地境界線)
					最大地点	檀集会所	音川集会所	
			アンモニア	ppm	1 未満	1 未満	1 未満	1
			メチルメルカプタン	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002
			硫化水素	ppm	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02
			硫化メチル	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01
			二硫化メチル	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009
			トリメチルアミン	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005
			アセトアルデヒド	ppm	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05
			プロピオンアルデヒド	ppm	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05
			ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009
			イソブチルアルデヒド	ppm	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02
			ノルマルパレルアルデヒド	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009
			イソパレルアルデヒド	ppm	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003
			イソブタノール	ppm	0.9 未満	0.9 未満	0.9 未満	0.9
			酢酸エチル	ppm	3 未満	3 未満	3 未満	3
			メチルイソブチルケトン	ppm	1 未満	1 未満	1 未満	1
			トルエン	ppm	10 未満	10 未満	10 未満	10
			スチレン	ppm	0.4 未満	0.4 未満	0.4 未満	0.4
			キシレン	ppm	1 未満	1 未満	1 未満	1
			プロピオン酸	ppm	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03
			ノルマル酪酸	ppm	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001
			ノルマル吉草酸	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009
イソ吉草酸	ppm	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001			
注1) 予測は、一般的な気象条件時（大気安定度不安定時）を対象に行った。								
注2) 最大地点の出現位置は、排気口から約100mである。								

表 6.4-1(6) 環境影響評価の一覧（悪臭：施設の稼働に伴う悪臭の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要				
大気環境	悪臭 施設の稼働に伴う悪臭の影響	【新施設休止時の排出口からの悪臭の評価結果(2)】				
		項目	単位	予測結果		環境保全目標値 (敷地境界線)
				協和会館	黒石集会所	
		アンモニア	ppm	1 未満	1 未満	1
		メチルメルカプタン	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.002
		硫化水素	ppm	0.02 未満	0.02 未満	0.02
		硫化メチル	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01
		二硫化メチル	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009
		トリメチルアミン	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.005
		アセトアルデヒド	ppm	0.05 未満	0.05 未満	0.05
		プロピオンアルデヒド	ppm	0.05 未満	0.05 未満	0.05
		ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009
		イソブチルアルデヒド	ppm	0.02 未満	0.02 未満	0.02
		ノルマルパレルアルデヒド	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009
		イソパレルアルデヒド	ppm	0.003 未満	0.003 未満	0.003
		イソブタノール	ppm	0.9 未満	0.9 未満	0.9
		酢酸エチル	ppm	3 未満	3 未満	3
		メチルイソブチルケトン	ppm	1 未満	1 未満	1
		トルエン	ppm	10 未満	10 未満	10
		スチレン	ppm	0.4 未満	0.4 未満	0.4
		キシレン	ppm	1 未満	1 未満	1
プロピオン酸	ppm	0.03 未満	0.03 未満	0.03		
ノルマル酪酸	ppm	0.001 未満	0.001 未満	0.001		
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009		
イソ吉草酸	ppm	0.001 未満	0.001 未満	0.001		
注1) 予測は、一般的な気象条件時（大気安定度不安定時）を対象に行った。 注2) 最大地点の出現位置は、排気口から約100mである。						

6.5 水質

表 6.5-1(1) 環境影響評価の一覧（水質：造成等の施工による一時的な水質（浮遊物質）への影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
水環境	水質	<p>造成等の施工による一時的な水質（浮遊物質）への影響</p> <p>■ 調査結果の概要</p> <p><浮遊物質の状況> 3 降雨時を対象に調査を行った結果、浮遊物質は対象事業実施区域下流で 48～400mg/L、砂防堰堤上流で 100～280mg/L であった。</p> <p><水象の状況> 3 降雨時を対象に調査を行った結果、流量は対象事業実施区域下流で 0.0186～0.0931m³/s、砂防堰堤上流で 0.0400～0.3294m³/s であった。</p> <p>■ 予測結果の概要</p> <p>計画地下流況における浮遊物質は 48～331mg/L、砂防堰堤上流における浮遊物質は 81～265mg/L であり、現地調査により把握した現況の河川水質からほとんど変化しないと予測された。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設沈砂池の設置：敷地内の雨水を仮設沈砂池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流河川等への濁水の影響を低減できる。 ・仮設沈砂池の浚渫：仮設沈砂池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。 ・速やかな転圧等：造成の終わった法面等は、速やかな転圧又は養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p>

表 6.5-1(2) 環境影響評価の一覧（水質：造成等の施工による一時的な水質（浮遊物質量）への影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																												
水環境	水質	<p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価> 調査及び予測結果並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、造成等の施工による一時的な水質（浮遊物質量）への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、造成等の施工による一時的な水質（浮遊物質量）への影響については、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価> 降雨時の浮遊物質量は、現況調査結果の変動範囲内もしくはそれ以下、かつ、その平均値は現況調査結果の平均値以下の濃度になると予測した。</p> <p>以上のことから、造成等の施工による一時的な水質（浮遊物質量）への影響については、環境保全施策に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p style="text-align: center;">【造成等の施工による一時的な水質（浮遊物質量）への影響の評価結果（対象事業実施区域下流況）】</p> <table border="1" data-bbox="416 898 1401 1025"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th colspan="2">環境保全目標値（現況調査結果^{注）}</th> </tr> <tr> <th>平均値（mg/L）</th> <th>変動幅（mg/L）</th> <th>平均値（mg/L）</th> <th>変動幅（mg/L）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊物質量</td> <td>146</td> <td>48～331</td> <td>173</td> <td>48～400</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）3回実施した降雨時の水質調査結果を示す。（「6.5.1現況調査」参照）</p> <p style="text-align: center;">【造成等の施工による一時的な水質（浮遊物質量）への影響の評価結果（砂防堰堤上流）】</p> <table border="1" data-bbox="416 1178 1401 1305"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th colspan="2">環境保全目標値（現況調査結果^{注）}</th> </tr> <tr> <th>平均値（mg/L）</th> <th>変動幅（mg/L）</th> <th>平均値（mg/L）</th> <th>変動幅（mg/L）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊物質量</td> <td>148</td> <td>81～265</td> <td>163</td> <td>100～280</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）3回実施した降雨時の水質調査結果を示す。（「6.5.1現況調査」参照）</p>	項目	予測結果		環境保全目標値（現況調査結果 ^{注）}		平均値（mg/L）	変動幅（mg/L）	平均値（mg/L）	変動幅（mg/L）	浮遊物質量	146	48～331	173	48～400	項目	予測結果		環境保全目標値（現況調査結果 ^{注）}		平均値（mg/L）	変動幅（mg/L）	平均値（mg/L）	変動幅（mg/L）	浮遊物質量	148	81～265	163	100～280
項目	予測結果			環境保全目標値（現況調査結果 ^{注）}																										
	平均値（mg/L）	変動幅（mg/L）	平均値（mg/L）	変動幅（mg/L）																										
浮遊物質量	146	48～331	173	48～400																										
項目	予測結果		環境保全目標値（現況調査結果 ^{注）}																											
	平均値（mg/L）	変動幅（mg/L）	平均値（mg/L）	変動幅（mg/L）																										
浮遊物質量	148	81～265	163	100～280																										

6.6 植物

表 6.6-1(1) 環境影響評価の一覧
(植物：工事の実施及び施設の供用に伴う植物への影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
植物	工事の実施及び施設の供用に伴う植物への影響	<p>■ 調査結果の概要</p> <p>現地調査の結果、110科442種の植物が確認された。うち、重要な種に該当する種は、ミズオオバコ、フトヒルムシロ、ヤナギモ、ギンラン、アケボノシュスラン、ミミナグサ、イヌタヌキモの7種であった。</p> <p>植生調査の結果、調査地域の植生は15群落と4土地利用単位に区分された。重要な植物群落は確認されなかった。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ギンラン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>アケボノシュスラン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>イヌタヌキ</p> </div> </div> <p>■ 予測結果の概要</p> <p>施設の供用（生育地の消失又は縮小）の影響により「影響を受ける（A）」と予測された種は、ギンラン、アケボノシュスラン及びイヌタヌキモの3種、「影響は小さい（B）」と予測された種はフトヒルムシロの1種であった。</p> <p>工事の実施（造成等の施工による水の濁り）水質（水の濁り）の環境保全措置を実施することを前提に予測し、「影響を受ける（A）」又は「影響は小さい（B）」と予測された種はなかった。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形改変の最小化：工事施工ヤードは対象事業実施区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、植物の生育環境の消失・縮小を最小化し、植物への影響を低減できる。 ・個体の保護・移植：土地の改変により主要な生育環境を改変される種及び付随的に確認されたその他の重要な種について、周辺の生育環境への移植を行うことで、対象種への影響を回避・低減できる。 ・施工時の配慮：工事関係者に対し、工事区域外への不要な立ち入りや植物の採取等を禁止することで、植物への影響を低減できる。 ・仮設沈砂池の設置：敷地内の雨水を仮設沈砂池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流河川等への濁水の影響を低減できる。 ・仮設沈砂池の浚渫：仮設沈砂池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。 ・速やかな転圧等：造成の終わった法面は、速やかな転圧又は養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、改変範囲の下流生育する種への影響を低減できる。

**表 6.6-1(2) 環境影響評価の一覧
(植物：工事の実施及び施設の供用に伴う植物への影響)**

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
植物	工事の実施及び施設の供用に伴う植物への影響	<p>■ 事後調査の概要</p> <p>予測の結果、新施設整備予定区域に分布するギンラン、アケボノシュスラン及びイヌタヌキモの3種の重要な種については、「影響は大きい (A)」に該当した。当該影響に対して実施する環境保全措置のうち「個体の保護・移植」については、その効果に不確実性があると考えられることから、ギンラン、アケボノシュスラン及びイヌタヌキモについて事後調査を実施する。</p> <p>具体的には、移植後2年の基本として、花期に目視により、上記3種の生育確認調査を行う。</p> <p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価></p> <p>調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施及び施設の供用に伴う植物への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回復又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、工事の実施及び施設の供用に伴う植物への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>

6.7 動物

表 6.7-1(1) 環境影響評価の一覧
(動物：工事の実施及び施設の供用に伴う動物への影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
動物	工事の実施及び施設の供用に伴う動物への影響	<p>■ 調査結果の概要</p> <p>現地調査の結果、哺乳類 17 種、一般鳥類 62 種、猛禽類 9 種、爬虫類 9 種、両生類 11 種、昆虫類 571 種、陸産貝類 24 種、魚類 4 種、底生動物 139 種が確認された（調査項目ごとの重複種あり）。うち、重要な種に該当する種は 46 種であった。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>セトウチサンショウウオ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ヒメタイコウチ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ミナミメダカ</p> </div> </div> <p>■ 予測結果の概要</p> <p>施設の供用（生息地の消失又は縮小）の影響により「影響を受ける (A)」と予測された種は、セトウチサンショウウオ、ヒメタイコウチ及びミナミメダカの 3 種、「影響は小さい (B)」と予測された種は、トノサマガエルやベニイトトンボ、ヒラマキミズマイマイなどの 10 種であった。工事の実施（造成等の施工による水の濁り）については、水質（水の濁り）の環境保全措置を実施することを前提に予測し、「影響を受ける (A)」又は「影響は小さい (B)」と予測された種はなかった。</p>

**表 6.7-1(2) 環境影響評価の一覧
(動物：工事の実施及び施設の供用に伴う動物への影響)**

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
動物	工事の実施及び施設の供用に伴う動物への影響	<p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形改変の最小化：工事施工ヤードは新施設整備予定区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、動物の生息環境の消失・縮小を最小化し、動物への影響を低減できる。 ・個体の保護・移殖：土地の改変により主要な生息環境を改変される種及び付随的に確認されたその他の重要な種について、周辺の生息環境への移殖を行うことで、対象種への影響を回避・低減できる。 ・代償環境の整備：土地の改変により主要な生息環境を改変される種のうち、周辺に生息環境が確保できない種注については、既存の類似環境を整備し、代償環境を確保したうえで、移殖を行うことで、生息環境を代償し、対象種への影響を回避・低減できる。 ・植栽の実施：敷地内において、可能な限り植栽を施すことで、動物の生息環境を創出することができる。 ・建設機械・工法の選定：できる限り低騒音型の建設機械・工法を採用するよう努めることで、動物への影響を低減できる。 ・施工時の配慮：工事関係者に対し、工事区域外への不要な立ち入りや動物の採取等を禁止することで、動物への影響を低減できる。 ・仮設沈砂池の設置：敷地内の雨水を仮設沈砂池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流河川等への濁水の影響を低減できる。 ・仮設沈砂池の浚渫：仮設沈砂池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。 ・速やかな転圧等：造成の終わった法面等は、速やかな転圧又は養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>予測の結果、新施設整備予定区域に分布するセトウチサンショウウオ、ヒメタイコウチ及びミナミメダカの3種の重要な種については、「影響は大きい (A)」に該当した。当該影響に対して実施する環境保全措置のうち「個体の保護・移植」及び「代償環境の整備」については、その効果に不確実性があると考えられることから、セトウチサンショウウオ、ヒメタイコウチ及びミナミメダカについて事後調査を実施する。</p> <p>具体的には、移殖後2年～4年を基本として、確認適期に捕獲等により、上記3種の生息確認調査を行う。</p> <p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価></p> <p>調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施及び施設の供用に伴う動物への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回復又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、工事の実施及び施設の供用に伴う動物への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>

6.8 生態系

表 6.8-1(1) 環境影響評価の一覧（生態系：工事の実施に伴う生態系への影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要						
生態系	工事の実施に伴う生態系への影響	<p>■ 調査結果の概要</p> <p><生態系の環境類型区分> 基盤環境をもとに環境類型区分を行った結果、「丘陵地の樹林及び谷戸の生態系」及び「平地の耕作地及び市街地の生態系」の2つの環境類型区分が成立すると考えられる。</p> <p><生態系の構造及び機能> 当地域の生態系の機能を特徴付ける注目種を、上位性、典型性の観点から選定した。特殊性の観点では該当種はなかった。</p> <p style="text-align: center;">【選定した注目種の生態及び現地確認状況（上位性）】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>注目種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位性</td> <td>キツネ（哺乳類）、オオタカ（鳥類）</td> </tr> <tr> <td>典型性</td> <td>イノシシ（哺乳類）、キビタキ（鳥類）、ハクセキレイ（鳥類）、クサガメ（爬虫類）、ニホンカナヘビ（爬虫類）、シュレーゲルアオガエル（両生類）、マツモムシ（昆虫類）、ヤママユ（昆虫類）、セトウチマイマイ（陸産貝類）、カワヨシノボリ（魚類）、スジエビ（底生動物）、コナラ（植物）、ヤブラン（植物）</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 予測結果の概要</p> <p><生態系の環境類型区分> 土地の改変により「丘陵地の樹林及び谷戸」が減少し（減少面積：5.2ha、減少率0.7%）、その減少分を「平地の耕作地及び市街地」が増加すると予測した。なお、「丘陵地の樹林及び谷戸」の減少面積の大半は、コナラ群落、竹林、アカメガシワ-カラスザンショウ群落、ネザサススキ群落であり、これらは二次的な植物群落であり、自然度は低い。</p> <p><生態系の構造及び機能> 施設の供用（生息地の消失又は縮小）の予測結果は、予測対象14種全てが「影響は極めて小さい（C）」に該当した。</p> <p>工事の実施（造成等の施工による水の濁り）については、水質（水の濁り）の環境保全措置を実施することを前提に予測し、「影響を受ける（A）」又は「影響は小さい（B）」と予測された種はなかった。</p>	区分	注目種	上位性	キツネ（哺乳類）、オオタカ（鳥類）	典型性	イノシシ（哺乳類）、キビタキ（鳥類）、ハクセキレイ（鳥類）、クサガメ（爬虫類）、ニホンカナヘビ（爬虫類）、シュレーゲルアオガエル（両生類）、マツモムシ（昆虫類）、ヤママユ（昆虫類）、セトウチマイマイ（陸産貝類）、カワヨシノボリ（魚類）、スジエビ（底生動物）、コナラ（植物）、ヤブラン（植物）
区分	注目種							
上位性	キツネ（哺乳類）、オオタカ（鳥類）							
典型性	イノシシ（哺乳類）、キビタキ（鳥類）、ハクセキレイ（鳥類）、クサガメ（爬虫類）、ニホンカナヘビ（爬虫類）、シュレーゲルアオガエル（両生類）、マツモムシ（昆虫類）、ヤママユ（昆虫類）、セトウチマイマイ（陸産貝類）、カワヨシノボリ（魚類）、スジエビ（底生動物）、コナラ（植物）、ヤブラン（植物）							

表 6.8-1(2) 環境影響評価の一覧（生態系：工事の実施に伴う生態系への影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
生態系	工事の実施に伴う生態系への影響	<p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形改変の最小化：工事施工ヤードは新施設整備予定区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、動物の生息環境、植物の生育環境の消失・縮小を最小化し、生態系への影響を低減できる。 ・植栽の実施：敷地内において、可能な限り植栽を施すことで、動物の生息環境を創出することができる。 ・建設機械・工法の選定：できる限り低騒音型の建設機械・工法を採用するよう努めることで、生態系への影響を低減できる。 ・施工時の配慮：工事関係者に対し、工事区域外への不要な立ち入りや動物・植物の採取等を禁止することで、生態系への影響を低減できる。 ・仮設沈砂池の設置：敷地内の雨水を仮設沈砂池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流河川等への濁水の影響を低減できる。 ・仮設沈砂池の浚渫：仮設沈砂池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。 ・速やかな転圧等：造成の終わった法面等は、速やかな転圧又は養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>予測の結果「影響を受ける（A）」に該当する種はなかった。このため、事後調査は実施しない。</p> <p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価></p> <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施（土地の改変及び重機の稼働）に伴う生態系への影響は、環境保全措置を講じることにより、回復又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、工事の実施（土地の改変及び重機の稼働）に伴う生態系への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>

6.9 景観

表 6.9-1(1) 環境影響評価の一覧（景観：施設の存在に伴う景観への影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																														
景観	施設の存在に伴う景観への影響	<p>■ 調査結果の概要</p> <p><主要な眺望点の状況> 方法書において抽出した6地点の主要な眺望点についての状況を把握した。</p> <p><景観資源の状況> 方法書において抽出した3地点の主要な景観資源についての状況を把握した。</p> <p><主要な眺望景観の状況> 方法書において抽出した6地点の主要な眺望点において、冬季と夏季の2回、景観写真を撮影した。</p> <p>■ 予測結果の概要</p> <p><主要な眺望点及び景観資源の改変> 主要な眺望点及び景観資源の分布位置は、対象事業実施区域から十分に離れており、主要な眺望点及び景観資源の改変は行わない。よって、施設の存在による主要な眺望点及び景観資源の改変の影響はないと予測した。</p> <p><主要な眺望景観の変化> 本施設は、現有施設に隣接した尾根部の切土等を行い、施設整備を行う計画である。現有施設においても周囲から視認しにくい場所であったが、さらに周囲から視認しにくい場所となるため、主要な眺望点にける圧迫感等の変化は極めて小さく、主要な眺望景観への影響は極めて小さいと予測した。</p> <p style="text-align: center;">【主要な眺望点における予測結果概要】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> <th>視距離(m)</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>岩崎橋北詰交差点</td> <td>3,050</td> <td>不可視（影響はない）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高松空港展望台</td> <td>2,530</td> <td>不可視（影響はない）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>鮎滝橋</td> <td>1,720</td> <td>不可視（影響はない）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">塩江町橋谷付近</td> <td>冬季</td> <td>可視（影響は極めて小さい）</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>不可視（影響はない）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>香川町下倉付近</td> <td>1,550</td> <td>不可視（影響はない）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>さぬき空港公園（展望広場）</td> <td>2,790</td> <td>不可視（影響はない）</td> </tr> </tbody> </table>	No.	調査地点	視距離(m)	予測結果	1	岩崎橋北詰交差点	3,050	不可視（影響はない）	2	高松空港展望台	2,530	不可視（影響はない）	3	鮎滝橋	1,720	不可視（影響はない）	4	塩江町橋谷付近	冬季	可視（影響は極めて小さい）	夏季	不可視（影響はない）	5	香川町下倉付近	1,550	不可視（影響はない）	6	さぬき空港公園（展望広場）	2,790	不可視（影響はない）
No.	調査地点	視距離(m)	予測結果																													
1	岩崎橋北詰交差点	3,050	不可視（影響はない）																													
2	高松空港展望台	2,530	不可視（影響はない）																													
3	鮎滝橋	1,720	不可視（影響はない）																													
4	塩江町橋谷付近	冬季	可視（影響は極めて小さい）																													
		夏季	不可視（影響はない）																													
5	香川町下倉付近	1,550	不可視（影響はない）																													
6	さぬき空港公園（展望広場）	2,790	不可視（影響はない）																													

表 6.9-1(2) 環境影響評価の一覧（景観：施設の存在に伴う景観への影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
景観	施設の存在に伴う景観への影響	<p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の意匠の検討：建屋・煙突の形状及び配色に配慮することで、周辺景観との違和感を低減できる。 ・ 植栽の実施：敷地内においても可能な限り植栽を施すことで、周辺環境との調和を図ることができる。 ・ 「高松市景観計画」との整合：「構造物の意匠の検討」及び「植栽の実施」においては、「高松市景観計画」との整合を図ることで、地域環境の統一性を図ることができる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価></p> <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、存在・供用（施設の存在）に伴う景観への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、存在・供用（施設の存在）に伴う景観への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価></p> <p>存在・供用（施設の存在）に伴う景観への影響について、対象施設の配置、形状、配色、意匠については、今後検討するが、環境保全措置として、「高松市景観計画」に従った景観対応を行うこととしており、また、上記「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」については、確実に対応を行う。</p> <p>以上より、存在・供用（施設の存在）に伴う景観への影響については、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>

6.10 廃棄物等

表 6.10-1(1) 環境影響評価の一覧（廃棄物等：造成等の施工による一時的な影響に伴う廃棄物等の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
廃棄物等	造成等の施工による一時的な影響に伴う廃棄物等の影響	<p>■ 予測結果の概要</p> <p>造成等の施工に伴って建設発生土が 267,800m³ 発生し、埋戻量は 139,980m³、残土処分量は 115,100m³ になると予測した。</p> <p>既存工作物の解体撤去に伴ってコンクリート塊が 1,890t 発生し、再資源化等量は 1,890t、最終処分量は 0t になると予測した。また、アスファルト塊は 830t 発生し、再資源化等量は 830t、最終処分量は 0t になると予測した。</p> <p>樹木の伐採に伴って建設発生木材が 2,346t 発生し、再資源化等量は 1,531.8t、最終処分量は 814.1t になると予測した。</p> <p>新施設等の建設工事に伴ってコンクリート塊等が合計で 588t 発生し、再資源化等量は合計で 496.1t、最終処分量は合計で 91.9t になると予測した。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な処理及び再利用：建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な処理及び再利用を図ることにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。 ・適正な処分：再利用及び再資源化が困難な建設副産物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処分を行うことにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。 ・再資源化の促進：建設副産物は、再利用しやすい材料の使用や分別を徹底し、再資源化の促進に努めることにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。 ・建設発生土の再利用：建設発生土は可能な限り埋戻土として対象事業実施区域内で再利用を図るとともに、再利用が困難な建設発生土については、工事間利用の促進に努めることにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。予測の結果、建設発生土については、残土処分量が 115,100m³ になることから、当該影響が軽微ではないと考えられるため、事後調査を実施する。</p> <p>具体的には、工事期間中に対象事業実施区域で建設発生土の発生量を調査する。</p>

表 6.10-1(2) 環境影響評価の一覧（廃棄物等：造成等の施工による一時的な影響に伴う廃棄物等の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要																																																																													
廃棄物等	造成等の施工による一時的な影響に伴う廃棄物等の影響	<p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価></p> <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、造成等の施工による一時的な影響に伴って発生する廃棄物等の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、造成等の施工による一時的な影響に伴って発生する廃棄物等の影響については、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価></p> <p>既存工作物の解体撤去に伴って発生するコンクリート塊及びアスファルト塊、新施設等の建設工事に伴って発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木くずについては、再資源化等率が環境保全目標値を上回るため、環境保全施策に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p>造成等の施工に伴って発生する建設発生土については、その有効利用率が環境保全目標値を下回るが、前項に示す環境保全措置を講じることから、造成等の施工による一時的な影響に伴って発生する廃棄物等の影響の低減が見込めることから、環境保全施策に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p style="text-align: center;">【造成等の施工による一時的な影響に伴って発生する廃棄物等の影響の評価結果】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発生量 (t)</th> <th>残土処分量又は最終処分量 (t)</th> <th>有効利用率又は再資源化等率 (%)</th> <th>環境保全目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等の施工に伴って発生する建設発生土</td> <td>267,800</td> <td>115,100</td> <td>52.3</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">既存工作物の解体撤去に伴って発生する建設副産物</td> <td>コンクリート塊</td> <td>1,890</td> <td>0.0</td> <td>100.0</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td>830</td> <td>0.0</td> <td>100.0</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td>樹木の伐採に伴って発生する建設発生木材</td> <td>2,346</td> <td>814.1</td> <td>65.3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">新施設等の建設工事に伴って発生する建設副産物</td> <td>コンクリート塊</td> <td>117</td> <td>0.0</td> <td>100.0</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>38</td> <td>0.0</td> <td>100.0</td> <td>99%以上</td> </tr> <tr> <td>ガラス・陶磁器</td> <td>34</td> <td>9.0</td> <td>73.4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>43</td> <td>22.1</td> <td>48.6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>31</td> <td>0.7</td> <td>97.8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>51</td> <td>0.3</td> <td>99.4</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>紙くず</td> <td>25</td> <td>8.9</td> <td>64.3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>廃石膏ボード</td> <td>45</td> <td>6.0</td> <td>86.7</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>87</td> <td>23.1</td> <td>73.4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>117</td> <td>21.8</td> <td>81.4</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)建設発生土の有効利用率は、埋戻量を建設発生土量で除すことで算出した。</p> <p>注2)「—」は「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月、国土交通省）において、達成基準値がないものを示す。</p>	区分	発生量 (t)	残土処分量又は最終処分量 (t)	有効利用率又は再資源化等率 (%)	環境保全目標値	造成等の施工に伴って発生する建設発生土	267,800	115,100	52.3	80%以上	既存工作物の解体撤去に伴って発生する建設副産物	コンクリート塊	1,890	0.0	100.0	99%以上	アスファルト塊	830	0.0	100.0	99%以上	樹木の伐採に伴って発生する建設発生木材	2,346	814.1	65.3	—	新施設等の建設工事に伴って発生する建設副産物	コンクリート塊	117	0.0	100.0	99%以上	アスファルト・コンクリート塊	38	0.0	100.0	99%以上	ガラス・陶磁器	34	9.0	73.4	—	廃プラスチック	43	22.1	48.6	—	金属くず	31	0.7	97.8	—	木くず	51	0.3	99.4	95%以上	紙くず	25	8.9	64.3	—	廃石膏ボード	45	6.0	86.7	—	その他	87	23.1	73.4	—	建設混合廃棄物	117	21.8	81.4	—
		区分	発生量 (t)	残土処分量又は最終処分量 (t)	有効利用率又は再資源化等率 (%)	環境保全目標値																																																																									
		造成等の施工に伴って発生する建設発生土	267,800	115,100	52.3	80%以上																																																																									
		既存工作物の解体撤去に伴って発生する建設副産物	コンクリート塊	1,890	0.0	100.0	99%以上																																																																								
			アスファルト塊	830	0.0	100.0	99%以上																																																																								
		樹木の伐採に伴って発生する建設発生木材	2,346	814.1	65.3	—																																																																									
		新施設等の建設工事に伴って発生する建設副産物	コンクリート塊	117	0.0	100.0	99%以上																																																																								
			アスファルト・コンクリート塊	38	0.0	100.0	99%以上																																																																								
			ガラス・陶磁器	34	9.0	73.4	—																																																																								
			廃プラスチック	43	22.1	48.6	—																																																																								
金属くず	31		0.7	97.8	—																																																																										
木くず	51		0.3	99.4	95%以上																																																																										
紙くず	25		8.9	64.3	—																																																																										
廃石膏ボード	45		6.0	86.7	—																																																																										
その他	87	23.1	73.4	—																																																																											
建設混合廃棄物	117	21.8	81.4	—																																																																											

表 6.10-2 環境影響評価の一覧（廃棄物等：施設の供用に伴う廃棄物の影響）

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
廃棄物等	施設の供用に伴う廃棄物の影響	<p>■ 予測結果の概要</p> <p>新施設の供用に伴って発生する焼却残さ等は 130,284t/年の廃棄物を焼却処理する計画であり、主灰の発生量は 6,880t/年、処理量は 8,610t/年、飛灰の発生量は 6,110t/年、処理量は 7,510t/年になると予測した。また、廃棄物の縮減率は 87.6%、最終処分量は 16,120t/年になると予測した。</p> <p>関連施設の供用に伴って発生する不燃残さ等は破碎施設においては 12,208t/年、資源化施設においては 5,755t/年の廃棄物を処理する計画であり、2 施設の廃棄物の計画処理量は計 17963t/年である。2 施設の再資源化量は計 15,985t/年、再資源化率は 88.9%、最終処分量は 1,988t/年になると予測した。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な処理及び処分：施設供用後に発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に中間処理を行ったうえで、適正な処理・処分を行うことにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。 ・ごみ分別・減量化の推進：ごみ分別回収の徹底及びごみの減量化の取り組みを推進することにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価></p> <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の供用に伴う廃棄物の発生の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、施設の供用に伴う廃棄物の発生の影響については、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>

6.11 温室効果ガス

表 6.11-1(1) 環境影響評価の一覧
(温室効果ガス：施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響)

環境要素	影響要因	調査結果・予測結果・評価結果の概要
温室効果ガス	施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響	<p>■ 予測結果の概要</p> <p>現有施設から発生する温室効果ガスは 19,679tCO₂/年であり、新施設（関連施設を含む）から発生する温室効果ガスは 11,755tCO₂/年と予測され、合計で 7,924tCO₂/年の低減が見込まれると予測した。</p> <p>以上から、新施設の整備により、現有施設に比べ約 40%の温室効果ガスが低減すると予測される。</p> <p>■ 環境保全措置の概要</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー回収・循環利用：焼却処理により発生した余熱や発電した電力を、できる限り施設の内外で利用するなど、エネルギーの回収・循環利用に努めることにより、温室効果ガスによる影響を低減できる。 ・再生可能エネルギーによる発電設備の導入：太陽光発電等の再生可能エネルギーによる発電設備を導入することにより、温室効果ガスによる影響を低減できる。 <p>■ 事後調査の概要</p> <p>予測では公表されている原単位及び算出方法等を用いており、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>■ 評価結果の概要</p> <p><環境影響の回避・低減に係る評価></p> <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、回避又は低減が期待できるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響については、実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>

第 7 章 環境保全措置

第7章 環境保全措置

7.1 環境保全措置の検討

香川県環境影響評価技術指針においては、環境保全措置は対象事業の実施により選定事項又は選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること及び国、県及び関係する市町による環境保全施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として検討するものとされている。

また、検討にあたっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討の結果を踏まえ、必要に応じ、当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置の検討を行うこととされている。

以上を踏まえ検討した環境保全措置の検討結果を以下に示す。

7.2 環境保全措置の検討結果

7.2.1 大気質

大気質に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.1-1～表 7.2.1-2 に示す。

表 7.2.1-1 大気質に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響	
工事の実施	工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入車両台数の低減	低減	高松市	土地の改変に伴う発生土砂は、減量対策を推進し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数をできる限り減らすことにより、沿道の大気質への影響を軽減できる。	なし	なし
		工事用資材等の搬出入車両の維持管理	低減	高松市	工事用資材等の搬出入車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つことにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
		工事用資材等の搬出入車両の清掃	低減	高松市	工事用資材等の搬出入車両のタイヤ等の洗浄を行うことにより、周辺環境への泥土等の飛散を抑制できる。	なし	なし
		運転手の教育・指導	低減	高松市	工事用資材等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
	建設機械の稼働(排ガス)	排出ガス対策型建設機械の採用	低減	高松市	建設工事に使用する建設機械は、排出ガス対策型を採用することにより、周囲への大気質の影響を低減できる。	なし	なし
		建設機械の整備・点検	低減	高松市	建設機械の整備・点検を徹底することにより、整備不良による大気汚染物質の発生を抑制できる。	なし	なし
		教育指導の実施	低減	高松市	アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、建設機械に過剰な負荷をかけないように留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、大気汚染物質の排出量を抑制できる。	なし	なし

表 7.2.1-2 大気質に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響	
工事の実施	建設機械の稼働による一時的な影響、 造成等の施工による一時的な影響、 建設機械の稼働(粉じん等)	散水の実施	低減	高松市	強風時や乾燥時等の砂じんの発生しやすい気象条件においては、必要に応じ、適宜散水を行うことにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし
	敷鉄板の設置	低減	高松市	敷地内の車両走行ルートや重機稼働箇所を中心に、可能な限り敷鉄板を設置することにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし	
施設の供用	施設の稼働(排ガス)	排ガス処理設備	低減	高松市	最新の排ガス処理設備を採用し、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出抑制を行うことにより、煙突から排出される大気汚染物質による大気質への影響を低減できる。	なし	なし
		運転管理の徹底	低減	高松市	焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行うことにより、煙突から排出される大気汚染物質による大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
		排ガス濃度等の情報公開	低減	高松市	排ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開に努め、一般市民が本施設の運転状況を確認できるようにすることで、大気質への不信感の抑制と市民の安心感が得られる。	なし	なし
	施設の稼働(粉じん等)	施設を建屋で囲う	低減	高松市	粉じん等を発生させるおそれのある資源化施設及び破碎施設の設備は建屋で囲い、処理過程で生じる粉じん等を周辺に飛散させず、粉じん等の飛散を抑制できる。	なし	なし
		除じん設備の設置	低減	高松市	施設内で発生した粉じん等を集じんダクトで吸引を行い、ろ過式集じん器(バグフィルタ)により除去することにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし
		散水の実施	低減	高松市	施設内で適宜散水を行うことにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし
	廃棄物等の搬出入	廃棄物等の搬出入車両台数の低減	低減	高松市	ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努めることにより、沿道大気質への影響を低減できる。	なし	なし
		廃棄物等の搬出入車両の維持管理	低減	高松市	廃棄物等の搬出入車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つことにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
		運転手の教育・指導	低減	高松市	廃棄物等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし

7.2.2 騒音・超低周波音

騒音・超低周波音に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.2-1～表 7.2.2-2 に示す。

表 7.2.2-1 騒音・超低周波音に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施	工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入車両台数の低減	高松市	土地の改変に伴う発生土砂は、減量対策を推進し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数をできる限り減らすことにより、沿道騒音への影響を軽減できる。	なし	なし
		工事用資材等の搬出入車両の維持管理	高松市	工事用資材等の搬出入車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止することにより、沿道騒音の影響を抑制できる。	なし	なし
		運転手の教育・指導	高松市	工事用資材等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道騒音の発生を抑制できる。	なし	なし
	建設機械の稼働	低騒音型建設機械の採用	高松市	建設工事に使用する建設機械は、低騒音型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業騒音を低減できる。	なし	なし
		教育指導の実施	高松市	アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、建設機械に過剰な負荷をかけないように留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、騒音の発生を抑制できる。	なし	なし
		仮囲いの設置	高松市	建設工事の期間中においては、必要な範囲に仮囲いを設置することにより、周辺への騒音伝搬の減衰が期待できる。	なし	なし
施設の供用	施設の稼働	低騒音型設備機器の採用と配置	高松市	低騒音型の設備機器を採用するとともに、原則屋内に設置する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、吸音対策を施した室内に設置することにより、外部へ伝搬する騒音を低減できる。	なし	なし
		設備機器の維持管理	高松市	定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、騒音の発生を抑制できる。	なし	なし

表 7.2.2-2 騒音・超低周波音に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
施設の供用 廃棄物等の搬出入	廃棄物等の搬出入車両台数の低減	低減	高松市	ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努めることにより、沿道騒音への影響を低減できる。	なし	なし
	廃棄物等の搬出入車両の維持管理	低減	高松市	廃棄物等の搬出入車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止することにより、沿道騒音の影響を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	高松市	廃棄物等の搬出入にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道騒音の発生を抑制できる。	なし	なし

7.2.3 振動

振動に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.3-1 に示す。

表 7.2.3-1 振動に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施	工事用資材等の搬出入	工事用資材等の搬出入車両台数の低減	高松市	土地の改変に伴う発生土砂は、減量対策を推進し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数をできる限り減らすことにより、沿道振動への影響を軽減できる。	なし	なし
		工事用資材等の搬出入車両の維持管理	高松市	工事用資材等の搬出入車両の維持管理を徹底し、過剰な振動の発生を防止することにより、沿道振動の影響を抑制できる。	なし	なし
		運転手の教育・指導	高松市	工事用資材等の搬出入車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道振動の発生を抑制できる。	なし	なし
	建設機械の稼働	低振動型建設機械の採用	高松市	建設工事に使用する建設機械は、低振動型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業振動を低減できる。	なし	なし
		教育指導の実施	高松市	アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、建設機械に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、振動の発生を抑制できる。	なし	なし
施設の供用	施設の稼働	振動発生機器の配慮	高松市	低振動型の設備機器を採用し、また、特に大きな振動源となる設備機器は、必要に応じ、強固な基礎や独立基礎上に設置することにより、外部へ伝搬する振動を低減できる。	なし	なし
		設備機器の維持管理	高松市	定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、振動の発生を抑制できる。	なし	なし
	廃棄物等の搬出入	廃棄物等の搬出入車両台数の低減	高松市	ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努めることにより、沿道振動への影響を低減できる。	なし	なし
		運転手の教育・指導	高松市	廃棄物等の搬出入にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等、運転手に対して必要な教育・指導を徹底することにより、沿道振動の発生を抑制できる。	なし	なし

7.2.4 悪臭

悪臭に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.4-1 に示す。

表 7.2.4-1 悪臭に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
施設の供用	施設の稼働 (適切な燃焼管理)	低減	高松市	炉の適切な燃焼管理や監視を行い、排出ガスの伝搬による悪臭の影響を抑制することにより、悪臭による影響を低減できる。	なし	なし
	臭気の高温分解	低減	高松市	新施設稼働時には、施設内の空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行うことにより、悪臭による影響を低減できる。	なし	なし
	脱臭装置の設置	低減	高松市	炉停止時には脱臭装置による脱臭を行うことにより、悪臭による影響を低減できる。	なし	なし
	施設の稼働 (新施設(焼却施設)等からの漏洩)	低減	高松市	新施設においては、施設内を負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏れ出しを防ぐこと、関連施設(破碎施設)においては、密閉化によって建屋内からの臭気の漏れ出しを防ぐとともに、必要に応じて消臭剤の散布を行うことにより、悪臭による影響を低減できる。	なし	なし
	脱臭装置の設置	低減	高松市	新施設においては、炉休止時には脱臭装置による脱臭を行うこと、関連施設(資源化施設)においても、脱臭装置による脱臭を行うことにより、悪臭による影響を低減できる。	なし	なし

7.2.5 水質

水質に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.5-1 に示す。

表 7.2.5-1 水質に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施	仮設沈砂池の設置	低減	高松市	敷地内の雨水を仮設沈砂池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	仮設沈砂池の浚渫	低減	高松市	仮設沈砂池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	高松市	造成の終わった法面等は、速やかな転圧又は養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし

7.2.6 植物

植物に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.6-1 に示す。

保全対象となる重要な種の生育環境は新施設整備予定区域の中心付近であり、予定区域の面積が限られていることから、「回避」又は「低減」による保全は困難である。また、新施設整備予定区域の再設定には数年単位の時間を要し、既存施設の延命化も困難であることから、事業地の変更による「回避」も困難である。そのため、「影響を受ける」と予測された種の環境保全措置は、主に「代償」措置とした。

表 7.2.6-1(1) 植物に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施及び施設の供用 造成等の施工及び施設 の存在(生息地の消失 又は縮小)	地形改変の最小化	最小化	高松市	工事施工ヤードは対象事業実施区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、植物の生息生育環境の消失・縮小を最小化し、植物への影響を低減できる。	なし	なし
	個体の保護・移植	代償	高松市	土地の改変により主要な生育環境を改変される種 ^{注1)} 及び付随的に確認されたその他の重要な種 ^{注2)} について、周辺の生息生育環境への移植を行うことで、対象種への影響を回避・低減できる。	移植種の定着に不確実性あり	なし
	施工時の配慮	低減	高松市	工事関係者に対し、工事区域外への不要な立ち入りや植物の採取等を禁止することで、植物への影響を低減できる。	なし	なし

注 1) 対象種：ギンラン、アケボノシュスラン、イヌタヌキモ

注 2) 対象種：フトヒルムシロ

表 7.2.6-1(2) 植物に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施及び施設の供用 造成等の施工及び施設 の存在(土地の改変に伴う 水の濁り)	仮設沈砂池の設置	低減	高松市	敷地内の雨水を仮設沈砂池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	仮設沈砂池の浚渫	低減	高松市	仮設沈砂池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	高松市	造成の終わった法面は、速やかな転圧又は養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、改変範囲の下流生息生育する種 ^{注)} への影響を低減できる。	なし	なし

注) 対象種：フトヒルムシロ

7.2.7 動物

動物に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.7-1 に示す。

保全対象となる重要な種の生息環境は新施設整備予定区域の中心付近であり、予定区域の面積が限られていることから、「回避」又は「低減」による保全は困難である。また、新施設整備予定区域の再設定には数年単位の時間を要し、既存施設の延命化も困難であることから、事業地の変更による「回避」も困難である。そのため、「影響を受ける」と予測された種の環境保全措置は、主に「代償」措置とした。

表 7.2.7-1(1) 動物に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施及び施設の供用	地形改変の最小化	最小化	高松市	工事施工ヤードは新施設整備予定区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、動物の生息環境の消失・縮小を最小化し、動物への影響を低減できる。	なし	なし
	個体の保護・移殖	代償	高松市	土地の改変により主要な生息環境を改変される種 ^{注1)} 及び付随的に確認されたその他の重要な種 ^{注2)} について、周辺の生息環境への移殖を行うことで、対象種への影響を回避・低減できる。	移殖種の定着に不確実性あり	なし
	代償環境の整備	代償	高松市	土地の改変により主要な生息環境を改変される種のうち、周辺に生息環境が確保できない種 ^{注3)} については、既存の類似環境を整備し、代償環境を確保したうえで、移殖を行うことで、生息環境を代償し、対象種への影響を回避・低減できる。	移殖種の定着に不確実性あり	なし
	植栽の実施	低減	高松市	敷地内において、可能な限り植栽を施すことで、動物の生息環境を創出することができる。	なし	なし
	建設機械・工法の選定	低減	高松市	できる限り低騒音型の建設機械・工法を採用するよう努めることで、動物への影響を低減できる。	なし	なし
	施工時の配慮	低減	高松市	工事関係者に対し、工事区域外への不要な立ち入りや動物の採取等を禁止することで、動物への影響を低減できる。	なし	なし

注1) 対象種：セトウチサンショウウオ、ミナミメダカ

注2) 対象種：トノサマガエル、ベニイトトンボ、サラサヤンマ、タバサナエ、ヒメアカネ、オオミズムシ、スジヒラタガムシ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ、ドブシジミ

注3) 対象種：ヒメタイコウチ

表 7.2.7-1(2) 動物に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
工事の実施及び施設の供用 造成等の施工及び施設の存在（土地の改変に伴う水の濁り）	仮設沈砂池の設置	低減	高松市	敷地内の雨水を仮設沈砂池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	仮設沈砂池の浚渫	低減	高松市	仮設沈砂池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	高松市	造成の終わった法面等は、速やかな転圧又は養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし

7.2.8 生態系

生態系に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.8-1 に示す。

表 7.2.8-1 生態系に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響	
工事の実施及び施設の供用	造成等の施工及び施設の存在(生息地の消失又は縮小)	地形改変の最小化	最小化	高松市	工事施工ヤードは新施設整備予定区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、動物の生息環境、植物の生育環境の消失・縮小を最小化し、生態系への影響を低減できる。	なし	なし
		植栽の実施	低減	高松市	敷地内において、可能な限り植栽を施すことで、動物の生息環境を創出することができる。	なし	なし
		建設機械・工法の選定	低減	高松市	できる限り低騒音型の建設機械・工法を採用するよう努めることで、生態系への影響を低減できる。	なし	なし
		施工時の配慮	低減	高松市	工事関係者に対し、工事区域外への不要な立ち入りや動物・植物の採取等を禁止することで、生態系への影響を低減できる。	なし	なし
	造成等の施工及び施設の存在(土地の改変に伴う水の濁り)	仮設沈砂池の設置	低減	高松市	敷地内の雨水を仮設沈砂池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
		仮設沈砂池の浚渫	低減	高松市	仮設沈砂池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
		速やかな転圧等	低減	高松市	造成の終わった法面等は、速やかな転圧又は養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし

7.2.9 景観

景観に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.9-1 に示す。

表 7.2.9-1 景観に係る環境保全措置の検討結果

環境 影響 要因	措置の種類	措置の 区分	実施 主体	保全措置の内容及び効果	効果の 不確 実性	新たに 生じる 影響	
施設 の 供用	施設 の 存在	建造物の 意匠の検討	低減	高松市	建屋・煙突の形状及び配色に配慮することで、 周辺景観との違和感を低減できる。	なし	なし
		植栽の実施	低減	高松市	敷地内においても可能な限り植栽を施すこと で、周辺環境との調和を図ることができる。	なし	なし
		「高松市景観 計画」との整 合	低減	高松市	「建造物の意匠の検討」及び「植栽の実施」に おいては、「高松市景観計画」との整合を図ること で、地域環境の統一性を図ることができる。	なし	なし

7.2.10 廃棄物等

廃棄物等に係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.10-1 に示す。

表 7.2.10-1 廃棄物等に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容及び効果	効果の不確実性	新たに生じる影響	
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	適正な処理及び再利用	低減	高松市	建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な処理及び再利用を図ることにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
		適正な処分	低減	高松市	再利用及び再資源化が困難な建設副産物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処分を行うことにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
		再資源化の促進	低減	高松市	建設副産物は、再利用しやすい材料の使用や分別を徹底し、再資源化の促進に努めることにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
		建設発生土の再利用	低減	高松市	建設発生土は可能な限り埋戻土として対象事業実施区域内で再利用を図るとともに、再利用が困難な建設発生土については、工事間利用の促進に努めることにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
施設の供用	施設の供用	適正な処理及び処分	低減	高松市	施設供用後に発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に中間処理を行ったうえで、適正な処理・処分を行うことにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
		ごみ分別・減量化の推進	低減	高松市	ごみ分別回収の徹底及びごみの減量化の取り組みを推進することにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし

7.2.11 温室効果ガス

温室効果ガスに係る環境保全措置の検討結果を表 7.2.11-1 に示す。

表 7.2.11-1 温室効果ガスに係る環境保全措置の検討結果

環境 影響 要因	措置の種類	措置 の 区分	実施 主体	保全措置の内容及び効果	効果の 不確 実性	新たに 生じる 影響
施設 の 供用	エネルギー回 収・循環利用	低減	高松市	焼却処理により発生した余熱や発電した電力を、できる限り施設の内外で利用するなど、エネルギーの回収・循環利用に努めることにより、温室効果ガスによる影響を低減できる。	なし	なし
	再生可能エネル ギーによる発電 設備の導入	低減	高松市	太陽光発電等の再生可能エネルギーによる発電設備を導入することにより、温室効果ガスによる影響を低減できる。	なし	なし

第8章 事後調査計画

第8章 事後調査計画

8.1 事後調査の検討

事後調査については、香川県環境影響評価技術指針の規定により、事後調査の項目の選定については、以下のとおりとされている。これらを踏まえて、事後調査の必要性及び手法等を検討した。

- ①事後調査は、対象事業に係る工事に着手した後において、当該対象事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行うものであることから、原則として、選定項目について行うものとする。
- ②ただし、環境影響評価の結果において、その環境要素に及ぶおそれのある影響が軽微であり、かつ予測の不確実性が小さいと判断された項目については、事後調査の項目としなくてもよいものとする。また、事後調査の方法の選定にあたっては、以下に留意することと規定されている。
- ③環境影響評価で用いた調査方法を基本としながら、工事の実施中又は施設の供用時の事業活動を考慮して適切に選定するものとする。

8.2 事後調査の検討結果

8.2.1 事後調査の項目及び手法

(1) 事後調査の項目

本環境影響評価において、調査、予測及び評価を行った結果、動物、植物及び廃棄物等（建設発生土）を除く環境影響評価項目については、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響は回避又は低減が図られるとともに、基準又は目標との整合性も図られると評価した。

ただし、動物、植物及び廃棄物等（建設発生土）については、影響の程度を勘案し、事後調査を実施する。

また、工事中の工事用資材等の搬出入車両及び供用時の廃棄物等の搬出入車両に係る環境影響評価項目については、評価結果は環境保全目標値を下回り、影響は軽微であるが、一部の道路沿道において車両の走行台数の増加に伴う沿道環境の変化が比較的大きいことから、本事業による影響の程度を確認するため、事後調査を実施する。

事後調査を実施する環境影響評価項目を表 8.2.1-1 に示す。

表 8.2.1-1 事後調査を実施する環境影響評価項目

影響要因の区分			工事の実施			施設の供用				
			工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	一 時 的 な 影 響 造 成 等 の 施 工 に よ る	施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働	廃 棄 物 等 の 搬 出 入	廃 棄 物 の 発 生	
環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物					-		
			窒素酸化物	○	-			-	○	
			浮遊粒子状物質	○	-			-	○	
			粉じん等			-		-		
			塩化水素					-		
			ダイオキシン類					-		
			水銀					-		
		騒音・超低周波音	騒音	○	-			-	○	
			超低周波音					-		
		振動	○	-			-	○		
	悪臭					-				
	水環境	水質	浮遊物質量			-				
			水温							
有害物質等										
底質										
地下水質										
水象										
土壌環境・ その他の環境	地形・地質									
	地盤									
	土壌									
植物				●						
動物				●						
生態系				-						
景観					-					
人と自然との 触れ合いの活動の場										
廃棄物等				●			-			
水資源										
温室効果ガス						-				

注) 「●」は影響の程度を勘案し、事後調査を実施する項目である。

「○」は影響は軽微であるが、本事業による影響の程度を確認するため、事後調査を実施する項目である。

「-」は環境影響評価項目として選定し、予測評価を行った項目であるが、事後調査を実施しない項目である。

(2) 事後調査の手法
事後調査の手法等を表 8.2.1-2 に示す。

表 8.2.1-2(1) 事後調査の手法等（工事の実施）

影響要因	環境要素	調査対象	調査地点	調査時期	調査方法
工事用資材等の搬出入	大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窒素酸化物 ・ 浮遊粒子状物質 	<p>予測・評価を実施した道路沿道とし、現地調査を実施した計3地点とする。</p>	<p>予測・評価を実施した時期と同様とし、造成工事中における工事用車両台数が最大となる時期とする。(1週間×4季(春、夏、秋、冬))</p>	<p>窒素酸化物については、オゾンを用いる化学発光法とし、試料採取高さは地上から1.5mとする。浮遊粒子状物質については、ベータ線吸収法とし、試料採取高さは地上から3.0mとする。</p>
	騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通騒音 ・ 道路交通の状況(交通量) 		<p>予測・評価を実施した時期と同様とし、造成工事中における工事用車両台数が最大となる月とする。 (平日1日×24時間連続)</p>	<p>道路交通騒音は、環境基準において定められた騒音についての測定の方法とし、測定高さは地上高さ1.2mとする。</p> <p>道路交通の状況は、大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とする。</p>
	振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通振動 ・ 道路交通の状況(交通量) 			<p>道路交通振動は、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考4及び7の規定による振動についての測定の方法とし、測定高さは地表面とする。</p> <p>道路交通の状況は、大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とする。</p>
造成等の施工による一時的な影響及び施設の存在	動物	セトウチサンシヨウウオ、ミナミメダカ、ヒメタイコウチ	移植地とする。	移植後2年～4年を基本とし、対象種の確認適期を基本として実施する。	個体の捕獲による生息確認とする。
	植物	ギンラン、アケボノシユスラン、イヌタヌキモ	移植地とする。	移植後2年を基本とし、対象種の花開を基本として実施する。	目視による生育確認とする。
	廃棄物等	建設発生土	対象事業実施区域 内とする。	工事期間中とする。	建設発生土の発生量及び再利用量を工事関連資料より確認する。

表 8.2.1-2(2) 事後調査の手法等（施設の供用）

影響要因	環境要素	調査項目	調査地点	調査時期	調査方法
廃棄物等の搬出入	大気質	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 	<p>予測・評価を実施した道路沿道とし、現地調査を実施した計5地点とする。</p>	<p>予測・評価を実施した時期と同様とし、施設の稼働が定常状態となる時期とする。 (1週間×4季(春、夏、秋、冬))</p>	<p>窒素酸化物については、オゾンを用いる化学発光法とし、試料採取高さは地上から1.5mとする。 浮遊粒子状物質については、ベータ線吸収法とし、試料採取高さは地上から3.0mとする。</p>
	騒音	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通騒音 道路交通の状況(交通量) 		<p>予測・評価を実施した時期と同様とし、施設の稼働が定常状態となる時期とする。 (平日1日×24時間連続)</p>	<p>道路交通騒音は、環境基準において定められた騒音についての測定の方法とし、測定高さは地上高さ1.2mとする。 道路交通の状況は、大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とする。</p>
	振動	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通振動 道路交通の状況(交通量) 			<p>道路交通振動は、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考4及び7の規定による振動についての測定の方法とし、測定高さは地表面とする。 道路交通の状況は、大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とする。</p>

8.2.2 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった 場合の対応方針

事後調査の結果から、事業の実施による環境影響の程度が予測・評価の結果と比較して、著しいことが明らかになった場合は、直ちに関係機関に報告するとともに、追加の環境保全措置の検討・実施し、影響を軽減するための対策を講じる。

8.2.3 事後調査報告書の送付予定時期

事後調査報告書は、工事完了の1年後を目途に提出する。

なお、事業の実施による環境影響の程度が、予測・評価の結果と比較して、影響が著しいことが明らかになった場合は、直ちに報告する。

第9章 対象事業に係る環境影響の 総合的な評価

第9章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本事業の実施が環境に及ぼす影響の評価は、以下の2つの観点から行った。

1. 環境影響の回避・低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか。

2. 環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価

国、県又は関係市町が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているか。

本事業の実施が環境に及ぼす影響として、「大気質」、「騒音・超低周波音」、「振動」、「悪臭」、「水質」、「植物」、「動物」、「生態系」、「景観」、「廃棄物等」及び「温室効果ガス」について、既存の知見及び現地調査結果を踏まえて予測を行うとともに、環境保全措置の検討を行った。

その結果、本事業について工事中及び供用後において適切な環境保全措置を実施することで、いずれの項目も環境の保全に係る基準又は目標との整合性はおおむね図られるとともに、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されることから、環境保全への配慮は適正であると判断した。

第 10 章 環境影響評価の委託先の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所
の所在地

第10章 環境影響評価の委託先の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地

10.1 環境影響評価の委託先の名称

パシフィックコンサルタンツ株式会社 四国支社

10.2 環境影響評価の委託先の代表者の氏名

支社長 石丸 奨

10.3 環境影響評価の委託先の主たる事務所の所在地

香川県高松市サンポート2番1号
(高松シンボルタワー・サンポートビジネススクエア)